

令和6年11月29日（金曜）

議 事 日 程 第1号

令和6年11月29日（金曜）午前10時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 第 1 | 会期の件 | |
| 第 2 | 議第245号 | 専決処分の報告について |
| 第 3 | 議第246号 | 令和6年度熊本市一般会計補正予算 |
| 第 4 | 議第247号 | 同 国民健康保険会計補正予算 |
| 第 5 | 議第248号 | 同 介護保険会計補正予算 |
| 第 6 | 議第249号 | 同 後期高齢者医療会計補正予算 |
| 第 7 | 議第250号 | 同 農業集落排水事業会計補正予算 |
| 第 8 | 議第251号 | 同 競輪事業会計補正予算 |
| 第 9 | 議第252号 | 同 植木中央土地区画整理事業会計補正
予算 |
| 第 10 | 議第253号 | 同 奨学金貸付事業会計補正予算 |
| 第 11 | 議第254号 | 同 病院事業会計補正予算 |
| 第 12 | 議第255号 | 同 水道事業会計補正予算 |
| 第 13 | 議第256号 | 同 下水道事業会計補正予算 |
| 第 14 | 議第257号 | 同 交通事業会計補正予算 |
| 第 15 | 議第258号 | 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に
ついて |
| 第 16 | 議第259号 | 熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について |
| 第 17 | 議第260号 | 熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正につ
いて |
| 第 18 | 議第261号 | 熊本市教育長の給与等に関する条例の一部改正につい
て |
| 第 19 | 議第262号 | 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一
部改正について |
| 第 20 | 議第263号 | 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部改正について |
| 第 21 | 議第264号 | 熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部改正につい
て |
| 第 22 | 議第265号 | 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改
正について |
| 第 23 | 議第266号 | 熊本市老人憩の家条例の一部改正について |
| 第 24 | 議第267号 | 熊本市水道条例の一部改正について |
| 第 25 | 議第268号 | 熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設 |

			置等に関する条例の一部改正について
第 26	議第269号	熊本市下水道条例の一部改正について	
第 27	議第270号	熊本市屋外広告物許可申請等手数料条例の一部改正について	
第 28	議第271号	熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について	
第 29	議第272号	熊本市森林学習館条例を廃止する条例の制定について	
第 30	議第273号	市道の認定について	
第 31	議第274号	同	
第 32	議第275号	同	
第 33	議第276号	同	
第 34	議第277号	同	
第 35	議第278号	同	
第 36	議第279号	同	
第 37	議第280号	同	
第 38	議第281号	同	
第 39	議第282号	同	
第 40	議第283号	同	
第 41	議第284号	同	
第 42	議第285号	同	
第 43	議第286号	同	
第 44	議第287号	同	
第 45	議第288号	同	
第 46	議第289号	同	
第 47	議第290号	当せん金付証票の発売について	
第 48	議第291号	和解の成立について	
第 49	議第292号	指定管理者の指定について	
第 50	議第293号	同	
第 51	議第294号	同	
第 52	議第295号	同	
第 53	議第296号	同	
第 54	議第297号	同	
第 55	議第298号	同	
第 56	議第299号	同	
第 57	議第300号	同	
第 58	議第301号	字の区域の変更について	
第 59	議第302号	工事請負契約締結について	

第 60 議第303号 同

第 61 議第304号 同

午前10時00分 開会

○寺本義勝議長 令和6年第4回定例会は本日をもって招集されました。

これより会議を開きます。

○寺本義勝議長 この際、会議規則第3条第2項の規定により、議席の一部をただいま御着席のとおり変更いたします。

○寺本義勝議長 次に、会議規則第83条の規定により、会議録署名議員を指名いたします。島津哲也議員及び吉田健一議員をお願いいたします。

○寺本義勝議長 日程に入るに先立ちまして御報告いたします。

まず、満永寿博議員より議会運営委員の辞任願が、また、松川善範議員より庁舎整備に関する特別委員の辞任願が提出されましたので、熊本市議会委員会条例第10条ただし書の規定により11月1日付、本職において許可し、その後任として同条例第4条第3項の規定により同日付、議会運営委員に三森至加議員を、庁舎整備に関する特別委員に山本浩之議員を選任いたしました。

次に、市長並びに監査委員より、関係法令に基づき送付を受けました報告書類は、お手元に配付いたしておきましたので、これにより御承知願います。

また、去る10月7日、人事委員会委員長より、さきに配付のとおり、職員の給与等に関する報告及び勧告がありました。

また、お手元に配付しております議員派遣報告書のとおり、本職において議員の派遣を決定いたしました。

以上、御報告いたします。

〔配付した書類〕

市長より、

地方自治法第180条第2項の規定に基づく

報第51号 専決処分の報告について

報第52号 同

報第53号 同

報第54号 同

報第55号 同

報第56号 同

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく

報第57号 一般財団法人熊本市公共交通公社の経営状況について
熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例第10条第2項の規定に基づく

報第49号 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の実施状況について

熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例第12条の規定に基づく

報第50号 中小企業の振興に関する施策の実施状況並びに熊本市中小企業活性化会議における審議の経過及び結果について

監査委員より

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく

熊監発第244号 例月出納検査の結果について

議員派遣報告書

令和6年11月29日

地方自治法第100条第13項及び熊本市議会会議規則第148条第1項ただし書の規定により次のとおり議員を派遣した。

記

(1) 派遣目的 税財政関係特別委員会の党派別要望運動のため

(2) 派遣場所 東京都千代田区

(3) 派遣期間及び派遣議員

令和6年11月14日 高瀬千鶴子議員

令和6年11月20日～21日 澤田昌作議員

令和6年11月21日 上野美恵子議員

令和6年11月25日～26日 吉村健治議員

令和6年11月25日～26日 村上博議員

○寺本義勝議長 日程第1「会期の件」についてお諮りいたします。

今回の定例会の会期は、本日から12月19日まで21日間とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日まで21日間とすることに決定いたしました。

○寺本義勝議長 日程第2ないし日程第61を一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

[深水政彦副市長 登壇]

○深水政彦副市长 提案理由につきまして、市長に代わり御説明申し上げます。

説明に先立ちまして、三笠宮妃百合子様のご逝去の報を受け、熊本市民を代表いたしまして謹んで哀悼の意を表します。

三笠宮妃百合様は、1948年から約60年にわたり母子愛育会の総裁を務められましたほか、日本赤十字社の名誉副総裁も務められるなど、幅広い分野において多大なる御貢献をなされました。

皇室はじめ、御近親の方々の深いお悲しみを拝察申し上げますとともに、三笠宮妃百合様のご霊の安らかならんことを、市民の皆様と共に祈り申し上げます。

続きまして、職員の不祥事について、おわびと御報告を申し上げます。

去る9月、熊本市中心街の飲食店等において、盗撮行為を行った消防局職員を10月18日付で、また、令和6年第3回定例会で御報告いたしました不同意わいせつ罪の疑いで逮捕されました経済観光局の職員を11月25日付で懲戒免職処分いたしました。

さらに、昨日11月28日に、会計年度任用職員が警察に逮捕されるという事案が発生いたしました。

不祥事の根絶に向け、全庁を挙げて取り組んでいる中、このような事案が立て続けに発生しましたことを大変重く受け止めており、議員各位をはじめ市民の皆様に対しまして、深くおわびを申し上げます。

申し訳ございませんでした。

逮捕された職員につきましては、捜査状況や刑事手続を見守りつつ、今後、事実関係が明らかになった時点で厳正に対処してまいります。

今回の件を受けまして、改めて職員の法令遵守はもとより、常に全体の奉仕者として、強い自覚と緊張感を持って行動するよう指示したところです。

続きまして、市電のインシデントについて御報告申し上げます。

去る11月9日及び15日に、熊本市電が交通信号が赤にもかかわらず、交差点内に進行するというインシデントが立て続けに発生いたしました。

このような危機的状況を受け、現在作成しております軌道運送高度化実施計画について、安全の再構築を担保するため、本年9月に九州運輸局から受けた改善指示事項や今後取りまとめられる予定のインシデント外部検証委員会の最終報告を踏まえ、改めて内容を精査するよう指示いたしました。

軌道運送高度化実施計画の国への申請が遅れることで、来年4月に予定しておりました上下分離の導入も延期となりますが、公共交通の使命である「安全」を確保するためには、やむを得ない判断だと考えております。

議員各位をはじめ、市民の皆様には大変御心配をおかけいたしますが、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今後とも、市民の皆様が熊本市電を安心して御利用いただけるよう、安全管理体制の再構築に努めてまいります。

次に、3点御報告を申し上げます。

まず、GDSアワードの受賞について御報告いたします。

GDSとは、Global Destination Sustainabilityの略語で、オランダのアムステルダムに本部を持つ国際会議協会、通称ICCA（イッカ）が中心となって運営する国際会議や展示会などMICE（マイス）の持続的な推進を図るためのプログラムであり、世界100都市以上の取組を指標化し、ランキング形式で公表しています。

本市は、昨年度から本プログラムに参加しており、このたび、これまでの環境保全の取組に加え、新たにMICE誘致戦略に持続可能な取組を盛り込み、地元の関係事業者へ研修を実施したこと等が高く評価され、日本で初めてGDSアワードの部門賞を受賞いたしました。

この受賞を契機として、今後さらに、本市の水資源や環境保全をはじめとする持続可能な取組を世界に発信するなど、国内外へのプロモーション活動を強化し、国際会議の誘致や国内外からの観光客の誘客を推進してまいります。

次に、11月16日に開催いたしました熊本市・福井市姉妹都市提携30周年記念セレモニーについて御報告いたします。

この記念セレモニーは、去る7月21日、市長と寺本議長をはじめとする熊本市訪問団が福井市で開催されました記念式典に出席し、姉妹都市盟約確認書の再調印を交わしたことを受け、西行福井市長をはじめとする福井市訪問団を桜の馬場城彩苑へお招きし開催いたしました。

当日は、友好の象徴とされる「扇」の交換を行ったほか、EXILE/EXILE THE SECONDで活躍する本市出身のNESMITHさんと福井市食のPR大使である橘ケンチさんを交えたトークイベントを開催するなど、観覧された皆様に、本市と福井市の友好関係を広く知っていただけたものと考えております。

今後とも、様々な分野での交流を次世代へ受け継ぐとともに、両市の友好の絆をさらに深めてまいります。

最後に、昨年度に引き続き開催されましたバドミントンの国際大会、熊本マスターズジャパン2024について御報告いたします。

2年目となる今年は、パリオリンピックのメダリストなど、世界22か国から213名の選手が熊本市に集結し、11月12日から17日の6日間にわたり、熱い闘いが繰り広げられました。

大会期間中は、県内はもとより、国内外から1万9,000人を超える方々が来場され、迫力あるトップレベルのプレーの観戦や熊本市の観光を楽しまれました。

特に、17日に行われました女子シングルの決勝では、地元再春館製薬所の山口茜選手が、本大会で日本勢初となる優勝を飾るなど、大会を通じて、多くの市民の皆様にはスポーツのすばらしさや感動をお伝えすることができたものと考えております。

本大会は、2026年まで毎年熊本市で開催されますことから、引き続き関係団体との連携の下、大会のさらなる充実に向け取り組んでまいります。

それでは、提出議案について、説明に入らせていただきます。

今回の補正予算案は、物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等への支援経費や、県内の路線バス事業者が販売する「渋滞をなくそう！半額パス」事業の支援等に要する経費のほか、高校生等の自転車利用における安全を確保するためのヘルメット購入費助成に要する経費など、今後速やかに対応する必要があるものを計上しております。

また、来年度当初から業務を開始することとなる施設の維持管理経費等について、今年度中に入札等の契約事務を実施するための債務負担行為を計上しております。

まず、補正予算案の概要について申し上げますと、一般会計において49億872万円の増額、補正後の予算額4,084億4,168万円、特別会計において28億1,424万円の増額、補正後の予算額2,450億167万円、企業会計において4億4,860万円の増額、補正後の予算額863億7,921万円となり、全会計の合計では補正額81億7,156万円、合計の補正後予算額は7,398億2,256万円となりました。

補正後の予算を前年同期と比較しますと、一般会計では0.6%の増、特別会計では5.3%の増、企業会計では3.0%の増、全会計の合計額では2.4%の増となっております。

主な内容について分野別に申し上げます。

まず、健康福祉部門及びこども部門では、先ほど申し上げました物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等に対する光熱水費等の支援に要する経費を計上しております。

次に、環境部門では、白川中流域における水田湛水協力農家への助成金に要する経費を計上しております。

次に、農水部門では、水田の畑地化に伴う土地改良区への協力金等の支援に要する経費のほか、豪雨により被災した農地等の災害復旧に要する経費を計上しております。

次に、都市建設部門では、先ほど申し上げました県内の路線バス事業者が販売する「渋滞をなくそう！半額パス」事業の支援等に要する経費のほか、高校生等の自転車利用における安全を確保するためのヘルメット購入費助成に要する経費などを計上しております。

次に、教育部門では、就学援助認定世帯に対する臨時特別給付金の給付のほか、学校における給食食材費の高騰に対する支援に要する経費を計上しております。

以上が、補正予算の歳出の説明でございますが、これを賄う財源として、それぞれの歳出に見合う国・県支出金等の特定財源や市債を計上しますとともに、一般財源として繰越金を充当しております。

続きまして、条例等の議案であります。主なものといたしまして、「熊本市水道条例の一部改正」及び「熊本市下水道条例の一部改正」について御説明いたします。

これは、令和8年1月1日以降に水道料金及び下水道使用料の徴収方法として、あらかじめ登録されたクレジットカードによる自動決済を導入すること等に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、本市一般職の職員の給与に関する条例など、給与関係条例7件の一部改正につきましては、施行日の関係で先議をお願いしたいと考えております。

その他の議案につきましては、末尾に簡単な理由を付しておきましたので、説明を省かせていただきます。

以上で説明を終わりますが、何とぞ慎重に御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○寺本義勝議長 提案理由の説明は終わりました。

この際、申し上げます。

ただいま議題となっております議案のうち、議第258号、議第262号、議第263号、議第265号、以上4件につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、あらかじめ人事委員会の意見を聞いてありますので、その回答をお手元に配付いたしておきました。

それでは議案を付託いたしますが、議第258号ないし議第263号、議第265号、以上7件を除き付託いたします。

お手元に配付しております付託議案一覧表のとおり、それぞれ関係委員会に付託いたします。

令和6年
第4回定例会 委員会付託議案一覧表

予算決算委員会

議第245号	専決処分の報告について
議第246号	令和6年度熊本市一般会計補正予算
議第247号	同 国民健康保険会計補正予算
議第248号	同 介護保険会計補正予算
議第249号	同 後期高齢者医療会計補正予算
議第250号	同 農業集落排水事業会計補正予算
議第251号	同 競輪事業会計補正予算
議第252号	同 植木中央土地区画整理事業会計補正予算
議第253号	同 奨学金貸付事業会計補正予算
議第254号	同 病院事業会計補正予算
議第255号	同 水道事業会計補正予算
議第256号	同 下水道事業会計補正予算
議第257号	同 交通事業会計補正予算
議第264号	熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部改正について
議第267号	熊本市水道条例の一部改正について
議第269号	熊本市下水道条例の一部改正について
議第270号	熊本市屋外広告物許可申請等手数料条例の一部改正について
議第271号	熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正につ

いて

総務委員会

- 議第290号 当せん金付証券の発売について
- 議第291号 和解の成立について
- 議第302号 工事請負契約締結について
- 議第303号 同
- 議第304号 同

教育市民委員会

- 議第292号 指定管理者の指定について
- 議第293号 同
- 議第301号 字の区域の変更について

厚生委員会

- 議第266号 熊本市老人憩の家条例の一部改正について
- 議第294号 指定管理者の指定について
- 議第295号 同
- 議第296号 同

環境水道委員会

- 議第268号 熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

経済委員会

- 議第297号 指定管理者の指定について
- 議第298号 同

都市整備委員会

- 議第272号 熊本市森林学習館条例を廃止する条例の制定について
- 議第273号 市道の認定について
- 議第274号 同
- 議第275号 同
- 議第276号 同
- 議第277号 同
- 議第278号 同
- 議第279号 同
- 議第280号 同
- 議第281号 同
- 議第282号 同
- 議第283号 同
- 議第284号 同
- 議第285号 同

議第286号	同
議第287号	同
議第288号	同
議第289号	同
議第299号	指定管理者の指定について
議第300号	同

○寺本義勝議長 次に、議第258号ないし議第263号、議第265号、以上7件については、会議規則第36条第2項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、以上7件については、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

上野美恵子議員より質疑の通告が提出されておりますので、発言を許します。上野美恵子議員。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

議第259号「市長等の給与に関する条例の一部改正」、議第260号「企業管理者の給与に関する条例の一部改正」、議第261号「教育長の給与に関する条例の一部改正」について一括して質疑を行います。

1、市長等特別職の期末手当引上げは、どのようにして決められたのでしょうか、経緯を御説明ください。

2、各議案に提案されております特別職等の期末手当引上げの理由と0.05%の引上げ率の根拠について御説明ください。

3、止まらない物価高に収入が追いつかず、市民生活は逼迫しています。生活保護世帯や年金受給世帯などは物価高騰の影響をとりわけ大きく受けております。所得が少なく生活が厳しい方々の暮らしの実情について、どのように御認識をお持ちでしょうか。

4、市長はじめ、特別職等の給与報酬手当等は決して低いものではなく、市民が納める税金を原資としていることを考慮するならば、今回の期末手当引上げは見合わせるべきではないでしょうか。その検討はされたのでしょうか。

5、職員給与等の改定を行うことと併せて給与等が上がらない世帯、生活困窮世帯に対し、物価高騰への支援策を実施すべきではないでしょうか。

1点目、2点目を総務局長に、3点目以降は市長への質問ですが、本日は御欠席ですので、代わって深水副市長にお尋ねいたします。

〔津田善幸総務局長 登壇〕

○津田善幸総務局長 私からは、市長等特別職の期末手当引上げ決定の経緯等2点についてお答えいたします。

まず、引上げ決定の経緯につきましては、これまでも人事院及び本市人事委員会の勧告内容を基に、内部で検討し、条例の改定を行っているところでございます。

次に、引上げ率の根拠についてでございますが、一般職の引上げ率につきましては、本市人事委員会からの期末手当0.05月の引上げ勧告があり、本定例会に改正のための条例案を上程しております。

市長等特別職の期末手当につきましては、こうした一般職の引上げの状況や他都市の動向等を踏まえ検討を重ねた結果、一般職と同様とすることが相当と判断したものでございます。

〔深水政彦副市長 登壇〕

○深水政彦副市長 3点の御質問に順次お答え申し上げます。

我が国の現在の物価高騰への対応につきましては、高水準の賃上げや最低賃金の過去最高額への引上げに加えまして、ガソリン補助等の延長等の各種対策が国により講じられておりますものの、10月の本市消費者物価指数は、前年比で3.0%と上昇を続けており、生活保護世帯等の生計維持においても、依然として厳しい状況にあるものと認識しております。

特別職等の今回の期末手当の引上げにつきましては、先ほど総務局長が答弁いたしましたとおり、人事委員会勧告を受け、他都市の状況等踏まえ、検討を重ねたところでございまして、一般職と同様の対応を取ることが妥当と判断したところでございます。

物価高騰対策につきましては、これまでも様々な支援を行ってきたところではございますが、本定例会におきましても、就学援助世帯への教育費の負担軽減や、子育て世帯の給食費負担の軽減、社会福祉施設等への支援等の予算を計上しているところでございまして、今後も国の交付金等を活用し、適切に支援を実施してまいりたいと考えております。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 特別職等の給与報酬等は、人事委員会の勧告によるものではなく、条例事項になっておりまして、その妥当性は特別職報酬等審議会で審議され、適正な額についての検討結果が答申として出され、それを基に改定されていきます。

一方、期末手当額の審議は、特別報酬等審議会の所掌事項に入っておりません。局長答弁にありましたように、一般職の引上げ状況や他都市の状況を踏まえての検討がなされているようですが、その検討は、自分たちのボーナスはどのぐらい引き上げようかという内部での検討であり、言わば、お手盛りのボーナス増額です。

今回、提案されております期末手当0.05%の引上げは、その影響額で、市長が7万1,580円、副市長が5万6,940円の増加額です。

もともと給与で、市長が月額119万3,000円、副市長が月額94万9,000円です。一般の市民から見れば、高額な給与です。先ほどの深水副市長は、10月の本市消費者物価指数は前年比で3%上昇を続け、生活保護世帯の生計維持費が、依然厳しいと認識していると答弁されました。

ならば、年金生活者や生活保護世帯のような低所得者を置き去りにして、特別職等のボーナスを上げるのでしょうか。収入が増えずにボーナスも支給されない年金世帯や、生活保護世帯の現状をリアルに認識されているとは到底思えません。

本市、人事委員会報告の参考資料には、世帯の標準生計費も記載されていますが、独り世帯では13万5,264円で、満額でも月6万8,000円となっております。年金額、国民年金で到底賄えない額です。生活保護世帯でも、各種手当は若干変更されているものの、基本となる生活扶助費等は5年ごとに改定されることになってはいますが、ちょうど改定の年であった昨年、据置きとなり、基本的な生活費は、この止まらない物価高の中で増えていません。

一方の家計支出の面では、消費者物価指数は答弁されたように本市でも大きく上昇していますが、その内容を総務省の報告から詳細に見ると、特に大きく上がっているのが食料品で、穀類が13.5%、次いで野菜、果物の6.6%、飲料6.1%、肉類5%と続いています。中でも断然トップなのが米の60.3%です。食料品を中心とした日常生活に欠かせない物の値上がり、低所得世帯の日々の暮らしを直撃しています。

深水副市長は答弁で、人事委員会勧告や他都市の状況を踏まえて、一般職と同様に引き上げることが妥当だと判断したと言われましたが、こうした状況で、特別職の期末手当の増額が妥当だと言えるのでしょうか。困窮する市民に理解されると思われているのでしょうか。

引上げについては内部検討で、市長、副市長の二役でも相談されたと思いますが、一体どんな検討がされたのでしょうか。検討過程で引上げは見合わせるというそんな検討はなかったのでしょうか。深水副市長にお尋ねいたします。

〔深水政彦副市長 登壇〕

○深水政彦副市長 先ほども、答弁いたしましたとおり、今回の改定につきましては、人事委員会勧告等を踏まえ、他都市の状況等を併せて検討を重ねていたところでございます。市長以下我々で検討を重ねた結果、今回の上程に至ったところでございます。

以上です。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 人事委員会の報告、答申を基に検討をしたという答弁をなさいました。

しかし、この特別職の手当につきましては、この対象外になっています。だから、当然、自分たちでもっと検討を深めて、判断をすることができる内容のものであります。

74万市民のトップとして、選挙で選ばれた市長は、政治家であり、予算の提案者である市長、雇用されて働く労働者とは違います。給与の原資は税金でもあり、給与期末手当等の改定とその額は納税者である市民の理解が得られるものでなければなりません。

しかし、答弁をお聞きし、二役での検討には市民感覚が欠けていたと思います。

また、人事委員会の報告では、人事管理に関するの課題についても述べられ、コンプライアンスの推進、法令遵守に取り組んでいると書かれています。市民からの信頼は公務員の基礎となるものであるとコンプライアンスの基本を明らかにする一方で、事務上のミスや不祥事が減らず、市民の信頼を損ない、市政全般の信頼、信用を失墜させている現状が述べられています。

苦言にはなりますが、交通事業では、相次ぐ重大インシデントの発生に市民の厳しい目が注がれています。昨日の地元紙一面には、公共交通の問題で市民の声が紹介されていました。市電については、運賃は頻繁に上がるのに、サービスがなっていないように思われるというものでしたが、事故ばかり起こしている市電が、市民には物価高の中で運賃値上げを押しつけ、一方、民間ならば社長に当たる事業管理者のボーナスを引き上げるとするのは、市民の信頼を損ねるだけでなく、市民は怒るのではないのでしょうか。市電100周年では安全運行の講演された市長にも、問われる問題だと考えます。

様々な面から特別職等のボーナス引上げを、市民感覚で考えるならば、漫然と引き上げるという判断には至らないと思います。

長期にわたる賃金の低迷に物価高騰が加わって、実質賃金が減少し続ける下で、一般職や会計年度任用職員等の給与引上げは、今後、全ての労働者の賃金上昇につながるものとして大切なことであり、暮らしと経済を前向きに牽引していきます。

一方、物価高に苦しむ市民の生活の実情等を考慮するならば、市長特別職の期末手当の引上げは見合わせるべきです。

低所得世帯の支援についても、今議会に提案されている就学援助世帯への教育費負担軽減や給食費の負担軽減策などが紹介されました。この点では、政府は今年22日に、重点支援交付金の追加についてを閣議決定し、物価高騰への対応などを柱にした経済対策の財源となる交付金を増額しています。自治体に対しては、可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたしますと要請し、自治体の早期予算化と対策の早期執行に向けた検討を求めています。この交付金は、従来の制度と変わらない制度設計で、自由度が高く、自治体の実情に合わせ使いやすしいものとなっています。

内容には、低所得世帯支援枠が追加されています。重点支援交付金の追加出資と増額を受けて、低所得世帯への支援は、提案されていることも分野の支援にとどまらず、低所得世帯支援枠を大至急、最大限に活用し、物価高騰に苦しむ市民への支援を追加補正という形で、早急に実施していただくよう要望して、質疑といたします。

○寺本義勝議長 以上で質疑は終わりました。

別に討論の通告がありませんので、これより採決いたします。

それでは、まず議第258号、議第262号、議第263号、議第265号以上4件を一括して採決いたします。

以上4件を「可決」することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、いずれも「可決」することに決定いたしました。

次に、議第260号、議第261号、以上2件を一括して採決いたします。

以上2件を「可決」することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○寺本義勝議長 起立及び挙手多数。

よって、いずれも「可決」することに決定いたしました。

次に、議第259号を採決いたします。

本案に対し、賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○寺本義勝議長 起立及び挙手多数。

よって、本案は「可決」することに決定いたしました。

○寺本義勝議長 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

明30日から12月2日まで3日間は、休日並びに議案調査のため休会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、明30日から12月2日まで3日間は、休会することに決定いたしました。

次会は、12月3日（火曜日）定刻に開きます。

○寺本義勝議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午前10時33分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和6年11月29日

出席議員 46名

1番	寺本義勝	2番	大畠澄雄
3番	村上 磨	4番	瀬尾誠一
5番	菊地渚沙	6番	山中惣一郎
7番	井坂隆寛	9番	村上誠也
10番	古川智子	11番	荒川慎太郎
12番	松本幸隆	13番	中川栄一郎
14番	松川善範	15番	筑紫るみ子
16番	井芹栄次	17番	島津哲也
18番	吉田健一	19番	齊藤 博
20番	田島幸治	21番	日隈 忍
22番	山本浩之	23番	北川 哉
24番	平江 透	25番	吉村健治
26番	山内勝志	27番	伊藤和仁
28番	高瀬千鶴子	29番	小佐井賀瑞宜
30番	田中敦朗	31番	高本一臣
32番	西岡誠也	33番	田上辰也
34番	三森至加	35番	浜田大介
36番	井本正広	37番	大石浩文
38番	田中誠一	39番	坂田誠二
40番	落水清弘	41番	澤田昌作
43番	満永寿博	44番	紫垣正仁
45番	藤山英美	47番	上野美恵子
48番	上田芳裕	49番	村上 博

欠席議員 1名

8番 木庭功二

説明のため出席した者

副市長	深水政彦	副市長	中垣内隆久
政策局長	三島健一	総務局長	津田善幸
財政局長	原口誠二	文化市民局長	早野貴志
健康福祉局長	林将孝	こども局長	木櫛謙治
環境局長	村上慎一	経済観光局長	村上和美
農水局長	金山武史	都市建設局長	秋山義典
消防局長	平井司朗	交通事業管理者	井芹和哉
上下水道事業 管理者	田中俊実	教育長	遠藤洋路
中央区長	土屋裕樹	東区長	本田昌浩
西区長	石坂強	南区長	本田正文
北区長	吉住和征		

職務のため出席した議会局職員

局長	江幸博	次長	中村清香
議事課長	池福史弘	政策調査課長	岡島和彦

令和6年12月3日（火曜）

議 事 日 程 第2号

令和6年12月3日（火曜）午前10時開議

第 1 一般質問

午前10時00分 開議

- 寺本義勝議長 おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。

- 寺本義勝議長 日程第1「一般質問」を行います。
発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。
まず、井本正広議員の発言を許します。井本正広議員。

〔36番 井本正広議員 登壇 拍手〕

- 井本正広議員 皆さん、おはようございます。公明党熊本市議団の井本正広でございます。本定例会トップバッターでの登壇の機会をいただきましたこと、先輩、同僚議員の皆様に御礼を申し上げます。

また、師走のお忙しいところ傍聴においでいただいた皆様、インターネットで視聴をしていただいている皆様、大変にありがとうございます。

公明党は昭和39年11月17日に結党し、本年で60年を迎えました。当初、どの政党から見向きもされなかった福祉を政治の主流に押し上げ、今や全世代型社会保障へと結実、軽減税率やバリアフリーなど、生活者目線の政策を形にしていまいりました。

党創立者の池田大作創価学会第3代会長が示された、大衆とともに語り、大衆とともに闘い、大衆の中に死んでいくとの立党精神があります。この立党精神に基づき、現場第一主義に徹する行動力、小さな声を聞く力、国と地方のネットワークを生かした政策実現力を培い、それを持ち味としてまいりました。

今回も、そうした声を基に質問をしていまいります。市長並びに執行部の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、がん患者の方を対象とした支援について2点お伺いいたします。

1点目は、アピアランスケア推進事業についてであります。

がん治療に伴う脱毛や手術痕など、外見、アピアランスの変化による心理的苦痛を軽減し、社会参加を後押しするアピアランスケア推進事業は、本市では、我が会派の強い申し入れもあり本年6月にスタートしました。

早速ウィッグ助成を利用したといううれしい報告がありました。私は7月から抗がん剤治療を受け、驚いたことがあります。一つは脱毛。副作用で髪が8割ほど抜けました。もう一つは、医療用ウィッグが思いのほか高額なのに、購入費用に対する助成はまだ一部の市区町村でしか実施されていないことです。入院時の同室の方は、近隣

市町村で助成がないことを残念がっていました。誰もががん治療を前向きに進められるよう、助成を全国に広げてくださいとのことでした。また、金銭的な問題ではなく、行政が自分たちのことを考えてくれている、取り残されていないんだと感じられてとてもうれしかったとの喜びの声でありました。

そこで、お伺いいたします。

スタートして半年ではありますが、これまで何件の申請がありましたでしょうか。健康福祉局長にお伺いします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 アピアランスケア事業は、本年6月の事業開始以降、11月22日現在で合計143件の申請があり、その内訳はウィッグ等が134件、胸部補整具のシリコンパッドが6件、ウィッグと胸部補整具の両方が3件となっており、支援を必要とするがん患者の方に着実に制度が浸透していると考えております。

今後も本事業について市政だよりやSNS等による積極的な情報発信を行うとともに、アピアランスケアの患者相談に対応するがん診療連携拠点病院等と連携し、がん患者の方の外見の変化による心理的苦痛の軽減を図り、社会参加を支援してまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 局長、ありがとうございます。

6月から始めて、僅か半年弱で143件の申請があったということであります。外見に対するストレスや不安が軽減されることで、自己肯定感や自信に大きな影響を与えます。今回の支援ができたことによって、社会参加につながった方もおられます。今後も対象者に支援が行き届くように周知徹底をお願いいたします。

2点目は、岸在宅療養のAYA世代への支援について伺います。

AYA世代とは、15歳から39歳の世代を指す言葉です。AYAとはAdolescent and Young Adultの頭文字を取った略語で、日本語では思春期・若年成人などと訳されます。

日本においては、年間約2万人も新たにがんの診断を受けているという現状が、国立がん研究センターによって示されています。

患者さんの中には終末期を迎える人がおり、最期まで住み慣れた自宅で家族と一緒に過ごしたい、安心して療養生活を送りたいと願っても、AYA世代には利用できる公的支援がなく、経済的負担が大きいのしかかります。

40歳以上の方は、介護保険制度の特定疾患にがんが追加され、介護サービスを利用しながら在宅療養が可能です。18歳未満の児童は、小児慢性特定疾病医療費支援制度の対象であり、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満の方も支援制度の対象となりますが、AYA世代の多くはこれらの制度の対象外とされ、制度のはざまに取り残されています。

本来、AYA世代がん患者を含め、必要な医療や相談支援が切れ目なく提供される

べきであります。他都市では、訪問介護、訪問入浴介護、車椅子、特殊寝台等の福祉用具の貸与、購入などの支援を助成しているケースが増えております。

在宅療養への支援は、患者、そして家庭に明るい思い出を残す心のケアの意味合いが強く、自分らしく闘病できる環境と時間を提供するの、人間として最低限の幸せではないかと考えます。

A Y A世代に発症しやすいがんは、進行が早い傾向があります。

そこで、お伺いいたします。

がん在宅療養のA Y A世代への支援制度を早く導入すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 まず、答弁に入ります前に、一言おわびを申し上げます。

去る11月25日に、私が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明をいたしました。そのことから、11月29日の本会議を欠席させていただきました。

本市市政において大変重要な役割を担う市議会本会議を欠席し、多大な御迷惑をおかけしましたことについて、議員各位をはじめ市民の皆様方に心からおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、答弁に入らせていただきます。

議員御案内の思春期・若年成人、いわゆるA Y A世代のがん患者の方は、利用できる支援制度に限りがある等の理由から、その御家族を含め身体的・精神心理的・経済的な負担が大きく、在宅で療養することを断念せざるを得ないなど、課題があると認識しております。

がん患者の方に対して、ライフステージに応じた適切な支援を行うことが重要であると考えておまして、在宅介護サービス、福祉用具貸与等の在宅療養に係る費用の軽減について、がん患者の方の声や関係機関からの要望等を踏まえ、検討を行っております。

引き続き検討を進めまして、A Y A世代を含む全ての世代のがん患者の方が、人生の最期まで住み慣れた環境で自分らしく暮らすことができるよう、切れ目のない支援に取り組んでまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 市長、ありがとうございました。

A Y A世代の患者への支援制度には限りがあり、負担が大きく、在宅で療養することを断念せざるを得ないなど課題を認識されており、切れ目のない支援に取り組んでまいるとの答弁でございました。声をよく聞いていただいて、早く支援に結びつくように、制度の導入をお願い申し上げます。

次に、介護サービスを利用するための申請から決定までの期間について伺います。

急激な少子高齢化や平均寿命の延伸などの影響を受け、介護を必要としている人が年々増加しております。要介護・要支援認定者数は、全国で本年7月末時点で717万

人を超えています。

本市でも、介護保険サービスを希望される方は増加傾向ではありますが、サービスを利用するには認定を受けることが必要となります。その際、要介護度を判定するためには、国が定めた一定の方法と基準に基づいて市が認定を実施しております。判定は、客観的で公平な判定を行うため、認定調査により本人と家族などに聞き取り調査を行い、コンピューター判定による一次判定、その結果と主治医の意見書などを基に、保険、医療、福祉の学識経験者による介護認定審査会で審査を行う二次判定の2段階で行い、原則として30日以内に認定結果が通知されるとなっております。

しかし、実際は30日を優に超えており、申請から決定までの期間が短くならないかとの御意見をいただいております。

介護が必要になる原因として、脳血管疾患（脳卒中）、骨折・転倒、心疾患（心臓病）等が上位であり、急に介護が必要になることが多いのではないのでしょうか。御本人は、申請する時点で既に支援が必要な状態であるから申請をしているわけでありますから、一日でも早く福祉用具を使用したい、手すりの取り付けをしたい、段差の解消等、住宅改修を進めたいと、切実に希望される方が大部分と思います。

また、御家族の方にとっても、介護休業、介護休暇、介護のための短時間勤務、残業免除の制度等、仕事と介護の両立のためのせっかくの制度が、認定されるまでは認められませんので、御家族の方も一日も早い決定を望まれております。

そこで、6点について健康福祉局長にお伺いをします。

1点目、認定者数の推移と今後の見込みを伺います。

2点目、本市で実際にかかっている申請から認定までの平均日数は何日でしょうか。また、日数がかかる要因を伺います。

3点目、申請から決定までの平均日数は他都市と比べてどうでしょうか。

4点目、調査員の数は足りているのでしょうか。

5点目、介護認定審査会の開催を増やせないのでしょうか。

6点目、本市の課題としている点をお示してください。

以上6点、よろしく願いいたします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 介護認定の機関等についてのお尋ねに一括してお答えいたします。

高齢者人口の増加に伴い、本市の要介護認定者数は、平成30年度末は約4万1,000名だったものが、令和5年度末は約4万2,000名に増加しております。今後は、特に75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれており、令和22年度には5万9,000名を超えると予測しております。

この介護認定は、申請受付後に実施する認定調査の結果及び主治医から提出された意見書の情報を基に、専門職からなる介護認定審査会にて審議いただき決定しております。申請受付後、調査の実施、意見書の徴取等、審査会資料の作成に日数を要して

おり、令和5年度における本市の認定までに要する期間は平均42.1日です。

指定都市における認定までに要する期間は、令和5年度平均で40.8日であり、本市と比べやや短い状況となっております。

認定調査につきましては、本市に現在在籍している認定調査員66名及び外部委託先の認定調査員により適切に調査が行われております。

また、認定審査会につきましては毎月70回程度開催しており、認定調査等が終了した案件は速やかに審査会に諮ることができているため、現在の申請件数に対し開催回数不足は生じていないと認識しております。

しかしながら、本市の認定までに要する期間は平均で30日を超えており、さらに今後、申請件数の増加が見込まれておりますことから、介護認定の迅速化のためには、認定に係る業務のさらなる効率化が課題と考えております。

そこで、令和5年度に新たに介護認定事務センターを設置し、各区の認定事務を集約化するなど事務の効率化を進めており、今後、先進自治体の取組を参考にするなど、介護認定のさらなる迅速化に取り組んでまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 局長、ありがとうございます。

高齢者人口の増加に伴い、本市の要介護認定者数は今後ますます増加が見込まれ、4万2,000名から、令和22年度には5万9,000名を超えると予測されております。

介護認定の決定には、申請受付後、調査員による調査の実施並びに主治医から聴取した意見書の情報を基に審査資料を作成し、審査員に事前に郵送し、目を通していただき、その後、審査会にて審議をされ決定しています。

答弁では、認定調査員は66名及び外部委託先の調査員により適切に調査が行われているとのことでありますが、本市の認定までに要する期間は平成42.1日と、政令市平均40.8日より長くかかっております。

状態が大きく変わらない更新申請の場合や、特に介護保険の利用を急いでいない場合は問題ありませんが、今まで元気に生活していたけれども、突然状態が悪くなってしまったから今すぐヘルパーさんに来てほしいとか、今までも要支援・要介護状態であったけれども、急に状態が悪化し、今の介護度の限度額では足りないなど、すぐに対処が必要なケースはたくさんあります。結果が出るまでの平均42.1日は大変つらい日々を過ごさなければなりません。

結果を待てられない、今日明日からでもサービスを利用したい、そういった場合に、暫定ケアプランを立てて仮にサービスを利用することは可能ではありますが、この場合、もし調査の結果次第では、思っていた結果が出なかった場合は自費になりますので、簡単に暫定ケアプランで住宅改修等はできません。ぜひ、調査認定員の外部委託の拡充を進めていただきたいとともに、現在政令市では、9つの都市で介護認定事務センターを外部委託しており、認定までの期間が短い傾向にあるようであります。

介護保険法では、申請から30日以内に認定するとしております。一日でも早く支援を待たれる方々のために、迅速化に最大限に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、デジタルを活用した介護認定事務について伺います。

要介護認定をより迅速に行おうと、大分県では、紙の書類をやり取りして進められている現在の手続を、全てデジタル化する事業に取り組まれています。高齢化が進んで申請が増えていることや、郵送による書類のやり取りに時間がかかり、大分では認定までに平均35日かかっているとのことから、より迅速化しようと、申請者が多い大分市や別府市と共同で要介護認定の手続を全てデジタル化することにされました。

具体的には、これまで紙に手書きしていた認定調査をタブレット端末に入力する方法へ変え、審査に必要な主治医の意見書を専用のシステム上で共有できるようにします。また、介護の度合いを判定する審査会も対面式からオンラインに変更し、デジタルで提出できるようにし、ペーパーレス化も図られております。

仙台市では、タブレットシステムを進め、デジタル化を加速しています。これまで審査会1回につきA3用紙70ページから80ページを7部印刷し、各区で2回から4回程度開催しているため、月間の紙使用枚数は多く、印刷した資料は事前に委員の方々に送付しますので、印刷と送付に相当の職員の工数とコストが発生していました。加えて、開催終了後には資料を廃棄する必要があり、その作業負荷も問題となっていたそうです。

紙資料の場合、どうしてもその持ち運びの不便さと紛失のリスクがつきまといまいます。また審査委員の方々も、本来の仕事に従事しているため、どこでも資料を見られるように閲覧性を改善してほしいという要望が上がっていたそうです。認定審査に係る労力の軽減は急務となっており、ペーパーレスシステムを導入されております。

福島県郡山市では、認定事務の各フェーズにおいて、AI等のデジタル技術を導入し、業務フロー、内容の見直しを行い、市民の利便性向上と業務の効率化を実現しています。このことは、政府の規制改革推進会議でも、介護保険の認定にかかる期間が長期化している問題が取り上げられ、AIを活用していくというような議論も始まっているようです。

本市でも、申請者の皆様のために、認定にかかる期間を法定の30日以内にすることを目指すとともに、ペーパーレス化に切り替え、職員の労力も減らしていただきたいと思います。市長の見解を伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 私のマニフェストにも掲げておりますとおり、公平かつ必要な人に行き渡る社会福祉の実現を目指し、健康福祉分野においてもデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXに積極的に取り組むことで、さらなる効率化を進める必要があると考えております。

これまで、手書きの文字を読み取るAI-OCRを導入することで、要介護認定業務の効率化を図ったところであります。また現在、介護事業所等へ認定情報をオンラ

インで提供できるよう、令和7年度の本格運用を目指しシステムを構築中です。

このシステムの導入によりまして、介護サービス利用者へのサービス提供開始までの期間短縮を図り、かつ人材不足が懸念されておりますケアマネジャーの業務負担も軽減できるものと考えております。

議員御提案のタブレット端末の活用や審査会のオンライン化等によるペーパーレス化、AI等のデジタル技術の導入は、業務の効率化等につながる事が期待されますことから、介護を必要とする市民の皆様への迅速なサービス提供及び介護事業者における生産性の向上に向け、今後もDXの活用を検討してまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 市長、ありがとうございました。

本市では、令和5年の1年間で、新規・再認定を合わせて約3万1,000人分の審査をしていると伺っております。1人当たり数十枚の資料を審査員の数だけ準備しますので、印刷と輸送に相当な職員の工数とコストをかけ、開催後は個人情報のため破棄しています。今後もっと増加する傾向です。ペーパーレス化による職員の負担軽減とコスト削減、何より介護サービスを必要とする市民の皆様への迅速な対応のため、優先的にデジタル化を検討していただくようお願いいたします。

介護サービスに続いて、障害福祉サービスの申請から支給決定までの期間についてお伺いいたします。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び児童福祉法に基づく障害児通所給付、障害児相談支援給付に係る支援決定を受けることにより、各種サービスを利用することができます。

しかし、近年障がい者数の増加に伴って、サービスの利用が年々増加しており、申請から支給決定までに時間が相当かかっているのではないかと危惧しております。

そこで、お伺いいたします。

1点目、本市における身体・知的・精神の障害者手帳所持者数の傾向はどのように変わっていますでしょうか。また、近年の障害福祉サービスの申請件数、支給決定者数、実利用者数をお示してください。

2点目、申請から支給決定までに要する平均日数は何日でしょうか。また、日数がかかる要因を伺います。

3点目、申請から支給決定までの平均日数は他都市と比較してどうでしょうか。

4点目、調査員の数は足りているのでしょうか。また、審査会が開催される頻度はどのくらいでしょうか。

5点目、調査の外部委託をしている都市もありますが、本市はしていないのでしょうか。

6点目、本市の課題と認識している点について、健康福祉局長にお伺いします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 障害福祉サービスに関するお尋ねに一括してお答えいたします。

本市の障害者手帳所持者数は、令和5年度末現在で延べ4万7,404名であり、身体は2万7,451名、療育は8,221名、精神は1万1,732名で、身体は減少傾向、療育と精神の手帳所持者数がやや増加傾向となっております。また、令和5年度の障害福祉サービスの申請件数は1万1,911件、支給決定者数は1万2,150件、実利用者数は1万916件です。

次に、障害福祉サービスの新規申請者の申請から支給決定までに要する日数は、令和5年度実績平均で、審査会が必要なサービスは80日、審査会が不要なサービスは34日となっております。申請件数が増加する一方で、申請受付後の調査の実施に日数を要しておりますことから、障がい福祉課及び各区福祉課でプロジェクトチームを立ち上げ、様式の見直しや調査の簡素化等の事務効率化を図っているところです。

指定都市における支給決定までに要する期間は、令和5年度平均で、審査会が必要なサービスは53日、審査会が不要なサービスは15日であり、本市と比べ短い状況となっております。

本市に現在在籍している調査員は35名ですが、業務効率化の改善状況を見極めつつ、適正な調査員数を検討する必要があると認識しております。また、審査会の回数については、各区役所福祉課において毎月1回ずつ開催しております。

本市においては、現在、障害福祉サービスの外部委託を行っておりませんが、今後も申請の見込みが増えていくことを踏まえ、外部委託についても、他都市の状況等を分析しながら研究してまいります。

最後に、本市の課題といたしましては、期間の短縮につながるような事務の効率化を進めていく必要があると考えており、あわせて、さらなる市民の皆様への迅速な福祉サービスの提供を目指して、今後は支給決定に関する事務のペーパーレス化等についても研究してまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 人口がやや減少している中で、身体は減少傾向、療育と精神の手帳所持者がやや増加傾向との答弁でしたが、療育は毎年約3%から6%、精神は毎年約4%から12%の間で増加しております。

公表している指定都市14都市における新規申請者の支給決定までに要する期間は、審査会が必要なサービスは53日に対して本市は80日、審査会が不要なサービスは15日に対して本市は35日と、かなり他政令市と比べて日数を要しております。適正な調査員数を増員していただくとともに、外部委託についても、現在15の政令市では既に行っていますので、ペーパーレス化等のDX化とともに推進をしていただき、支援を待っている皆様のために、迅速な福祉サービスの提供ができる体制づくりを何とぞよろしくお願いいたします。

次に、障害者就労事業所の報酬改定の影響についてお伺いいたします。

9月議会で、上野議員より障害者福祉サービスの報酬改定についての質問がっておりますが、改めて本年4月改定されました報酬改定による本市の就労継続支援事業

所への影響についてお伺いをします。

11月中旬の新聞報道によりますと、障がい者が雇用契約を結んで働きながら技能を身につける就労継続支援A型事業所の閉鎖が今春から全国で相次ぎ、3月から7月に、少なくとも4,279人の障がい者が解雇されたことが厚生労働省の実態調査で公表されました。4,279人はいずれもA型事業所で働いていて、うち949人は8月末までに再就職が見つからず求職活動中、936人は企業や他のA型事業所などに再就職し、2,073人は雇用契約を結ばずに働くB型事業所に移ることが決まり、そのほかは今後の移行が未定とのこととあります。

障がい者の年間解雇者数は、一般企業なども含めて過去最高だった2001年度の4,017人を本年度は僅か5か月で超える、かつてない規模になっております。

また、A型事業所は7月末時点、全国に約4,470か所あり、精神・知的障害を中心に約8万7,200人が利用していますが、共同通信が8月行った調査では、3月から7月に約7%強の329か所が閉鎖され、約5,000人が解雇や自主退職となったと報じています。

県内でも、報酬改定を前にした3月から9月までに8事業所が閉鎖され、少なくとも83人の利用者が退職を余儀なくされているとの記事でありました。

私のところにも、その記事を見た障がい者を持つ保護者の方から、今回の報酬改定は何の目的のためにしたのですか、こどもの働く場所がなくなるのではないか、将来がとても不安ですという声が寄せられております。

A型事業所とは、通常の一般就労が困難である者に対し、雇用契約を結んだ上で、障がいや病気に対する一定の支援やサポートをしながら働いてもらうという福祉サービスです。障がいや難病を抱えて体力的、あるいは精神的に不安があり、一般企業への就労に踏み切れない働きたい人が対象になり、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う場でもあります。

そこで、お伺いいたします。

1点目、A型事業所は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないというのが国のルールになっていますが、具体的に説明をお願いいたします。

2点目、改定前のA型事業所数と就労人数をお伺いします。

3点目、改定により閉鎖した事業所数と解雇された障がい者の再就職の状況を把握されていますでしょうか。

以上3点について、健康福祉局長にお伺いいたします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 就労継続支援事業所への報酬改定の影響に関する3点のお尋ねに一括してお答えいたします。

就労継続支援A型事業所は、障がい者が自立した生活を営めるよう、雇用による就

労機会を提供し、能力向上のために必要な訓練等を行うものであり、こうした支援を安定的に提供する観点から、国はA型事業所に対し、指定の基準として、生産活動の収支が賃金総額を上回るよう求めています。

このような状況を踏まえ、令和6年度の報酬改定では、生産活動の収支が賃金総額を上回った場合を高く評価するとともに、下回った場合の評価を厳しくするなどの見直しが行われました。

本市が指定するA型事業所につきましては、報酬改定前の令和5年度末時点において54事業所、また、令和5年度の月平均の利用者数は1,012人となっております。

令和6年4月以降、本市に廃止の届出をしたA型事業所は3事業所でございますが、そのうち令和6年度の報酬改定の影響であるものは1事業所でした。当該事業所におきましては、利用者からの意見聴取を丁寧に行っており、約7割の利用者はほかのA型事業所に移行され、残りの利用者については現在求職中です。

本市では、障害福祉サービスの事業者が事業を廃止する場合には、引き続きサービスの提供を希望する利用者に対し必要なサービスが継続的に提供されるよう、ほかの事業所やその他関係者との連絡調整を行っており、今後も利用者の意向を踏まえ対応してまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 社会経済活動は、コロナ禍前のピークを大きく下回っており、経済が正常化したとはまだ言い切れない状況の中、物価は上昇しており、最低賃金は過去最大の上げ幅で、事業所にとって、生産活動の事業の収入を上げなければならないという今回の改定は大変厳しいものであります。

4月以降廃止した本市のA型事業所は1事業所とのことでした。その利用者の約7割は他のA型事業所に移行されましたが、残りの利用者については現在求職中とのことで、働こうと頑張る人の居場所がなくなり、一定の訓練やサポートも受けられない状況であり、さらに今後も廃止する事業所が増えるのではないかと懸念しております。

そこで、今回の評価項目の見直しについて伺います。

評価項目の見直しでは、生産活動の評価が大きく変わりました。生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点され、生産活動のスコア項目の点数配分が高くなっています。

多様な働き方、支援力向上、地域連携活動の評価点は下がり、利用者が一般就労できるよう、知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について、新たな評価項目を設けています。また、経営改善計画に基づく取組を行っていない場合には減点項目を設けております。

そこで、お伺いいたします。

1点目、今回の改正は事業所にどのように影響しているのでしょうか。また、今回の国の改定した目的をどのように理解すればよいのでしょうか。

2点目、4月から半年続けてきたけれども、やはり厳しいとなって、さらに閉鎖す

る事業所が出てくるのではないかとも言われています。本市では、10月にアンケート調査を行い、事業収益等状況調査をされていると聞いておりますが、内容と結果はどうだったのでしょうか。

3点目、今後の市の対応はどうされますでしょうか。

健康福祉局長に伺います。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 評価項目の見直しについての3点のお尋ねに一括してお答えいたします。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、就労継続支援A型事業所の生産活動収支の改善と効果的な取組を評価し、経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目の見直しが行われております。

A型事業所にとっては、経営改善の取組が一層評価されるように生産活動のスコア項目の点数配分が高くされており、生産活動収支の状況が健全であることは、利用者の賃金確保や水準に大きく影響することになります。

本年10月に本市が実施したA型事業所を対象とした調査では、市内54事業所中、32事業所から回答があり、令和6年4月から9月までの事業収益の前年比は、増収が16事業所、減収が8事業所、変化なしが8事業所となっております。

今後も各事業所の収支改善や持続的で健全な事業運営に資するため、生産活動収支の向上につながる取組として、例えば施設商品販売会等による販路拡大や共同受発注等の活用支援等の側面的なサポートを行いながら、A型事業所の自立を支援してまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 今回、生産活動の収支が賃金総額を上回った場合は高く評価し、下回った場合の評価は大変厳しくなっています。

10月実施したアンケート調査では、回答があった32事業所のうち、前年比減収が8事業所となっています。市は各事業所の収支改善や持続的で健全な事業運営に資するため、生産活動収支の向上につながる取組として、施設商品販売会等による販路拡大や共同受発注等の活用支援等の側面的なサポートを行いながら、A型事業所の自立サポートをしていくとの答弁でありました。減収した8事業所が廃止にならないように、サポートしていただきたいと思えます。

先週、私は北区のあるB型事業所に行って話を聞いてまいりました。ここでは、作業の一環としてお弁当の販売、配達が行われていますが、地域には独居老人も多く、自治会と連携をし、配達時に安否確認の役割をされているようで、地域貢献をされています。しかし、B型でも報酬改定で毎年前年度の平均工賃を約3%上回ることを県から求められており、食材やガソリン代、電気代等の物価高のこのときに、工賃を3%以上上げることは大変厳しいと言われておりました。

今回の補正予算に物価高騰対策緊急支援事業がありますが、就労継続支援事業所の

状況をしっかりと把握し、サポートしていただくようお願いいたします。

ちょうど今回、熊本県書店商業組合から、熊本市立図書館の書籍購入方法について相談がっております。

図書館や学校などでは、たくさんの人が利用しますので、汚れや傷みを防ぐため、透明なフィルムでコーティングしたり、バーコードや館名シールを貼ったり、書籍に装備作業をします。この図書装備作業は、技術の習得に多少の時間はかかりますが、その分、障がい者の方々の能力開発と自信につながり社会参加を促します。

書籍を購入する場合は、購入と装備作業を切り分けて別々の契約にさせていただき、運営が厳しい本市の就労支援事業所のサポートができるように、よろしくようお願いいたします。今定例会にも請願書を提出されるとのことですので、議員の皆様にもどうか御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次の質問に移ります。

任意接種ワクチンの公費助成について伺います。

初めに、带状疱疹ワクチンの公費助成については、昨年の12月、本年6月に続き3回連続になりますが、市民の皆さんの要望の声も多いこともあり、元我が会派の藤永議員のピロリ菌の質問を見習って、あえてお伺いさせていただきます。

昨年の10月時点では、全国助成自治体は326自治体でした。6月で質問した際は、5月時点で635自治体、今回11月時点では731自治体と、着実に公費助成している自治体は増えてきています。それだけ要望が大きいものと思います。

政令市では、名古屋市、浜松市、神戸市に続き静岡市が10月から開始をし、4市目であります。県内では水俣市が10月から開始し、3市11町村で始まっています。

6月議会での答弁では、医師会から助成要望が上がっており、全国市長会や九州市長会においても定期接種化されていない現況を課題と捉えており、他都市の状況を調査し、検証を行っているとのことでした。それから僅か半年で質問とは思いましたが、6月議会質問後に厚生労働省の専門部会では、国立感染症研究所のワクチンの分析結果が共有され、生ワクチンと不活化ワクチンのいずれについても有効性や安全性が確認され、費用対効果についても効果が期待できるとして、ワクチン接種費用を公費で補助する定期接種に含める方針が了承されました。今後、接種の対象年齢などについて専門家会議で議論をした上で正式に決定することにしており、議論がかなり進んでいるようであります。

そこで、現在の国の検討状況と本市の検討状況を健康福祉局長に伺います。

続いて、小児用インフルエンザワクチンについてお伺いいたします。

全国的な流行期に入り、今シーズンは大流行するのではと懸念されております。本市では65歳以上の方には助成がありますが、小児に対しての助成がありません。6月、日隈議員からもありましたように、子育て世代に対しての公費助成は必要と考えております。県内でまだ助成していない市は、本市と人吉市だけになり、熊本市内に引越してくられた方は特に強く望まれております。

また、経鼻ワクチンと呼ばれる新タイプのインフルエンザワクチンの使用が認められています。2歳から18歳が対象ですが、今年10月より始まりました。12歳以下の場合には1シーズン1回での接種で済みます。

鼻の中にスプレーするタイプですので、痛くもないワクチンであり、注射が怖くて受けられなかった小児も接種しやすいワクチンです。自治体によっては、公費助成に含まれるところと含まれないところがあります。本市では経鼻ワクチンも含んだ形で小児用インフルエンザワクチンの公費助成をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

任意接種ワクチンの公費助成全般について、市長の見解を伺います。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 私からは、带状疱疹ワクチン定期接種化の検討状況についてお答えいたします。

任意接種ワクチンの定期接種化に向けては、国がワクチンの有効性、安全性及び費用対効果に関するデータを収集し、客観的で信頼性の高い最新の科学的知見に基づき、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等の意見を聴いた上で、評価及び検討を行うこととされています。

带状疱疹ワクチンにつきましては、本年6月20日に開催された国のワクチン評価に関する小委員会におきまして、有効性及び安全性に関する知見等を踏まえ、定期接種化の方向性が報告され、現在は予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査・審議するために分科会に設置された予防接種基本方針部会において、予防接種法における位置づけ及び対象年齢等の議論が行われているところです。

本市では、定期接種化の決定後に円滑な接種ができるよう、予防接種基本方針部会の審議状況を注視しているところであり、自己負担の水準等、他都市の動向の情報収集にも努めてまいります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 任意接種ワクチンについては、現在、带状疱疹と同様に、おたふくかぜや経鼻インフルエンザワクチン等の定期接種化が検討されているところでありまして、全国市長会や九州市長会を通じ、対象者の拡大や議論の加速化等、早期の定期接種化を国に要望しているところです。

任意接種ワクチンにつきましては、小児に対するインフルエンザを含め、国の指針や学会等により接種が推奨されているワクチンもありまして、ワクチンで防ぐことができる病気を予防することは公衆衛生及び健康保持の観点からも大変重要で、医療費適正化にも資するものと考えております。

小児に対するインフルエンザワクチンについては、県内市町村の多くで接種費用の助成が行われている状況でありまして、子育て世代の負担軽減の効果や他都市の状況等を考慮し、経鼻インフルエンザワクチンを含め、本市独自の任意接種ワクチン費用助成の必要性について検討してまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 市長、局長、ありがとうございました。

带状疱疹ワクチンについては、これまでの答弁とほぼ同じで残念ではありますが、国においては定期接種化の方向性が報告され、現在は予防接種法における位置づけ及び対象年齢等の議論が行われているとのことでもあります。決定後は円滑な接種ができるように準備をお願いいたします。

インフルエンザの重症化と患者数では、65歳以上の高齢者の次にゼロ歳から9歳の死亡または重症の患者数が多い傾向であります。経鼻ワクチンを含めた本市独自の費用助成の検討をお願いいたします。

また、先週開催されました厚生労働省の部会にて、HPVワクチンの接種について議論が行われ、今年度末で終了予定だったキャッチアップ接種について、令和7年3月までに1回以上接種した方を対象として、接種期間を最大1年間延長する経過措置を設けることが了承されました。接種は3回受ける必要があり、今年度末に定期接種の対象期間が終わる現在の高校1年生も、今年度末までに1回以上接種をしていれば、経過措置の対象となるようであります。

今回の措置を踏まえ、これまでの内容の訂正と分かりやすい周知をする必要があります。対象者の中には、駆け込み接種やワクチン不足の影響で医療期間の予約が取りづらく、接種を諦めてしまった方もいるかと思えます。延長措置を最大限活用していただくために、今年度末までに1回以上接種すると、残りの接種も無料で受けられることについて、対象となる1歳から27歳相当の未接種者に対して早急に個別通知でお知らせをする必要があるのではないのでしょうか。この点についてもよろしくをお願いいたします。

次に、市営住宅における市による共益費の徴収についてお伺いいたします。

共益費は、公営住宅入居者の共同の利益のため共同して支出することが適当な費用であって、団地内の共同施設の維持運営に要する費用で、これらは入居者が個人で負担すべき性質の費用です。

市営住宅において、家賃・駐車場代は市が徴収していますが、階段灯や防犯灯の電気料金、揚水ポンプ等の動力用電力、共同水洗の水道料金、共用部分の清掃費用と、共同施設の仕様及び維持に要する費用については、各団地の管理組合等が徴収をしています。

しかしながら、近年、入居者の高齢化に伴い、管理組合役員の担い手不足で共益費の徴収に困難を来すケースや、滞納者に対する回収に苦慮している実情が散見されます。団地入居者等からは、次の担い手がない、集金に時間がかかる、滞納者がいるなどの声も上がっており、共益費の集金に関する課題があるのではないかと考えております。

また、団地ごとの共同施設の違いから、それぞれ負担する共益費の決定事務が繁雑になることや、過不足のない共益費の金額設定に苦慮しているとの話も伺っています。

公営住宅法第20条では、「事業主体は、公営住宅の使用に関し、その入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な業務を課することができない」となっていますが、公営住宅の仕様に伴って当然必要となる経費、いわゆる共益費を徴収することは、法第20条違反とはなりません。

都道府県では、東京都、愛知県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、高知県の7都府県、政令市では、仙台市、さいたま市、相模原市、京都市、神戸市、福岡市の6市で、自治体で共益費の徴収・管理を実施しております。

ただし、仙台市は共用部の電気・水道料金のみ全団地ですが、その他の都府県市では一部の団地のみで実施されています。

福岡市では、モデル事業として本年10月より2つの団地で開始をしています。費用のみ徴収する団地と、共用部分の維持管理まで行っている場合と様々な形態があるようです。

本市においても、高齢化の加速が予測される中、各団地の円滑かつ効果的な運営を遂行するため、条例、規則の整備を図り、家賃と併せて徴収していく方法も必要があるのではないかと考えています。

そこで、共益費の徴収に関する課題の認識と、併せて徴収する意向について、都市建設局長に答弁を求めます。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 議員御指摘のとおり、近年は入居者の高齢化に伴う役員の担い手不足や滞納者対応の負担増などが課題となっていることから、現在、集会に参加して助言を行うこととすとか、滞納者宅へ訪問し納付指導を行うなど適正な共益費の管理に向けた支援の強化に努めているところでございます。

公営住宅の共益費を行政が徴収している一部の自治体におきましては、徴収員の雇用や収納管理システムの改修などにより共益費が増加しているところもございまして、本市におきましても同様のコストの増加が見込まれます。

また、共益費の徴収等を市が行う場合、団地内におけるコミュニティの維持に少なからず影響が生じることも懸念されますことから、今後も入居者の皆様が抱える課題や御要望を適切な把握に努めながら、共同施設の管理手法について慎重に検討を進めてまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 局長、ありがとうございます。

以上で、今回私の準備した質問は終わりました。

本日はお忙しい中、傍聴に来ていただいた皆様、オンラインで視聴していただいた皆様、そして議場の皆様、御清聴いただき、心より御礼申し上げます。

以上で終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前 11 時 0 0 分 休憩

午前 11 時 0 9 分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

齊藤博議員の発言を許します。齊藤博議員。

〔19番 齊藤博議員 登壇 拍手〕

○齊藤博議員 おはようございます。自由民主党熊本市議団の齊藤博でございます。

令和6年第4回定例会において、一般質問の機会をいただきましたことに感謝申し上げます。通告に従いまして質問を行ってまいります。執行部の皆さん、よろしくお願い申し上げます。

まず、熊本市電の上下分離導入延期について質問いたします。

11月22日、熊本市電の安全の再構築を担保するため、上下分離の導入延期が大西市長より発表されました。運行トラブルが続発する熊本市電の危機的状況を踏まえ、現在作成中の軌道運送高度化実施計画を改めて精査するため国への申請が遅れ、結果、来年4月からの上下分離導入が遅れる見通しとなったとのことでありました。

上下分離の導入は、数年前から議会でも議論し、今年の第1改定例会では軌道運送高度化実施計画の申請に関する議案を議決しております。そもそも市電の上下分離導入の目的は、乗務員である非正規職員の正規化による雇用環境や処遇の改善、技術の承継による安全の担保だったはずですが。

市電の運行トラブルが続発する現在の状況では、上下分離導入の延期はやむを得ませんが、延期によって乗務員の皆さんの士気が低下するなど、さらなる運行トラブルが発生するのではと強く懸念いたします。

いずれにしても、熊本市民や電車を御利用いただく皆さんへ、電車運行の安全確保に向けた取組に理解をいただかなければなりません。

そこで、上下分離導入延期の影響についてお尋ねいたします。

1点目、軌道運送高度化実施計画の柱である市電の延伸は具体化しつつあります。予定どおり実施するのでしょうか。国への申請が遅れることで、交付金等に影響はないのでしょうか。

2点目、地域公共交通に関する特別委員会で、市電の運賃改定について説明がなされました。上下分離導入時期が遅れた場合も、運賃改定は実施するのでしょうか。スケジュールも併せてお示してください。

3点目、非正規職員である乗務員等の処遇改善については、上下分離の導入に先行して行うとのこと。どのような対応をお考えなのでしょうか。

4点目、市長は、上下分離導入延期の期間を1年近くと表現されています。その根

抛をお示しください。

以上、上下分離延期に関する影響について、交通事業管理者にお尋ねいたします。

〔井芹和哉交通事業管理者 登壇〕

○井芹和哉交通事業管理者 答弁に入ります前に、続発する市電の運行トラブルにより、議員各位をはじめ市民の皆様に、多大な御迷惑と御心配をおかけしておりますことを深くおわび申し上げます。

交通局といたしましても、令和7年4月の上下分離導入に向けて注力してまいりましたが、一方で、運行トラブルが一向に止まらない現在の状況を看過できず、公共交通の使命である安全を確保するための上下分離導入延期の市長判断はやむを得ないと厳粛に受け止めております。

それでは、上下分離の導入延期に関する4点の質問に順次お答えいたします。

まず、市電の延伸につきましては、スケジュールや交付金に影響が出ないように、予定どおり進めていく方向で国と調整をしているところでございます。

次に、市電の運賃については、これからも持続・安定的に市電を運行していくためには、乗務員等の処遇改善及び安全対策に計画的な投資が不可欠であり、今回の200円に改定する考え方は妥当であると考えております。今後、令和7年第1回定例会に条例改正案を上程し、その後、国への申請、認可を経て、来年6月からの運賃改定を目指しております。

3点目の、上下分離に先行して実施する乗務員等の処遇改善につきましては、上下分離導入までの暫定措置として、給料表の拡充や扶養手当、住居手当の支給についても検討しており、市議会の御理解をいただきながら、当初予定しておりました公社による正規化と同程度の給与水準となるよう改善してまいりたいと考えております。

身分は上下分離導入までは会計年度任用職員のままではございますが、こうした取組により乗務員等のモチベーションを維持し、安全運転の励行につなげるとともに、将来の人生設計への影響を最小化できればと考えております。

最後に、高度化計画の申請時期や上下分離の導入時期につきましては、九州運輸局の改善指示やインシデント等に関する検証委員会の最終報告の内容、さらには国との調整等もあり、明確な時期をここで申し上げることはできませんが、乗務員等の正規化は喫緊の課題でありますことから、導入時期は1年程度の遅れにとどめるよう早急に検討してまいります。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 運賃の改定は来年6月をめどとするとのこと。また、安全運行に大きく関わる乗務員等の処遇改善、当面会計年度任用職員のまま給与の見直しを行うという、全国でも例のない対応となります。組織風土の改善に向け、鋭意努めてください。

市電の運行トラブルが続発し、市民や市電を御利用いただく多くの皆さんが不安を感じておられます。公共交通への信頼が大きく揺らいでおります。今後、二度と運行トラブルは起こさないという強い決意、そして覚悟の下で安全管理に努め、市電に対

する信頼回復に全力をお尽くしいただきたいと思えます。

次に、結婚支援事業への取組についてお尋ねいたします。

今年11月に、自民党熊本市議団より、来年度の予算に対する要望大綱を市長宛て、提出いたしました。昨年10月にも、同じく要望大綱を提出しております。

その大綱の中で、出生率向上のためには安心して結婚し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが急務だといたしております。また、雇用環境や所得の向上と併せて、結婚、妊娠、出産、子育てを通して、全てのライフステージの総合的対策の推進が必要ともうたっております。

その理由は、言うまでもなく少子化という社会的背景があるからです。

その要望に対し、執行部の見解は次のようなものであります。

少子化に対応するため、安心して出産、子育てができる環境の整備や、結婚の希望をかなえるための支援を進める。令和6年度事業としてアプリによるこどもの年齢に応じたきめ細かな情報提供や、結婚支援センターを開設し、結婚を希望する方へ出会いの機会を提供するなど、結婚、妊娠、出産、子育てへの切れ目ない支援の充実を図ってまいります。

その見解を受け、今年度初めて結婚支援センター開設のための予算3,700万円が計上されました。

そこで、子ども局長にお尋ねいたします。

結婚支援事業として進められる結婚支援センターの開設、その進捗をお聞かせください。センターの持つ機能をはじめ、概要をお示しくください。

併せてお尋ねします。

結婚支援センターの運営は、多くの人や企業に支えられて成り立ちます。従来より熊本市で取り組んでおりました結婚世話人事業で汗をかいていただいたボランティアの皆さんや熊本市近隣の市町村との連携、あるいは企業や経済団体をはじめとする事業所との連携、また熊本県との関係性が、この事業の成功に向けた鍵となります。事業を進める上で、結婚世話人の皆さんへの処遇や企業や経済団体との連携に向けた取組、また、熊本県をはじめ近隣の市町村との関係性をどのように構築していくのかお尋ねいたします。

また、事業を成功させるためには一定の成果を求めていく必要もあります。どのような項目を運営目標として掲げておられるのかお聞かせください。

大西市長、結婚支援事業への思いとともに御答弁ください。

〔木櫛謙治子ども局長 登壇〕

○木櫛謙治子ども局長 結婚支援センターの進捗状況と概要についてお答えいたします。

令和7年1月の開設に向け、AIマッチングシステムの開発や事務所の開設準備を進めております。対象者は18歳以上の結婚を希望する独身の方で、熊本連携中枢都市圏の市町村に居住・通勤・通学されている方、あるいは将来移住を予定している方としております。

センターでは、スマートフォン等で利用できるAIマッチングシステムによる、お相手探しやお見合いの申込みなどのサービスに加え、オンラインや対面による結婚相談、婚活セミナー・イベントなど出会いの機会を提供してまいります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 結婚世話人の皆様には、これまで独身者に寄り添ったお相手探しや結婚相談などに御尽力いただき、心から感謝を申し上げます。

センター開設後は、引き続き培われたノウハウを生かして、お見合いの際に独身者のサポート役をお願いしたいと考えております。

次に、企業や経済団体との連携についてでございますが、結婚支援に取り組む企業や団体とは、婚活イベントの開催などで連携いたしますとともに、経済団体には、センターについて関連企業や従業員の方への周知の協力をお願いしておりまして、官民連携により結婚支援を推進してまいります。

次に、県や近隣市町村との関係性の構築についてのお尋ねでございますが、熊本県とは、結婚支援について情報共有や意見交換を行ってきたところでありまして、引き続きセンターの実績など情報共有等を行ってまいります。

近隣市町村につきましては、センターを熊本連携中枢都市圏の取組に位置づけ、本市を含む13市町村が協力して開設することにより事業効果を高めてまいります。

次に、センターの運営に当たりましては、多くの方に入会していただくことが重要でありますことから、入会者数を指標として、まずは令和6年度の目標を500人としておりまして、3年後の入会者数を2,500人と目指してまいりたいと考えております。

次に、結婚を希望する方にとって、その希望が叶うことは人生をより豊かにするものというふうに、私自身考えております。また、未婚化・晩婚化が少子化の大きな要因であることから、結婚支援を強化することは大変重要であると認識しております。

結婚支援センターの開設を契機として、結婚を希望する方を全力で支援いたしますとともに、県や近隣市町村をはじめ民間における結婚支援の取組との連携も図りながら、社会全体で結婚を応援する機運を醸成してまいりたいと考えております。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 結婚支援センターの開設は、令和7年、来年の1月開設予定。熊本市を含む13市町村の共同事業としてスタートいたします。結婚支援に取り組む企業や団体、各自治体との連携を深め、信頼される施設運営にぜひ御尽力ください。期待しております。

次に、肥後六花の伝承に向けた取組についてお尋ねいたします。

肥後六花とは、肥後ツバキ、肥後シャクヤク、肥後ハナショウブ、肥後アサガオ、肥後菊、肥後サザンカの総称であります。

私は今年に入り、肥後六花それぞれの保存活動を行っておられる団体の役員の皆様にお会いする機会を得ました。それぞれの品種を守っていくための課題や今後の展望

についてお話を伺う中で、高齢化や後継者の不足で肥後六花の栽培技術の伝承が困難になりつつあるという現実に直面いたしました。結果、種の保存や品種の改良にも支障を来しております。肥後六花は自然には存在しません。種を守ろうとする力が必要であることを改めて痛感いたしました。

肥後シャクヤクの現状を一例だけ御紹介いたします。

肥後シャクヤクは、肥後六花の中でも最も古い歴史を持つ品種と言われております。歴史の中で、その品種は300を大きく超えていたようですが、現状確認できる固有種は30種ほどに激減しております。その固有種を守るために御奮闘いただいております栽培家は県内ではほぼ1軒。肥後シャクヤクには既に保存団体もなく、技術の伝承に向けた体制を整える余地などありません。

一方、肥後シャクヤクの固有種を守るためには、株分けという栽培方法を用います。花粉受精で紡がれる種は純粋勾配に当たらず、固有種としては認められません。そこに栽培の難しさもあり、技術の伝承が困難なゆえんとも言われます。熊本城や動植物園にも肥後シャクヤクは存在しますが、固有種がどの程度残っているのか定かではありません。そのような現状を思うと、肥後シャクヤク固有種の存続に大きな不安を覚えます。肥後シャクヤクの一例を挙げましたが、肥後六花全体の共通した課題と捉えるべきでもあります。

また、肥後六花のそれぞれ固有種が現在どれほど存在するのも不明瞭です。今後、肥後六花の現固有種の確認や保存に向けた学術的視点も求められます。

一方で、熊本市の肥後六花に対する支援体制にも課題があります。肥後ツバキと肥後サザンカは農業支援課が、肥後アサガオは熊本市博物館が、肥後菊は熊本城総合事務所が保存団体の事務局、肥後シャクヤクと肥後ハナショウブは熊本市に窓口はありません。

また、熊本市には博物館相当施設であり、肥後六花のうち4つの種が栽培されている動植物園があります。その役割は、種の保存、調査・研究、社会教育などとなっております。例えば京都府立植物園では、絶滅危惧種の保存と調査・研究が行われてもおります。

肥後六花の所管はどこになるのか。ぜひ市の責任として、肥後六花の保存活動を行っている団体の皆さんとともに固有種の保存活動に向けた取組を推進し、予算を割くなど、具体的施策をお願いしたいと思います。

行政の支援体制の強化や執行部の所管の見直しについては文化市民局長へ、肥後六花固有種の保存、学術的調査・研究は動植物園を所管する経済観光局長にお尋ねいたします。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 私からは、行政の支援体制の強化等についてお答えいたします。

肥後六花は、江戸時代から続く伝統園芸として各保存会がこの伝統を連綿と守られ

てきたものであり、このような文化を後世に継承していくことは大変重要なことであると認識しております。

これまで本市におきましては、関係部局が4保存会の事務局を担うとともに、動植物園はもとより熊本城内に肥後名花園を設置しまして、保存及び市民や観光客の皆様の鑑賞に供しております。

肥後六花の課題につきましては、本市でも現状を伺ったところでありますが、引き続き熊本の貴重な宝である肥後六花を後世に適切に継承していけるよう、各保存会の御意見も伺いながら、本市における取りまとめ窓口や支援体制の在り方など関係部局と協議し、効果的な対策を検討してまいります。

〔村上和美経済観光局長 登壇〕

○村上和美経済観光局長 私からは、動植物園の取組についてお答えいたします。

高度な栽培技術が必要とされます肥後アサガオ、肥後菊を除いた肥後ツバキ、肥後サザンカ、肥後ハナショウブ、肥後シャクヤクの4種につきましては、栽培や展示を行いながら種の保存に努めますとともに、花の見頃の時期におきましてはSNSによる情報発信を行っているところでございます。

また、保全価値の高い希少種を適切に管理していくため、令和5年11月に策定いたしました熊本市動植物園コレクションプランにおきまして、これら4種を積極的に保全する伝統園芸種として位置づけております。

今後も積極的な情報発信に努めてまいりますとともに、保存団体や庁内の関係部署と連携いたしまして、伝統園芸でございます肥後六花の種の保存及び固有種の現状や管理手法などの調査・研究に取り組んでまいります。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 肥後六花を熊本の伝承文化として後世に紡いでいくためにも、広報活動等の支援体制の強化は文化市民局、種の保存や調査・研究は動植物園が主体的に取り組んでいただくよう強く要望いたしておきます。

先般、肥後六花を栽培する熊本城の肥後名花園にお邪魔いたしました。管理業務に関わる業務職員12名の皆さんが、肥後六花の栽培に汗を流しておられる姿に感銘を受けました。肥後六花の栽培には高い技術と熱い思いが必要です。その思いが伝わってきた現場でありました。

その業務職員の皆さんにも、肥後六花の栽培技術の伝承が求められますが、六花全ての栽培技術を持った職員は約1名と聞いております。今後、熊本城や動植物園で肥後六花の栽培を続けるためには、後継者の育成が急務です。肥後六花の栽培に技術の軽症が行われなければ、市が管理する肥後六花の栽培技術が途絶えてしまう可能性があります。業務職員の新たな雇用がない中、早急に栽培体制に向けた取組を強化すべきです。肥後六花それぞれの保存団体の皆さんとともに、固有種の保存のため、行政自ら固有種栽培を行い、技術の伝承を図っていくことこそ、未来に肥後六花を紡いでいく礎となるものと考えます。

大西市長、肥後六花に対する思いとともに、今後の栽培体制に向けた熊本市独自の取組姿勢をお示しください。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 肥後六花については、武士のたしなみとして始められ、熊本独自の気品や端正等のイメージを持つ本市の貴重な伝統園芸であり、後世に継承していくべき伝統文化と考えます。

また、市の花であります肥後ツバキにつきましては、現在、私自身が肥後つばき協会の会長を務めております。

各保存会では、高齢化や後継者不足に加え、種の保存や継承など様々な課題がありますことから、保存会から御意見を伺い、本年8月から関係部署による協議を開始したところです。

今後、改めて各保存会とも協議を行い、それぞれの課題を整理した上で、例えば会員の募集支援や保存会と栽培技術や固有種の共有を図るなど、行政として必要な支援や取組を検討してまいります。

また、本市における栽培体制の充実に向け、今後、栽培手法のマニュアル化や組織横断的な推進体制等を検討し、後継者育成や技術の継承に努めるとともに、肥後六花の種の保存及び調査研究に取り組んでまいります。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 肥後六花の伝承には大きな力と必要であります。保存団体の皆さんとの連携や熊本市の栽培体制の再構築など課題は山積しています。市の責任として、肥後六花の伝承に向けた取組に御尽力ください。期待いたします。

次に、熊本市が所有する不動産の管理や運用状況についてお尋ねいたします。

資産マネジメント課が所管する固定資産台帳には、本市が所有する不動産の所在地や財産区分、地目や登記面積、簿価などが明記されています。その固定資産台帳より抜粋した未利用地のリストを確認すると、熊本市が所有する不動産で利用されていない土地は、公営企業所管分を含め155件、登記面積は25万5,000平米余り、簿価は42億円余りとなっています。

しかし、その未利用地リストを確認すると、疑問を感じる点が多く見受けられます。不動産、簿価の妥当性や未利用地リストにもかかわらず、現在利用されている不動産が含まれていたり、統一された見解の下で運用されているとは言い難いリストとなっています。本市が管理運用する不動産は、熊本市民の財産として丁寧に管理運用が図られるべきですが、その運用や管理の仕方に課題があるように感じます。

そこで、お尋ねいたします。

本市の固定資産台帳や未利用地リストはどのように管理運用されているのか、簿価の見直しは定期的に行われているのか、対象となる不動産の現況は更新されているのか、その更新はどのように行われているのか、財政局長にお尋ねいたします。

〔原口誠二財政局長 登壇〕

○原口誠二財政局長 本市が所有します不動産の固定資産台帳並びに未利用地リストの管理運営についてお答えいたします。

地方自治体が所有します資産につきましては、国において統一的な基準による地方公会計マニュアルが示されておりまして、本市におきましても平成29年度から固定資産台帳を整備し、市のホームページで公表しているところでございます。

次に、固定資産台帳は、毎年度、各所管課において調整を行い、資産の取得や減価償却等を反映し更新しているところでございますが、その簿価は、国が示すマニュアルに基づき取得原価としており、取得後の再評価は行っておりません。

未利用地リストにつきましては、毎年度全庁的に照会を行い、その内容を更新し、市内での利用希望を調査する際に利用しているところでございます。なお、利活用が見込めない未利用地につきましては、普通財産の有効活用に関する要綱に基づきまして売却することを基本としております。

売却を含む未利用地の利活用に当たりましては、副市長を会長といたします熊本市市有財産審議会にて適正な審議が行われており、一定の要件を満たす案件につきましては議会において議案としての審議をお願いしているところでございます。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 ここで、未利用地に分類されるべき主な不動産の有効活用や運用方法について幾つかお尋ねいたします。

まず、南熊本2丁目の遊休資産です。

熊本市食肉センター跡地、コロナ禍にはPCR検査場としても利用されていた場所であります。現在建物はなく空き地です。一方で、熊本市中央区土木センターは、現在西区蓮台寺にあり、西区土木センターと併設しています。南熊本の食肉センター跡地に中央区土木センターを移設すべきと考えますが、いかがでしょうか。

なお、当該地は未利用地リストには計上されておりません。その理由も併せて御答弁ください。

次に、熊本城址にあるJT跡地とNHK跡地について言及します。

現在、いずれの土地も熊本城復興のための石材置場となっています。JT跡地は令和2年に15億円で購入、NHK跡地は令和4年に16億8,000万円にて購入いたしております。熊本市は、この2つの土地に30億円を超える金額を費やしています。5,000坪を超える景観的にも優れた土地を全て石材置場として利用することが妥当なのか。

例えば、JT跡地だけでも早期に南側の高橋公園と一体的な整備を進め、回遊性の向上やにぎわい創出の拠点化を進めるべきです。熊本地震から8年経過し、城域整備が進む中、新たな土地利用に向けた取組に期待したいところであります。JT跡地、NHK跡地に対する所見をお聞かせください。

なお、この当該地も未利用地リストには計上されておりません。

次に、秋津浄化センター跡地について言及いたします。

秋津浄化センター跡地は、約5,700坪の遊休資産です。未利用地リストにも計上さ

れ、所管の環境局にて今後の土地利用について検討いただいております。当該地の今後の利用方法については、校区コミュニティセンターの設置や熊本地震の記憶を風化させないための記念館の設置要望が地域の皆様方から上がっております。そのお声に最大限配慮し、要望に添った取組に期待いたします。秋津浄化センター跡地整備に関する所見をお聞かせください。

財政局長、一括して御答弁ください。

〔原口誠二財政局長 登壇〕

○原口誠二財政局長 未利用地の活用3点について、一括してお答えいたします。

議員お尋ねの食肉センター跡地は、平成28年の用途廃止後、売却することを基本としていたところですが、熊本地震を受けまして、敷地の約半分に災害公営住宅が整備したところがございます。

災害公営住宅整備後は、コロナ禍に伴うPCRセンターの敷地として利用され、その後、市有財産審議会において売却の方針が承認されましたことから、未利用地リストには掲載しておりません。

また、JT跡地及びNHK跡地は、特別史跡として取得した行政財産でありますことから、未利用地リストには掲載しておりません。

現在、熊本城の復旧に向け、被災した石垣の石置場として活用しておりますが、将来的には文化庁と協議の上、史跡整備を行っていくものと承知しております。

最後に、秋津浄化センター跡地は、令和3年度に施設解体が完了し、更地の状態でございます。現在、地域からの御要望を受けておりますことは承知しており、跡地活用について庁内の各局で検討を行っております。

今後とも未利用地の有効活用に向けまして、議会はもとより市民の皆様の声を十分にお聞きしながら、検討してまいりたいと存じます。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 財政局は、庁内横断的に市有資産のマネジメントをするべきという思いから、今回あえて所管ではなく財政局長にお尋ねいたしました。

市有資産の管理運用は、所管任せではなく財政局が積極的に庁内の議論をリードしていくべきと考えます。資産管理のプロとして、市民の財産である市有資産の効果的な運用にぜひお努めください。

ここで、改めて要望いたします。

食肉センター跡地への中央区土木センターの移転を検討できませんでしょうか。いい候補地だと思います。所管の中央区長に改めて見解を伺います。

〔土屋裕樹中央区長 登壇〕

○土屋裕樹中央区長 中央区土木センター移転の検討についてお答えいたします。

中央区土木センターについては、西区土木センターと同じ敷地内にあり、中央区内に設置されていない現状は課題であると認識しております。

同センターの移転先として、これまで中央区内の既存市有施設の利活用を基本に検

討してまいりましたが、いずれも敷地面積の不足に加え、周辺の道路事情や住環境への影響などから適当ではなく、移転に至っていない状況でございます。

議員御提案の食肉センター跡地については、先ほどの財政局長答弁のとおり売却予定とされております。このため、同センターの移転先につきましては、今後、中央区内の既存施設の利活用に加え、未利用地等への移転・新築についても検討してまいります。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 食肉センター跡地は売却ありきとしか、私にはどう聞いても聞こえません。なかなか議論が深まりそうにありませんので、次の質問にまいります。

新庁舎の整備事業についてお尋ねいたします。

令和6年8月に、熊本市新庁舎整備に関する基本構想が取りまとめられました。

その中で、概算事業費は合計で616億円プラスアルファとなっています。設計費20億円、建設費360億円、駐車場整備費61億円などとなっています。この概算事業費は、本来、本庁舎、議会棟、中央区役所を同じ場所で建設することを前提とし、試算されたものと理解しておりました。本庁舎及び議会棟と中央区役所を別棟とする基本構想にはそぐわない資産ではないでしょうか。

一方で、建設費360億円の根拠は、新庁舎の必要延べ床面積6万平米に建設コストとして平米単価60万円を掛け合わせたものであります。さらに設計費は、その建設費の5.5%としております。すなわち平米単価の妥当性が崩れれば、建設費や設計費は大きく変動することが想定されます。平米単価や分棟要因をはじめ、今後の物価上昇や賃金の上昇要因を加味すると、基本計画等で明らかとなる概算事業費はいかほどになるのかと不安にもなります。仮に平米単価が80万円、坪単価換算で264万円として試算すると、建設費は120億円上振れします。

そのリスクを軽減し、市民の皆さんに適切に説明し得る方法を検討すべきと考えます。

そこで検討いただきたいのが、概算事業費の上限制度の導入であります。事業計画の変動要因や物価上昇率、労務費の上昇要因等を加味し、現状で想定し得る概算事業費の上限を金額で示すこととあります。そして、概算事業費の上限として示された金額で市の財政負担を検証する。主要財政指標や超長期にわたる収支総括を示すことで、将来への不安が一定量、払拭できると考えます。この概算事業費の上限制度を今後の計画に盛り込んでいただきたいと存じます。

政策局長、所見をお願いいたします。

〔三島健一政策局長 登壇〕

○三島健一政策局長 現在、基本構想でお示ししております新庁舎整備の概算事業費616億円は、本庁舎及び議会棟と中央区役所を分棟で整備することを前提として必要な規模を整理し、試算したものでございます。

議員御提案の概算事業費の上限設定につきましては、労務単価や資材価格の変動を

中長期的に見込むことは困難でありますことから、今後策定をいたします基本計画、基本設計、実施設計の各段階におきまして、その時点での実勢を踏まえた金額をお示しし、併せてその金額を反映した財政の中期見通しや各種財政指標の公表等を行うことで、議会や市民の皆様に、より正確な状況を御理解いただけるよう努めてまいります。

なお、現在、労務単価等が上昇傾向にありますことから、今後、事業費が増加することも想定されるが、新庁舎整備に当たりましては、必要な機能は確保しつつも過剰な性能、仕様とならないように留意し、財政局と連携の上、本市財政への影響も検証しながら、事業費の抑制に努めてまいります。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 陪餐事業費の上限制度を設けることには否定的な御見解でありました。極めて残念であります。

計画が進むにつれ、概算事業費が右肩上がりに増大することは許されません。新たな計画が明らかとなるたびに事業費が増大し続けることがないように、慎重に御検討をいただき、その抑制に努めていただきたいと思います。

次に、現庁舎跡地の再整備に向けた方針についてお尋ねいたします。

現庁舎跡地の再整備事業への着手は、新庁舎が竣工し、現庁舎の取壊し後ということとなり、おおむね9年を超える時間を有しますが、新たな計画の策定は市民の皆さんの同意を得ながら丁寧に進める必要がございます。

そこで、2点要望いたします。

現庁舎跡地の再整備事業へ向け、構想案作成に至るスケジュールと、新たなまちづくりの基本構想の準備を速やかに進めていただきたいと思います。また、その基本構想を取りまとめるため、有識者や関係団体、議員などからなる協議機関を設けていただきたいと思います。

もう一点、今後現庁舎跡地の再整備事業を進める中で、当該地を売却することなく熊本市で所有権を維持し、計画を進めていただきたいと思います。

時代を経て、次の庁舎建て替え候補地として、未来の世代が現庁舎跡地で新たな庁舎建設の検討ができるよう、その可能性を残してください。また、熊本市で所有権を確保し続けられれば、土地の利活用に対して市が影響力を行使し、行き過ぎた開発を抑制する効果も併せ持ちます。ぜひ、超長期の定期借地権を利用した計画立案をお願いしたいと思います。

大西市長に所見をお尋ねします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 現庁舎跡地の利活用をはじめ、庁舎整備を契機としたまちづくりについては、本市の将来に関わる極めて重要な取組でありますことから、慎重かつ丁寧に議論を進めていくべきであると考えております。

そこで、現庁舎跡地の利活用をはじめ、周辺のまちづくりについての方向性を（仮

称）庁舎周辺まちづくりプランとして取りまとめることとしておりまして、来年度にはプランの概要をお示しし、再来年度までに策定を行いたいと考えております。

策定においては、新庁舎に併せた周辺環境の整備はもとより、現庁舎跡地にふさわしい用途や公募の時期など、今後の跡地利活用に係るスケジュール感のほか、建て替え促進や回遊性向上など、新たなまちづくりを推進していくための具体的な内容についても検討を進めてまいります。

議員御提案の定期借地権の設定につきましても、この検討の中において、土地の所有形態はもとより市の財政に与える影響、次の庁舎建て替え計画、市の象徴的な場所としての意味合い等も踏まえながらメリット・デメリットなどの整理を行ってまいりたいと考えております。

なお、検討に当たりましては、有識者、経済団体、関係機関等から構成をいたしませぬ附属機関の設置を考えておりまして、ここで検討した内容については、庁舎整備に関する特別委員会をはじめとする議会の皆様に丁寧に御報告し、御審議いただきたいと考えております。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 来年度から、現庁舎跡地の利活用をはじめ庁舎周辺まちづくりプランの策定が始まるとのこと。市民の皆さんの声を大切にし、町なかのにぎわいの創出が実現するよう魅力的な計画づくりをお願いしたいと思っております。

また、計画策定に当たって、市の附属機関の設置を検討するとのことですが、有識者、経済団体等からのメンバーに加え、議員の参画もぜひ御検討いただきますように改めて要望しておきます。

そして、現庁舎跡地の開発については、定期借地権の検討を改めてお願いしておきます。

次に、災害時における避難所の運営体制についてお尋ねいたします。

令和6年8月28日、台風10号の接近に伴い、熊本市内全域に警戒レベル3高齢者避難が発令され、同時に市内各所に避難所が開設されました。台風10号の進行速度は極めて遅く、避難所の開設は3日間にも及びました。各避難所の運営は市職員の担当制であり、1避難所3人体制、うち女性が原則1人です。

台風10号下の避難所開設に当たっては、事前に人事課より長時間労働が予想されること、食料品や日用品などを事前に余裕を持って準備すること、交代で適時休憩を取ること等の市職員の服務取扱いについて通知が発信されておりました。

しかし、緊急時・災害時であるがゆえに時間的予見は難しく、いつまで避難所開設が続くのか分からない状態でありました。

避難所開設中、担当職員は、交代要員もなく、持参する食事もせいぜい1日分、シャワーも浴びることができない状況でありました。災害時や緊急事態の避難所だからと言ってしまえばそれまでですが、3日間、真夏に冷房のない体育館で、交代要員もなく、シャワーも浴びず、食事もままならない状況というのはいささか負担が大き過

ざるのではと考えます。

聞いた話では、ある避難所の担当職員に対し、地域の方々が「きつかるけん食べなっせ」と差し入れをお持ちいただいたということもあったそうでもあります。大変ありがたいお心遣いです。しかし、地域の方々に心配をおかけする避難所というのは、本来その機能を考えれば本末転倒。避難所開設時における担当職員の食事ぐらいは、保存食をストックしておくなど検討してもよいと考えます。

避難所運営のための職員の拘束時間や衛生管理、食事について、改善する余地があると思いますが、いかがでしょうか。政策局長の所見をお尋ねいたします。

〔三島健一政策局長 登壇〕

○三島健一政策局長 令和6年8月29日から30日にかけて本市に接近した台風第10号への対応として、市民の皆様にも明るいうちに安全に避難いただくため、28日15時30分に高齢者等避難を発令し、指定緊急避難場所を開設いたしました。

今回の台風は進路予測が困難なことに加え速度が遅く、避難が長期化することが予見され、暴風の中での職員の入れ替えは危険を伴いますことから、職員に対しては、あらかじめ長時間の業務に備え、食事や日用品を準備することや、避難所内で従事している職員3名が交代で適宜休憩を確保するなどの周知を行いました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、災害対応時の職員の勤務環境等については過度な負担がかからないよう、入れ替え要員の確保や衛生環境の整備など、他都市の状況を含め調査研究を進めてまいります。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 避難所の運営で最優先されるべきは、言うまでもなく避難してこられる方々であります。一方で、避難所運営に関わる市職員の働く環境にも配慮いただき、改善すべき点があればぜひ善処いただきたいと思っております。

次に、避難行動要支援者制度についてお尋ねいたします。

避難行動要支援者制度に係る説明会が10月25日以降、市内各地で開催されました。従前より地域に還元されていた要援護者登録者名簿と、熊本市が法律に基づき運用していた避難行動要支援者名簿を一本化して運用したいとの趣旨の説明会でありました。

要援護者登録者名簿は、本人申請による約8,000人分の名簿。個別支援プランが既に策定されており、地域の関係団体に送付されております。

一方で、避難行動要支援者名簿は、熊本市が要介護度や障がい区分などを基に要件を満たす対象者をリスト化したもので、約4万人分の名簿。その運用には本人の承諾が必要であり、個別避難計画を改めて作成する必要があります。

この2つの名簿を一本化し、実効性のあるものへと見直すところが今回の制度の目的であります。

しかし、この新たな名簿を有効に活用するためには、名簿を管理運用する各地域の自治会や民生委員、校区社会福祉協議会等の御協力が不可欠であります。新たな避難行動要支援者名簿を改めて還元することは、地域団体の皆さんにとって負担が増すこ

とになりませんかでしょうか。これは所見をお聞かせください。

さらにもう一点、避難行動要支援者名簿の運用方法でお尋ねいたします。

平常時は外部提供に同意を得た方の名簿が地域の団体などに提供されることとなりますが、災害時は外部提供に同意を得ていない方の名簿まで、追加で地域の団体などに提供されるということになっています。災害時に新たな名簿がどのような形で地域団体などに提供されるのか、そもそも外部提供に同意していない方々の名簿を地域団体などへ提供することに問題はないのか。

災害時に、面談したことも訪問したこともない方の名簿が送られてきて、助けてあげてくださいと言われても、地域の団体の皆さんは戸惑われるばかりだと思います。

執行部の所見をお聞かせください。政策局長、お願いいたします。

〔三島健一政策局長 登壇〕

○三島健一政策局長 本市では、災害時における要支援者に対する2つの制度を一本化し、令和7年度から災害対策基本法に基づく避難行動要支援者制度に移行するため、現在、詳細な制度設計を進めております。

本制度を効果的に運用するためには、地域関係者の皆様の御協力が必要不可欠でございますが、10月に実施した地域説明会において、議員御指摘のとおり、名簿登載者の増加等による負担増の御懸念について多くの御意見をいただいたところでございます。

御意見を踏まえ、本市といたしましては、地域関係者の皆様が現在担われている役割を十分に勘案しながら、市としての期待する役割や各地域団体等の特性に応じた取組可能な役割を改めて整理し、お示しする必要があると認識しておりまして、制度移行に向けて実施する地域説明会等において、御理解と御協力をいただけるよう丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

次に、同意が得られていない方を含む避難行動要支援者名簿の災害時の外部提供につきましても、災害対策基本法において、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、「本人の同意を得ることを要しない」と規定されておりまして、災害時に市が必要と判断した場合には、同意の有無にかかわらず外部提供が可能であると考えております。

この災害時の名簿提供に当たりましては、今後、提供する災害規模等の条件や目的をはじめ、提供の時期、提供先や提供手法などを具体的に定め、災害時に地域関係者の皆様が混乱することがないように事前の周知を徹底してまいります。

今後とも地域関係者の皆様との連携・協力の下、実効性のある避難行動要支援者制度の構築と適切な運用を目指してまいります。

〔19番 齊藤博議員 登壇〕

○齊藤博議員 地域団体の皆さんにとって、新たな制度が過度な負担とならぬように、御理解をいただくための丁寧な説明に心がけ、災害時や緊急時に新たな制度が支障な

く運用できるように、全力で御尽力いただきたいと思います。

私からの質問は以上でございます。

御答弁をいただきました大西市長をはじめ執行部の皆様、誠にありがとうございます。また、御清聴いただきました全てに皆様に感謝申し上げ、質問を終わらせていただきます。誠にありがとうございます。（拍手）

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 2時00分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

北川哉議員の発言を許します。北川哉議員。

〔23番 北川哉議員 登壇 拍手〕

○北川哉議員 皆様、こんにちは。熊本自由民主党市議団の北川哉でございます。

令和6年は、3月の予算決算委員会、予算に対する総括質疑と、6月には一般質問、そして9月には決算に対する総括質疑、そして12月には一般質問と毎議会の登壇になりますが、またかと思われるかもしれませんが、皆様、御理解を賜りたいと思います。登壇の機会を与えていただいた先輩議員、同僚議員の皆様、心から感謝を申し上げます。

それでは、早速ではあります質問に入らせていただきます。

先月9日と15日、熊本市電が赤信号を無視して交差点に進入するという、今年の運行トラブルとしましては14件目となるインシデントが発生いたしました。交通局では会見を開き、謝罪と経緯について説明が行われ、九州運輸局へ報告したとのことでした。

今年に入り、年明けの5日にドアを開けたままの走行、重大事故としては停留所間のポイントでの脱線と、インシデント、重大事故と数多く発生しております。

過去の質問や委員会においても、私自身が医療機関での勤務経験があり、その場でもフェイルセーフやフルプルーフといったヒューマンエラー、人的要因に起因したインシデントや事故に対する対策を執行部、管理職が注意して行う必要があることを認識指摘してまいりました。

人的ミスは、完璧な人間はいないので起こります。今の交通局では、人的ミスを起こさないためにより注意を払っていることは分かりますが、その弊害として、職員さんが疲弊しているのではないかと思います。こうやって質問することも疲弊させている要因と思わないでもありませんが、これで最後の指摘とさせていただき質問いたし

ます。

今年に入ってから熊本市電でのインシデント、重大事故、自動車等接触事故などについて説明いただきたいと思います。件数や九州運輸局からの指導内容、検証委員会の状況等も併せてお願いいたします。また、今後の対策についてもお聞かせください。

この問題は命に関わることでもありますし、今後公共交通を生かしていくため、熊本市交通局が上下分離方式や市電延伸を進めていくためにはクリアしないといけない課題だと思いますので、多少時間を取っていただいても構いません。市民の皆様に分かるように、詳しく御答弁をいただければと思います。

交通事業管理者にお尋ねいたします。

〔井芹和哉交通事業管理者 登壇〕

○井芹和哉交通事業管理者 市電におけるインシデント等の状況及び今後の対策について御質問にお答えいたします。

今年に入ってからインシデントや事故等の件数につきましては、昨日、12月2日現在でインシデントが10件、人身事故が2件、脱線事故が1件、行き先誤り等の運転ミスが3件、右折自動車等との接触事故が23件でございます。

これまで個別の再発防止策や設備に関する対策はもとより、外部検証委員会による短期対策等に取り組んでいるにもかかわらず、先月には2週続けて信号冒進事案を引き起こすなど運行トラブルが立て続けに発生していることに、交通局を預かる立場として大変申し訳なく思っております。この場をお借りして深くおわび申し上げます。

9月に出された九州運輸局からの緊急保安監査に基づく改善指示では、安全管理体制の再構築及び運転知識・技能の保有状況の管理など4つの改善指示を求められましたが、その原因は、これまで経営健全化を最優先に、安全面ではなく効率化という観点で組織体制を見直してきた結果であると深く反省しております。

そこで、先月1日に専任の安全統括管理者を設置し、組織的な位置づけも強化するなど早急な改善措置を講じたところであり、新しい安全統括管理者を中心に早急に検討を進め、改善を図りつつ、国への最終報告書を取りまとめたいと考えております。

また、5月設置の外部検証委員会におきましても、現在組織上の背景的要因等の分析を行っていただいております。また、5月設置の外部検証委員会におきましても、現在組織上の背景的要因等の分析を行っていただいております。また、5月設置の外部検証委員会におきましても、現在組織上の背景的要因等の分析を行っていただいております。

今後も国からの改善指示、検証委員会での御意見に速やかに対応していくとともに、車両更新や施設整備を含めた安全対策及び安全意識の向上に全力で取り組み、信頼の回復に努めてまいります。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 午前中に齊藤議員からも御質問があったように、これからどのように市電を存続していくかが問われる上下分離方式導入や市電延伸と前に進む施策を実施して行くに当たって、今年に入ってからの問題、課題は大変ゆゆしき事態だと思います。

ここで、今年に入ってからのことを再確認し、先ほども申しましたが、これが最後の指摘となるようにお願いしたいと思います。

経営健全化を最優先に、安全面ではなく効率化という観点で組織体制を見直してきた結果であると深く反省しているという答弁でもありました。国からの改善指示、検証委員会での御意見を速やかに対応していくとともに、車両更新や施設整備を含めた安全対策及び安全意識の向上に全力で取り組み、信頼の回復に努めてまいるとの言葉を信じたいと思います。

次の質問に移ります。

インシデントや重大事故、そして自動車等への接触事故等についての質問と問題・課題に対しての質問でしたが、続いては前に進める質問といたしますか、事故等ではない諸課題について質問いたします。

電車の運行では軌道敷が必要です。延伸に関しても用地買収が必要な旨の説明がされており、敷地が必要になります。現在の市電運行区間では、道路の自動車と言う1車線以上の敷地を占有しています。場所によっては軌道敷の占有により道幅が狭くなっているところもあり、軌道敷内へ侵入しなければならない場合が出てきています。当然、自動車等の右折など、必要な場合の軌道敷内への侵入が行われます。

そこで、軌道敷内での交通法規を教えてください。また、軌道敷内への侵入等で、交通局として対策を行っていることを教えてください。軌道敷内への右折等による侵入では、侵入するために斜線上で待っている車が渋滞を招いているのではないかとの指摘もあり、極端な話では、市電が熊本市の渋滞を招いているので、市電を廃止して車線を増やせば渋滞解消になるという話も出てきています。私は今後の高齢化社会や人口減少社会において、働き手の不足や移動手段の確保の観点からも、軌道敷を走る電車は、安全輸送の観点や自動運転技術の進展により必要なものと思っています。

そこで、軌道敷内への右折等による渋滞の状況、その認識、渋滞を招いているであろう場所があったら教えてください。熊本市電による渋滞発生の可能性がある場合に、その対策についてお考えをお聞かせください。

交通事業管理者と都市建設局長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉交通事業管理者 登壇〕

○井芹和哉交通事業管理者 私からは、軌道敷内での交通法規や軌道敷への侵入対策についてお答えいたします。

軌道敷内の自動車等の通行に関しては、道路交通法第21条で「車両は左折し、右折し、横断し、若しくは転回するため軌道敷を横切する場合又は危険防止のためやむを得ない場合を除き、軌道敷内を通行してはならない」とされており、自動車等の通行は原則禁止されております。

そこで、軌道敷内への自動車進入等の対策といたしまして、道路と軌道敷の境界へのカラー塗装や注意看板、ポールコーン、電車の接近を音と光で知らせるメロディーホーンの設置等に加え、交通局ホームページや運転免許センター、レンタカー会社で

注意喚起の広報等を実施しております。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 熊本市電が往来する熊本高森線、いわゆる電車通りを含む自動車交通量の多い道路における一部の右折専用レーンがない交差点におきましては、右折するために待機されている車両により、後続車が滞留しやすい傾向にあるものと承知しております。

一方で、定時性に優れ大量輸送が可能な市電は、半導体関連産業の進出も相まって深刻化の一途をたどります都市圏全体の交通渋滞の緩和でありますとか、進展する超高齢社会における高齢者等の移動手段となるなど、その重要性はより高まっているものと認識しております。

今後は、交差点改良による右折レーン追加の検討や時差出勤の取組拡大によるピーク交通量分散、さらには現在市電で実施しておりますタッチ決済の運賃上限設定割引等による利用促進など、渋滞解消に向け、多面的にスピード感を持って取り組んでまいります。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 軌道敷内の自動車等の通行に関しては、道路交通法第21条にて「軌道敷を横切る場合又は危険防止のためやむを得ない場合」に関しては通行が可能となっているとのことでした。当然、そのようになっているから、右折時、車線で待機する車両がいて、後続車の滞留が起きているのだと思います。

時間帯によっては、右折レーンのない場所で右折禁止となっている場所があると思います。右折してから居住区域や商業施設へ入れない場合もあるので、右折禁止を常時行うことは厳しいのかもしれませんが、電車通り及び交通量の多い車線が少ない電車通りでは、右折待ちによる滞留にて交通渋滞が起きている認識をもっと重要視する必要があると思います。そして交差点改良は、車線改良による右折レーン追加、また県との協議を進めて、右折滞留に対しての改善を進めていってほしいと思います。

また、熊本高森線、いわゆる電車通りとされる道路では、1車線がバス専用レーン、一般の車線が2車線、それも道幅がかなり狭い場所もある2車線、そして市電軌道敷となっています。極端な話になりますが、他都市でも検証が行われていると聞いておりますバス等の公共交通機関は、軌道敷内を通行可として、軌道敷内を専用レーンとして運用し、現在のバス専用レーンを一般車通行可能にするなどの方策も必要かと思えます。大変なことかもしれませんが、渋滞解消に向けては思い切った、誰も考えつかないような方策を検討していくことも必要と思えます。

渋滞解消においては、今日明日ですぐに解決するものではありません。しかしながら、熊本の特有な道路環境がワーストワンと言われる渋滞を招いていますので、熊本独自の対策もあっていいかと思えます。検討・研究をお願いいたします。

次の質問に移ります。

続きまして、熊本市民の健康について質問いたします。

市政日より9月号の折り込みになりますが、健康堅守、Pickup熊本市民の健康注意報、熊本市の国保加入者は健康リスクが高い状態ですという折り込みがありました。

約8割が糖尿病予備軍（HbA1c5.6%以上）、政令指定都市における人工透析率ワースト1位との見出しで、その下に書いてあったことが衝撃的でした、そんな熊本市民の気になる、気をつけたい生活習慣・食習慣の課題として、運動不足、1日1時間以上の運動なし2人に1人、体重増加、20歳のときから10キロ以上の体重増加3人に1人、毎日飲酒、全国平均より高い26.1%が当該4人に1人、高カロリー・高脂質なものをよく食べている、ハンバーガー購入額52都市中1位、マヨネーズ購入額52都市中1位、即席麺購入額52都市中3位と、熊本市民としてショッキングな文言が続き、このような生活を続けていくと糖尿病、高血圧、人工透析と生活習慣病の発症と書いてあり、その絵は心筋梗塞を発症していたかのようなものでした。

私がショックを受けたのは、生活習慣の課題や特徴的な食習慣が、そのまま私であったことでありました。この折り込みを見ていた深夜に、UFOやきそばにマヨネーズを大量にかけてビールを飲んでいました。こんなことで熊本市民の代表にならなくてもいいのに、40代不健康の熊本市代表は私でございました。

この折り込み、取組は、私の心に響きまくったので、素晴らしい取組として周知していく必要があります、今後さらに進めていく必要があると思います、質問させていただこうと思いました。

この健康堅守としての健康福祉局の取組について、このキャッチーな広報紙をつくった経緯や、誰がつくったのか、生活習慣の課題や特徴的な食習慣を載せた経緯や、どういった意図を持って作成したのか教えてください。

また、この取組は予防医療の観点からも重要であると思います。熊本市が推奨している予防医療の今の取組についてと、今後予想される必要性、重点的に行う必要がある取組についても、医療費の観点からもお聞かせください。

健康福祉局長にお尋ねいたします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 健康増進対策に関する広報紙の作成経緯や、予防医療の取組に関するお尋ねに準じお答えいたします。

本市の国民健康保険の被保険者においては、人工透析者率が指定都市で最も高いことや、1人当たりの医療費が全国平均と比べ約12%高い状態が継続しているという課題があります。

そこで、国保年金課の保健師が特定健診の問診表や総務省統計局家計調査の結果を分析したところ、運動不足の方が多い、高カロリー・高脂質な食品の購入額が高いといった特徴がございました。そのため、これらを数値や食品等の具体例を用いて分かりやすく示した広報紙を配布することで、市民の皆様が自ら生活習慣や食習慣を振り返り、生活習慣病予防に取り組んでいただきたいと考え対応したものです。

さらに、予防方法等を詳しく記載した資料を作成し、各区役所と連携して窓口への来庁者や地域でのイベント参加者などお一人お一人に配布し、また説明を行い、生活習慣病予防に取り組んでおります。

2点目の予防医療に関するお尋ねにつきましては、本年3月に策定した第3次健康くまもと21基本計画におきまして、予防医療も含めた健康づくりを推進することで健康寿命の延伸を目指すこととしており、それが増加予測されている市民1人当たりの医療費の負担軽減にもつながるものと考えております。

本格的な人生100年時代を迎えるに当たり、若い年代からの運動習慣の定着化や、がん検診受診率の向上等に今後も重点的に取り組むことで、全ての市民の皆様が生涯を通して住み慣れた地域で、健康で生き生きと暮らせる持続可能なまちの実現に努めてまいります。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 不健康な生活習慣40代熊本市代表として、健康堅守の折り込みは大変ショックなことであり、運動習慣は改善しておりませんが、食習慣については、大好きなハンバーガーを少し控え、即席麺もおいしいですが控え、マヨネーズの量も控えめに、毎日飲酒も控えるようになりました。

折り込みをつくる段階においても、各業種にも配慮が必要だったことと思います。また思い切って、ある意味恐怖を与えての周知には、健康福祉局の覚悟といたしますか、医療費抑制、健康増進に対して並々ならぬ思いが伝わりました。

予防医療に関しては、重点施策として若い世代からの運動習慣の定着やがん検診受診率の向上等を挙げられており、難しい課題とは思いますが、多少恐れを植えつけての周知啓発も必要だと思いますので、配慮しつつ、思い切った施策の実現をお願いして、次の質問に移ります。

次に、観光振興についてお尋ねいたします。

10月11日から17日にかけて、熊本市代表団の一員として中国桂林市、蘇州高新区を訪問させていただきました。中国桂林市は観光都市としての発展が目覚ましく、すばらしいところが多くあり、学ぶところも多くありました。しかしながら、我が国日本の思いやりやおもてなしの気持ちのすばらしさも改めて感じることができました。

また、出国するときは感じなかったのですが、中国に入国するときに、外国人の入国審査の数の多さ、そして日本に入国するときも外国の方の多さ、海外から日本に帰国した日本人は少なくスムーズに帰国手続きができたことに、インバウンド、訪日外国人旅行の多さを感じ、驚きました。

そこで、お尋ねいたします。

直近の熊本市を訪れる観光客（訪日外国人観光客と国内在住観光客）の数や観光施設の正常者数の推移、例えば熊本城の入場者数だけでもお答えいただければと思います。宿泊数等での数値として分かるのであれば教えていただきたいと思います。また、過去にインバウンドや国内観光客向けの受け入れた場合の施策を実施してきた

と思いますが、その検証と効果についてお聞かせください。

また、熊本市では、市民に愛され、世界に選ばれる、持続的な発展を遂げるまちの実現に向けて、本市の観光振興への取組を強化していくための基本的な指針として、熊本市観光マーケティング戦略を策定しました。その中で、持続可能な観光まちづくりの推進としてレスポンシブルツーリズムの推進、観光資源の保全、継承への市民意識の醸成として旅行者に対しての理解や、市民が旅行者に対して思いやることの大切さを考えた基本施策が策定されています。この本質は、おもてなし、思いやりではないかと思います。

私が代表団として中国に行ったとき、改めて感じたことが、日本人として持っているおもてなしの心や思いやりの心はすばらしい、そのような国民性であり、日本人として誇ることができる本質であると思いました。

そこで、観光面でのおもてなしについて、熊本市として特化して、また、熊本市独自と言えるおもてなしがあれば教えていただきたいと思います。そして、今後、熊本市を訪れてみたい、熊本市に来てよかったと思っていただけるようなおもてなしについて、お考えがあればお聞かせください。

経済観光局長にお尋ねいたします。

〔村上和美経済観光局長 登壇〕

○村上和美経済観光局長 観光振興に関する2点のお尋ねにお答えいたします。

まず、本市の令和5年の観光客入込み数は562万人、うち外国人は69万人となっており、宿泊者数は353万人、うち外国人は43万人でございまして、宿泊者数につきましては総数・外国人ともに過去最高を記録したところでございます。また、本市の代表的な観光施設でございます熊本城の令和5年の入園者数は約130万人となっておりまして、令和4年と比較いたしまして約50%の増加となっております。

本市では、これまで観光客の受入れに当たりまして、町なかの観光案内標識の整備をはじめ、常時英語の対応が可能な観光案内所の運営や、7か国語に対応したパンフレット、ウェブサイト等を通じた情報発信、市電・熊本城周遊バスへのWi-Fi環境整備などの施策を行ってきたところでございます。

また、これらの施策の検証や現状、課題を把握するため実施いたしましたアンケート調査におきまして、目的地までの移動の円滑化や交通案内・サービスの充実等を求める御意見が多くいただきましたことから、「訪れる人に優しい滞在環境の構築」を観光マーケティング戦略の基本方針の一つに位置づけまして、令和5年における観光客の満足度62.5%を、令和13年までに80%へと引き上げることを目標値として設定したところでございます。

今後は、観光施設への交通アクセスに関する情報発信の充実など、ニーズに対応いたしました受入れ体制の整備に取り組んでいくことによりまして、目標達成を目指してまいります。

本市の特性を生かしたおもてなしといたしましては、熊本城おもてなし武将隊の運

営をはじめ、ボランティアガイド団体でございますくまもとよかとか案内人や、熊本駅におきまして、熊本弁で旅先案内人として活動されております春日人おてもやんへの支援などに取り組んでいるところでございます。

観光客の満足度向上やリピーターの増加を図るためには、市民の皆様と一体となっておもてなしの機運を高めていくことが重要であることから、今後は、これまでの取組に加えまして、こどもや若者を対象といたしました観光に関するワークショップによる市民意識の醸成など、戦略のビジョンでございます「訪れる人が、暮らす人と共に上質なときを創るまち くまもと」の実現を目指してまいります。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 昨年の本市での観光客入込み数、宿泊者数、うち外国人の数、熊本城入園者数、前年と比較して約50%増とお示しいただき、宿泊者数総数、外国人ともに過去最高とのことでした。

実感として、中心街や、またその他観光施設でも、スーツケースを押しておられる外国の方をよく見ますし、飲食店や観光地を探している感じがよく見受けられます。そこに対しての検証や現状、課題の把握に努めていられることや、満足度向上を目指している経済観光局の姿勢に感銘を受けました。

過去の質問でも、熊本市は、訪れる方が経済を活性化していただくようにしていくことが大変重要であることを述べてきましたが、その思いをくんで実行していただいていることに感謝いたします。

その上で、私は、おもてなしや思いやりを、熊本市観光マーケティング戦略にありますレスポンシブルツーリズムの推進、旅行者に対しての理解や、市民が旅行者に対して思いやることの大切さを考えた基本施策の推進を特にお願いしたいと思います。

他都市にはない、熊本市は世界的におもてなしがすばらしく、それが外国人観光客の皆様にも感じていただき、日本の習慣を守っていただけることになるのではないかと考えています。そして、それを母国に伝えていただき、多くの方に熊本市を選んでいただく、再度来訪したいと願っていただけるようになればと思います。

熊本よかとか案内人や熊本駅において旅先案内人として活動する春日人おてもやんの皆様の御尽力は、熊本市のイメージをよくすることに対して大変大きな力になっていると思います。引き続きの支援、さらなる支援策の構築をお願いいたします。両団体のような形をさらに増やしていき、お答えにもありました市民意識の醸成を進め、全ての熊本市民の皆様が、熊本市を訪れる方に優しく笑顔で接することのできる環境をつくっていただきたいと思います。

訪れた場合の最初の入口である交通機関、民間であればバスやタクシーにおいても、企業努力の中で、おもてなしに関して研修や勉強会などを行われているとお聞きします。そこにも熊本市がアンテナを張り、さらなる満足度向上へ向けて頑張っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

続きまして、地域活性化についてお尋ねいたします。

先ほどの観光振興と同様に、中国へ訪問したことで思った地域活性化についてお尋ねいたします。

中国と日本は国の成り立ちも違いますし、国家としての仕組みや主義に関しても違いがあります。しかしながら、ローカルレベルでは外国人観光客を誘客することや地域格差についての対策を取っていく必要性など、現在の世界での情勢を鑑みた場合の地方都市での取組は、必要性を考えた場合は学ぶことも多くありました。

代表団の訪問として、中国蘇州の樹山村を訪問いたしました。蘇州は近代的な発展を遂げている都市でもあり、都市部の開発、近未来的な発展が目を見張るものでした。その中で、古来よりある農村を観光または農業の振興として、環境や雇用、また観光・娯楽余暇施設としての施策を行っている施設及び農村振興がありました。

これは熊本市をもってしても、また日本でも、経済発展を遂げる都市部とそれ以外の地域の格差是正、近郊ある発展のためには必要なことだと思いました。

そこで、お尋ねいたします。

熊本市としても、上述のような観点からの取組や今後を見据えたお考えがありましたらお聞かせください。

以上にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 旅行需要の急激な回復に伴い、本市にも国内外から多くの観光客の皆様にお越しいただいている中、観光客が訪れる場所は熊本城や水前寺成趣園、中心繁華街等の都市部に集中しておりまして、回遊性の向上やリピーターの増加といった観点からも、市域に点在する観光資源の魅力を向上させることが重要であると考えております。

本市の郊外部には、市内を一望できる金峰山などの眺望スポットをはじめ、フルーツの収穫や田植え等の体験ができる農園や、本市の奥座敷として知られる植木温泉など、まだまだ魅力を向上することが期待できる貴重な観光資源が多くございます。

今後は、民間事業者等と連携しながら、新たな観光資源の掘り起こしや磨き上げ、官民一体となった情報発信等を通じて、誘客促進や回遊性の向上を図り、地域全体の活性化につなげてまいりたいと考えております。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 日本において、ある地区を丸ごと特区的な考えで観光振興や農村振興のために変えていくことは難しいことと思います。しかしながら、地域間格差をなくすこと、均衡ある都市づくりをしていくことは、今後の都市部の発展に比して必要であると私は思います。

熊本市の考えは、市長も御答弁いただいたように、市域に点在する観光資源の魅力を向上させること、郊外部でのポテンシャルの高い観光資源を生かしていくことの認識を持っていただいていることには感謝いたします。しかしながら、もう少し行政の

力を注いでいただき、お答えいただいた情報発信や誘客促進、そして地域活性化施策を実施していただきたいと思っております。

山形県鶴岡市には、スイデンテラスという宿泊施設があります。田んぼに浮かぶホテルとして、出羽三山から庄内平野、そして日本海へと続く豊かな自然の恵みで満たされた土地に、この土地を象徴するランドスケープである水田からの着想を得て生まれたホテルであり、田んぼに浮かび、周辺の山並みや田園風景に溶け込むようなたたずまい、木のぬくもりを生かしたシンプルで居心地のよい空間となっております。周辺の田んぼの運営も、農業としてその施設運営会社が担い、地域活性へつながっています。

現代の風潮として、都会の喧噪から抜け出て余暇を過ごしたい考えを持った方が多くなっていると思います。その点からすれば、政令指定都市でありながら豊かな自然や観光資源を有し、豊かな自然の恵みである農水産物を産出する熊本市は、このコンセプトにもうってつけの場所であると思っています。このような民間事業者の目にとどまるような熊本市として、アピールやセールスをしていくことをお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

先ほどの質問にて、均衡ある発展の必要性について質問いたしました。過去の質問でも、均衡ある熊本市の発展についての質問が多くあり、私も質問してきました。

先般行われた第50回衆議院議員選挙においても、熊本2区から立候補し、当選された西野太亮代議士、本年3月の熊本県知事選挙において当選された木村敬知事においても、都市圏北東部の交通渋滞等の課題を踏まえ、熊本市の重心をもう少し、今より西や南の方に移していくことが、熊本市や熊本都市圏全体の未来に有意義であるとの認識の下、選挙戦での政策として打ち出されておられ、その後の報道での発言や県議会での答弁においても答えられております。

私の前回の一般質問では、県・市連携や市街化調整区域等のいわゆる線引き制度や都市計画について、均衡ある都市整備をお願いしましたところ です。

そこで、均衡ある都市整備について、均衡ある熊本市の発展について、熊本市の重心を西南部へ移していく必要性も鑑み、熊本市のお考えをお聞かせください。また、今後の具体的な施策があればお聞かせください。

市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 現在、TSMCの進出を契機とした開発により、人口増加や地価上昇などの進出効果が見られる一方で、本市東部地域を含めた一帯において、交通渋滞のさらなる悪化等が懸念されており、県市連携による対策を講じることとしております。

また、本市の西南部地域は良好な農水産業の生産基盤はもとより、熊本港や熊本駅等の広域交通拠点を擁している上、今後、熊本港の機能強化や熊本西環状道路、中九州横断道路等の整備によりアクセス性が飛躍的に向上し、土地利用の需要が高まっていくものと考えております。

このため、今後さらに見込まれる企業進出への適切な対応を目的として、今年度、

地区計画制度の運用基準を改定し、インターチェンジ周辺や主要地方道熊本港線を含む幹線道路の沿線など、広域交通の利便性が高いエリアに計画的に誘導することとしております。

今後も、引き続き国や県と連携して広域交通ネットワークの整備を進めますとともに、都市計画の見直し等により土地利用を促し、西南部地域も含め、市域の均衡ある発展につなげてまいりたいと考えております。

〔23番 北川哉議員 登壇〕

○北川哉議員 熊本市の重心を西や南へ移すといっても、そう簡単なことではありません。市長が今日から熊本市の中心はここですと西区や南区のある地点を指し示したら、官公庁や企業、道路や居住地域が一気に移動していけば、これほどいいことはないと思いますが、難しいことだと思います。しかしながら、市長が都市圏北東部の交通渋滞等の課題を踏まえ、西や南へ都市機能重心を移すと強い御発言で言っていただければ変わるかもしれないと思い、期待をして質問いたしました。

現在も進む西環状道路や熊本環状連絡道路、有明海沿岸道路、熊本天草幹線道路、そして10分・20分構想での各連絡道路と、都市機能の均衡ある発展に寄与できるであろう道路計画はあります。早期完成を強く押しいただき、お答えでもありました都市計画の見直し、地区計画制度の運用基準の改定についても早期に実行していただき、道路完成を待つことなく各所での地区計画も早期に実行に移していただき、西南部地域を含めた市域の均衡ある発展を具体的に進めていただきたいと思います。

以上で、私が用意した質問は終わりました。

いつもは時間ぎりぎりであります、今日は少し余裕がありました。私の議会での質問である教育委員会、遠藤教育長への質問を入れておけばよかったなど今思いながら、ちょっと1問足りませんでした。

市長をはじめ執行部の皆様、丁寧な御答弁ありがとうございました。質問するに当たって御支援いただいた先輩議員、同僚議員の皆様、そして丁寧にサポートいただきました議会局の皆様、心より感謝を申し上げます。傍聴して下さった皆様、そしてインターネットにて御視聴いただいた皆様にも重ねてお礼を申し上げます。

今後も皆様からの御指導や叱咤激励、元気のある声を力に変えて、熊本市議会議員としての責務を果たしてまいります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。

次会は、明4日（水曜日）定刻に開きます。

○寺本義勝議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時46分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和6年12月3日

出席議員 46名

1番	寺本義勝	2番	大畠澄雄
3番	村上 磨	4番	瀬尾誠一
5番	菊地渚沙	6番	山中惣一郎
7番	井坂隆寛	8番	木庭功二
9番	村上誠也	10番	古川智子
12番	松本幸隆	13番	中川栄一郎
14番	松川善範	15番	筑紫るみ子
16番	井芹栄次	17番	島津哲也
18番	吉田健一	19番	齊藤 博
20番	田島幸治	21番	日隈 忍
22番	山本浩之	23番	北川 哉
24番	平江 透	25番	吉村健治
26番	山内勝志	27番	伊藤和仁
28番	高瀬千鶴子	29番	小佐井賀瑞宜
30番	田中敦朗	31番	高本一臣
32番	西岡誠也	33番	田上辰也
34番	三森至加	35番	浜田大介
36番	井本正広	37番	大石浩文
38番	田中誠一	39番	坂田誠二
40番	落水清弘	41番	紫垣正仁
43番	澤田昌作	44番	満永寿博
45番	藤山英美	47番	上野美恵子
48番	上田芳裕	49番	村上 博

欠席議員 1名

11番 荒川 慎太郎

説明のため出席した者

市長	大西 一史	副市長	深水 政彦
副市長	中垣内 隆久	政策局長	三島 健一
総務局長	津田 善幸	財政局長	原口 誠二
文化市民局長	早野 貴志	健康福祉局長	林 将孝
こども局長	木 櫛 謙治	環境局長	村上 慎一
経済観光局長	村上 和美	農水局長	金山 武史
都市建設局長	秋山 義典	消防局長	平井 司朗
交通事業管理者	井 芹 和哉	上下水道事業者 管 理 者	田中 俊実
教育長	遠藤 洋路	中央区長	土屋 裕樹
東区長	本田 昌浩	西区長	石坂 強

職務のため出席した議会局職員

局長	江 幸博	次 長	中村 清香
議事課長	池 福史弘	政策調査課長	岡島 和彦

令和6年12月4日（水曜）

議事日程第3号

令和6年12月4日（水曜）午前10時開議

第1 一般質問

午前 9時59分 開議

○寺本義勝議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○寺本義勝議長 日程第1「一般質問」を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、山内勝志議員の発言を許します。山内勝志議員。

〔26番 山内勝志議員 登壇 拍手〕

○山内勝志議員 皆さんおはようございます。市民連合の山内勝志です。一般質問の機会をいただき感謝を申し上げます。

ちょっと風邪を引きまして喉がかれており、お聞き苦しいと思いますが、御容赦いただきたいと思っております。

それでは、通告に従って質問に入らせていただきます。

まず、指定管理者制度における賃金・物価スライド制の導入についてお尋ねいたします。

指定管理者制度は、2003年の地方自治法改正により導入された制度で、公共施設の管理運営を民間企業や市民団体等に代行させることで、サービス効率化によるコスト削減や民間ノウハウの活用によるサービスの向上を目的としました。特に、少子高齢化や財政難が深刻化する中で、地方自治体がより柔軟に、効率よく公共施設の運営を行う必要に迫られたことが導入のきっかけとなりました。

本市の指定管理者制度では、指定管理料の積算において、人件費については市職員の給料水準をベースとした施設規模・職責ランク別の人件費単価表を用いて積み上げられております。ただ、これらは指定管理者の決定に際しての管理料の積算額であるため、指定管理者が決まった後の指定期間中は、事業者の経営判断の中で、実際の賃金が決められることとなります。

指定管理者制度ができた2003年当時はデフレの時代であり、指定管理料として固定化した収入の中で、人件費や物価上昇の懸念よりも、むしろデフレの進捗に対して、防衛線の役割を果たしていたと思っております。しかし、近年のインフレ傾向に伴う賃金・物価の上昇局面にあっては、管理料が変わらない中で、賃金・物価の上昇分を捻出するのは事業者にとって大きな負担となっております。

この課題を解消すべきとして、本市議会においても過去、各会派から質問がなされております。今年度も西岡議員、村上誠也議員から、昨年度は浜田議員、松本議員、

村上誠也議員から管理料の見直しについて質問が重ねられております。常任委員会でも多くの質疑が行われているようです。もうそろそろ、一定の判断が必要であると思えます。

ここで、指定管理者制度に賃金・物価スライド制を導入すべき理由を申し上げます。まず1点目は、国の見解です。

指定管理者制度を所管する総務省が、今年の4月1日に「指定管理者制度等の運用の留意事項について」という文書を発出しました。内容は、指定管理者制度の課題に対応した自治体の好事例を挙げ、各自治体にはこの事例を参考に適切に対応するようにと要請しているものです。

その総務省発出文書に示された事例を二、三紹介させていただきます。

まず、福岡市の事例で、指定管理者の人材確保が継続的に行われ、施設運営の安定化を図るために、賃金水準の変動等を踏まえ、適正に積算した上で指定管理料に反映する。そのために基本協定書とは別に実施協定書を毎年度締結し、最新の労務単価を使用することを定めるといふものです。

次は、横浜市の実例です。指定期間2年目以降の指定管理料については、毎年度横浜市人事委員会が給与勧告時に公表する民間給与実態調査を参考に、前年度からの民間給与の変動率を用いて、年度ごとの見直し額を算出し、翌年度の指定管理料に反映する。臨時雇用の場合は、神奈川県労働局が公表する最低賃金の変動率を用いるといふものです。

札幌市の事例も横浜市と同様に、民間給与実態調査や最低賃金の上昇率を毎年加算する賃金スライド制を導入しています。

総務省が示した事例以外にも、名古屋市などでも賃金スライド制は導入されています。この制度によって、その時々地域の民間賃金の動きが、毎年度の指定管理料に適正に反映されることとなります。

総務省は、これらの政令指定都市の実例を挙げ、賃金上昇や資材価格の高騰に対応すべく地方自治体に指導を行っているのです。事例に挙げた賃金スライド制は、指定管理者の労働者賃金が、地域の賃金水準に応じて見直される仕組みです。

この制度の導入で、指定管理者側は賃金を適正に上げることができ、職員の定着率が維持され、人材確保がしやすくなります。同時に職員の労働環境が改善されることで職務への意欲や責任感が高まり、ひいては利用者へのサービス品質向上にもつながります。総務省が導入を要請している賃金スライド制を、熊本市においては導入できない特段の理由は見当たらないと思えます。

理由の2つ目です。

熊本市において、既に運用している公共工事における請負契約でのインフレスライド条項です。

インフレスライド条項とは、工事請負契約約款第26条第6項に規定されており、その条文には「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において

急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき」は、発注者または受注者、いずれも請負代金額の変更を請求することができるかとされています。

本市においても、工事契約課から各課に対して、「受注者がインフレスライド条項に基づく請負代金の変更を希望する場合は、インフレスライド運用マニュアルに基づき適切な対応をするように」との通知も出されておりますし、実際に請求に基づき変更契約が行われていると聞いております。

また、この制度では、急激な賃金水準の上昇だけではなく、契約後の物価水準の上昇により請負金額の変動額が残り工事費の1%を超えた場合も、インフレスライドを適用することができるかとされています。

公共の事業を適正に執行していくためには、賃金物価の価格変動をきちんと転嫁することの必要性を認めており、官側が率先して価格転嫁を進めるべきと考えているのだと思います。

そこで理由の3つ目です。

本年6月に出された経済財政運営と改革の基本方針2024、いわゆる、骨太の方針2024には、第2章の項目に賃上げの促進とともに価格転嫁対策が示されています。その中には「官公需について、労務費等の価格転嫁徹底を目的とした期中の契約変更等に対応するため、必要な予算を確保する」とされています。公共の事業において、近年の賃金・物価上昇分を受注者側へ正しく価格転嫁することを改めて表したものと受け止めました。そのための予算措置も国が行うとのことでした。

賃金・物価スライド制は、当然取り入れられるべき仕組みだと考えますが、いかがでしょうか。

そして、理由の4つ目です。

令和5年第4回定例会にて、当会派の上田議員の一般質問を受けて、熊本市の公契約条例が制定されることになりました。現在、2026年度の条例施行に向けての検討が行われています。

この条例は、市が事業者と締結する工事、サービス、物品調達等の公契約を通して、公共事業の質のさらなる向上や適正な労働環境の確保を図ることを目的としています。この条例策定の方針や必要性から見ても、本市の指定管理制度における課題解決は、市の姿勢として必須であると考えます。

これらの理由から、指定管理者制度における賃金・物価スライド制については、そろそろ導入に向けた具体的な動きがあるべきだと考えます。大西市長のお考えをお聞かせください。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 現在、世界的半導体企業の本県進出が全国的にも注目されるなど、経済情勢の変化による物価高騰や賃金の急激な上昇等が本市にも大きな影響を与えていることは十分承知しております。

本市の公の施設の管理運営につきましては、これまでも社会情勢等に対応した見直しを行うことで、適切な管理運営に努めてきたところではございますが、ただいま述べたように、本市を取り巻く状況が変化する中、改めて、指定管理者制度の運用について見直しが必要であると認識しております。

そこで現在、個々の施設特性も踏まえながら、運用の見直しを行った場合の財政影響を精査するなど、検討を進めているところでございまして、その結果がおおむねまとまった段階で、議会に御説明させていただきたいと考えております。

今後とも、適切な施設管理はもとより、市民サービスの向上につながる指定管理者制度の運用を図ってまいります。

〔26番 山内勝志議員 登壇〕

○山内勝志議員 市長、御答弁ありがとうございます。

指定管理者制度の運用については、見直しが必要との市長の御認識でありました。

現在、賃金と物価の動きに伴う価格転嫁をした場合の財政影響を精査中とのことで、今後、具体的な見直し案が出てくるのであらうと理解しました。

ぜひ、少しでも早い段階で結論を出していただき、その内容について議会への協議報告をよろしくお願いたします。

それでは次に、熊本市のデータ戦略についてお聞きいたします。

少子高齢化が進展する我が国においては、将来的に危機的な労働人口の不足が見込まれております。既に、多くの産業で人手不足による経済活動のひずみが生じており、何らかの形で、これまでの労働集約型の経済活動から転換し、労働人口不足の影響を軽減するための方策が必要となっております。

一方で、AIをはじめとするICT技術の進歩も目覚ましく、多くの分野でデジタル技術を利用して、仕事のやり方を抜本的に変化させるようなDXの推進が叫ばれています。また、社会における様々な情報がデジタル化し、例えば携帯電話の普及等により、人々の行動パターンがデータとして収集され、コロナ禍では濃厚接触の可能性を検知するアプリも政府主導で配布されました。気象予報においても、膨大なデータを処理する能力が格段に向上したため、予測分析による災害時の危機回避に大きな威力を発揮しています。

このように、ビッグデータとAI等の組合せによって、重要な政策決定におけるエビデンス（根拠・裏づけ）として使われています。まさに、これからは上手にデータの利活用を進めることが、合理的で効率的な施策の展開につながり、ひいては労働人口不足による悪影響を抑制し、社会活動を健全に維持する肝になると思います。

大西市長もマニフェスト2022において、既にデータ戦略を掲げられており、昨年度には政策局に、データ戦略課を立ち上げられました。

また、本年3月には、熊本市データに基づく事業立案と推進戦略も策定されておられます。この計画により、これまでの市役所内部のデータに対する取扱いの弱点や課題を認識し、今後のデータの利活用をどのように進めるかを方向づける大変重要な計

画になると思います。

まずは、大西市長に熊本市のデータ戦略についての方針お聞きしたいと思います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 第8次総合計画を推進し、計画的、効果的・効率的な市政運営を実現するためには、データを活用した客観的な証拠に基づく政策立案、いわゆるEBPMの考えを新たな施策立案や予算編成のみならず、現状分析や課題抽出などの日常業務の中に取り込んでいく必要があると考えております。

このため、先般策定いたしました、熊本市データに基づく事業立案等推進戦略には、人材育成やデータ利活用のルールづくり、分析・可視化ツール導入等の環境整備を盛り込んだところをごさいますて、現在、この戦略に基づいた取組を進めております。

特に、データを有効に活用していくためには、職員のデータに関する意識やスキルの向上が不可欠でございまして、研修をはじめとした人材育成に力を入れますとともに、本年7月には庁内推進組織として、データ利活用推進本部を設置いたしました。

今後も、国や先行自治体などの取組も参考としながら、職員のデータに対する意識醸成など、全庁的なデータ利活用・EBPMの推進に取り組んでまいります。

〔26番 山内勝志議員 登壇〕

○山内勝志議員 御答弁ありがとうございました。

データ利活用の必要性やデータ戦略の大きな流れについてお聞かせいただきました。

それでは、戦略計画に沿って少し細かなことについてお尋ねをしていきたいと思えます。

まず1点目、データの統合についてですが、戦略計画の対象となるデータのうち、市役所の各部署には施策決定のため様々なデータが存在します。それぞれの部署が定期的に、あるいはその時々目的によってデータを収集しています。

しかし、それらのデータは共有されることなく、ある意味宝の持ち腐れのような状態で格納されているのが現実ではなかろうかと思えます。例えば、都市建設局の施策決定に必要なデータが健康福祉局の福祉関連のデータに存在していたり、経済観光局に必要なデータが文化市民局にあったりと、市民のニーズを正確に反映させるための鍵となるデータが、市役所のどこかに埋没している可能性が大きいと思えます。

計画書にある職員アンケートでは、さらなるデータ利活用の必要性を感じつつも、それができていない現状に、もどかしさを感じる職員の姿も見えてきました。今後は、埋もれがちなデータを一元化して、部門・部署を超えた横断的な活用となるように、共有していかなければなりません。各部署に眠っているデータを統合し、地域ごとの課題解決に用いたり、行政資源の最適配置を図ったりすることが期待されます。

ただ、一口に統合するといっても、過去のデータはそれぞれ個別のルールによって管理されているため、統合するためのルール決めが必要です。テキストなのか数字なのか、何文字何桁の分量が必要なのか等々、データ項目のルールを決めなければなりません。

また、今後ルールに沿って入力するのは簡単ですが、過去のデータを新ルールの形に変えて編集する作業は、複雑であり膨大でもあります。これらの作業の実施主体はどこ行うのでしょうか。また、せっかく統合しても、膨大なデータの中から、必要なデータを見つけられなければ意味がありません。使い勝手のよい、データ検索の方法はどのようにお考えでしょうか。

2点目は、人材の育成です。

データの統合に当たってのルール決めや過去のデータの編集、検索システムの作成など、データ戦略を実行するための前準備には相応のデータ処理技術者が必要だと思われる。

さらには統合が終了し、検索システムが出来上がったとしても、最も重要なのは、施策を推進するために根拠となる必要なデータが何なのかを認識して、さらにはそれを的確に分析する能力です。そのためには、現場の職員が統合されたデータを有効に活用するための、一定の知識と技能を身につける必要があります。さらには、それらの知識や技能を維持していくための修練方法や、身近なところ、外部に頼るのではなく市役所内部に相談し支援を受けられるような、伴走型の支援組織と人材がなければ持続性が保てなくなるような気がします。

これらの人材育成を内部育成するのか、専門職を採用するのか、または専門機関から派遣等に頼るのか、いろいろ手法はあるとは思いますが、包括的な人材育成方針を教えてください。また、支援体制について組織の在り方も含め、お尋ねいたします。

3点目は、市役所外へのデータ利用の開放について方針をお聞きします。

市のデータ戦略が進み、たくさんのデータを利活用しやすい環境が整えば、企業や研究機関、隣接する自治体にとっては、ぜひ参考にしたいと思われると思います。市民の方々でも、地域の課題解決のために調べたいと思う方もいらっしゃるでしょう。

特に、連携中枢都市圏において連携協約を結んだ自治体にとっては、熊本市のデータは大きな価値があると思います。広域の災害対策を考える上でも、自治体、関係機関のデータ連携は、これからますます重要になると思います。

利用条件やセキュリティー面での問題等、考慮することは多いとは思いますが、将来的に、このような団体や個人にデータを公開する方針はあるのでしょうか。お尋ねします。

以上、政策局長にお聞きします。

〔三島健一政策局長 登壇〕

○三島健一政策局長 データ戦略に関する3点の御質問に順次お答えいたします。

まず、1点目のデータ統合についてでございますが、議員御案内のとおり、庁内に分散して保有されているデータを有効に活用していくためには、データの所在を明確にするとともに、容易に抽出・活用できる環境を整備する必要があります。

このため、昨年度、庁内各課が保有するデータの洗い出しを行った上で、今年度中に、これらのデータ項目を取りまとめた一覧を作成することとしており、今後データ

の一元管理及び検索ができるシステムの導入を検討しております。

次に、人材の育成についてでございますが、全庁的にデータ利活用・E B P Mを進めるためには、職員にデータ利活用やE B P Mの考え方を浸透させるとともに、データ分析や活用に係る一定の知識・スキル、いわゆるデータリテラシーを有する職員の育成が重要でございます。

このため、職位別の研修等により、意識の向上及び全体の底上げを行うとともに、庁内公募によりデータリテラシーを有する職員の育成研修を実施しております。

また、データ利活用に向けた支援体制につきましては、現在、データ戦略課を窓口として、都市政策研究所とも連携しながら庁内各所属からの相談を受け付けております。

最後に、市役所外へのデータ利用の開放についてでございますが、既に、市ホームページを通じて、人口をはじめとした統計情報や医療・福祉関連の施設情報、観光動向などのデータを公開基準やデータ形式を定めた上で公開する、オープンデータの取組を積極的に進めております。

また、本市が公開するデータのみならず、他の自治体や企業等との間で、相互にデータ取得・活用を行うため、本年度から、くまもとデータ連携基盤を熊本県及び本市を含む13市町村により共同運用しております。

今後も、市民や企業、団体等の皆様が必要な行政データを利活用できるよう、これらの取組をさらに進めてまいります。

〔26番 山内勝志議員 登壇〕

○山内勝志議員 来年度が戦略計画の2年目に入り、具体的な動きが始まります。

来年度の基礎的な準備段階がしっかり築けるかが、今後のデータ利活用がスムーズに進むかを左右することになると思います。しっかりとした対応を担当部署の方々にはお願いしたいと思います。

来年は、国勢調査も行われるため、業務が大変繁忙になることも予想されますが、データ戦略の推進が滞ることのないよう、人的配置も含め御努力をよろしく願いたします。

それでは次に、新しい学校部活動についてお聞きいたします。

今、学校の部活動は大きな転機を迎えています。

少子化が進み、生徒数が減少する中で、多くの部活動において参加者が減り、活動自体が困難になっているケースもあります。部員数が少なく練習もままならず、目標とする大会への参加もできず、部活動自体が廃止になるような事例もあるようです。

加えて、部活動の受持ちが、教員の負担増加の原因の一つにも挙げられています。部活動の指導が授業時間外や休日に行われるため、教員の働き方改革に逆行しているとも言われています。

そのような中、文部科学省は中学校の部活動を、地域スポーツクラブや民間事業者に委託する取組を推進し始めました。国の指針では、達成目標は設定せず、地域の実

情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとして、2023年度から2025年度を完全移行に向けた改革推進期間として位置づけています。2023年度からは、全国中学校体育大会への地域クラブの参加も認められました。

ところが、国が掲げる改革推進期間が始まって一年がたちますが、状況はなかなか進んでいないようです。教員の代わりを担う指導者や競技団体の確保が進まず、練習できるグラウンドや施設も足りていない自治体がほとんどのようです。

また、部活動を地域や民間に移行した場合の指導者への謝礼や、施設利用料がどれぐらいの費用が発生するのか。どれだけ国や自治体が補助し、保護者が負担するのか。改革が進まない要因の一つには、お金に関する議論が十分行われずに、計画だけが走り出したという印象もあります。

さらには、事故が起きた場合の責任の所在、体罰や性被害等のハラスメントにつながる指導者の質の担保も、重要な解決すべき課題として残されています。部活動の指導において、特に費用もかからないし、学校の先生がそのまま面倒を見てくれるから心配はいらぬという、これまで保護者が漠然と抱いていたお任せ意識を変えていく時期に来ていると思います。

そのような状況下で、熊本市教育委員会では、有識者、校長経験者、各団体関係者、保護者代表などで構成される熊本市部活動改革検討委員会に、部活動の今後の在り方について諮問されました。そして、本年3月に、同委員会から新しい学校部活動の在り方についての答申を受けられました。

答申では「学校部活動には教育的意義があることや地域の受け皿の確保が見通せない状況であること等を踏まえ、教職員や地域人材で指導を希望する者が指導をするということを前提に、本市の学校部活動は今後も継続させる」とされています。国の方針とは異なる方向での答申がされたわけですが、ある意味、現状を踏まえれば当然の流れであるとも思います。

しかし、単に学校現場でこれからも頑張るだけでは、何の問題解決にもなりません。答申の内容を十分踏まえて、新しい部活動の形を生み出していきたいと思っています。

まずは、答申の概要と今後の検討の進め方について教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 新しい学校部活動についてお答えいたします。

本年3月の答申では、学校部活動を継続するに当たっては、指導を希望する者が指導することを前提に、1、こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る。2、学校部活動の教育的意義や役割を保持する。3、指導者の確保を含む運営体制の充実を図る。4、持続可能な運営費用を確保し、全ての指導者に適正な対価を支払うという、4つの基本方針の下、令和9年度に新たな学校部活動の開始を目指すとされました。

答申を踏まえ、アンケート調査やワークショップを通じて、こどもなどから幅広く

意見を聴取し、関係部局と協議の上、11月に本市の方針を、熊本市立中学校における新しい運動部活動の在り方（素案）としてまとめたところです。

こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実と教職員の働き方改革の両立を図るため、今後も議会等にもお諮りしながら、今年度中に、本市の部活動改革の方針である熊本市立中学校における新しい学校部活動の在り方を決定したいと考えております。

〔26番 山内勝志議員 登壇〕

○山内勝志議員 今回の答申の中に示された基本方針のうち、指導者の確保を含む運営体制の充実を図ることと、持続可能な運営費用を確保し全ての指導者に適正な対価を支払うこと、この2つの方針が、今後の部活動の継続に当たって大変重要なポイントになると思います。

特に、答申を踏まえ先月末に作成された素案にも、新たに示された人材バンクの考え方には期待感があります。これまで新任の先生が学校から指名される形で、やむを得ず引き受けた顧問として、自ら経験のない競技や文化活動をほぼ自分の時間を割いて指導するという状況を変えていくことができます。

人材バンク登録者には、退職教員、大学生、公務員、民間従事者などが想定され、加えて指導者として引き続き希望する教職員も加えられています。自らの意思で、自分の経験や知識を中学生に教えたいと思われている地域の人々が、部活動を支えるということです。もっとも、答申の基本方針にもある、学校部活動の教育的意義や役割を保持することが大前提ですので、勝利第一主義や忍耐・根性論で指導が行われることがないようにすることは当然です。

また、指導者に対して、適正な報酬を支払うことも今回の大きなテーマです。当然報酬等の発生によって、これまで以上に経費がかかるかもしれませんが、部活動をしたい生徒が全て参加できるように、かつ世帯間の不均衡が出ないような負担額の設定に配慮していただきたいと思います。

そこで、教育委員会として、新しい部活動の方針を決めるに当たって幾つかお尋ねいたします。

1点目は、どうしても避けて通れない問題として、責任の所在があります。

スポーツ競技では、けがは付き物ですが、事態によっては運営・管理側の責任が問われかねない状況も発生します。人材バンクに登録された指導者の下で起こった事故について、最終責任はどこにあるのでしょうか。

2点目、その場合、指導者が過度な指導や体罰、性被害につながるハラスメント等の不祥事を起こした場合、何らかの処分や措置は取れるのでしょうか。

また、そのような不適切な事案が起こらないような仕組みづくり（資格や研修等）はどのように考えられているのでしょうか。

現在の部活動指導員であれば、会計年度任用職員として市に雇用されている公務員なので、ハラスメント研修の受講義務や懲戒等の処分ができるのですが、民間の人材の場合、どこまで対処ができるのでしょうか。とてもネガティブな質問ではありま

すが、新しい仕組みを立ち上げる前には、任用の在り方をしっかりと整えて不幸な争いが起きないようにする必要があります。

3点目、人材バンクに登録された指導者への報酬体系と、生徒側（保護者側）が支払う経費についてはどのようにお考えでしょうか。

時代に見合った報酬額であるべきですし、報酬額以外の必要経費、例えば、施設使用料や設立する人材バンクの運営経費もあると思います。報酬の支払いについても、民間の方や地域の方への支払いは問題ないですが、本市の教職員や市職員の方には、給与として支給するのでしょうか。また、世帯間の不均衡を防ぐための費用緩和措置等はあるのでしょうか。

4点目、人材バンクの設置についてですが、教育委員会事務局内に直営として設置するのでしょうか、あるいは外部委託などをお考えでしょうか。

加えて、人材バンクの最重要課題は登録者の確保です。熊本市の考え方をきちんと認識くださる方々を、不足なく登録するための手法や方針が決まっていれば教えてください。

5点目、新たな部活動の仕組みが変われば、現在の「部活動の指針」も改定する必要があると思いますが、見直しの方針を教えてください。

以上、5点について教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 新しい学校部活動について、さらに5点お答えいたします。

1点目の責任の所在については、校長の管理下における学校部活動であるため、本市が委託した人材バンクで雇用された指導者であっても、発生した事故等については、従来どおり本市が責任を負うこととなります。

2点目の指導者の処分については、地域人材を会計年度任用職員として任用する場合は、任命権者である教育委員会が決定することとなります。

また、人材バンクで雇用する本市の教職員や市職員の指導者が体罰等の不祥事を起こした場合は、雇用主である人材バンクが懲戒権を持つこととなりますが、委託契約において、指導者を解任する等の規定を設けることはできるものと考えております。

なお、教職員や市職員としての懲戒処分については、事案ごとに検討いたします。

不適切な事案が起きないように仕組みづくりについては、過度な指導や体罰などの発生を防ぐため、研修体制の構築が重要だと考えており、具体的な仕組みを今後検討してまいります。

3点目の指導者への報酬については、現在の部活動指導員を参考に、顧問を時給1,600円、副顧問を時給1,000円で検討しております。本市の教職員や市職員の任用方法については、現在整理中ですが、人材バンクが任用して報酬を支払う制度を検討しております。

また、保護者が負担する費用については、新たに必要となる指導者へ報酬や人材バンクの運営費等について、50%程度の負担をお願いしたいと考えておりますが、経済

的に困窮する世帯などへの支援制度の構築も検討しております。

4点目の人材バンクの設置形態についてですが、直営ではなく、外部団体への委託を想定しております。

幅広い指導者の確保については、関係団体や大学に答申を説明し、人材募集の協力を依頼したところであり、市の方針決定後に改めて周知、広報を実施いたします。また、指導者の登録だけでなく学校と指導者のマッチングを行うシステムの導入も検討しているところです。

5点目の現行の熊本市立小中学校「部活動の指針」についても、新しい学校部活動の形に沿った見直しを進めてまいりたいと考えております。

〔26番 山内勝志議員 登壇〕

○山内勝志議員 素案にある今後のスケジュールを見ると、本年度中に市の方針を決定し、2025年度から2年間かけて専門部署や人材バンクの設置、指導者の確保、モデル事業の実施、検証等の事前準備が進められ、2027年度から新たな部活動が始まるようです。

教職員や市職員が人材バンクに登録する場合の任用の在り方など、もう少し深く検討が必要な課題もあるようですが、まずは、生徒が有意義な学校生活を送れるよう、知恵を絞っていただきたいと思います。

それでは、4番目の質問です。社会と公務の変化に応じた職員給与制度について2点お尋ねいたします。

1点目は、就労実績のある新規採用者の初任給の決定方法についてです。

公務員の成り手不足の問題が続いています。本年第1回定例会でも質問させていただきましたが、本市でも受験者数の減少や採用辞退、早期退職の増加などの課題を抱えています。一方、新規採用者の中には、学校卒業後、就労経験を持つ人が半数近くいることも分かりました。以前のように、公務員が絶対的な終身雇用の職場ではなく、転職の対象となる一職場になっているように感じます。

熊本市の採用試験は、一昔前と比べると採用年齢上限が引き上げられています。採用職種によっても違いますが、事務職等の大学卒業程度の試験で32歳、保健師・薬剤師等の資格免許職で34歳、採用困難な獣医師職で45歳、就職氷河期世代試験で54歳、社会人経験者試験では上限は60歳です。

まさに、社会と公務の変化は、あらゆる世代の経歴を持つ人々に熊本市職員としての門戸を開いています。それだけ公務サービスが複雑多様化しており、従来のように社会人になりたての新人職員を、市役所内部でじっくり育てていくような、人的・時間的余裕がないことの表れです。また、民間の仕事で得た柔軟で幅広い知見が、公務にも求められているということでもあります。

しかし、このように幅広い世代から優秀な人材を迎えたいと、試験制度が変化している一方で、就労実績のある新規採用者の初任給の決定方法には、課題が残されています。初任給の決定には、最終学歴を基準とした初任給基準が職種ごとに給料表の級

と号給の組合せで決められています。ちなみに、級は主事から局長までの職責に応じ、そして号給は基本的に1年ごとに4号給増えていきます。級や号給が多いほど給料額は高くなります。

就労実績のある人は、その人の卒業後の経歴の種類や経歴年数の長さによって、号給が初任給基準に上積みされるようになっていきます。例えば、22歳で大学を卒業してすぐに本市採用となった人は、大学卒の初任給基準である1級29号給になります。一方で、大学卒業後民間会社で5年間働いた後、熊本市に採用になった場合、経歴の5年間の年数分が加算され、1級29号給の初任給基準に5年分に相当する20号給が上積みされ1級49号給と決定されます。

今、申し上げたように、経歴を持つ人も条件の積み上げが行われるので、一見不具合はないように思われますが、現在の初任給の決定方法では、経歴が長ければ長いほど、相対的に初任給が抑えられてしまいます。先ほど、経歴年数を号給にして加算する制度は、その経験年数が5年を超えると、その超えた年数は3分の2に割り落とされていきます。その結果、当然初任給も低くなってしまいます。

また、新規採用者は必ず1級から始まるルールがあるため、30歳だろうが40歳だろうが50歳だろうが、新しく入った職員は1級からのスタートになります。最も低い階級ですので、それ相応の金額も低く、幾ら号給を多く積み上げても、先に入庁した同年代の職員とは大きな開きがあります。それに加えて、先ほど申し上げた号給の割り落としがあるため、まさにダブルで差が開くことになります。

仮に、同級生二人が建築系の大学を卒業し、一人は熊本市役所に、一人は民間建築大手に就職し、年齢制限上限の32歳で市に転職した場合、私の試算では最初の1年間は年収で60万円、給料額で4万円近い差が出ます。2年目で年収40万円、3年目以降も年収20万円の差が出るのではないかと思います。希望を持って公務員に転職したのに、給料が大きく下がって生活に影響している中途採用者も多いと思われれます。

ただ、この決定方法にも例外があります。それは社会人経験者試験で合格した人です。この試験合格者だけは、級も3級からスタートできるし、5年を超える経歴期間の割り落としもありません。先に入庁した職員とほぼ同様の条件で処遇が決定されます。それ自体は社会と公務の変化に応じた大変よい制度なのですが、社会人経験者試験以外の合格者との差は、なぜ生じているのでしょうか。社会人の就労経験があり、32歳で一般試験に合格した人と、同い年で社会人経験者試験に合格した人では、能力や経験値にそんなに差があるのでしょうか。そもそも、初任給を決定する給与制度が、二重制度になっていること自体がおかしいのではないのでしょうか。この不具合は、早急に改善すべきであると思いますが、いかがでしょうか。総務局長にお尋ねいたします。

〔津田善幸総務局長 登壇〕

○津田善幸総務局長 本市の職員採用につきましては、時代の変化に対応し、受験資格等の見直しを行いながら、幅広い世代の優秀な人材確保に努めております。

現在、初任給につきましては、試験区分ごとに熊本市一般職の給与に関する条例の規定により、職務や職責に応じた職務の級と、人事委員会規則に基づき学歴や職歴などを換算した号給で決定しているところであり、適正であると考えております。

一方で、試験区分ごとに初任給の算定方法に違いがあることは、議員御指摘の公務員の成り手不足や早期離職の一因であると考えており、初任給の決定基準の見直しにつきまして、大学卒業程度の試験と社会人経験者試験での決定基準の改正も含めて、検討してまいりたいと考えております。

〔26番 山内勝志議員 登壇〕

○山内勝志議員 市の職員として優秀な人材を確保していくには、その時々民間を含めた雇用情勢に敏感に対処していく必要があります、その最たるものが初任給だと思います。

今回、初任給の決定基準の見直しについて、大学卒程度試験と社会人経験者試験での決定基準の改正を含めて検討するとの前向きな御答弁をいただきました。優秀な人材を確保するための必要な改善ですので、ぜひ、よろしくお願いします。

引き続き、2点目の質問、最後の質問をさせていただきます。業務職員の給料表の在り方についてお聞きいたします。

現在、業務職員の給料表の適用を受ける業務職員は319人とのことです。これまで業務職員が担ってきた業務や部署について民間委託が進められ、現在では業務職員の新規採用は行われていません。今後も不採用の方針が変わらないのであれば、職員の新陳代謝はなく、現在の職員が年々退職していけば給料表の適用者がゼロになるのも、そう遠い先の話ではありません。

現在の業務職員給料表は5級制ですが、級ごとの人員分布を見ると、319人のうち1級、2級がゼロ人、3級に2人、4級に7人、最終級の5級には全体の97%に当たる310人が占められています。そのうち227人が、もうその先号給がない最高号給に固まっており、今後もその号給に人が寄せられていく状況です。

職員採用がないために極めて偏った人員分布になっており、もはや5級制の給料表の意味を持っていません。また、規則の給与規定を見ても、既に職員が存在せず、今後適用がされることのない1級や2級の標準職務や、採用もないのに初任給基準もそのまま記載されているだけです。給与制度としては極めて異質な状況だと感じます。

コロナ禍の際は、業務職の職場も社会を支えるエッセンシャルワーカーとして、市民の方から感謝の言葉が聞かれました。また、熊本地震の際や他都市での災害派遣の折にも、災害ごみの除去や道路復旧作業等に貢献が見られました。現在でも灼熱の中で、学校調理や危険な猛獣を扱う動物園の飼育業務など、大変厳しい環境で業務が続いている職場もあります。

今後、業務職員給料表の対象者がいなくなってから、こういった現場も民間委託に切り替えていくのでしょうか。現在の職員には、言葉は悪いですが、それまでのつなぎとしての役割を求めているのでしょうか。

今後の業務職員の果たす役割、行政の職員として必要な役割をしっかりと提示すべきだと思いますし、清掃は環境行政の一部として、学校調理、学校主事、動物飼育は教育行政の一部として、道路維持は建設行政の一部として、行政サービスの一翼をしっかりと担ってもらいたいと思います。その上で、現在のひずんだ目的が薄れてしまった給与規定を抜本的に改め、行政職員給料表の適用を受ける職員として、給料表の切替えとともに、正しく任用替えを行う方が自然であり、あるべき雇用者責任を全うする方法だと思いますが、いかがでしょうか。

改めて、今後の業務職員数の推移とその体制下で担う仕事の割合について、現状での考えをお聞きします。また、包括的に今後の業務職員給料表の在り方について、総務局長の見解をお尋ねいたします。

〔津田善幸総務局長 登壇〕

○津田善幸総務局長 業務職員につきましては、市民サービスの一翼を担っておりますが効果的・効率的な行財政運営の観点から、民間でできることは民間に委ねるとの考えの下、直営業務の見直しに取り組み、退職不補充を基本としております。

その結果、現在319名の職員数は、10年後の令和16年度には約140名となる見込みです。

また、業務職員給料表の適用を受けている職員は、年齢や成績を基に昇給しており、議員から御紹介がありましたとおり、多くの職員が最も上位の5級に在籍しております。議員御提案の事務職や技術職等に適用している行政職員給料表との一本化につきましては、職務内容の違い等多くの課題があることから、制度改正には慎重な検討が必要と考えており、今後も引き続き研究してまいります。

〔26番 山内勝志議員 登壇〕

○山内勝志議員 業務職員給料表における人員分布のいびつさについては、十分認識していただいていると思いますが、これから、ますますその傾向は強くなる一方です。今後の業務職員の担う役割についての御答弁はありませんでしたが、雇用者側の責任としては、あらゆる職域の職員に対して、常に将来に向かっての仕事の役割を明確にし、その処遇の定めも正しく表すべきだと思います。対象者が年々減っていくのをただそのまま放置するのではなく、積極的に課題解決に向かっていただきたいと強く望みます。

これで、準備しました質問は終わりました。

真摯に御答弁をいただきました市長はじめ、執行部の皆様に感謝を申し上げます。

また、お聞きいただきました全ての皆様に感謝を申し上げます。大変お聞き苦しかったとは思いますが、これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時09分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

井芹栄次議員の発言を許します。井芹栄次議員。

〔16番 井芹栄次議員 登壇 拍手〕

○井芹栄次議員 皆さん、おはようございます。日本共産党市議団の井芹栄次です。

早速、質問に入らせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

長期にわたる賃金の低迷に物価高騰が加わり、市民生活は大変な苦境に陥っています。市民の切実な暮らしに関わる問題から3点にわたって質問を申し上げます。

まず、市電料金値上げの問題です。

熊本市電は、今年開業100周年を迎えました。ところが、この記念すべきときに、2025年6月から200円への料金値上げが提案されました。昨年に続く連続値上げで、1億6,300万円の利用者負担増になります。去年180円に値上げしたのに、なぜ連続値上げなのか。相次ぐ重大事故が収まらない中での値上げは、到底市民の納得を得られません。

値上げの理由としては、乗車の人員がコロナ禍前まで回復していないことや、非正規職員の処遇改善、物価高騰などによる収支悪化という説明でしたが、いずれの理由も本来交通事業者の経営努力で改善されるべきもので、市民の負担に転嫁すべきではありません。市民からも、経営の悪化を理由に利用者である市民への負担を求めるべきではないと、厳しい声が寄せられています。

熊本市は、2020年度から年間1億4,200万円の基準外の一般会計繰入れ、いわゆる市電運行緊急支援を行ってきました。ところが、来年度からの運営民営化である上下分離方式を前に、この基準外一般会計繰入れを、今年度まで打ち切る方針を打ち出しています。これは民営化によって、交通事業の独立採算性をさらに強めるものです。値上げの本当の理由は、その分の負担を市民に転嫁するのが狙いなのではないでしょうか。

市は、交通事業の運営を民営化しても、市が100%出資する会社が運営するので、事業は何ら変わらないと説明してきました。しかし、一番肝腎な財政支出を縮小すれば、公共交通の利便性の向上、利用促進に影響します。

先日市長は、突然、相次ぐ重大事故の改善が見られないため、上下分離方式の延期を表明されました。当然だと思います。

地域公共交通は、大事な住民の足です。通学や通勤、買物になくてはならない市民の乗り物です。移動の自由の保障は、地域での生活の質に直結しています。地域公共交通の基幹交通手段として、安くて安全な市電の活用が、今こそ求められています。

道路渋滞の解消、環境や福祉の便益的な価値など、市電の果たす役割は非常に大きいものです。

市電の安全確保には、運転手の処遇改善も欠かせません。そのためにも、今必要なのは公共交通への支援の拡充ではないでしょうか。

そこで、市長にお尋ねします。

1つは、物価高で市民生活が逼迫しているこの時期に、料金値上げは市民の納得を得られません。きっぱり中止すべきと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目には、事業者としての責任を果たすために、安全運行対策を優先すること。そのためにも、基準外一般会計繰入れである市電の運行緊急支援、これを継続することが必要だと思います。いかがでしょうか。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 市電料金の値上げについて御質問にお答えいたします。

まず、熊本市電の運賃につきましては、乗車人員がコロナ禍前まで回復していない状況や、人件費・物価高騰の影響等により収支が悪化し、極めて厳しい経営状況にありまして、現状の180円のままであれば、来年度から赤字になる見込みでありますことから、地域公共交通に関する特別委員会において、200円へ改定する考え方をお示しさせていただいたものでございます。

乗務員等の処遇改善や安全を再構築するためにも、今回の改定は必要なものであると考えておりまして、利用者の方々には、大変な御負担をかけるということで、申し訳なく思っておりますが、御理解いただければと思います。

また、基準外一般会計繰入れの継続についてのお尋ねでございますが、公営企業は、独立採算制の原則によりまして、その経営は自主財源で賄われるべきものであるということから、交通事業においても、まずは運賃や広告料収入等によって経営していくべきものと考えております。

一方で、市電は市民にとって重要な公共交通の基幹軸でありますことから、交通事業会計への支援の必要性等について、引き続き検討してまいります。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 物価高騰で市民生活が逼迫する中での料金値上げなど、とんでもありません。

今議会初日に、我が会派の上野議員が指摘したように、11月22日に新たな経済対策が閣議決定されました。その中で、重点支援地方交付金の増額も予定されております。これは自治体の独自策の財源となるので、低所得者支援枠などを使って、値上げをやめることを求めていきたいと思っております。

次に、公契約条例についてお伺いします。

公契約条例は、公正な競争を確保し、労働者にしわ寄せが来るような不当な価格競争を防ぐこと。公正な労働契約を実現し、公共事業でのワーキングプアの発生を防ぐ

こと。民間に委託する公共サービスの質を確保するなど、労働者の保護に加え、公契約に関する民間事業者の健全な成長、そして地域の活性化のためにも、公契約条例は大きな役割を果たすと期待されています。

全国での公契約条例制定は、28都道府県、81自治体となり、着実に条例制定の動きが広がっています。

これまで、国や自治体が提供してきた公共サービスの民間委託は、安ければよいとする競争入札制度の下で進められ、既に、30年以上が経過してきました。公契約条例には、賃金下限額を明示した賃金条項型と、就労環境の改善など理念的なものを示した理念型というのがあります。熊本市は、公契約条例の制定に向け、検討を始めていますが、理念型の方向で制定を目指しています。検討委員会では、理念が浸透するような実効性のある方策を検討すべきと意見が出ていますが、理念型は法的規制がなく、あくまで努力目標です。実効性を担保するためには、賃金条項型でないと効果が薄いと思われれます。

最近の条例では、社会的価値の実現を含む公契約条例が増加しています。具体的には、男女均等待遇、障がい者雇用、継続雇用の明記、多様性への配慮、法定福利費の明示、社会保険加入の確認、適正な積算、地域業者の積極的な活用です。

技術力、専門力の強化と担い手確保、育成について振興計画を立案する努力、必要がありますが、職人の成り手が不足する原因は、低賃金であります。物価高騰対策としても大幅賃上げが必要です。熊本市が発注する公共工事の現場で、大幅賃上げが求められます。そのためにも設計労務単価に基づく賃金条項を公契約基本条例に規定すべきです。

そこで、総務局長にお尋ねします。

川崎市や相模原市などのような、実効性のある賃金条項型の公契約基本条例の制定を求めますが、いかがでしょうか。

〔津田善幸総務局長 登壇〕

○津田善幸総務局長 公契約条例につきましては、事業者団体や労働者団体、学識経験者等で構成する熊本市公契約条例（仮称）検討委員会において、現在実効性のある理念型条例の方向性で検討を進めております。

その中で、条例の実効性の担保につきましては、重要な課題であるとの委員の指摘もありましたことから、他都市の取組も参考にしながら、その方策について検討を進めているところです。例えば、事業者が条例を遵守する旨の誓約書の提出を求めるなど、条例の効果の最大化につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 実際、発注する工事、業務委託に関して、低賃金を背景としたダンピング受注を排除することにより、公共サービスの品質確保をして住民の利益を図り、事業者相互の公正競争を実現して、公契約に従事する就労者の労働条件の下支えを図るとの目標を実現させていく必要があります。

現在、検討中ということなので、ぜひ、実効性が担保される公契約条例になるように要望しておきたいと思います。

次に、給食費の無償化について質問いたします。

公立小中学校の児童・生徒全員の給食費を無償化している自治体が、昨年9月時点で1,794自治体のうち、公立小中学校で何らかの方法で学校給食の無償化を実施中と答えた自治体は722自治体と、全体の40%に達しています。完全無償化の自治体数は547自治体、約30%に上っています。2017年度の同様の調査から6年で約7倍に増え、子育て支援の一環で無償化する動きが広がっている状況が浮かんでいます。

給食費の無償化は、憲法26条で義務教育はこれを無償とする規定に基づくものです。さきの総選挙でも多くの政党の公約でもありました。子育て支援の中でも、経済的負担の軽減が一番の課題です。

市長も負担軽減は、マニフェストで掲げているのでいつまでも後回しにすることはできません。

そこで、市長にお尋ねいたします。

無償化は、待ったなしの喫緊の課題であります。無償化を決断すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 学校給食費の無償化につきましては、本来、自治体の規模や財政力による地域間の格差がなく、子育て世帯への支援が行われるべきと考えております。これまで、本市から国に対し恒久的な財政支援の要望を行っており、引き続き早期実現の要望を行ってまいります。

また、学校給食費の負担軽減につきましては、子育て世帯への支援として、一定の負担軽減は必要と考えておりますことから、本市における具体的取組について、現在検討しているところです。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 前回の市長選から折り返し地点を過ぎたので、具体的な実施時期に向けたスケジュールを立てないと間に合わないではありませんか。国待ちでは、いつになるか分かりません。市長自らのマニフェストで掲げた公約に責任を持って、早期に実施してください。何よりも市庁舎建て替えを中止することで、財源は十分捻出できるのではないのでしょうか。

次に、不登校問題について質問を申し上げます。

不登校が、大きな社会問題に今なっております。年30日以上登校せず、不登校とされた小中学生は、2023年度34万6,482人と過去最高になっております。前年より4万7,434人増加です。高校も合わせると41万人超になり、その対策は最重要の喫緊の課題です。

その要因の一番多いのは、無気力、不安となっておりますが、それは要因というよりも結果の状態を表しているにすぎません。不登校問題で現場の先生にお聞きすると、

何といっても、こどもに丁寧に向き合えない教員不足が一番の原因との声が寄せられました。本市は、追加採用をやっても不足が埋まらない深刻な状況が続いています。長時間労働で余裕がなく、問題を抱えたこどもへの家庭訪問など細かな支援が届かない。ICT推進も結構だが、タブレットなど電子機器の予算を先生の確保のための予算に回してほしいなどでした。

不登校対策の出発点は、何よりもマンパワーの確保であります。

以下、教育長に質問いたします。

1つは、熊本市の状況は1,000人当たり50.3人と、政令市の中でも最も多い不登校児を抱えて、深刻な状況であります。熊本市が、政令市の中で不登校児が最も多いという認識は、持っていらっしゃるのでしょうか。その要因については、どうお考えでしょうか。

2つ目に、いじめや不登校への対策は、タブレットやロボットなどICT偏重からのマンパワーに依拠した対策への転換が求められています。一人一人のこどもにしっかり向き合うこと、そのためにも少人数学級の拡充が必要と思いますが、中学2年、3年の35人学級はいつになりますか。

3つ目には、総合的な対策が求められ、相談件数も増えています。スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心のサポート相談員、教育相談室、加配教員、支援員の充実が必要と思われませんが、対策についてお示してください。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 令和5年度児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、本市の1,000人当たりの不登校児童・生徒数は50.3人で指定都市の中で最も多くなっており、取り組むべき課題であると考えております。

ただし、これは長期欠席者における複合的な要因の児童・生徒を積極的に不登校として認識し、支援に当たっている結果でもあると考えております。

議員お尋ねの不登校の要因は、学校生活に対してやる気が出ない等の相談があったものが一番多く、次いで不安抑鬱の相談があったもの、生活のリズムの不調に関する相談があったものとなっております。

次に、中学校全学年への少人数学級の拡充についてですが、新たに必要となる教員の確保のほか、教室整備も含めた財源の確保が課題となることから、直ちに実施することは困難であると考えております。

しかしながら、少人数学級のさらなる拡充は、必要な取組であると認識しており、今後も法改正などの必要な措置を国に求めてまいります。

次に、不登校を含めた長期欠席者全体への支援、未然防止策として本年度は、スクールソーシャルワーカー21人、不登校対策サポーター21人、看護師を含む学級支援員・学校運営サポーター187人を雇用しております。

これらは5年前と比較して、それぞれ2.1倍、5.3倍、1.4倍の人員増となっております。

併せて、大学生を学校や家庭に派遣するユア・フレンド事業の登録学生数やスクールカウンセラーの配置時間も、5年前と比較してそれぞれ1.6倍、1.3倍と増やしており、学校現場のマンパワーの充実に努めているところです。

また、教育支援センター「フレンドリー」の設置箇所の増設、教育ICTを活用したフレンドリーオンラインの配信など、学校内外での居場所づくりに努めており、児童・生徒の社会的自立を目指し、こどもたちが自分に合った学びの選択ができるよう支援の充実に努めております。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 不登校問題は、本市の教育問題にとっては、喫緊の最重要課題の一つです。知り合いに不登校の子がいますが、そのクラスだけで9人の不登校があると聞いております。本当に深刻です。

不登校問題は、本人だけでなく、家族の生活に影響が出ます。こどもが家にいるので、保護者が仕事を続けられない不登校離職や食費の増加、フリースクールの利用料など、経済的に追い込まれる実態もあります。

ICT教育推進でタブレット導入更新費用に約18億円、プログラミング教育に1,680万円など、巨額の投資が進められていますが、見直しが求められているのではないのでしょうか。

不登校対策で、一番重要な役割を持っている教職員の定数不足、これは小学校で23人、中学校で6人となっており、緊急に解決が必要です。安定した先生の配置、マンパワーの充実に求めたいと思います。

次に、郷土熊本を戦場にしない平和行政について質問します。

日本被団協がノーベル平和賞受賞という、うれしいニュースが届きました。

「核兵器のない世界をめざす草の根からの運動と被爆体験の証言によって核兵器使用の手を抑えてきた」これまでの努力が評価されたものです。核戦争の脅威が現実のものになっているだけに、核兵器廃絶に向けた取組は、待ったなしの全人類的な課題です。受賞を契機に核廃絶に向けて、日本政府は核兵器禁止条約への一刻も早い参加が求められています。

以下、市長にお尋ねします。

今回、日本被団協がノーベル平和賞を受賞しました。核兵器禁止の機運が高まる中で、唯一の被爆国である日本政府が、核兵器禁止条約に参加するよう要求すべきと思いますが、いかがでしょうか。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 被爆80年、戦後80年を迎えようとするこのときに、長年にわたり、被爆者の立場から核兵器廃絶を訴えてこられた日本原水爆被害者団体協議会が、ノーベル平和賞を受賞されたことは、大変意義深く、今回の受賞が昨今の厳しい世界情勢の流れを変える大きな契機となり、核兵器廃絶に向けた各国の具体的な行動につながることを期待しております。

議員お尋ねの核兵器禁止条約への批准につきましては、本市も加盟しております平和首長会議において、政府に対し、一刻も早く核兵器禁止条約に署名・批准していただくよう強く要請しているところです。

私といたしましては、政府に対し、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役を果たすなど、核兵器廃絶に向けた強いリーダーシップを求めてまいりたいと考えております。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 答弁されました平和首長会議において、政府に一刻も早く核兵器禁止条約に署名・批准を強く要請しているとのことなので、熊本市においても、今後被爆者や市民の方々の核兵器廃絶のいろいろな取組を、予算面でも積極的にサポートしてくださるよう要望します。

核兵器廃絶は、党派を超えた人類的課題です。もし、核戦争が起これば人類が滅亡しかねません。リーダーシップを発揮して、さらにしっかりと国に発信していただくことを強く求めてまいりたいと思います。

引き続き、市長にお尋ねいたします。さきの総選挙の結果は、改憲ノーの審判が下されました。

ところが今、集団的自衛権の行使容認、軍事費倍増、武器輸出と長射程ミサイルの配備など着々と戦争の準備が進められています。

国は、2024年8月に熊本空港、熊本港、八代港の県内3か所の施設を有事の際に自衛隊などが利用する特定利用空港・港湾に指定しました。当初、施設が所在する自治体への説明不足などを理由に選定を見送っていましたが、しかし、市民にも知らせず、議会にも諮らず、事実上ノーチェックで受け入れられたことは、市民と議会を軽視する重大な問題です。

日米統合軍事演習キーンソード25で、民間機が並ぶ熊本空港で、初めて戦闘機F-15による訓練が行われました。

一方、健軍駐屯地は、355億円の来年度予算で司令部の地下化が進められ、さらに土地利用規制法に基づく注視区域の指定や自衛隊基地の強靱化で、軍事基地化が急速に進んでいます。

自衛隊や海保の訓練などに使用される施設は、当然、有事の際は攻撃の標的となり得ることになります。このように軍事訓練を行えば、健軍駐屯地や熊本空港は、相手国からの報復攻撃の対象となり、市民の生命、財産に重大な影響を与えることとなります。今多くの市民は、ウクライナやガザでの戦争の悲惨さを見て、戦争だけはやめてほしい、こう願っております。これまでも、自衛隊、海上保安庁の訓練の実施に当たっては、地域住民に及ぼす影響を考慮するとしています。

以下、3点にお尋ねいたします。

第1に、特定利用空港・港湾は、戦争の際に空港・港湾を使用することを目的としているものです。熊本空港、熊本港、八代港が特定利用空港・港湾に指定されましたが、地元住民への説明もなく、もしも有事の場合、標的になるこのような危険な指定

は、国に撤回を求めるべきではないでしょうか。

2つ目に、日米統合演習キーンソード25では、高遊原駐屯地を經由して熊本市の上空で、米軍のオスプレイ機の飛来が度々確認されています。最近でもオスプレイは、相次ぎ墜落事故を起こすなど、欠陥機と言われています。危険なオスプレイ機が熊本市の市街地上空を飛行しないように、国に求めるべきではないでしょうか。

3つ目には、自衛隊への名簿提供の問題について質問します。

自衛官募集について、奈良市の高校生が、奈良市が国に個人情報を提供し、国が情報を提供して自衛官の募集をしたのは、プライバシー権を保障する憲法13条に違反するとして、市と国に損害賠償を求めた裁判が起こっております。また、自治体で名簿提供をやっていないところもあり、政令市でも、さいたま市、千葉市、広島市の3政令市は自衛官募集の名簿提供を行っておりません。

紙媒体や宛名シール、電子による提供は法律に違反し、住民の権利を侵害するものであり、個人情報保護法違反です。そのために、名簿提供の除外申請ができるようになっております。令和6年の除外申請の状況は、申請が今年度18歳4名、21歳、22歳は、現在受付中ですが非常に少なく、ほとんど市民に知らされていない状況です。明確な法的根拠もない自衛隊への名簿提供はやめるべきです。

1つは、名簿提供は住民基本台帳法第11条第1項で「住民基本台帳の写しの一部を閲覧請求できる」と定めているので、できるのは閲覧請求だけです。中止を求めます。

2つ目に、前回の質問で、対象者にホームページだけでなく、市政だよりの掲載、これが追加されましたが、本来全ての対象者にお知らせしなければならないものです。取りあえず、最低でも北九州市でやっているように、市内の高校におけるポスターの掲示を、本市では、さらに大学、公共施設に拡充してポスターを掲示するなど、広報を強化していただきたいのですが、いかがでしょうか。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 特定利用空港・港湾は、自衛隊や海上保安庁が平素の訓練等において空港、港湾を円滑に利用できるよう、施設管理者と調整を行うものでありまして、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではございません。

この取組に関しまして、私から県に対しまして、市民の皆様には不安や懸念が生じないよう、国において積極的な情報発信と丁寧な対応を継続的に行っていただくよう要望を行ったところです。

次に、日米共同統合演習など、安全保障に関しますことは、国の専管事項でありまして、オスプレイの運用に当たっては、周辺住民に不安を与えることがないように、国が責任を持って安全確保を行うべきものであると考えております。

次に、自衛隊への名簿提供についてでございますが、自衛隊法により市町村の法定受託事務と定められております自衛官等の募集業務に関する名簿提供につきましては、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、名簿を宛名シールにより自衛隊に提供を行っております。

自衛隊への名簿提供は、自衛隊法等に基づきますほか、個人情報保護に関する法律第69条第1項の除外規定にも該当するため、法令違反ではありません。

また、住民基本台帳法におきましても、防衛省及び総務省の通知によりまして、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、特段の問題はないと示されておりますことから、名簿の紙媒体での提供についても問題がないものと考えております。

次に、除外申請の広報についてでございますが、本市での自衛隊への情報の提供を希望しない方の除外申請については、本市のホームページに加え、今年度から市政だよりでも周知いたしますとともに、申請期間についても期間を延長し、1か月程度としております。

引き続き、他都市の事例も参考に、除外申請のさらなる周知・広報について検討してまいります。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 健軍町の駐屯地や南西諸島がミサイル基地になるなど、住民が置き去りにされたまま、どんどん軍備強化が進められています。命に係る重大な問題を、市民への説明が行われないうままです。

アメリカの起こす戦争に日本が加担し、沖縄県、南西諸島、九州をはじめ、日本を戦場化することも想定した軍事体制の一環として、特定利用空港・港湾造りが進められています。憲法に基づく平和外交への転換こそが求められています。指定撤回を改めて求めます。

名簿提供については、名簿提供しない閲覧のみの自治体も多数あります。自衛隊法施行令第120条、個人情報保護に関する法律第69条1項の理由は、いずれも閣議決定であり、法律に名簿提供の義務的な規定は存在しません。名簿提供はきっぱりと中止すべきです。

周知・広報については、検討するという事なので、ぜひ、それで実施してください。

屋久島沖での米軍オスプレイ墜落事故から、ちょうど1年になります。その後も相次ぐ事故を起こして、不安がいっぱいです。防衛問題は、国の専管事項であるとの立場では、市民の命は守れないことを申し述べておきます。

次に、地下水を守る問題について質問いたします。

今年は水道事業100年、記念式典で大西市長は、豊かな地下水を次世代に継承し、激甚化する自然災害に対しても、住民が安心して暮らせる地域づくりを進めると述べておられます。

ところが、今、地下水問題で市民の不安が広がっております。菊陽町、大津町、合志市など中流域で、また、熊本市でも市民団体による地下水守れの住民運動が起きて、合わせると1万人近い署名が寄せられています。

TSMCの菊陽町への進出により、周辺に多くの企業が立地、工業団地が造られています。そのため、道路の拡張、新設など、地下水の涵養域は広くコンクリートで覆

われようとしています。熊本地域100万人が、日々生活や産業のために使う水は、菊陽町、大津町など白川中流域で、さらに高遊原台地でその多くが涵養されています。

県は、11月14日の共産党県委員会の申入れに対して、やっと地下水量の将来予測を公表すると明らかにしました。科学的根拠に基づく涵養量の確保は重要です。TSMC進出とそれに伴う企業立地、開発によって、地下水の採取量が大幅に増え、涵養域が大幅に減少することが予想されます。

株式会社九州フィナンシャルグループが発表した10年間の県内波及効果は11.2兆円になり、新たな投資進出企業数は171社と予想されております。菊池地域の農地転用164ヘクタールにもなっています。すなわち涵養域の減少が大きいことは誰の目にも明らかであります。これにより流入量、いわゆる涵養量と流出量、採取量のバランスが大きく崩れることは確実です。

地下水涵養域で、地下水を守る具体的な対策を進めないと、取り返しのつかない事態になりかねません。熊本市の地下水保全条例は、第14条で地下水採取者のうち規則で定める者、すなわち「大規模採取者は、第12条第1項の地下水かん養対策指針を踏まえて、近隣市町村の区域も含めた地域における地下水のかん養対策に努めなければならない。」と規定しています。近隣市町村というところが重要です。

そこで、市長に4点お尋ねいたします。

県は、将来予測を実施し、公表する方向になりました。熊本市として県と協力し、10年後、20年後の熊本地域の地下水の将来予測を実施し、その結果を公表、市民に説明していくことです。

2つ目には、地下水涵養の限界を超えたら、立地、開発を規制すること。白川中流域での現在の地下水量を涵養する限界を超える企業の立地、開発などは、抑制・規制すること。無制限の企業進出、大規模開発に歯止めをかけることが重要です。涵養地域を減少させる開発はやめるように、県と企業に強く要請することを求めます。いかがでしょうか。

3つ目には、TSMC第1工場で年間約310万トン、第2工場で500万トン取水を予定しております。熊本市の水道使用量の約1割、菊陽町、大津町の全住民の水道水に匹敵する量です。TSMCの水の平均再利用率は86.7%と伝えられていますが、第1工場では75%を目指すレベルと報道されていますが、それほどこれは高いものではありません。TSMCアリゾナ工場の再生水プラントでは、最終的には工場からの液体廃棄物を排出しない無排水に近い状態の実現を目指すこととなり、水の回収率は90%に達する見通しと伝えられています。

100%再利用を企業に求め、実行させるべきではないでしょうか。

4つ目には、これ以上の開発は涵養域の減少につながります。第3工場の誘致はしないよう県や企業へ要請することを求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 熊本地域の地下水量につきましては、熊本県が水収支のシミュレーシ

ョンによって将来予測を行い、今年度中に公表する予定と伺っております。

本市におきましても、シミュレーションに必要な情報を提供するなど、県と密に連携を図ってまいります。

次に、県においては涵養域の保全の観点から、熊本地域で一定規模以上の開発行為を行う場合は、熊本県地下水保全条例により、敷地内に雨水浸透ますや透水性舗装などを設置することとしております。

白川中流域における企業の立地や開発行為に当たっては、県や関係自治体等と連携し、今後も地下水の涵養に配慮した適切な対策が行われるよう促してまいります。

次に、J A S Mでは、使用する水のリサイクル率を、当初計画時の「70%」から「75%」に上方修正し、予定していた採取量を約3割削減するなど、地下水保全に積極的に取り組まれていると伺っています。

しかし、第1工場、第2工場では多くの地下水が採取されますことから、その削減や水の循環利用のさらなる促進につきましては、今後も継続して、県との連携により働きかけをしてまいりたいと考えてまいります。

次に、J A S Mの第3工場についてですが、本年8月、熊本県知事がT S M C本社を訪問し、誘致の意向を示されるとともに、11月には経済産業省に第3工場の誘致に向けた支援の拡充を要請されたと伺っておりまして、引き続き動向の把握に努めてまいります。

今後も、本市の宝である豊かな地下水を次の世代に引き継ぐため、県や関係機関と連携し、地下水の保全に取り組んでまいります。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 約800万トンを利用している大津町、菊陽町の水道企業団の水道料金、これは年間約12億5,000万円となっております。T S M Cをはじめ多くの企業が地下水を無料で使います。住民は家計が厳しい中、大事に地下水を使っています。企業にも地下水を守る社会的責任があります。

熊本市は全国にも先駆けて、地下水は公水、公の水と規定した優れた地下水保全条例を持っています。これを生かして、宝の水、地下水を後世にきちんとつなげていくことは、私たち大人の責務です。枯渇、盗泉は絶対に許さない、この立場で地下水を守るための決意を求めておきたいと思えます。

知事が前のめりの第3工場の誘致、これは見守るのではなく、工場進出でどんな問題が発生するのかも検証することが大事であります。

次に、市庁舎建て替え問題について質問いたします。

11月26日に、住民投票を進める会は今回の署名が2万人を超え、2万384人に達したと記者会見で発表しました。

まず、住民投票条例について伺います。選挙もあって、途中中断がある中で、短期間で2万人を超える署名が寄せられたのは、どれだけ多くの市民の皆さんが声を聞いてほしいとの期待の表れではないでしょうか。この声をしっかり受け止めなければな

りません。熊本市新庁舎建設の賛否を問う住民投票を進める会の西川文武代表は、これだけ集まったということは、市長も市議の方も、重く受け止めてほしい。私たちの声を無視するようなことは、あってはならないと思いますと署名提出の際、述べられております。

そこで、市長にお伺いいたします。

まず、2万人を超える署名に寄せられた市民の思い、重みを市長はどう受け止められていますか。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 提出された署名につきましては、現在、各区の選挙管理委員会において審査が行われております段階でありまして、署名数はその審査の後に確定されますが、今後、有権者の50分の1を超える署名数が有効となり、条例制定の請求が提出された場合には、法令に基づき適切に対処すべきものであると考えております。

新庁舎整備に対し、市民の皆様の中でも様々な御意見があることは承知しております。今回の署名もその表れであると認識しております。

また、市議会からも、市民の皆様に対する丁寧な説明と意見聴取を継続していくことが肝要であるとの御意見をいただいていることも、真摯に受け止めております。

今後もシンポジウムやワークショップ、市民説明会、パブリックコメント等、様々な手法を用いて情報提供及び意見聴取に努め、市民の皆様にも新庁舎整備の必要性を御理解いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 住民投票を進める会の署名で、市民への説明責任が果たされていないことが問題だということがはっきりしました。

私自身も請求代表者として、市民の声をたくさん聞きました。建て替えはどこで、どういうふうに決まったのかとの情報提供が不足していること。また、まだ新しいのに何で建て替えなきゃいけないのか疑問に思っていた。体育館の空調を早く、古くなった市営住宅の整備を優先してほしい。こんなに多額の建設費なのに、説明がないのはおかしいなど、意見表明ができないことに、多くの市民の不満の声が聞かれました。

また、建て替えには賛成だが、市民への説明や賛否を問うことは必要など、正確な情報を市民にしっかり届けていくことの重要性が明らかになりました。

それらの声の中で、疑問に出されていたことの一つは耐震性の問題です。

建築構造の専門家の三井宜之熊大名誉教授は、現市庁舎は、建築センター認定済みの大林組が開発した地中連続壁工法が採用されており、強力な耐震構造となっていると見解を示されています。

解体工事の工事費の予算が、他都市に比べても90億円と大きく膨らんでいるのも、この地下連続壁が頑丈にできている証明であります。有識者会議耐震性の分科会の詳細議事録も非公開で、これには三井教授は、まさに耐震偽装だと怒りを持って述べら

れておりました。

2つ目には、市政だよりに概算事業費616億円の負担と掲載していますが、どうい
うわけかプラスアルファの表記がありませんでした。材料費や人件費の高騰で本当に
それで収まるのか、不安は広がるばかりです。

例えば、横浜市庁舎は603億円の基本構想から、完成は1,000億円を超えているし、
中野区役所も絡んだ中野サンプラザの建て替えは、工事費がどんどん引き上げられ、
900億円の追加があるということで、ついに工事がストップする事態になっています。
あちこちの大型施設の工事で、入札不調という事態も生まれています。

税収の将来見通しも不確かな中、市民の不安は大きくなるばかりです。しかも、
450億円のサクラマチクマモト、熊本城ホールの借金返済も始まっており、あと16年
間、毎年約11億8,000万円払い続けなければなりません。市庁舎建て替えでは、現状
予定されている建設費でも、毎年最高時37億円ほどの返済が必要になる試算になって
います。これではとても熊本市の財政はもたないと思います。

こうしたことを市民にきっちり説明し、市民に市庁舎建設の是非を問うことは、今
大変必要だと思います。署名は法定数を超すことがほぼ間違いないと思われま

す。今後は、議会の対応が問われることとなります。議会は民意を受け止め、住民投票
条例を制定し、市民へ賛否表明の機会を提供すべきです。

次に、市庁舎移転に関し、6メートル浸水することを市庁舎移転の大きな理由にし
ている問題についてお尋ねします。

市民説明会において、6メートル浸水に関する質問、意見が繰り返し出されました。
熊本地域の洪水を防ぐ目的の立野ダムが完成したのに、浸水の高さは変わらないのか、
市街地の白川改修効果はどれだけのかなど、具体的な質問に対して、国交省が明らか
にしていけないので分からないと答え、疑問が深まるばかりでした。

この当然の疑問に答えず、基本構想案で、現庁舎所在地と桜町N T T跡地を比較す
る際に、交通利便性と施設利便性では同等なのに、浸水による災害リスクでN T T桜
町を圧倒的に優位な評価をして、選定の根拠にしています。その際、現庁舎は浸水の
深さ6メートル、桜町は浸水3.9メートルとしています。

実際に、市街地の白川治水事業は、平成24年7月12日の洪水を契機に、堤防かさ上
げ可動拡幅と掘削、橋梁の改築等が進められ、最後に残った大甲橋と明午橋間の樹木
等を溝に残す緑の区間の事業もほぼ完了しています。私も現地を見て回りましたが、
明午橋の拡張や堤防のかさ上げ、川底の浚渫など大きく改善されていました。

こうした現状を踏まえれば、浸水6メートルを根拠にした災害リスクによる移転先
を選定した基本構想は根拠がなく、でたらめであり、変更すべきではありませんか。

そこで、市長にお尋ねします。

平成24年以降の激甚災害特別緊急事業により、急速に進んだ市街地の白川両岸改修
がされました。矢板が入った頑丈な堤防があるのに、現状と全く違う不正確な資料を
基に、建て替えの根拠にしているのは許せません。我が会派の上野美恵子議員が、調

査整備に関する特別委員会で指摘したように、堤防があるのにないときの状態を根拠にしているのは、完全に誤った説明だと指摘しています。基本構想の用地選定で、現庁舎の浸水6メートルを桜町への移転の理由にするのは誤りではありませんか。お答えください。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 新庁舎の建設地の選定におきましては、水防法に基づき、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合の浸水状況を予測し、作成された洪水浸水想定区域等の情報を活用し、災害リスクの比較検討を行っております。

議員御指摘の市街部の浸水対策につきましては、国において、白川水系河川整備計画に基づき、緑の区間や阿蘇立野ダム等の整備が進められてまいりましたが、現在公表されております洪水浸水想定区域等には、この整備効果は反映されておられません。

これらの整備効果を踏まえた洪水浸水想定区域等については、今後、国が公表されるものと認識しておりますが、建設候補地の選定において災害リスクの傾向を評価する場合には、公表されている情報を根拠とすることが妥当であると考えております。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 現在の白川の市街地兩岸を実際に見ていただきたいと思っております。

6メートル浸水は、既に破綻していることは明らかだと思います。

第1に、現在白川緑の区間の改修が完了し、大甲橋から明午橋の区間には立派な堤防が完成しています。立野ダムによる効果も僅かであります。2012年の九州北部豪雨レベルの雨量では、越水しないところまで河川の改修は完了しています。

ところが、市は堤防ができる前の2012年九州北部豪雨で、藤崎宮横の白川が越水したときの浸水図を、庁舎整備に関する特別委員会の資料として提出し、中心市街地が今でも6メートル浸水するという虚偽の説明を行いました。現庁舎が6メートルの浸水部分に立地することが移転、建て替えの根拠ともなっており、重大な誤りです。市民をだまして建て替えを進めることは許されません。

2つ目には、浸水想定区域図を見ても、現在の市役所も桜町付近も赤くなっており、程度の差はあれ浸水区域に含まれます。周辺がつかってしまえば、防災の拠点にはなりません。もし浸水が移転の理由なら、浸水想定区域外に移転すべきです。また、浸水区域内であるなら、周辺の建物まで含んだ地区全体の防災対策としても考えるべきではないでしょうか。

このように、浸水6メートルを庁舎移転の根拠にするというのは、市民をだましているとしか言いようがありません。これだけの巨額の投資をする庁舎移転に、本来、出すべきではない資料を基にした庁舎建て替えは許せません。直ちに、基本構想を撤回すべきです。

最後の質問に入ります。

投票率アップのための投票率の改善についてお尋ねします。

今回の総選挙は、投票率が前回より約5%低くなっています。投票率の向上は民主

政治の基本です。特に、若者の投票率は低いとされていますが、それだけでなく全体の投票率を上げるために創意工夫が必要です。

熊大の伊藤教授は、改善策として地元紙のインタビューで、郵送の不在者投票の改善、投票所の拡充を挙げておられました。市民団体からも、投票率アップのための改善要望が出ております。

高齢者が多い団地などは、投票所が遠いと棄権する人が多くなります。高齢化が進み、投票困難者が増えています。投票会場の段差の解消、車椅子の配置など、投票所のバリアフリー化を進めるなど改善が進められていますが、投票の権利を守るためのさらなる改善をお願いします。いかがでしょうか。選挙管理委員会事務局長に答弁をお願いします。

〔福島慎一選挙管理委員会事務局長 登壇〕

○**福島慎一選挙管理委員会事務局長** 大規模団地への当日投票所の設置につきましては、具体的に地域から要望があった場合、各区の選挙管理委員会と協議しながら個別に判断してまいります。

次に、投票所のバリアフリー化につきましては、常設のスロープがない投票所や段差がある投票所の対応として、仮設スロープの設置や介助を行うための人員を配置しております。

また、本市の期日前投票所29か所と当日投票所150か所、全てに車椅子を配備するなど、投票環境の改善を行っております。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○**井芹栄次議員** 大規模団地などでは地元から要望があれば、投票所の設置場所を見直すことも検討とのこととあります。

高齢者が多い団地集会所に投票所を開設してほしい、この要望はとても強くあります。その中でも現在、ゆめタウン浜線では、中央区、南区、西区はオーケーですが、隣接した東区の重富団地は投票できません。当面の改善策として期日前投票ができるようにしてほしい、これらの要望が強いので、ぜひ実現欲しいと要望しておきます。

投票率アップは民主政治の基本です。投票がしやすい環境をつくることは、行政の責任でもあります。区役所までのシャトルバスの運行や車に投票箱を乗せて巡回する移動期日前投票所などの活用など、いろいろ工夫してみたいかがでしょうか。ぜひともよろしく願い申し上げます。

以上が、本日用意した私の質問でございます。

ちょっと早口で分からない点があったかと思いますが、申し訳ございません。

本日、傍聴に見えられた皆さん、そしてインターネットで視聴されている皆さん、ありがとうございました。

以上です。（拍手）

○**寺本義勝議長** この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時59分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

松川善範議員の発言を許します。松川善範議員。

〔14番 松川善範議員 登壇 拍手〕

○松川善範議員 皆さん、こんにちは。創生熊本市議団の松川善範でございます。今回は、2回目の一般質問となりますが、登壇の機会を与えていただきました先輩議員、同僚議員の皆様から感謝を申し上げます。

新しい会派の一員として思いを新たに、市民の皆様の声を聞き、市政発展のために、しっかりと挑み続けてまいりたいと考えております。

それでは早速、通告に従い質問に入らせていただきます。市長並びに執行部の皆様におかれましては、ぜひ、前向きな答弁を期待いたします。

まず初めに、多核連携都市における地域拠点の拠点性の拡充について質問してまいります。

昨年の第4回定例会において、初めての一般質問に立たせていただきましたが、その折に、均衡ある発展をキーワードに、幾つかの質問させていただきました。

市長からは、均衡ある発展とは「今後、人口減少・少子高齢化が加速していく中においても、地域特性を生かしながら市民生活の質や利便性を向上させ、市域全体の発展を目指すものであり、そのために必要な都市の姿として多核連携都市を掲げ、本市総合計画にも位置づけてある。」こと、「そしてそれは、地域の核となる15の地域拠点に日常生活に必要な機能を確保し、拠点へのアクセス向上を図ることで、将来にわたり周辺地域にお住まいの皆様にとっても生活の利便性を確保するものであり、その実現に向け、様々な取組を進めているところである。」との御答弁をいただきました。

そこで今回は、その御答弁にあった多核連携都市、そして、15の地域拠点の関係について質問してまいります。

まず、本市の第8次総合計画では、都市整備の方針における基本的視点において、「本市では、今後の人口減少、超高齢社会の進行を見据え、都市の骨格を形成する中心市街地及び地域拠点に、市民が日常生活を営む上で欠かせない都市機能等を維持・確保し、これらを利便性の高い公共交通で結んだ、「多核連携都市」を都市構造の将来像として掲げる」と示されています。

さらに、「今後、社会経済情勢の変化に対応しながら、地域拠点の特性を踏まえた拠点性の維持・拡充はもとより、近年頻発化・激甚化する自然災害に備えた都市づくりを進め、持続可能でだれもが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向け

取り組みます」と述べられています。

そして、もう一点、同じく第8次総合計画の都市空間の構成方針では「中心市街地と地域拠点、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれるとともに、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれ、地域生活圏が相互に連携した「多核連携型の都市空間」の構成を目指します。」とされています。

そこで、これらを踏まえて3点お尋ねします。

1点目が、15ある地域拠点の拠点性の維持・拡充と地域特性についてであります。交通利便性や施設利便性等の視点で、15ある地域拠点が目指すべき姿をどのように考えておられるのか、お尋ねします。

2点目が、15ある地域拠点の周辺には、地域コミュニティを形成する生活拠点が数多く存在しますが、今後、少子高齢化が進んでいく中で、地域拠点にあるまちづくりセンターや区役所の果たすべき役割はますます大きくなると考えられます。

そこで、まちづくりセンターや区役所の機能強化、職員増員など今後に向けての方針をお尋ねします。

3点目は、第8次総合計画や本市の都市マスタープランにもあるとおり、地域拠点相互が、中心部を経由せずに公共交通や幹線道路でつながることが、持続可能で誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携型の都市空間の構成であるとのことですが、これまでも、多くの先輩議員の皆さんからも同様の質問があつているところではございますが、改めて、現時点で地域拠点相互がつながる方策をどのように考えておられるのかお尋ねします。

1点目と2点目を市長に、3点目を都市建設局長に答弁を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 多核連携都市に関するお尋ねにお答えいたします。

まず、議員御指摘の15の地域拠点については、今後の人口減少・高齢化を踏まえ、商業や医療など地域での暮らしに必要な機能を維持・確保し、郊外部を含めた地域生活圏全体の暮らしやすさを確保していくために重要な地区であり、中心市街地とともに、本市が掲げる多核連携都市の骨格を形成するものであると考えております。

現在、地域拠点の立地特性等を踏まえまして、社会福祉施設等の立地に関する優遇措置や、鉄道駅などの乗り継ぎ拠点における交通結節機能の強化、地域拠点と郊外部をつなぐコミュニティ交通の導入など、都市機能の誘導や交通利便性の向上を図る施策を実施しますとともに、拠点性向上の観点から都市計画の見直しを進めております。

今後も引き続き、各分野が連携した誘導施策等を実施してまいりますとともに、にぎわいの創出や魅力的な都市空間の形成等に取り組み、将来にわたって市民の暮らしを守る地域の核となるよう、地域拠点の利便性と拠点性を高めてまいりたいと考えております。

次に、まちづくりセンターや区役所の機能強化等についてお答えいたします。

地域拠点の利便性や拠点性を高めるため、様々な機能強化に取り組んでおりまして、

まちづくりセンターや区役所が公共機能として果たす役割は、大変重要であると考えております。

引き続き、機能強化の取組の一つであります地域コミュニティの維持活性化に向け、地域人材の発掘や多様な主体をつなぐまちづくりコーディネート機能の充実など、地域の実情に応じたまちづくりセンターの機能強化やそれに伴う地域担当職員の増員などを図ってまいりたいと考えております。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 私からは地域拠点相互がつながる方策についてお答えいたします。

持続可能で誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携型の都市空間の形成に向けましては、市域及び都市圏の骨格となる2環状11放射道路等の広域道路ネットワークの形成を図りますとともに、中心市街地と15の地域拠点を結ぶ8軸の基幹公共交通軸の強化やバス網の再編等による持続可能で利便性の高い公共交通体系の確立に努めてまいりました。

議員お尋ねの地域拠点間相互の移動につきましても、円滑に目的地まで移動できる環境を整えるため、基幹公共交通軸の地域拠点等に乗換拠点を整備し、バス、市電などの多様な交通手段によるアクセス向上を図ることで、公共交通ネットワークを強化することとしております。

今後、本市議会の地域公共交通に関する特別委員会における議論を通じて、次期地域公共交通計画において施策を取りまとめ、着実に取り組んでまいります。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 御答弁ありがとうございます。

昨年度4回にわたって土地利用方針検討委員会が開催されております。議事録を見まして、非常に興味深い御意見が出されています。土地利用に関する様々な専門家の先生方の御意見ですが、幾つか御紹介しますと、北区、西区、南区周辺は過疎化しているところもあるや、地域拠点同士がより便利につながる方法があるのではないかと、拠点と言われる部分が市街化調整区域を多く含んでいるので、その中でどう拠点性を高めていくのかの議論は必要との御意見だったり、また、市街化調整区域の中での立地適正化計画のようなものをつくることもあり得るかという御意見もあります。

今回、拠点性向上の観点から都市計画の見直しも進めているとの答弁もいただきましたが、令和7年度には立地適正化計画の見直しも予定されています。それぞれの地域拠点には、それぞれの特性があり、その周りには生活拠点があるわけですので、その生活拠点におけるコミュニティが、将来にわたって維持されるような拠点性の向上のための施策を期待して、次の質問に移ります。

次に、新市基本計画における合併推進債についてお尋ねします。

本年第3回定例会において、新庁舎設計関係業務委託の債務負担行為補正（追加分として）18億8,430万円を含む補正予算が可決されました。

令和6年8月に取りまとめられた、熊本市新庁舎整備に関する基本構想で示されている事業費は約616億円プラスアルファであります。

また、財政負担の試算においては、財源内訳として市債約554億円、うち交付税措置約226億円、実質的な財政負担は、概算事業費から国庫支出金約2億円と交付税措置額約226億円、売却の場合で試算された跡地利用活用収入約133億円を差し引いた約250億円プラスアルファと示されています。

財源内訳にある市債が、合併推進債であります。

そこで、今回この合併推進債について質問させていただきます。

平成30年4月25日に発出されている総務大臣通知によれば、この通知は法律の題名が改められたことと、地方債の特例に関する事項として、地方債を起すことができる適用年度が延長されたことによる通知であります。この中で、合併特例事業推進要綱の一部改正された全文も併せて通知されています。

本市の市役所新庁舎建設事業は、この要綱中の新法分の市町村合併推進事業の市町村事業に該当するものと想定されます。

ここには、まず対象となる事業として、「（イ）構想に基づき、（この「構想」とは、総務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県が作成する構想のことです）その構想に基づき合併した市町村が合併市町村基本計画に基づき実施する地方単独事業」と記載されておりまして、今回の庁舎建て替えについては、ここで対象になっていると考えられます。

そこで、お尋ねします。

市役所新庁舎建設事業は、要項中の対象事業にある合併市町村基本計画に基づき実施する地方単独事業に当たる必要がありますが、ここでいう本市の合併市町村基本計画とは、どの計画のことで、その計画にどのように位置づけられているのか、御教示ください。文化市民局長に答弁を求めます。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 合併特例事業推進要綱にあります合併市町村基本計画とは、市町村の合併の特例に関する法律に基づき策定いたしました「熊本市・富合町」、「熊本市・城南町」、「熊本市・植木町」のそれぞれの新市基本計画でございます。

市本庁舎につきましては、新市基本計画で、公共的施設の適正配備や整備に関する基本的な考え方に記載されております。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 今の答弁では、熊本市と旧3町のそれぞれの新市基本計画の中に、公共的施設の適正配置や整備に関する基本的な考え方の中に、位置づけられているとのことでした。

そこで、計画期間満了が迫っております、新市基本計画についてお尋ねしてまいります。

本市と旧富合町が平成20年10月に、また旧城南町、旧植木町とは平成22年3月に合

併いたしました。早いもので15年、16年が経過しました。

新市基本計画の計画期間につきましては、先ほど述べました総務大臣通知により、計画期間が「10年」から「15年」間に延長されました。そのことにより、旧富合町との基本計画は、昨年度令和5年度末に計画期間が満了しており、旧城南町と旧植木町は、本年度令和6年度末に計画期間満了を迎える予定です。

その新市基本計画であります。それぞれの合併協議において、法定協議会が設置され、旧富合町が12回、旧城南町と旧植木町では、それぞれ7回の協議会が開催され、住民生活に関わりの深い協議項目について承認されました。

その後、熊本市議会において新市基本計画の実現に関する決議が可決され、さらに、県知事からも実現可能な計画として承認いただき、合併後のまちづくりについて確実に実行されることが約束されたわけではあります。

当然ではあります。法定協議会の中で、今般の市役所の建て替え事業に関する個別具体的な協議は何もありませんでした。しかし、先ほどの答弁にもありましたとおり、新市基本計画の中には、公共的施設の適正配置や整備に関する基本的な考え方の中に位置づけられているようでもあります。

本年第3回定例会において、熊本自民党の平江透議員の一般質問でも、新市基本計画についての質問がありました。合併3町のそれぞれの新市基本計画の進捗状況についての質問でありました。

合併推進債の期限が迫る中、大変気がかりなのが、新市基本計画の未完了の事業における実施設計と合併推進債の期限の関係についてであります。

さらに、未完了事業の中には、未着手の事業が含まれています。

そこで、先ほども申し上げましたが、新市基本計画は、合併後のまちづくりについて、確実に実行されることが約束されたものであることを踏まえてお尋ねします。

現在完了していない3つの地域の事業の中で、着手済みの事業については、その事業の完了まで合併推進債を充当することは可能なのか、また、財源として見込んでいるのかを財政局長にお尋ねします。

〔原口誠二財政局長 登壇〕

○原口誠二財政局長 合併推進債についてお答えいたします。

合併推進債の発行可能期間は、国の要綱により「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15か年度」と規定されております。

この規定により、本市の新市基本計画に基づいて行う事業につきましては、令和6年度中に実施設計の契約を締結した場合は、当該事業の完了まで合併推進債を活用することが可能となり、財源として見込むことができるものと考えております。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 今の答弁では、令和6年度末までに実施設計までの契約が済んでいるものについては、完了までの間は猶予期間として合併推進債を活用できるとの答弁でありました。

それでは、実施設計まで至らなかったいわゆる未着手事業についてですが、新市基本計画は確実に実行されることが約束されたものという旧合併町の住民にとって、非常に注目度も高く、大変重要な、そして大きな期待が込められた計画であります。

その未着手となった事業を、今後、市としてどうしていかれるお考えなのか、今後の方針について市長にお尋ねします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 新市基本計画は、熊本市と旧合併3町との合併後の新市のさらなる飛躍を目指し、円滑な運営を確保するとともに、均衡ある発展を図ることを目的に、まちづくりの基本方針や具体的な新市の施策、財政計画等を定めたものでございます。

これらの新市基本計画に基づき、これまで道路、学校、農業基盤、公共施設の整備などを進め、未完了事業については、計画期間を延長しながら事業を着実に推進してまいりました。

残る一部未着手事業につきましても、それぞれの合併協議会で協議を行い、承認されたものでありますことから、地域の皆様、また議員各位をはじめ関係者の御意見を伺いながら、引き続き事業推進に努めてまいります。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 新市基本計画は、途中延長されましたので、15年の歳月をかけて様々な事業に取り組んできたわけですが、合併当時の旧3町の住民の皆様の受け取りも様々であります。

今回は、先ほど15の地域拠点と、その周りに広がる生活拠点に関係する質問をさせていただきましたが、その視点は、旧合併3町の町民の皆様の声にあった、中心部だけが発展し、周辺地域が取り残されるのではないかという不安な思いからでありました。

合併推進債の期限が迫る中、新庁舎建て替えの話題が大きく取り上げられましたが、周辺に当たる地域では未着手の事業が残っている現実に、どのような思いを抱いておられるのか。先ほどの答弁では未着手事業についても、それぞれの合併協議会で協議を行い承認されたものであることから、地域の皆様の御意見を伺いながら、引き続き事業推進に努めてまいるとのことでしたが、市長はじめ、執行部の皆様におかれましては、先ほど申し上げた中心部ばかりがとの思いに、しっかり寄り添っていただき、未着手事業だけにとどまらず、真の均衡ある発展を強くお願いして、次の質問に移ります。

次に、熊本市立植木病院の果たすべき役割について質問してまいります。

公立病院は、これまで地域医療における基幹的な公的医療機関として、僻地医療・不採算医療、高度な急性期医療を提供するなど重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、多くの公立病院において、経営状況の悪化や医師不足等のために、医療提供体系の維持が極めて厳しい状況になっていたことから、総務省においては、数次にわたる公立病院改革ガイドラインが策定され、病院事業を設置する地方公共団

体に対し、公立病院改革プランの策定が要請されてきました。

直近では、令和4年3月に、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが策定され、地方公共団体に通知がなされました。

これを受けて、熊本市立植木病院では、令和5年9月に計画期間を令和9年度までとする熊本市立植木病院経営強化プランを策定し、ガイドラインを踏まえた病院経営に計画的に取り組まれています。

そのプランでは、医療圏の現状と将来動向の中で、植木病院の患者分布が9割以上が北区の患者で、中でも植木町からの利用者が、外来が全体の約86.1%、入院が全体の約67.7%を占めているとあり、地域医療を担う公的医療機関としての役割を果たしていると感じたところです。

また、経営強化プランでは、地域医療構想の中で、令和7年4月から現在の141床から110床の新たな診療体制においても、鹿本地区病院群輪番制度の救急医療を堅持し、急性期から慢性期までの病棟を備えたケアミックス型病院として、切れ目のない医療を提供し、引き続き良質な医療提供に努めるとされています。

そこで、この熊本市立植木病院経営強化プランに沿って3点質問させていただきます。

1点目に、経営指標に係る数値目標の中で、経営の安定に係るものとして医師数が掲載されています。令和6年度が10人となっています。しかしながら、本年4月から現在までの医師数は7人の現状です。

医師の確保については、プランの中では「正規医師・診療応援医師ともに熊本大学病院への依頼を基本とし」と書かれています。調べてみましたところ、10万人当たりの医師数は、熊本県は全国で11番目に多く、熊本市は政令指定都市の中で京都に次いで2番目に多いわけですが、そのような中で現在市民病院として、あるいは植木病院として医師確保のために、具体的にどのような取組をなされているのか、お答えください。

2点目に、その不足している医師は、整形外科1名、代謝内科1名、消化器内科1名とお聞きしました。常勤医師がいないことで、4月から入院患者の受入れができずに、医業収益に影響が出ると考えられます。

特に、整形外科は、高齢者の患者さんの割合が高い診療科であり、実際に不安に思われている、また困られている御高齢者の声を多く聞きます。

さらに、救急搬送患者の受入れ患者数も当然減ることになります。救急搬送患者については、鹿本地区病院群輪番制度の堅持にも影響するものです。

植木病院の基本方針の1番目は、「患者さん中心の医療」が掲げられています。現状のこの実態をどのように捉えておられるのか、そして今後、どのように対応されていくお考えかをお聞かせください。

3点目が、経営強化プランの役割・機能の最適化と連携の強化の中で、地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能として「植木病院では、令和元年度

から心臓カテーテル検査や治療に取り組み、また、令和3年度から新たに心大血管リハビリテーションを開始し、地域の医療機関と心不全ホットラインを開設するなど連携を図ってきた」とあり、そして「今後も循環器分野への取組を強化しつつ、専門性を発揮し、心不全療養を中心として取り組む」と書かれています。

このプランどおり植木病院が心不全療養の中心となって地域に貢献していくことを期待するところですが、このことについてのお考えをお聞かせください。

以上、1点目を病院事業管理者に、2点目と3点目を市長にお尋ねします。

〔水田博志病院事業管理者 登壇〕

○水田博志病院事業管理者 私からは、医師確保のための取組についてお答えいたします。

市民病院と植木病院の医師の確保につきましては、熊本大学病院からの派遣を基本として各診療科に派遣を依頼しておりますが、当該病院からの派遣が困難な場合には、同時にホームページなどを通じた公募も行っています。

さらに植木病院におきましては、常勤医師として医療機関に勤務していない医師への入職の勧誘、熊本大学病院以外の大学病院への派遣依頼、民間紹介業者への委託なども行い、医師の確保に取り組んでいるところでございます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ただいま事業管理者が説明した種々の取組で医師の確保に努めておりますけれども、現時点では、常勤医師の確保ができていないということは認識しております。

このため、常勤医師が不足しております診療科におきましては、熊本大学病院からの派遣を中心とした診療応援医師を配置して、診療に当たっております。

また、救急搬送患者については、常勤医師により対応可能な症例は受け入れておりますが、夜間帯や休祝日については、令和6年度から施行された医師の働き方改革への対応として、宿日直許可を取得した上で、熊本大学病院の医師に多数回の宿日直を依頼しているため、救急搬送患者の受入れは、制限せざるを得ないのが実情でございます。

本年4月から、医師に対する時間外労働の上限規制が施行されたことによりまして、全体として医師に対する需要は、より逼迫しているところでございますが、今後も引き続き、常勤医師の確保に努めてまいります。

次に、地域医療構想において、植木病院が地域において担うべき役割として、循環器分野への取組を強化することにしております。

現在、植木病院では、院長を含めて4人の循環器内科の常勤医師が在勤しており、熊本市北部及び鹿本地域において専門性の高い充実した医療が提供できる体制を整えております。

今後は、より重症の循環器疾患に対応できるように医療機器の整備を図りますとともに、関係部署や医師会などと連携して、地域住民の皆様にも、心不全療養を含めた植

木病院の循環器医療の専門性を広く認識していただくように努めてまいります。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 御答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁では、医師確保の取組については、市民病院、植木病院ともに、熊大病院からの派遣の依頼を基本としつつも、困難な場合は様々な策を講じているものの、現状では確保に至っていない。

また、こうした常勤医師の確保が困難な状況にあって、救急搬送患者についても、医師の働き方改革への対応で、夜間帯や休祝日の受入れを制限せざるを得ないとのことでありました。

そして、今後も引き続き、医師確保に努めていくという非常に厳しい状況ではありますが、循環器医療の専門性の高い充実した医療が提供できる体制が整えられているので、広く認識していただくよう努めていくとのことで、循環器分野への取組の強化は理解いただいているようであります。

鹿本医療圏の医療機関からの期待も大きいところですので、積極的に進めていただきたいと思っております。

そこで、現状として一番問題である医師確保、医師の地域偏在に関してですが、熊本県において平成25年11月に、熊本県地域医療支援機構が設置され、県内における医師不足等を把握分析し、課題となっている医師のキャリア形成の支援と一体的に医師不足医療機関の医師確保の支援をしているところであります。

しかしながら、植木病院は、旧鹿本郡であって、医師会の圏域は鹿本医師会に属しているにもかかわらず、熊本市内の医療機関にくくられるため、二次医療圏に基づき決定される県の地域医療連携ネットワーク実践学寄附講座の制度、これは、地域医療拠点病院に医師を派遣する制度ですが、その対象にしてもらえないという現状があります。植木病院の二次医療圏が熊本市であるため、派遣先に加えることはできないとされているわけでありまして。

しかし実際は、熊本市圏域の中でも現実に偏在があって、医師確保に窮する公的病院があること、他方で鹿本医療圏の圏域を超えた病院群輪番制度の役割を担い、救急搬送の受入れを行っていることなどを、これは病院局だけに任せるのではなく、保健部門と連携するなど、組織横断的に市を挙げて、県に対して今のこの実情に応じた対策や制度の変更を申し入れるなどを行っていただくことを強く要望いたします。

まずは、一日も早く医師を確保して、経営にとってマイナスな状況を改善していただき、理念である信頼と満足の得られる全人的医療の提供、基本方針の第一に掲げる「患者さん中心の医療」を地域住民の多くの皆様が享受して、実感していただける医療提供体制を整えていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、再生可能エネルギー政策と農業振興についてお尋ねします。

近年、農業分野でも環境負荷の低減や持続可能な生産の観点から、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化が強く求められているところです。

特に、太陽光発電やバイオマス発電、地熱エネルギーなど、地域特性を生かしたエネルギー源を農業に積極的に取り入れることは、農業経営の安定化や地域の脱炭素化に寄与すると考えられます。

また、気候変動対応やエネルギー自給率向上の観点から、農業分野におけるエネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの活用は、極めて重要だと考えます。

国においては、平成25年11月に成立し、平成26年5月に施行された農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律、いわゆる農山漁村再生可能エネルギー法により、農林漁業の健全な発展と調和の取れた再エネ導入が促進されてきました。

こうした中、令和3年6月には、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、地球温暖化対策の国際的枠組みであるパリ協定の目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現が法の基本理念として規定されました。

また、同月に国・地方脱炭素実現会議が公表した、地域脱炭素ロードマップでは、再エネ等の地域資源を最大源活用し、地域の課題解決に貢献する地域脱炭素を実現するロードマップが示されています。

そこで、初めに環境局長にお尋ねします。

熊本市として、太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進に向けた支援など、どのような取組をされているか。また今後の再エネ推進などのエネルギー政策のお考えをお聞かせください。

〔村上慎一環境局長 登壇〕

○村上慎一環境局長 本市では、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に基づき、都市圏が一体となって再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化の推進に取り組んでおります。

これらの推進に向けましては、市民の太陽光発電設備等の導入や、事業者の省エネ機器等の導入に対する補助を実施しているところでございます。

今後につきましては、令和7年度までに地球温暖化対策実行計画を改定することとしておりまして、再エネ導入の施策に関する目標を掲げるとともに、太陽光発電など、地域の再エネを活用した事業を促進する区域の設定の検討など、さらなる再エネの普及促進を図ってまいります。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 御答弁ありがとうございました。

市としての環境負荷低減に関する考え方は分かりました。

そこで、直近の農業分野に目を向けてみますと、農業の持続性を確保し食料を安定的に供給していくためには、環境への負荷を低減し持続的に生産していくことが強く求められています。

国においても令和4年4月22日に成立した環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、いわゆる、みどりの食料シス

テム法に加え、先般改正された食料・農業・農村基本法においても、環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、農業生産活動等における環境への負荷の低減の促進等について規定したところです。

そこで、農水局長にお尋ねします。

農業の持続性を確保していくためには、生産活動時における環境負荷の軽減を進めるべきと考えますが、どのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。

〔金山武史農水局長 登壇〕

○金山武史農水局長 農業の発展と持続性の両立に向け、農業生産活動に伴う環境負荷の軽減を図ることは重要な課題であり、国においても、みどりの食料システム戦略の策定や法制化などを通じ、その方針を明確に示しております。

さらに、国は農業者に対し、各種補助事業を実施する際に、環境負荷低減に向けた要件を設定するなど、環境に配慮する取組の実践を求める方向となっております。

本市としても、農業生産活動における環境負荷の低減に向けて、施設園芸における暖房効率の向上による温室効果ガスの削減や化学肥料・化学合成農薬の使用低減等、まずは、できることから取り組んでもらうことが重要と考えておりまして、関係者と連携し、多様な取組を推進してまいります。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 御答弁ありがとうございました。

令和3年3月には、連携中枢都市圏としては全国初となる、先ほどの答弁にもありましたが、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を共同策定されております。この計画では、基本理念として「水・森・大地とともに生きる、持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現」を掲げ、住民・事業者・行政の各主体が再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進などに取り組むこととしています。

先ほど、環境局長からも令和7年度までに地球温暖化対策実行計画を改定することとしているとの答弁をいただきました。

農業分野はもちろんのこと、全庁的に前向きに再生可能エネルギー施策を推進していただくことをお願いし、最後の質問に移ります。

公立保育園における幼児期を対象とした運動・スポーツ活動についてお尋ねしてまいります。

文部科学省は、平成24年3月に「運動習慣の基盤づくりを通して、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力の基盤を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指す」として、幼児期運動指針を策定し、全国全ての約3万5,000件の保育所・幼稚園に通達しています。

この幼児期運動指針では、幼児期における運動の意義として、1、体力・運動能力の向上、2、健康的な体の育成、3、意欲的な心の育成、4、社会適応力の発達、5、認知的能力の発達といった5項目が示されているところであります。

また、平成30年4月から施行された改正保育園保育指針では、3歳以上児の健康領

域における内容の取扱いにおいて「多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること」という一文が新たに追加されており、幼児期において運動やスポーツに取り組む必要性が示されています。

しかしながら、近年、幼児期からのスポーツ教育に力を入れる保育園や幼稚園も見られますが、読み書きなどのほかの活動に力を入れている園もあることや、園によっては、園庭の確保の課題などもあって、全ての園で運動・スポーツ活動が十分に取り入れられているのか危惧するところでもあります。

令和5年度のスポーツ庁による全国体力・運動能力、運動習慣等調査によれば、小学校5年生及び中学校2年生を対象にした男女それぞれの体力合計点は、令和元年度から4年度までは連続して低下しており、令和5年度では回復基調とはなったものの、コロナ以前の水準までには至っておりません。

また、小中学校ともに回復の度合いに男女間で差があり、小学校女子が横ばい、中学校女子が低下という結果になっています。熊本市においては、本市の小学校3年生から高校3年生までの全員を対象にした体力・運動能力調査の結果では、小学校においては、全国平均を上回った項目が全体の64項目中5項目の7.8%、全国平均、県平均を下回った項目が64項目中36項目の56.2%という結果でした。

国の中央教育審議会の、子どもの体力向上のための総合的な方策について（答申）によれば、「体力は、人間の発達・成長を支え、人として創造的な活動をするために必要不可欠なものである。したがって、体力は、人が知性を磨き、知力を働かせて活動をしていく源である。体力は「生きる力」の極めて重要な要素となるものである。」と指摘されています。

そこで、3点お尋ねします。

1点目は、小中学校のみならず、幼児期の運動・スポーツ活動は、将来のこどもたちにとって大変重要なことだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2点目は、先ほど申し上げた文部科学省の幼児期運動指針を基に、スポーツ庁が幼児期の運動に関する指導参考資料ガイドブック第1集、第2集、DVDを作成しています。見てみますと、「これらのポイントに配慮しながら、幼児が自発的に楽しく体を動かすことができる環境を整えましょう。紹介する遊びを参考に、それぞれの保育施設の実態に合わせて工夫してみましょ。う。」と呼びかけられていますが、公立保育園では、このガイドブックを活用されている園がどれだけあるのか。参考にした具体的な取組があれば併せて教えてください。

3点目に、園庭などの施設面の課題で、十分な課題ができていないといった保育園がありますでしょうか。あるのであれば、どのような改善策をお考えか、お尋ねします。

以上、3点をこども局長に答弁を求めます。

〔木櫛謙治こども局長 登壇〕

○木櫛謙治こども局長 公立保育園における運動・スポーツ活動についての御質問にお

答えいたします。

幼児期は、運動全般の基本的な動きを身につけ、身体面も大きく成長する重要な時期でございます。

この時期に、いろいろな運動に親しみ、体を動かす習慣を身につけることは、心身の健やかな成長をはじめ、生涯にわたって健康を維持したり、何事にも積極的に取り組む意欲を育むなど、豊かな人生を送るための基盤づくりとなりますことから、遊びを通した運動は大変重要であると考えております。

そこで、本市におきましては、スポーツ庁におけるガイドブックを参考に、運動遊びに対する知識と意識の向上を目的とした保育士研修を行っており、各公立保育園におきましては、運動遊びを取り入れた保育活動を実施しております。

特に、歌や音楽に合わせ、体を動かして表現するリトミック遊びや、遊具を組み合わせ、多様な動きを経験するサーキット遊びなどを日々の保育に取り入れることで、健やかな体や豊かな心づくりの基盤づくりを行っております。

施設面につきましては、公立保育園の園庭の広さは、園児数に応じた国の基準は満たしておりますものの、大小様々でございますことから、園児一人一人が十分に体を動かして活動できるよう、クラスごとで時間を区切って使用するなどの工夫を行っております。

また、園庭だけではなく、室内ホールを活用することで、季節や天気にとらわれず体を動かせる空間を確保しております。

今後も、様々な工夫を行いながら、園児一人一人が自発的、主体的に楽しく体を動かすことができますよう、計画的な環境整備に努めてまいります。

〔14番 松川善範議員 登壇〕

○松川善範議員 御答弁ありがとうございました。

今回の答弁では、公立保育園における本市の幼児期の運動に対する考え方や、公立保育園ですばらしい取組が行われていることが分かり、安心いたしました。

一方で、幼児期の就学前のこどもたちは、私立保育園や幼稚園にも通っているわけです。今後は、公立保育園以外の幼児期のこどもたちの運動・スポーツ活動の状況も把握していただき、今回、御答弁いただいた取組が全市的な取組となるよう、積極的に啓発推進していただくことをお願いしまして、質問を終わります。

今回、準備しました質問は以上であります。

真摯に御答弁いただいた市長並びに執行部の皆様、準備に当たりサポートいただいた議会局、各局執行部の皆様、本当にありがとうございました。

そして、本日お忙しい中、傍聴においでいただきました皆様、また、インターネット中継を御覧いただいた皆様に改めて感謝を申し上げ、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。

次会は、明5日（木曜日）定刻に開きます。

○寺本義勝議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時57分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和6年12月4日

出席議員 45名

1番	寺本義勝	2番	大 寫澄雄
3番	村上 磨	4番	瀨尾誠一
6番	山中惣一郎	7番	井坂隆寛
8番	木庭功二	9番	村上誠也
10番	古川智子	12番	松本幸隆
13番	中川栄一郎	14番	松川善範
15番	筑紫るみ子	16番	井芹栄次
17番	島津哲也	18番	吉田健一
19番	齊藤 博	20番	田島幸治
21番	日隈 忍	22番	山本浩之
23番	北川 哉	24番	平江 透
25番	吉村健治	26番	山内勝志
27番	伊藤和仁	28番	高瀬千鶴子
29番	小佐井賀瑞宜	30番	田中敦朗
31番	高本一臣	32番	西岡誠也
33番	田上辰也	34番	三森至加
35番	浜田大介	36番	井本正広
37番	大石浩文	38番	田中誠一
39番	坂田誠二	40番	落水清弘
41番	澤田昌作	43番	満永寿博
44番	紫垣正仁	45番	藤山英美
47番	上野美恵子	48番	上田芳裕
49番	村上 博		

欠席議員 2名

5番	菊地渚沙	11番	荒川慎太郎
----	------	-----	-------

説明のため出席した者

市 長	大 西 一 史	副 市 長	深 水 政 彦
副 市 長	中垣内 隆 久	政 策 局 長	三 島 健 一
総 務 局 長	津 田 善 幸	財 政 局 長	原 口 誠 二
文化市民局長	早 野 貴 志	健康福祉局長	林 将 孝
こども局長	木 櫛 謙 治	環 境 局 長	村 上 慎 一
経済観光局長	村 上 和 美	農 水 局 長	金 山 武 史
都市建設局長	秋 山 義 典	消 防 局 長	平 井 司 朗
交通事業管理者	井 芹 和 哉	上下水道事業者 管 理 者	田 中 俊 実
教 育 長	遠 藤 洋 路	中 央 区 長	土 屋 裕 樹
東 区 長	本 田 昌 浩	西 区 長	石 坂 強
南 区 長	本 田 正 文	北 区 長	吉 住 和 征
病院事業管理者	水 田 博 志	選挙管理委員会 事 務 局 長	福 島 慎 一

職務のため出席した議会局職員

局 長	江 幸 博	次 長	中 村 清 香
議 事 課 長	池 福 史 弘	政策調査課長	岡 島 和 彦

令和6年12月5日（木曜）

議 事 日 程 第4号

令和6年12月5日（木曜）午前10時開議

第 1 一般質問

午前 9時59分 開議

○寺本義勝議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○寺本義勝議長 日程第1「一般質問」を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、井坂隆寛議員の発言を許します。井坂隆寛議員。

〔7番 井坂隆寛議員 登壇 拍手〕

○井坂隆寛議員 おはようございます。議席番号7番、井坂隆寛です。

本日、傍聴席にお越しの皆様、インターネット配信で御覧の皆様、また質問の機会を与えていただきました先輩議員、同僚議員の皆様には感謝申し上げ、本題に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

通告に従い、まず自然災害や住環境悪化に備えることについてお尋ねします。

私は熊本市の公式LINEを利用しています。今年11月現在で登録者数は19万1,720人で、多くの方々に市政やイベントに関する情報が届くことは大変便利だと感じます。その公式LINEに最近になって頻繁にイノシシ、鹿、猿などの野生動物の目撃情報が届くようになりました。出没したのは自分の住んでいる地域なのか、被害はあったのかと心配される方や、これら野生動物が出没した際に、市がどのような対応をしているのか関心をお持ちの方も多くいらっしゃると思います。

では、ここで農水局長にお尋ねします。

市のホームページによると、市街地に出没する頻度が高いイノシシでは、令和4年度が52件、令和5年度に78件、今年度は10月までに48件の目撃情報が市に寄せられているとのことですが、イノシシ等による被害状況と出没した際の市の対応、そして市民が取るべき行動についてお教えてください。

〔金山武史農水局長 登壇〕

○金山武史農水局長 市街地に出没する野生動物による被害状況につきましては、鹿、猿においては現在のところ目立った被害は出ておりませんが、イノシシは餌を求めて出没し、庭や家庭菜園での野菜・果実等の食害や掘り返し等の被害が見られます。また、今年9月には西区において、小学生がイノシシの幼獣に遭遇した際に軽くかまれる事案も発生しております。

市民の皆様におかれましては、万が一イノシシ等に遭遇した際には、追いかけたり、大声で騒いだりするなど刺激をすると大変危険でございます。その場合、静かに通り

過ぎるのを待つか、慌てずにゆっくり後ずさりし、興奮させないように静かに見えない場所に避難してください。

もしイノシシ等を目撃した場合は、本市農業支援課鳥獣対策室または警察に連絡をお願いします。

本市としましては、市民からの通報を受け、速やかに関係部局で情報を共有の上、市公式LINEやホームページ等で注意喚起を行うとともに、出没状況に応じて出動し、警察や有害鳥獣駆除隊と連携しながら追い払いや緊急捕獲を行うなど、市民の皆様の安全確保に努めております。

今後とも野生鳥獣による市民の皆様への被害防止に向け、粘り強く取り組んでまいります。

〔7番 井坂隆寛議員 登壇〕

○井坂隆寛議員 イノシシ等の出没に備えた心構えについて知ることができました。けがをされた方もいらっしゃるとのこと、大変心配です。野生鳥獣による市民への被害防止のための取組を今後もお願いします。

さて、全国的には熊の出没が話題であり、温暖化など環境の変化により生息域に餌がなくなったことが原因との指摘があります。イノシシや鹿、猿の出没に関しても同様で、実のなる樹木がきちんと育ち、十分な餌が生息域で確保できるのであれば、出没数は減るのではないかと推測します。

その対策として、住宅地への出没や人的被害を未然に防止するための市民との協働による鳥獣対策事業に加え、森林や里山の保全が肝要と考えます。既に現在、熊本市では森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した里山林保全活動が行われています。これは地域住民など3人以上で構成された活動組織が、里山林保全作業、竹林整備、森林資源活用のための森づくり作業を実施する場合に助成金を交付する制度で、今年度は18団体が各地域の森林、竹林の整備を行っておられると聞いております。

景観の改善や自然環境の保全、地域活性化等を目的として、地域の里山保全活動が広がっていくことにより、ひいてはイノシシ等の害獣のすみかとなる森林環境の改善にもつながることから、今後も継続した里山保全活動の推進が望まれます。

さて、今年度から森林環境税の徴収が始まっています。これは国内に住所のある個人に対し、1人年額1,000円が市町村において個人住民税均等割と併せて徴収される国税です。その税収による森林環境譲与税としての配分は、私有林人工林の面積による配分が55%、人口に応じた分が20%、林業従事者数に応じた分が25%となっており、平成31年、令和元年からは国庫からの支出による交付金として各自自治体に先行配布されてきました。今年度より徴収が始まったことで、自治体の課題に応じた柔軟な活用へのさらなる期待が寄せられると思います。

では、ここで都市建設局長にお尋ねします。

この森林環境譲与税を活用した森林保全の手立てはありますか。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 本市には約6,000ヘクタールの森林が存在しておりまして、このうち国有林を除く約4,600ヘクタールにつきまして、熊本市健全な森づくり推進計画に基づき、森林保全に向けた様々な取組を推進しているところでございます。

森林環境譲与税を活用した取組といたしましては、令和2年度より土砂災害の予防等に向けまして、所有者による管理が困難な人工林を市が主体となって間伐等を行います森林経営管理推進事業を実施しております。

既に南区の富合・城南地区におきまして、森林所有者の意向調査の上、間伐等を実施済みでございまして、現在は西区の金峰山地区におきまして意向調査を実施中でございます。

引き続き、法律の趣旨に沿った形で森林環境譲与税の活用を図りながら、森林の多面的機能の発揮に向け、適切な森林保全を進めてまいります。

〔7番 井坂隆寛議員 登壇〕

○井坂隆寛議員 森林環境譲与税の活用には今後、市民の関心が寄せられると感じます。引き続き、野生動物の出没抑制にもつながる森林保全への柔軟な活用をお願いします。

次に、特定外来生物について取り上げます。

特定外来生物は2024年7月現在、日本国内で162種類が指定されており、熊本市内ではそのうち21種が確認されています。さて、その中で最近話題になったものがあります。北米原産でペットとして輸入され、全国で野生化した特定外来生物のアライグマです。先月、森林総合研究所九州支所により、立田山で初確認されました。

熊本市内では平成22年に南区域城南町で初めて確認されて以降、これまでに374件の確認があり、そのうち48頭を捕獲しています。確認件数は昨年度85件、今年度は10月末現在で既に90件と増加しており、熊本市内でのアライグマ生息域の拡大が懸念されます。

市のこれまでの対応としては、平成25年に熊本市アライグマ防除実施計画書を策定、防除期間を平成25年7月から令和3年3月までとし対応を行いました。しかしながら、その期間に確認された合計は107件で、うち捕獲は僅か12件でした。その後、令和3年に再度、熊本市アライグマ防除実施計画書を改訂し、防除を行う期間を令和13年度までとし、現在も対応を行っています。

また、今年5月から来年3月まで、熊本連携中枢都市圏のうち、宇土市、宇城市、玉東町と連携し、アライグマ生息状況調査を実施し、対策を進めています。自動撮影カメラの設置総数は80台であり、生息が確認された場合には箱わなの設置も適宜行うそうです。

さて、このわなについてですが、私は先月、熊本工業高校定時制課程の文化祭に参りました。ステージ部門の中で、アライグマによる全国的な被害状況と頭数増加の現状、その対策としての巣箱型わなの優位性についての発表と、生徒と職員が制作した巣箱型わなの展示がありました。巣箱型わなは餌で誘引する従来のわなと比べて、餌の定期的な補充が不要なこと、目的外の動物が捕獲される錯誤捕獲の確率が低いこと

等の利点があり、アライグマが木の穴を巣にしている習性を生かしたアライグマが入りたくなくなるユニークなわなであると言えます。

実際に大分市では運用がなされ、ほかに類を見ない効率的なわなであることが実証されました。この巣箱型わなが熊本工業高校建築科により16基制作され、先月、熊本市に納品されました。今後の活用は大いに期待します。

では、ここで巣箱型わなを熊本工業高校で実際に受領された村上環境局長にお尋ねします。

この巣箱型わなについて、今後の設置方針、特にわなの必要数についてお聞かせください。今後、県内工業高校建築科の生徒たちにはぜひ協力をお願いしていただきたいのですが、もしわなの数が多くて制作が追いつかないようであれば、市内中学校の生徒たちにも課題として取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

〔村上慎一環境局長 登壇〕

○村上慎一環境局長 まず、本市のアライグマ防除対策に御賛同いただきまして、巣箱型わなの制作に御協力いただきました熊本工業高校の生徒の皆様や先生方に対しまして、この場を借りて改めて感謝を申し上げます。

制作協力いただきました皆様方の本市の生物多様性保全に対する理解が深まるとともに、幅広い世代への普及啓発につながる大変意義深い取組であったと受け止めておりまして、本市といたしましては、このような取組を今後も継続し、本市の自然環境保全につなげてまいります。

さて、アライグマの状況につきましては、全国的に増加しておりまして、農業、生活環境、生態系等への被害が問題となり、外来生物法におきまして輸入、飼育等が禁止の特定外来生物に指定されております。

本市におきましても、アライグマは年々増加傾向にありまして、現時点においては被害は確認されていないものの、今後甚大な被害を引き起こすおそれがあることから、生息状況調査や捕獲など防除対策に取り組んでおります。

今回、熊本工業高校に制作を協力いただきました巣箱型わなの設置方針といたしましては、足跡やふん等の生活痕跡を確認するフィールド調査や自動撮影カメラなどの調査結果を踏まえまして、設置する場所、必要数などにつきまして専門家等の意見を聴取の上、本年中に設置する予定でございます。

また、市内中学校生徒たちへの制作協力依頼につきましては、アライグマの生態系や生息状況を通じまして生物多様性を学ぶ重要な機会と捉えておりまして、今後、教育委員会等とも連携を図りながら検討してまいります。

〔7番 井坂隆寛議員 登壇〕

○井坂隆寛議員 特定外来生物の生息域、そして被害が拡大する前に早く対策をとること、そして新たな特定外来生物の出現を未然に防ぐために、引き続き市民向けの啓発と情報の発信をお願いします。そして、教育長、どうぞよろしくをお願いします。将来的には各学校の敷地内にまで出没するかもしれません。まずは先生方に向けての作り

方の共有がなされることを希望します。

次の質問にまいります。

今年7月、愛媛県松山市で松山城がある勝山（標高132メートル）東部の崖が崩れる事故がありました。愛媛大学の調査によると、前日からの雨量は注意報基準値ではあったものの、警報基準値には達していなかったそうです。この基準値は各都道府県の砂防課が決めています。この土砂崩れでは3人の方が犠牲となりました。また、被害はほか2軒の戸建て住宅や店舗、共同住宅に及び、多数の避難者が出ました。

さて、土砂災害防止法では、急傾斜地の定義を斜面の高さや角度で分けており、ハザードマップは熊本市が作成しています。また、県が主体となり、土砂災害防止のための急傾斜地崩壊対策事業を実施しています。事業には国が補助をするものと県が単独で実施するものがあり、国の補助要件は、急傾斜地高さ10メートル以上かつ対象家屋が10戸以上存在することで、費用は国、県が45%ずつ、市が10%を負担しています。

県の独自事業は、急傾斜地高さ5メートル以上かつ対象家屋が5戸以上存在することが要件とされており、費用は市が3分の1、県が3分の2を負担します。申請の手続きはいずれの場合も、関係する住民と市町村が連名で県に要望し、国の補助事業の場合は、その後、県が急傾斜地崩壊対策事業として国に補助申請します。市では現在、104件の対応が完了し、未対応及び対応中が29件とのことでした。

このことを都市建設局の担当職員からお聞き感じたことは、松山市の土砂災害のケースで考えるならば、被害に遭われた住民は戸建て4戸で、また山の中腹からの崩壊が原因で土砂が谷間を伝ってきた事例であるため、斜面全体の定義が申請条件と照らし合わせてどのように解釈されるのかということと、文化財や公園、学校の敷地と隣接する急斜面などは住民の申請によらず、市が主体的に対策に取り組むべきではないだろうかということです。

市域内には令和6年11月1日時点で1,168か所の土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンがあります。近年、線状降水帯が頻発し、斜面土砂への時間当たりの注水量が著しく高まる状態も起きるようになりました。これまで以上に急傾斜地の土砂災害のリスクは高まっています。

ここで2点お尋ねします。

1点目、熊本城公園内にも急傾斜などの危険箇所がありますが、対策工事が必要ではないでしょうか。今後の対応についてお聞かせください。

2点目、土砂災害防止のための急傾斜地崩壊防止対策事業補助金は5戸以上の住民の申請が必要ですが、戸数が満たない急傾斜地への対応実施についてお聞かせください。

以上、1点目を文化市民局長に、2点目を都市建設局長にお尋ねします。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 私からは、熊本城内の危険箇所への対応についてお答えします。

熊本城管理区域内には、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定を受けている箇所が複数あり、除草等の日常管理を行う際に、地割れ等の土砂災害の兆候が見られないか点検を行い、適正な維持管理に努めているところでございます。

現在、管理区域内において対策工事が必要な場所はNHK跡地北側の斜面であり、令和6年11月の熊本城文化財修復検討委員会におきまして対策案が承認され、令和7年度の工事実施に向けて準備を進めているところでございます。

引き続き、国指定の特別史跡であります熊本城の遺構の保護を図りながら、管理区域内の被害の防止に努めてまいります。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 私からは、2点目の補助事業の対象にならない急傾斜地への対応についてお答えいたします。

急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づきまして、一定の地元負担の下、都道府県が斜面の崩壊防止対策等を実施するものでございまして、熊本県の採択要件は、崖の高さが5メートル以上かつ斜面崩壊による影響範囲にある家屋が5戸以上であることなどとされております。

本市といたしましては、要件に該当する要望箇所133か所のうち、現在未完了である29か所の早期整備が優先と考えておりますことから、県に整備推進を働きかけますとともに、円滑な地元調整に努めるなど必要な連携を図ってまいります。

議員お尋ねの要件に満たない急傾斜地につきましては、現在、関係機関と連携したハザードマップの更新など早期避難を促す取組により、人的被害の発生防止に努めているところでございまして、今後、急傾斜地崩壊危険区域等における住宅の移転支援策の拡充など、さらなる対策の検討に取り組んでまいります。

〔7番 井坂隆寛議員 登壇〕

○井坂隆寛議員 私は10月初めに松山市の現地を見てまいりましたが、いまだに重機が土砂を取り除いている状況でした。道を挟んだ向かいの小料理屋さんの窓ガラスには、当面の間の休業のお知らせと全国や世界各地からのお見舞いに対するお礼のメッセージ、そして事故直後の現場の写真が貼られていました。この事故現場で感じたことは、樹木に覆われた斜面の傾斜や山の形状は本市でも見かけるものであり、逆に言えば、本市でも起こり得る事故なのではないかということです。

先ほどの御答弁では、文化財においては遺構の保護と管理区域内の被害の防止、そして家屋に近い急傾斜地では円滑な地元調整、関係機関との連携による対策や移転支援策の拡充の検討等挙げていただきました。引き続き被害を未然に防ぐハード面の充実、そして住民の早期避難につながる情報発信、ソフト面の充実をお願いします。

次の質問にまいります。

次は観光資源についてです。

本市の観光振興への取組を強化していくための具体的な指針、熊本市観光マーケティング戦略が今年3月に策定されました。この中で、多様化する旅行者ニーズへの対

応として、観光資源の魅力のさらなる向上や受入れ環境の充実が掲げられています。また、熊本市特有の歴史文化や自然等の魅力を生かした新たな展開、そして目的地まで容易にたどり着けるような移動手段の多様化も方向性として挙げられています。

さて、熊本市は毎月市政だよりを発行し、特集や情報、お知らせ掲示板のページを通じて、様々な啓発や市政、その他イベントに関する情報を発信しています。デジタル広報についても、市公式SNSや熊本城、動植物園ほか、各課所管のSNSで発信することに努めており、観光客に対しても熊本のまちな魅力アピールがなされていると思います。

しかしながら、観光客からの意見をフィードバックし、改善につなげることができているかについては検証の必要があると感じます。特にSNSのコメントなど、いわゆる口コミは誘客の促進に一定の効果があり、また様々な改善につながる意見も含まれているのではないのでしょうか。

ここで、経済観光局長に3点お尋ねします。

1点目、観光客のニーズ把握のためのマーケットリサーチはどのような手法、頻度で行われていますか。

2点目、サンプリングの母数の目安を教えてください。

3点目、SNS等の評価や口コミ、コメントに基づき、観光客からの意見をフィードバックし改善につなげる仕組みはありますか。

以上3点についてお願いします。

〔村上和美経済観光局長 登壇〕

○村上和美経済観光局長 3点のお尋ねに順次お答えいたします。

本市では、多様化しております観光客のニーズを把握し、効果的や誘客、受入れなどの施策を戦略的に推進するため、マーケットリサーチの強化に取り組んでいるところでございます。

具体的には、従来からの観光施設等における旅行者アンケートに加え、本年4月からは民間事業者の皆様の御協力をいただきまして、毎月の宿泊施設の稼働率や空港、駅などにおける公共交通機関の利用状況等の情報収集を開始いたしますとともに、新たに人流データの取得による旅行者の属性や訪問先等の分析を進めているところでございます。

次に、旅行者アンケートのサンプリングの母数につきましては、昨年までは約300の回答数でございましたが、本年はアンケートの実施エリアを観光施設や交通結節点等に拡大するなど強化したことによりまして、11月末時点で約2,100の回答をいただいております。

この旅行者アンケートによりまして、本市を訪問するきっかけは、ウェブサイトやSNSからの情報収集とする割合が高いことから、本市ではSNS等を活用した観光情報の発信に力を入れているところでございまして、その閲覧数をはじめ、投稿に対する評価、いわゆるいいねやコメントは観光施策の検討を行う上で貴重な情報源であ

ると考えております。

今後これらSNSの評価やコメントなども参考としながら、取組の検証や改善等を行うことによりまして、観光客のニーズに沿った施策の推進に取り組んでまいります。

〔7番 井坂隆寛議員 登壇〕

○井坂隆寛議員 市がマーケットリサーチの強化に取り組み、今年度の旅行者アンケートのサンプリングは昨年比7倍にも達していること、SNSのコメント等の情報を今後は観光客のニーズに沿った観光施策の推進のために参考にすることが分かりました。

SNSが普及した現在、コメントや口コミといった評価から、新たな観光資源の発見につながることもあるかもしれません。より多くの情報がフィードバックされ、改善につながることに期待します。

質問を続けます。

私は先月、さしよりすったい、橋磨きボランティアに参加し、明八橋の橋磨きをしました。くまもとアプリからボランティアの参加申込みができ、道路保全課から活動証明書も発行されます。明八橋は新町と西唐人町を結ぶ石橋で、明治8年、1875年に種山石工橋本勘五郎が架設しました。通潤橋や霊台橋、東京の日本橋や江戸橋、皇居の二重橋を架設した明治の名石工です。

私は石橋磨きを通じ、市内のほかの石橋にも興味が湧いたため、少し調べてみました。北区植木町にある豊岡の眼鏡橋は1802年、享和2年完成、架設年代が確認できる熊本県内最古の石橋です。平成5年12月に旧植木町の文化財に指定され、熊本市との合併後は熊本市の文化財になりました。西南戦争の激戦地として有名な田原坂の入り口にあり、多くの人の目に触れる石橋です。

しかしながら、実際に訪れてみたところ、あまり整備がなされていない印象を受けました。旧植木町の文化財であったことを記した表札はさびて根元から折れ、橋の上に横倒しになり、橋の欄干にはさびも見られ、周辺の草も伸びていました。せっかくの文化財がこのような現状にあることはもったいない限りです。

市内中心街では観光政策を掲げ、様々な取組がなされています。私は郊外との格差に驚き、ほかにも同様に、高いポテンシャルを持ちながらも大事にされていない観光資源があるのではないかとさえ考えました。豊岡の眼鏡橋の整備について、市の担当課に確認したところ、今後、田原坂公園周辺の再整備を行う予定であるとのことでした。

では、ここで文化市民局長にお尋ねします。

文化財の保全と活用まで含めた今後の田原坂公園周辺の市の整備計画を教えてください。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 豊岡の眼鏡橋は、架設年が確認できる県内最古の石橋として市指定文化財となっており、また西南戦争時の重要な交通路を示す遺構として、国指

定史跡である西南戦争遺跡の一部となっております。

田原坂公園等も含む西南戦争遺跡を適切に保存し、その価値をまちづくりや教育、観光振興等に活用していくことは重要と認識しており、今年度からその指針となる保存活用計画の策定に着手し、令和8年度の完成を目指しているところでございます。

今後、眼鏡橋周辺の看板等の環境整備を速やかに実施するとともに、この計画による西南戦争遺跡の一体的な整備を進め、多くの市民や観光客の皆様を訪れていただけるよう、貴重な文化資源の保全と活用に努めてまいります。

〔7番 井坂隆寛議員 登壇〕

○井坂隆寛議員 私は、観光政策には市民向けと観光客向けの2つのプランが必要であると考えます。市民には、休日にゆっくりと時間をかけて熊本市のよいところを再発見していただけるよう、史跡や文化の詳細な情報や歴史、それにまつわるストーリーを提供することを重視したプラン、それに対して、観光客には移動時間の効率、タイムパフォーマンスを重視し、できるだけたくさんの場所を訪れることができるプラン、熊本市にさらに興味を持ち再び旅行に訪れた観光客には、市民向けのプランを試していただきたいと考えます。

田原坂公園においては、西南戦争遺跡としての価値をさらに高め、多くの市民や観光客を訪れていただけるよう、今後の保存活用計画に期待します。

さて、冒頭に申し上げた明八橋の周辺は、卸問屋が軒を連ねる戦前の経済の中心地で、現在も地域の景観づくり活動や小学校の総合学習での景観学習が行われています。また、熊本市都市デザイン課が作成した城下町散策町図では、市電で巡ることを前提に、城下町散策の提案がなされています。電子版もあり、市民と観光客の両方が楽しめる観光案内プランの好事例だと感じました。

今年2月には、川尻町散策町図も作成されています。ぜひ今後、夏目漱石第6旧居の新規活用と併せ、坪井、子飼、黒髪地域周辺の散策図も手がけていただければと思います。くまもとアートポリス建築物でもある熊本中央警察署や藤崎宮、五高記念館、日本初のスクランブル交差点など見どころも多くあります。ぜひよろしく願います。

質問を続けます。

熊本市観光マーケティング戦略の観光分析によると、熊本旅行で使用した交通手段では、レンタカーは自家用車、飛行機に次ぐ3番目となっており、タイムパフォーマンスを考え、レンタカーを利用する観光客層が一定数あることが分かります。

今回の質問に当たり、市内のレンタカー会社の支店でお話を伺いました。支店長からお話を伺い驚いたのですが、現在、外国人の利用客がとて多く、この支店では10月だけでも1,048件の利用があったそうです。国籍別では多い順に、台湾380件、香港224件、韓国117件とのことでした。また、利用客全てに言えることとして、熊本市内の渋滞が原因で返却時間に間に合わない方もよくいらっしゃるとのことでした。

熊本市内には路面電車も走っていることから、市外や他県、特に他国から来られる

方にとって、本市中心部はより複雑で走行が難しい道路であることを懸念します。熊本市電の軌道が道路内にあり、自動車の走行には注意が必要であることや信号も変則的で、交通渋滞も発生する本市の特徴とも言えるこの道路事情については、市は旅行者等に対して周知する必要があると考えます。

ここで、大西市長に御提案します。

まず、本市のホームページに中心部の特殊な交通事情と走行時の注意事項について掲載する。その際、外国人の利用者向けにこれらの情報を多言語化しておく。次に、レンタカーを利用される利用客に対しては、レンタカー会社に協力を依頼し、貸出しの受付時に利用者に対してQRコードなどを紹介してもらい、市のホームページ上の注意事項にたどり着くようにする。また、その際には、ホームページに観光案内のリンクを張っておくなどし、観光地への誘客にもつなげる。

以上御提案しますが、大西市長のお考えをお聞かせください。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 レンタカーは、空港や駅を起点として県内や九州内を周遊する観光客にとって非常に便利な移動手段であり、本市を訪れる旅行者も多くの方が利用されております。

交通ルールの遵守など、レンタカー利用者に対する安全運転の啓発は、レンタカー事業者が主体的に行っておりますが、議員御提案の軌道敷がある道路の走行など、本市特有の交通事情に関する情報発信も必要でありますことから、今後、本市の観光情報サイトにおきまして多言語で情報発信を行いますとともに、レンタカー事業者に対しましても周知の協力を依頼してまいりたいと考えております。

これらの取組を通じまして、本市を訪れる旅行者が安心して運転できる環境づくりを行い、「訪れる人が、暮らす人と共に上質なときを創るまち くまもと」の実現を目指してまいりたいと考えております。

〔7番 井坂隆寛議員 登壇〕

○井坂隆寛議員 ありがとうございます。

旅行客が安心して運転できるよう、本市特有の道路事情に関する情報発信をしてくださるとの御答弁があり、大変心強く思います。あわせて、旅行者を迎え入れる側、私たち市民の交通マナーのさらなる向上についても、県と市が連携し、引き続き啓発していただきますようよろしくお願いいたします。

次は教育について質問を進めてまいります。

先日、熊本市のSTEAM教育のモデル校である桜山中学校を訪問しました。3年生は総合的な学習の時間に、ビジュアルプログラミングアプリScratchやワンボードマイコンmicro:bitを用い、自治会の方々と協働しながら、地域の防災に役立つアイデアを生かしたものづくりに取り組んでいました。中学校では珍しく3Dプリンターも導入し、生徒たちの自由な発想を形にすることが尊重されていました。

しかしながら、校内に生徒がマウスを用いて使うことができるパソコンがないと聞き、とても驚きました。3Dプリンターを活用するための3Dモデルデータをつくるには、パソコンが必要だからです。実際、今年度、必由館高校には3Dプリンターとともに高性能パソコンを導入するため、1,000万円の予算がつけられています。先生にお聞きしたところ、熊本市立学校ではリース期間終了に伴い、校内からパソコンが姿を消しているそうです。

では、ここで教育長にお聞きします。

学校からパソコンがなくなることによるメリット、デメリットは何でしょうか。生徒の学習活動に影響はないのでしょうか。

質問を続けます。

先日、水道町にあるI N P I T熊本県知財総合支援窓口を訪問しました。職員の方から、近年SNSの普及やインターネットを通じて物を販売できるようになったことで、若者が知らないうちに他人の著作権を侵害してしまう事例が増えていることをお聞きしました。

学校では教育活動上、様々なコンテンツを利用することがあります。例えば有料の発表会などで曲をアレンジして演奏してしまうと、作曲者に対する著作権侵害の損害賠償問題に発展することも考えられます。生徒、そして先生方も著作権については十分な理解が必要な時代になったと言えるでしょう。

ここで、教育長にお尋ねします。

知的財産権に関する理解を深めるための生徒の副教材の使用について、そして先生方への研修について、お考えをお聞かせください。

以上2点についてお伺いします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 まず、パソコンが校内からなくなることについてですが、そのメリットとしてはパソコン室が不要となり、スペースをより有効に活用することができる点が挙げられます。デメリットとしては、児童・生徒用のタブレット端末は作業内容によってパソコンに比べて作業のしにくさがある場合がありますが、教師用のパソコン等で対応しております。

また、本市では、児童・生徒の探求的な学びや創造的な学びに対応するため、動画編集等が容易にできる性能が高いタブレット端末を配備しており、パソコンがないことによる児童・生徒の学習活動への影響はないものと考えております。

次に、知的財産権に関する学習についてですが、児童・生徒の理解を助けたり、興味・関心を高めたりする有効な副教材については、幅広く活用してまいりたいと考えます。同時に、知的財産権に関する教員の認識を深めるための研修の重要性を感じており、現在、希望する学校に講師を派遣して情報モラル研修を実施しております。

今後は、社会の変化に対応できる教員の育成につながるよう、常に研修内容を改善し、学校への周知に努めてまいります。

〔7番 井坂隆寛議員 登壇〕

○井坂隆寛議員 1人1台の学習用タブレットを持つ生徒にとって、パソコン室のような大規模な施設はもはや不要であることが分かりました。知的財産権、そのうちの著作権の侵害に関しては、生成AIの活用が始まり、著作物の無断利用に関する解釈も複雑になってきました。

今年度は熊本市立桜山中学校が生成AIの教育モデル校となっています。教育現場では、指導される先生方の副教材選びは年々難しくなっていると感じます。まずは、先生方が学習指導への十分な準備をすることができる環境づくりを教育長にお願いいたします。

次の質問にまいります。

地元のニュース番組によると、現在、熊本市内の小学校92校のうち、動物を飼育しているのは、ウサギ4校、鶏2校のみとなっています。休日中の餌やりなどの負担が原因だそうです。東区の詫麻南小学校では、3頭のヤギを飼育し始めたことが話題になりました。生き物を大切にすることを育む教育は大切ですが、その機会の確保には実際には様々な制約があるようです。

では、熊本市動植物園の力をさらにお借りすることはできないのでしょうか。

熊本市動植物園は2029年に開園100周年を迎えます。私は先日、熊本市動植物園に参りました。平日にもかかわらず、お子さん連れの御家族や学習活動の小学生も多く来園していました。いきもの学習センターでは、ハダカデバネズミなど学術上貴重な生き物やたくさんのカブトムシ、クワガタムシ、動植物園の歴史、そして動物たちの剥製を見ることができ、その中にはユキヒョウの剥製もありました。

ユキヒョウは中央アジアのキルギス共和国の山岳地帯に生息するネコ科の絶滅危惧種です。昨年8月、私は亡くなったユキヒョウのスピカにお花をささげるため、熊本市動植物園に参りました。スピカは2016年の熊本地震で獣舎の破損が生じたため、2018年秋まで大牟田市動物園に預けられました。私が実際に大牟田市動物園を訪問し感じたことは、スピカが残した功績の数々です。健康管理に必要な採血などを動物たちに協力してもらいながら行うための受診動作訓練、ハズバンダリートレーニングにより、無麻酔採血に国内のユキヒョウで初めて成功しました。

また、足跡をモチーフにしたスピカの足あと募金活動を民間団体がを行い、野生ユキヒョウへの保全活動支援を募ったところ、7日間で15万円近くの寄附金が集まったそうです。寄附金はキルギス共和国の野生ユキヒョウの保全活動へと寄附され、赤外線自動撮影カメラが設置されました。そして、そのカメラを用いて、ある野生ユキヒョウの雄の調査が続けられた結果、今年10月、十分な個体情報がそろったため、このユキヒョウに大牟田という名前がつけられたそうです。

熊本市動植物園で昨年亡くなったユキヒョウのスピカは、このように大きな足跡を残してくれました。全ての動物たちに物語があり、彼らが熊本で生きてきた足跡は、私たちに多くを学ばせてくれると思います。動物の死後、剥製として展示することと、

その動物がどのような生涯を送ったのかに触れるためにデジタルアーカイブ化することでは、私たちに響いてくるストーリーはそれぞれ違うと思います。

デジタルアーカイブとはデジタル技術を駆使した記録と保管のことで、ネットワークを通じた利用が容易になります。熊本市動植物園マスタープランも拝見しましたが、デジタルアーカイブ化についてはまだありませんでしたので、御提案させていただきます。

ここで、経済観光局長にお尋ねします。

今後、飼育する動物が減っていくことが懸念されます。デジタルアーカイブ化により、それを補うことは有意義であると感じます。お考えをお聞かせください。

続けて教育長にお尋ねします。

今後100周年を迎える熊本市動植物園で、まずはかつて暮らしていた動物たちのデジタルアーカイブ化を進めることは、タブレットを持つこどもたちの命の学習にとっても有意義であると感じます。お考えをお聞かせください。

〔村上和美経済観光局長 登壇〕

○村上和美経済観光局長 動植物園では、飼育していた動物が亡くなった場合、種に応じて剥製や骨格標本を作成し、いきもの学習センターにおきまして展示を行っております。また、過去に飼育していた動物の飼育日誌や写真などにつきましては、一部デジタル化を行い保存しているところでございます。

議員御提案の動物に関する資料のデジタルアーカイブ化につきましては、今後、減少していく可能性がある貴重な野生動物の記録を適切に保存するだけでなく、飼育研究の資料やこどもたちの環境教育の題材など、様々な取組への活用が期待できますことから、記録及び活用の方法につきまして、関係部署と連携の上、検討を進めてまいりたいと考えております。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 議員御提案の動物に関する資料のデジタルアーカイブは、児童・生徒に命の大切さを伝えるために有用な教材の一つであると考えております。本市の動植物園でデジタルアーカイブが作成された際には、授業において活用したり、興味・関心がある児童・生徒がタブレットでいつでも見たりできるようにしてまいります。

〔7番 井坂隆寛議員 登壇〕

○井坂隆寛議員 今後、熊本市動植物園の動物は高齢化が進み、飼育する動物の減少が懸念されます。私はそのときに避けて通れない課題は、動植物園の倫理と福祉の基準づくりだと考えています。その中の獣医療については、飼育動物の安楽殺までも十分に議論を重ね、基準をつくらなければならないと思います。

先日、大阪市の天王寺動物園に参りました。ここでは、今年4月に雌のチュウゴクオオカミの安楽殺が行われました。長期間、腎機能低下により治療を続けていたそうですが、長く激しいけいれん発作を起こすようになったため、内部で検討会議を行い、安楽殺を実施したとのことでした。天王寺動物園では、令和3年4月に天王寺動物園

倫理と福祉の基準が策定されており、獣医療の部分には、安楽殺についての基準も定められています。

本市の動植物園でも倫理と福祉の基準作成を通じて、可能であれば、こどもたちが命の大切さを考えることにもつなげていただきたいと考えます。改めて多くの市民の心のよりどころとなっている、動植物園の職員の皆さんやたくさんの動物たちに感謝申し上げます。デジタルアーカイブ化につきましては、動植物園100周年に向けて、ぜひ進めていただきたいと考えています。

先日、総務委員会の視察で訪問した東京都公文書館では、令和2年4月から東京都公文書館デジタルアーカイブの提供を開始し、インターネットで所蔵する主要資料、重要文化財に指定されている東京府文書、地図、絵図などの画像の公開を行っています。令和5年度の入館者数は9,808人、閲覧室入室者数は2,217人ですが、ホームページの年間アクセス数は99万3,450件、情報検索システムのアクセス数は12万4,071件となっています。

熊本市公文書館のデジタルアーカイブ化に加え、ぜひ熊本市動植物園の動物たちのデジタルアーカイブ化もお願いします。

また、関連して、熊本市立博物館についても御提案します。熊本市立博物館は昨年度、11万1,144人の利用がありました。以前は情報と通信のコーナーがありましたが、現在、半導体に関する展示は全くありません。熊本の半導体への機運が再び高まったことに合わせ、半導体関連のコンテンツの充実、こちらも可能であれば、熊本の半導体の歴史などのデジタルアーカイブ化に向けても取り組んでくださいますようお願いいたします。今後、これらの展示に協賛してくださる企業が現れることも期待しつつ、次の質問にまいります。

次は、学校図書室についてです。

校内ではこどもの居場所ともなっています。全国の小中学校の不登校児童・生徒数は、昨年度、過去最多となりました。生きる力、すなわち確かな学力、豊かな心、健やかな体の3つをどのようにこどもたちが自分のものにしていくのか、あるいは身につけさせるのか、学びの場が多様化する中で、学校に元来備わっている施設機能を、現状に応じて柔軟に運用していくことがさらに必要かと思えます。

さて、市立学校には、全ての学校図書室に1日5時間勤務の司書業務補助員が配置されています。今年度から学校の教職員への待遇改善に併せ、司書業務補助員の勤務時間も15日増の予算取りが行われ、夏休み期間の図書の整理や購入事務ができるようになりました。

しかしながら、児童・生徒の貸出数や蔵書数が多い大規模校においては、依然として司書業務補助員は多忙のようです。本来、児童・生徒に薦めたい本の選定やこどもたちの読書を習慣づける図書館の雰囲気づくり、新着図書の紹介のための図書館だよりの発行も欠かせない仕事ですが、本の貸出し・返却業務に多くの勤務時間を割かれている現状があるのではないのでしょうか。

ここで、教育長にお尋ねします。

現在の司書業務補助員の配置では、大規模校とそうでない学校では業務負担に差があり、結果的に生徒への図書館教育に差が生じることを懸念しますが、いかがでしょうか。今後の司書業務補助員の手立てがあればお聞かせください。

質問を続けます。

児童・生徒へのタブレット端末対応により、電子書籍の普及も見られるようになりました。児童・生徒はタブレットの熊本市でんし図書館のアイコンをタップし手続することで、熊本市立図書館の電子書籍を借りることもできます。電子書籍は令和元年10月から貸出しを開始、一度に3冊までを2週間借りることができます。令和5年度の電子書籍の蔵書数は2万3,656タイトル、貸出数は24万7,000件だそうです。

ここで気になったのは、学校図書館であれば司書教諭や司書業務補助員が学齢に応じた図書の選書ができるのですが、電子書籍の場合はそれができないということです。映画などには閲覧年齢制限があります。電子書籍の内容によっては、読ませることを控えた方がよいものがあるかもしれません。これは児童・生徒がユーチューブなどを視聴する際も同様です。

では、ここで再度教育長にお尋ねします。

ユーチューブの視聴閲覧に関する年齢制限や、電子書籍における学齢に応じた読書への手立てはどのようにお考えでしょうか。

以上2点をお尋ねします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 まず、司書業務補助員についてですが、司書業務補助員については1校1人の配置としているため、学校規模の違いにより、貸出数や蔵書管理数等の業務負担の差が生じております。業務負担軽減については、地域人材等を活用した本の修理や壁面飾りの作成などの読書環境整備、他校との情報共有による業務効率化等を行っております。

また、大規模校においては、司書教諭と司書業務補助員が連携し、授業における図書館利用日の調整を工夫するなど、児童・生徒への図書館教育に差が生じないよう対応しております。

こどもの読書活動は、表現力を高め、創造力を豊かにするなど、生きる力を身につけていく上で欠かすことができないものであると認識しております。今後も司書業務補助員の勤務状況を把握するとともに、必要に応じて地域人材等の活用を図るなどして、環境整備に努めてまいりたいと考えます。

次に、ユーチューブについてですが、ユーチューブの利用規約では、18歳未満は保護者等の許可を得てサービスを利用することとなっております。そのため、本市では児童・生徒用のタブレットにユーチューブアプリを入れておらず、児童・生徒に付与しているグーグルアカウントからもユーチューブの動画を視聴できないようにしております。ただし、授業や行事などの学校の活動において、教員の管理監督の下で、児

童・生徒の学びにユーチューブの動画を活用することはございます。

課題としては、学校外の時間において、児童・生徒は利用規則を守って使用することになっているものの、様々な方法で児童・生徒のみでユーチューブの動画を視聴している実態があると考えております。次期タブレットの更新に合わせて、現状のタブレット使用上の課題を踏まえ、児童・生徒にとってよりよい環境になるように対応してまいります。

また、市立図書館の電子書籍には、年齢制限を伴うコンテンツを含んでおらず、こどもの利用を制限するものではありませんが、こども読解力や発達段階等に応じた読書への配慮は必要だと考えます。

学校図書館では、電子書籍、紙の書籍にかかわらず、年度初めのオリエンテーション、図書館を利用する授業や本の貸出し・返却時等の機会に、学年に応じたお薦め本を紹介したり、本の選び方を伝えたりしております。

〔7番 井坂隆寛議員 登壇〕

○井坂隆寛議員 図書館教育の機会が全ての児童・生徒に行き届き、読書活動がさらに充実できますようお願いいたします。また、昨年度、熊本市内小中学校での暴力行為は514件、うち生徒間暴力は267件で、前年度から146件も増加しています。暴力的、性的な内容からは児童・生徒を遠ざける手立てをぜひお願いいたします。

教育に関する最後の質問です。

校内設備の保全是、学校主事の先生が御自身で対応されたり、必要に応じ業者対応を要請して下さったりしています。近年、先生方が不足していると言われますが、学校主事の先生方の配置についても、大規模校にもかかわらず1人配置であるならば、学校の保全に困難が生じてしまうのではないのでしょうか。

担当課にお尋ねしたところ、市立学校、幼稚園、特別支援学校にそれぞれ1人の配置ですが、正規雇用のうち3分の1は再任用とのことで、勤務される方の高齢化が課題のようです。

ここで、教育長に2点お尋ねします。

1点目、学校主事の職務内容について教えてください。学校設備の保全を担う学校主事の先生方の技術の継承は、今後どのように行われるのでしょうか。

2点目、老朽化が進んでいる学校設備は、今後、補修の頻度も増えるかと思えます。大規模校は敷地も校舎も大きく、日々の保全には労力を要しますが、学校主事の配置について、加配も含めどのようにお考えでしょうか。

以上2点をお伺いします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 学校主事については、職務に関する規定において、校舎内外の施設等の簡易な営繕・補修など校内の環境整備に関する業務のほか、人員が必要な場合に他校を応援する業務などを基本的職務としております。

学校主事の中には、これまでの経験により高い技術力を有する職員もおり、研修会

や近隣校での協力作業などを通して技術を継承するなど、技術力の向上に努めております。

現在、1校に1人の学校主事を配置することとしており、学校規模による加配は行っておりませんが、近隣校のベテラン職員等に協力、支援を求めるなど、複数の学校主事で対応できる体制を構築しております。

なお、学校主事では対応が難しい補修等については、校長の判断の下、学校施設課等の専門部署へ対応を要請するなどして対処しており、引き続き学校施設・設備の適切な保全に努めてまいります。

〔7番 井坂隆寛議員 登壇〕

○井坂隆寛議員 まず、先ほどの司書業務補助員の先生方、そして学校主事の先生方が協働して児童・生徒の学校教育を担ってくださっていることに感謝申し上げます。今後、学校施設の老朽化が進み、施設の保全の頻度が増加すると、近隣校への応援体制がさらに必要になるかと思えます。また、技術の継承についても、研修会や共同作業を通じて行われていることから、各校の校長が学校主事の応援・協力体制に対しても、今後も御配慮くださることが必要かと存じます。

児童・生徒が過ごす学校施設の保全について、引き続き保護者や地域の要望や期待に対し、きめ細やかな御対応をお願いします。

今回準備いたしました質問は以上です。今回の質問の機会を与えてくださいました先輩議員並びに同僚議員の皆様、傍聴席にお越しくださいました皆様、そしてインターネット中継で御覧の皆様に変更して感謝申し上げます。ありがとうございました。

（拍手）

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時09分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

山中惣一郎議員の発言を許します。山中惣一郎議員。

〔6番 山中惣一郎議員 登壇 拍手〕

○山中惣一郎議員 皆さん、こんにちは。山中惣一郎でございます。

本日は、3回目となる一般質問の機会をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。また、お忙しい中、傍聴にお越しいただいた皆様、そしてインターネット中継で御覧いただいている皆様にも深く御礼申し上げます。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

まず、本市の関係人口増加への取組の現状についてお伺いいたします。

我が国は現在、少子高齢化と人口減少という社会全体に深刻な影響を及ぼす課題に直面しています。総務省が今年4月に発表した人口推計によれば、出生数は過去最低の約75万8,000人、死亡数は約159万5,000人に達し、人口の自然減少幅は83万7,000人に及びます。この結果、総人口は13年連続で減少し、1億2,435万人となりました。

また、高齢者、すなわち65歳以上の人口は全体の29.1%を占めており、約3人に1人が高齢者という状況です。さらに、国立社会保障・人口問題研究所が発表した日本の将来推計人口によれば、2070年には日本の人口が約8,700万人まで減少すると予測されています。これは2020年と比べて31%の減少であり、高齢化率は38.7%に達するとされています。

このように、働く世代1.3人で1人の高齢者を支える社会構造への変化が予想され、社会保障の持続可能性や地域経済に大きな影響を与えるため、地方自治体として具体的な対応策が求められています。

本市も例外ではありません。2024年3月に改訂された熊本市人口ビジョンによれば、合計特殊出生率が2022年の1.43を維持した場合でも、本市人口は2020年の約73万9,000人から、2070年には約53万8,000人まで減少すると予測されています。つまり、この50年間で26%の減少が見込まれているということです。また、15歳から64歳までのいわゆる生産年齢人口は、2020年の約44万4,000人から、2070年には約30万人程度まで減少すると見込まれ、一方で高齢化率は2070年に36.1%になる見込みです。

このような社会の担い手不足が見込まれる将来において、地域社会を維持し活性化させていくためには、新たなアプローチが不可欠であると考えます。本市では、2020年度から2023年度を計画期間とした第2期熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略では、交流人口の拡大とともに、関係人口の創出を目指していくこととされていました。

関係人口とは地域に住む定住人口でもなく、観光などで一時的に訪れる交流人口でもなく、住んでいないけれども、地域と継続的に関わりを持つ人のことです。地域社会を維持していく手法として、この関係人口というアプローチは、外部からの新しい視点や活力をもたらし、地域課題の解決に直接的に役立つ可能性を秘めています。

そこで、政策局長にお伺いいたします。

本市では、熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略の期間中、関係人口の創出や拡大を目指して様々な施策が進められてきたかと思えます。この期間に、市内、市外においてどのような取組が行われてきたのか、また、その成果としてどのような影響があったかについてお聞かせください。

また、第8次総合計画には、関係人口に関する明確な記述が見られませんが、現在、市政において関係人口はどのように位置づけられているのか、本市としての考え方や方向性についてお聞かせください。

〔三島健一政策局長 登壇〕

○三島健一政策局長 関係人口の創出や拡大に向けましては、首都圏へのプロモーショ

ンのほか、首都圏から本市を応援する組織であるTOKYO BASE 096の会員増や活動の活性化に向けた取組、さらにはふるさと納税の推進、地域おこし協力隊による地域協力活動の実施等に取り組んでまいりました。

また、市内間におきましても、まちづくり活動を行っている地域団体と地域貢献を考える企業とをマッチングさせる取組や、複数の大学と連携した地域づくりの取組、さらには地域活動への参加を促すくまもとポイント事業の推進などに取り組んでまいりました。これらの取組を通じて、本市のまちづくりに関わる方が増加し、本市の魅力のさらなる発信や地域の活性化へとつながっているものと考えております。

次に、現在の市政における関係人口の位置づけについてでございますが、第8次総合計画においては、関係人口の創出・拡大も見据え、まちを支える人材の確保・育成や交流人口拡大によるにぎわいの創出、地域コミュニティ活性化の推進等を施策として掲げております。

今後も、本市の豊かな自然環境や快適な生活環境、半導体関連企業の熊本進出によって活性化している地域経済等の様々な魅力を発信し、関係人口の創出と拡大に向けた取組を進めてまいります。

〔6番 山中惣一郎議員 登壇〕

○山中惣一郎議員 御答弁ありがとうございます。

人口減少が進む中、本市においても産業を支える労働力の不足が課題となりつつあります。一方で、近年、働きながら旅をする新しいスタイルが注目を集めており、こうした柔軟な働き方やライフスタイルを選ぶ人々が増えています。また、2拠点、多拠点生活を実践する方々も増加しており、地域との新しい関わり方が広がりつつあります。

本市には豊かな自然環境や充実した都市機能といった強みがあり、多様な働き方や暮らし方を求める人々にとって、大きな魅力を持つ地域だと言えます。こうした特性を生かし、短期的な労働機会や地域体験を提供することで、関係人口を創出し、本市の持続可能な発展につなげていくことを期待しております。

続いて、デジタル広報戦略の現状と課題についてお伺いいたします。

近年、自治体の広報活動は大きな転換期を迎えております。紙媒体や回覧版といった従来の手法から、SNSや動画配信プラットフォームを活用したデジタル広報が主流となりつつあります。この広報DXは単なる情報発信にとどまらず、市民との双方向コミュニケーションを可能にし、特に若い世代を含む多様な層へ情報を届けるための重要な手段となっています。

また、自治体広報においては、ただ情報を発信するだけでなく、市民が行動したくなる仕組みを設計する工夫が求められています。SNSや動画を通じて市民が興味を持ち、日々の生活で活用できるような情報を届けることが重要です。

本市においても、デジタル広報が進んでいることは多くの市民が実感しているところです。公式SNSの運用や公式ユーチューブチャンネルでの動画配信、LINE公

式アカウントの導入など、市民にとって便利で身近な情報提供が進んでいると感じます。

例えば公式ユーチューブチャンネルには、これまでに1,700本以上の動画が公開されており、熊本市議会の委員会の様子や市長定例記者会見、市内イベントの動画、さらには市が取り組む事業の紹介など、多岐にわたるコンテンツが視聴可能です。また、公式LINEでは、簡単に市の情報を得ることができます。さらに、広報紙のデジタル化も進んでおり、マチイロというアプリを通じて、全国どこからでも本市の情報を見ることができる仕組みも整っております。

こうしたデジタル化の発展により、市民への情報提供手段が広がり、一定の成果を上げているのではないかと考えます。しかしながら、一方で幾つかの課題も浮き彫りになっています。SNSアカウントについては、各課が独自に管理しているため、投稿頻度や内容にばらつきが見られる状況です。この結果、情報発信に統一感が欠け、必要な情報が市民に十分に届いていないと感じられる場面もあります。

また、公式ユーチューブチャンネルの登録者数は9,000人を超えていますが、視聴回数はそれほど多くありません。市議会の議論や市の事業内容を市民に伝える重要な動画が視聴されていないのは、非常にもったいない状況と言えます。

こうした課題を象徴する事例として、先日、熊本青年会議所が主催したイベントに参加させていただきました。このイベントは、高校生たちが大西市長のローカルマニフェストについて検証し、自ら政策提言も行うというものです。高校生たちから若者らしい発想で、インスタグラムに関係する提言をしてくれましたが、しかしその提言内容は実は本市が昨年実施済みのものでした。この事実を提案者たちが知らなかったことは、本市の取組が必要な層に十分に届いていないことを示していると感じました。せっかくのすばらしい事業も市民に伝わらなければ、成果として十分に生かされません。この件について、広報戦略のさらなる強化が必要ではないかと考えます。

そこで、政策局長にお伺いいたします。

各SNSアカウントの運用状況や投稿頻度、ルールの整備状況について教えてください。また、今後、どのように登録者数、視聴者数を増やしていくお考えですか。ユーチューブチャンネルの視聴数が伸び悩む理由と改善策について、お考えをお聞かせください。

また、市政だよりやホームページについては専門業者に委託されていますが、同じように、SNSについても専門業者に委託するという方法もあるのではないかと考えておりますが、専門家の関与や市民、特に若年層の視点を取り入れる仕組みづくりについて、具体的な計画がございましたらお聞かせください。

〔三島健一政策局長 登壇〕

○三島健一政策局長 デジタル広報戦略に関する3点の御質問に順次お答えいたします。

まず、現在、本市では広報課が運用している市公式SNSのほか、各課においても独自のアカウントを創設しておりまして、発信する内容やタイミングは所管する事業

やイベント等に応じ、各課の判断で行っているところがございます。しかしながら、各課が適切かつ効果的に発信できるよう広報マニュアルを作成し、全庁統一ルールでの運用を行っているところがございます。

また、登録者数、視聴者数を増やす取組として、本市への転入者に対して市公式SNSを案内したチラシを配布しているほか、市政広報番組での情報発信やイベント等を活用した登録促進を行っております。

次に、ユーチューブの視聴回数についてでございますが、公式チャンネルに掲載している動画は、本市の魅力やアピールをするシティプロモーション動画のように長期にわたり御視聴いただくものや、市政広報番組のように放送回ごとに更新されるもの、様々でありますため、視聴回数が伸び悩んでいるものあるかと認識しております。

さらに多くの皆様に御視聴いただけるよう、作成した動画をホームページに掲載するほか、市に関連するイベントや街頭ビジョン等で放映するなど、様々な広報媒体を活用しながら積極的に発信してまいります。

最後にSNSにおける専門家等の関与についてでございますが、一部のアカウントにおいては既に専門業者に運用を委託しております。また、このほか、現在、公式LINEについて副業人材を活用し、専門家のアドバイスを受けながら、効果的な情報発信について研究をしているところでございます。

また、本市の公式SNSを活用したアンケートや高校生等と連携した取組での意見交換等、様々な機会を捉え幅広く御意見をいただきながら、必要な情報が市民の皆様確実に伝わる広報を目指し、さらに取り組んでまいります。

〔6番 山中惣一郎議員 登壇〕

○山中惣一郎議員 御答弁ありがとうございました。

行政のデジタル広報では、市民の皆様に必要な情報を分かりやすく届けることが重要であり、本市がSNSを活用して多様な情報を発信している点を評価いたします。一部のアカウントでは既に専門業者に委託しているとのことですが、本市東区役所公式インスタグラムでは、プロが手がけた動画や写真を通じて地域の魅力を効果的に発信し、視聴回数1万回を超える投稿が出てきています。日々の生活で役立つ情報を提供しているよい例だと思います。

本市が運営するSNSアカウントは、ホームページで一覧表としてまとめられており、各アカウントが特色のある情報を発信しておりますので、本日傍聴の皆様やインターネット中継を御覧の方々にも、熊本市SNSで検索していただき、ぜひアカウントのフォローをよろしく申し上げます。

また、将来的な要望ですが、SNSや動画を通じて市民が興味を持ち、日々の生活に活用できる情報を届ける手段として、AIを活用したレコメンド機能の導入も御検討いただきたいと思います。レコメンド機能とは、ネットショッピングでお薦め商品が表示される仕組みのように、市民一人一人の関心や行動履歴に基づき、関連情報を自動的に提案するものです。このような取組が実現すれば、行政サービスの利便

性向上に大きく寄与することが期待されます。引き続き広報活動のさらなる発展を期待しております。

続いて、校区子育て支援ネットワークの充実と今度の展望についてお伺いいたします。

本市では平成9年度から、地域の子育て支援は地域で考え実践するという理念の下、小学校区単位でネットワークの構築を進めてきました。このネットワークには、自治協議会や民生委員・児童委員、小中学校、保育園、NPO団体などが参加し、地域全体で子育てを支える仕組みを形成しています。世代を超えた交流や相談会が定期的に行われ、子育て世帯の孤立を防ぐ重要な役割を果たしています。

しかしながら、時代や社会情勢の変化に伴い、子育てを取り巻く環境は大きく変わってきています。かつては地域全体で子どもを育てることが自然と当たり前に行われてきましたが、核家族化や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化により、子育て世帯が孤立しやすい状況が進んでいます。また、ライフスタイルや価値観の多様化により、現役の子育て世代の意見が地域活動に十分反映されない場合もあるなど、地域全体で支える仕組みが弱まりつつあります。

さらに、ネットワークを支える構成団体の人材不足も深刻です。自治協議会の高齢化や民生委員・児童委員の成り手不足が進み、新たな担い手確保が課題となっています。一部ではPTAが解散する例もあり、地域と保護者や子どもをつなぐ組織がなくなることで、支援体制のさらなる弱体化が懸念されます。また、世代間の子育て観の違いが交流や活動の妨げになるケースも見られます。

そこで、子ども局長にお伺いいたします。

ネットワークの構成員が不足する中、特定の人に負担が集中するのではなく、地域全体で役割を分担し、安定的に子育て支援ネットワークを運営するために、市としてどのような支援策を講じているのかお聞かせください。

また、ネットワーク内での意識の共有を図るために、異なる世代や立場の人々が自然に交流し、協力し合える仕組みをつくることについて、市としてどのような施策を実施、または検討しているのでしょうか。

現役の子育て世代だけでなく、子育てを卒業された方々にも今の子育て世代の現状を知ってもらうなど、ネットワーク単位でルールや意識の共有を進めることも重要だと考えます。このことについても御見解をお聞かせください。

〔木櫛謙治子ども局長 登壇〕

○木櫛謙治子ども局長 校区子育て支援ネットワークについてお答えいたします。

本市におきましては、地域の子育て支援を地域で考え、実践する仕組みをつくるための手引として、「子育て支援ネットワーク活性化のヒント」を作成しております。この中で、特定の人に負担がかからないための仕組みづくりなど、ネットワーク活動を円滑に行うための様々な取組を示しております。

これに加えて、今後は子育て応援アプリを活用して校区の活動を紹介するなど、地

域と保護者の顔が見える関係構築に資する支援に取り組んでまいります。

次に、多世代交流の推進につきましては、区単位での活動を支援するためのネットワーク連絡会を設置しております。各区保健こども課のほか、主任児童委員、地域の子育て支援団体、子育て中の保護者など、様々な団体や世代の方に御参加いただいております。連絡会におきましては、地域ごとの課題や先進的な取組事例の報告など、子育てに関する様々な状況を共有しております。

子育て支援に関する課題や解決方法は地域や世代によって異なりますことから、連絡会を通して、それぞれの立場における子育てに関する意識を共有し、理解し合える場となりますよう、引き続き支援を行ってまいります。

〔6番 山中惣一郎議員 登壇〕

○山中惣一郎議員 御答弁ありがとうございます。

「子育て支援ネットワーク活性化のヒント」の作成や子育て応援アプリの活用、区単位でのネットワーク連絡会の設置など、具体的な取組が進められていることに安心しました。一方で、子育て世代と地域全体の連携をさらに強化することが、持続可能なネットワーク構築にとって重要だと考えます。

現役の子育て世代が地域に関心を持ち、コミュニティに参加することで、その経験を通じて、いずれは地域の中心的な役割を担う存在へと成長していくことが期待されます。このような世代間の連携が地域全体での子育て支援の仕組みを安定させるとともに、地域コミュニティそのものの持続可能性を高める基盤になると考えます。子育て世代が地域とのつながりを持ち、その子どもたちがさらに地域に愛着を持って育つ好循環を生み出せるよう、引き続きの御支援をお願い申し上げます。

続いて、老人クラブ連合会の現状と課題についてお伺いいたします。

全国的に高齢化が進む中、日本社会は2040年問題という大きな課題に直面することが見込まれています。2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢化率が約35%に達すると予測され、医療、介護、年金制度の持続性や地域社会を支える人材不足など、多くの課題が顕在化します。

こうした中、高齢者が地域社会を支える役割を果たし続ける仕組みを維持し、さらに発展させることが求められています。本市が掲げるくまもとはつらつプランは、一人一人の人権が尊重され、お互いに支え合いながら、住み慣れた地域で健康で生き生きとその人らしく安心して暮らし続けられる社会の実現を目指すものです。

その中で、老人クラブは重要な役割を果たします。健康、友愛、奉仕の三大運動を軸に、地域の安全と安心を支える活動を展開し、高齢者が地域とつながり、生きがいを持ち続ける場を提供しています。さらに、グラウンドゴルフやカラオケ、最近ではeスポーツといった活動も取り入れ、健康づくりと社会活動を促進しています。

しかし、先日、市老人クラブ連合会の方々から直接お話を伺う中で、老人クラブに加入する人が減っている、連合会に加入していない団体が多いという現状についての相談を受けました。高齢化が進んでいるにもかかわらず、老人クラブの会員数が減少

しているという事実、私は正直驚きを感じました。この現象は全国的にも見られる傾向であり、高齢者が増えているのに、老人クラブの人数が減少しているというギャップが課題となっています。

そこで、健康福祉局長にお伺いいたします。

本市として、老人クラブの会員減少という現状をどのように認識されているのでしょうか。また、その原因にどう対応しようとしているのかお聞かせください。

市の連合会に加入していないクラブも含め、地域における高齢者の活動促進と情報共有を促進するための仕組みづくりについて、どのような取組をされてきたのかお聞かせください。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 まず、老人クラブの会員減少に関するお尋ねにつきましては、本市の助成金の支給対象となった老人クラブの会員数は、平成26年度の2万7,567人から令和5年度は1万7,161人と10年間で約1万人も減少しており、その要因は高齢者のライフスタイルやニーズの多様化、定年延長等にあるものと考えております。

そこで、老人クラブに対しては助成金支給に加え、市老人クラブ連合会との定期的な協議の場を設け、活動内容の認知度不足などの課題を共有しており、シルバー文化作品展などの共催事業等を行い活動内容を周知するなど、課題の解決に向けて取り組んでおります。

次に、地域における高齢者の活動推進と情報共有に関するお尋ねにつきましては、本市では、全ての高齢者が身近な地域で多彩な活動に取り組めるよう、ふれあい・いきいきサロンやくまもと元気くらぶ等の住民主体の通いの場の設置を推進してきたほか、校区担当保健師や本市の業務を受託する高齢者支援センターささえりあ等により、地域活動の発信や活動継続に向けた支援を行ってまいりました。

今後も高齢者がその人らしく、健康で生き生きと安心して暮らし続けることができるよう、地域における高齢者の活動推進に努めてまいります。

〔6番 山中惣一郎議員 登壇〕

○山中惣一郎議員 御答弁ありがとうございます。

高齢者の方々のライフスタイルが変化し、働き続ける方が増える中で、老人クラブは公園の清掃や資源物回収、こどもたちの見守りなど、地域の暮らしを支える大切な活動を行っておられます。その貢献に心から感謝いたします。

これらの活動を続けていくためには、支援体制をもっと強化する必要があると考えます。また、将来の高齢者人口の減少を見据え、クラブの運営方法や活動の工夫も重要になってくると思います。高齢者が身近な地域で多彩な活動に取り組むことにより健康寿命を延ばすことは、高齢者御自身の医療費を抑えるだけでなく、生活の質を向上させるなど、地域全体の元気を保つことにもつながります。これからも高齢者の方々が安心して地域で活躍できるような環境づくりにお力添えをよろしくお願いいたします。

続いて、香りの森の現状と活用についてお伺いたします。

皆様は香りの森を御存じでしょうか。本市東区戸島西に位置し、広さ4.1ヘクタールを誇るこの施設は、もともとごみの埋立地でありましたが、平成17年に緑豊かな広場として生まれ変わりました。その目的は、市民の皆様が自然の中で香りを楽しみ、緑の大切さを学びながら、心身をリフレッシュできる場所を提供することでした。また、災害時には指定緊急避難場所として、地域住民の命を守る役割を果たすことも期待されていました。

整備当初はハクモクレンやキンモクセイ、サザンカなどの香りを楽しむ樹木が植えられ、香りの森の名にふさわしい空間が広がり、多くの市民に愛される場所となることが期待されていました。さらに、友好都市・姉妹都市ゾーンには、福井市、ハイデルベルク市、サンアントニオ市、桂林市など、本市と深い関わりを持つ都市を象徴する樹木が植えられ、国際交流のシンボルとしての役割も果たしていました。

最近では、香りの森は地域コミュニティの場としても、新たな役割を果たし始めています。特に長嶺校区の子育て世代を中心に地域イベントが開催され、地域住民の交流の場として活用されることは大きな成果です。朝夕には散歩をする人々や犬を連れられた方々が訪れ、保育園や幼稚園、小学校の遠足にも利用されるなど、地域住民の日常生活に根づいた利用が進んでいることが見て取られます。

しかし、整備から20年近くが経過し、当初の目的を十分に果たせていない現状があります。例えば、エントランス植栽ゾーンのシンボルツリーは育成に失敗し、その後の手入れがなされないまま伐採されたまま放置されています。また、香りを楽しむために植えられた樹木やハーブも減少し、友好都市・姉妹都市ゾーンの存在感も薄れつつあります。夜間には照明灯が故障し点灯しない箇所があり、舗装が剥がれている場所も見受けられます。

これらの問題は、災害時に避難する際の安全面で大きな不安要素となっており、早急な対応が求められます。さらに、一部の市民からは、香りの森は益城町の施設ではないかとの誤解も生じており、広報や案内表示の強化が必要とされています。このままでは、香りの森の本来の価値を最大限に引き出せないのではないかと思います。これらの課題を早急に解決し、市民が樹木や草花の香りを楽しむ憩いの場として、さらに発展させるための改善策が必要だと考えます。

そこで、都市建設局長に3点お伺いたします。

1点目に、香りの森が当初計画された目的を十分に果たせていない現状を改善するための方針についてお聞かせください。

2点目に、指定緊急避難場所としての役割を果たすため、照明灯の修理や舗装の改修を早急に進める予定はありますか。特に災害時の避難に関わる安全性の確保を最優先に進めるべきだと考えますが、その点についてお伺いたします。

3点目に、利用者の声を反映し、香りの森の今後の整備や利活用を一緒に考える場を設けることは可能でしょうか。市民のニーズに応じた改善を行い、さらに市民に愛

される施設として活用するための取組について、お考えをお聞かせください。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 香りの森に関するお尋ねにつきまして順次お答えいたします。

香りの森は、市民の皆様が樹木や草花の香りを楽しみ憩う場となるよう、これまでも定期的な補植や剪定などの適切な維持管理に努めてきたところでございます。

樹木の生育不良に関しましては、本施設が盛土による造成工事を経た人工地盤上に整備されておりますことから、一部の樹種において生育に適さないものがあるためであると考えておまして、今後も調査研究を行い、改善を図ってまいります。

また、本施設内の設備改修に関しまして、各入り口に設置しております3基の照明灯につきましては既に修理中のごさいます、年内完了予定としております。舗装の剥離につきましては、滑り止め効果のある特殊舗装を採用しておりますことから、現在、適切な工法を検討中のごさいます、早急な対応に努めてまいります。

最後に、香りの森は議員御案内のとおり、まちづくりセンターや地域住民の皆様と協働の下、特色ある催しが開催されるなど、地域コミュニティの場としての新たな役割も発揮し始めておりますことから、今後も区役所や地域団体等と連携の下、利用者ニーズに即した利活用に努めまして、多くの皆様に愛される施設としてまいりたいと考えております。

〔6番 山中惣一郎議員 登壇〕

○山中惣一郎議員 御答弁ありがとうございます。

照明灯や舗装の修理に迅速に取り組んでいただいていること、特に照明灯が年内に修理完了予定とのことで、大変安心いたしました。迅速な対応に感謝申し上げます。

香りの森は幅広い世代が集まり、地域のつながりを深める大切な場所です。住民同士が交流し、防災やコミュニティづくりに役立つ場としてさらに発展していくことを期待しています。これからも利用者の声を取り入れながら、香りの森を市民にとってもっと身近で愛される場所にしていただければと思います。引き続きの御対応をどうぞよろしくお願いいたします。

続いて、市電延伸と電停周辺整備の未来像についてお伺いいたします。

先日開催された市電延伸に伴う都市計画に係る説明会に参加してまいりました。この計画に対する市民の期待は非常に高く、多くの前向きな御意見が寄せられる一方で、課題や懸念も見受けられました。説明会では、市電延伸による交通渋滞の改善効果がどの程度見込まれているのか、総事業費141億円に見合う費用対効果をさらに具体的に示してほしいといった声上がり、市民の関心の高さを改めて実感しました。今後、計画を進めていくに当たって、私から提案があります。

1つ目に、電停の設置場所についてです。

私のもとに、電停から市民病院へのアクセスをもう少し工夫してほしいという御意見をいただきました。現計画では、電停から病院エントランスまで約200メートルの距離があり、この距離が体の不自由な方や車椅子利用者、小さな子ども連れの方にと

って負担になるのではないかとのことです。特に天候が悪い場合、この距離が市民病院利用者にとって不便に感じられる可能性が懸念されます。市民病院は女性と子どもに優しい病院を目指しています。この理念を具体的に形にするためにも、電停の位置を再検討する必要があるのではないのでしょうか。

例えば、通称自衛隊中通りを南から北へ進行するときの第二空港線と交わる交差点は、信号待ちの時間が非常に長いため、その時間を活用し、道路上に停止禁止部分を設けることで、線路を交差点の手前で左折できるようにして、病院敷地内に電停を設置することが可能ではないかと考えます。この方法であれば、現在の交通状況に大きな変更を加えずに、アクセスの利便性を大きく向上させることが期待できます。

2つ目の提案は、情報発信拠点の設置についてです。

延伸計画が市民生活に深く関わるものである以上、計画の内容や進捗を丁寧に説明し、市民の意見を積極的に取り入れていくことが重要です。

先日、宇都宮市のLRT、ライトラインの視察に行っていました。宇都宮市では、100年先も持続的に発展するまちを目指し、生活に必要なまちの機能が充実したコンパクトなまちを、便利な公共交通でつなぐネットワーク型コンパクトシティの形成を進めています。宇都宮駅隣接の商業施設内に設置された交通未来都市うつのみやオープンスクエアでは、LRTに関する情報提供や利用促進の講座が行われ、市民との意見交換の場としても機能しており、市民が公共交通をより身近に感じる取組が行われています。

本市でも、こうした情報発信拠点を市電延伸エリア内に設置することで、計画を市民にとってより身近で理解するものにできるのではないのでしょうか。延伸計画を進める中で、市民と共に未来の熊本市の公共交通をデザインしていくためにも、このような場が必要だと考えます。

そこで、都市建設局長にお伺いします。

電停から市民病院へのアクセス改善について、市民病院の利用者目線での見直しが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

また、宇都宮市のオープンスクエアのような情報発信拠点を、熊本市電延伸エリアに設置することが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 現在進めております市電の延伸計画は、令和元年より基本設計に着手いたしまして、検討の各段階で市民の皆様へ説明を行い広く御意見を伺いながら、市議会において活発に御議論をいただいております。

その検討過程におきまして、議員御提案の市民病院へのアクセス向上案に関しましては、来院者の利便性が向上する一方で、市電が歩道を横断することによる安全面への懸念や沿線住民の皆様など多様な利用者への対応に課題があるなど、様々な御意見が出たものと承知しております。

その結果、現在の軌道ルートや電停箇所が最も合理的なものとして基本設計を行い

まして、さきの第3回定例会におきまして、実施設計にかかる所要の予算について御議決をいただいたところでございます。

今後、具体的に事業を進める中で、議員御指摘の電停から病院へのアクセス改善につきましても、段差の解消やベンチ設置を含めました待合環境の整備などに意を用いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、市民との情報共有や意見交換の場の設置に関しましては、本市では、かねてより交通分野のみならず、多様な地域課題や分野施策について、地域担当職員と担当部局が連携し、情報の収集や発信に努めつつ、積極的に対話を重ねながら地域と行政が一体となったまちづくりに取り組んでまいりました。

今回の延伸計画につきましても、単なる市電の利便性向上にとどまらず、この効果を沿線地域全体のまちづくりに広く波及できるよう、まちづくりセンター等とさらに連携を深めてまいりますとともに、SNS等も活用しながら、地域の皆様への情報発信や意見交換を行う場の形成に努めてまいります。

〔6番 山中惣一郎議員 登壇〕

○山中惣一郎議員 御答弁ありがとうございます。

市民病院周辺のアクセスについてですが、以前の市民病院があった神水交差点電停では、電停に屋根がなく、病院までの距離が不便との声がありました。今回の計画では、特に体の不自由な方や小さな子ども連れの方々にも配慮し、病院利用者の視点を反映したアクセスの環境のさらなる改善を進めていただきたいと思います。

また、市電延伸に伴う都市計画に係る説明会は、比較的高齢者の方の参加が多い印象を受けました。延伸計画地域には学校や勤務先が点在しており、若い世代や働く世代にも密接に関わる計画です。幅広い世代の声をさらに反映する取組を進めていければと思います。

また、情報発信拠点についてですが、市民が計画の全体像を共有し、意見を発信できる場を設けることで、公共交通を自分事として感じてもらえる環境づくりが必要だと感じます。特に若い世代が興味を持てるような工夫を検討していただきたいと思います。

最後に、市民病院がある東町エリアは、空港や高速道路インターチェンジへのアクセスに優れ、新たな交通結節点としての可能性を秘めています。この地域を都市全体の活性化につなげるために、広場の整備やシェアサイクル、パーク&ライド施設の導入など、さらなる取組を期待しております。

続いて、将来を見据えた庁舎整備についてお伺いいたします。

令和6年第3回定例会にて新庁舎設計関係業務委託費が可決されました。この事業は熊本市の未来を支える重要なプロジェクトであり、市民生活や行政運営に大きな影響を与えるものです。そのため、事業の進め方については、次世代に負担を残さないよう慎重かつ市民の意見を得ながら進める必要があります。私自身、この補正予算案に対し、少子高齢化や人口減少といった社会の変化を踏まえ、慎重な立場を取りまし

た。議会で可決された以上、事業が進む段階に入りましたが、これからの議論が未来の熊本市にとって最良の形になるよう進めていく必要があります。

その中で、私は新庁舎の延べ床面積に着目しています。基本構想では、市役所の面積を現行の3万4,307平米から4万5,700平米へと約33%拡大することが予定されています。この増加には、現在、民間ビルを借りている約5,497平米分の統合も含まれますが、それを差し引いても約6,000平米の増加となります。

一方で、現在、本市は市役所改革プラン2027に基づき、市役所に行かない、書かない、待たないという方針の下、行政手続のデジタル化やリモートワークなどを推進しています。デジタル化やICTの発展により、行政業務の効率化が進んでいます。将来的には、さらなるリモートワークの普及や業務のオンライン化、ペーパーレス化が見込まれます。そのため、この面積拡大が果たして必要なのか、市民からも疑問の声が聞かれます。市役所の効率的な運用方法や現在の構想を見直す余地について、検討することが必要ではないでしょうか。

また、庁舎建設が市街地に与える影響についても注視しなければなりません。本市ではこれまで、サクラマチや辛島公園周辺を対象にウォーカブルなまちづくりを目指し、歩行者空間化の実証試験を行ってまいりました。昨年10月から本年3月までの実験では、花畑広場やアーケード街の人通りが増加する一方で、周辺道路での渋滞や公共交通の課題も明らかになりました。

新庁舎がNTT桜町跡地に計画されることで、周辺地域における人の流れや経済活動が大きく変化すると予想されます。例えば花畑町電停が最寄りの電停となることで、公共交通と歩行者空間をどのように連携させるかが重要です。市民や観光客が安全に移動できる空間を整備することはもちろん、通勤者や周辺地域の住民にとっても利便性を高める施策が求められます。

そこで、2点お伺いいたします。

デジタル化の進展を踏まえ、現在示されている庁舎面積の拡大が適切な規模であるかどうか、慎重に検討する必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。今後の行政運営を見据え、基本構想で示されている規模が果たして最適かどうかについて、見解をお聞かせください。

また、庁舎移転に伴う経済活動や人の流れを踏まえた周辺地域全体を生かしたウォーカブル推進都市の今後の展望をお聞かせください。

1点目を政策局長、2点目を都市建設局長にお伺いいたします。

〔三島健一政策局長 登壇〕

○三島健一政策局長 新庁舎の必要面積の考え方についてお答えいたします。

現在、基本構想でお示ししております新庁舎の必要面積は、熊本地震の経験を踏まえた防災機能の拡充、バリアフリー対応など来庁者の快適性と利便性の確保、合併による地域拡大に伴う事務量の増加や複雑化・多様化する市民ニーズに対応するために必要な執務室や待合スペースの確保など、現庁舎が抱える課題を解決することを前提

として算定したものでございます。

新庁舎の面積につきましては、これらの現庁舎が抱える課題を解消するために必要な機能拡充という増加要因がありますが、一方で、議員御指摘のとおり、窓口サービスのオンライン化やデジタル化の進展などによる減少要因もございます。

今後、基本計画の検討におきましては、これからの窓口サービス、市民交流スペース、職員の働き方及び執務室などの在り方について検討を深め、生産性が高く、効率的な行政サービスが提供できる庁舎を目指しますとともに、必要面積のさらなる精査を行ってまいりたいと考えております。

その際、必要な機能は確保しつつも、過剰な性能、仕様とならないよう留意し、事業費の抑制に努めますとともに、長期的な視点では、将来の行政ニーズの変化により使用しなくなったフロアやスペースが生じた場合にも、他用途として使用、貸出しができる可変性を持った庁舎となるよう検討を進めてまいります。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 本市中心市街地におきますウォーカブルなまちづくりといたしましては、これまで花畑広場など、まちの核となる都市基盤整備を中心に取り組んできたところでございまして、今後は交通、経済、観光、文化など多分野にわたるハード、ソフト様々な取組と連携し、面的に広げていく必要があると考えております。

そのため、中長期的な視点で目指すまちの姿と方向性を、まちづくりに関わる全ての関係者間で共有することを目的といたしまして、現在、熊本市中心市街地ウォーカブルビジョンの策定に取り組んでいるところでございます。特に、都市機能が集積し、にぎわいや交流の中心となっております通町筋、桜町周辺は、アーケードや花畑広場を軸に人中心の空間を広げていけるよう、地域の方々と共に検討を進める重点エリアとして考えているところでございます。

今後、新庁舎整備に伴いまして、周辺の人の流れや滞在環境の変化なども予測されますので、そういったものも分析しながら、議員御指摘の電停から新庁舎へのアクセス性の向上や周辺建物と一体となった安全で魅力的な歩行空間の創出など、関係部署のみならず、官民で連携を図りながら進めてまいります。

〔6番 山中惣一郎議員 登壇〕

○山中惣一郎議員 御答弁ありがとうございます。

新庁舎整備という大きな事業が、熊本地震の経験や市民ニーズの多様化を踏まえ、未来を見据えた形で進められていることに期待しています。一方で、この新庁舎を実際に利用するのは、これからの若い世代や市役所内で働く若い職員たちです。そのため、計画の段階から、現場で働く職員や次世代を担う市民の声を積極的に取り入れることで、より多くの方々にとって使いやすい庁舎となることを目指していただきたいと思っております。この点についてもぜひ御検討ください。

また、辛島公園や花畑広場での実証実験を通じて、ウォーカブルなまちづくりの方向性が形になってきていると感じています。新庁舎の整備もその流れをさらに広げる

きっかけとなり、周辺地域に新しいにぎわいや人の流れを生み出すものとなることを望んでいます。市民や観光客が歩ける快適な空間が広がるまちを目指していただけることを期待しています。

私の質問は以上です。

御答弁いただいた関係局の皆様、そして議会局の皆様には御協力いただき、心より感謝申し上げます。本市が目指す上質な生活都市の実現に向け、私も皆様と共に、後の世のために長期的なまちづくりを進めてまいりたいと思います。傍聴席やインターネット中継で御覧いただいた皆様にも改めて感謝申し上げます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時59分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

浜田大介議員の発言を許します。浜田大介議員。

〔35番 浜田大介議員 登壇 拍手〕

○浜田大介議員 皆様、こんにちは。公明党熊本市議団、浜田大介でございます。

今回、1年3か月ぶりの一般質問となります。機会を与えていただいたことに感謝申し上げます。今回も直接相談があった市民の声を届けること、また、これまで議会で取り上げてきたことを中心に質問いたします。市長並びに執行部の皆様には明快な御答弁よろしく願いいたします。

それでは質問に入ります。

初めに、利用者目線のDX推進についてお尋ねいたします。

本市が今年3月に策定したくまもとDXアクションプランの中では、デジタルの恩恵が全ての地域、市民に行き渡り、誰もが毎日の便利を実感できるまちを実現するためには、デジタルに不慣れな方へのサポートや相談体制の充実など、デジタルデバイドの解消に向けた取組が重要であると述べられており、現在、各区のまちづくりセンター等で初心者向けスマホ教室などが行われているようです。

私も、誰もがデジタルの恩恵を受けられるためには、デジタルデバイドの解消が重要であり、たとえスマホやパソコンの操作が苦手な人であっても、これならば使えると言っただけのような、誰もが分かりやすく使いやすいユーザーインターフェースを提供すべきであると、富山県のユーザビリティテストや福岡市のDXデザイナーなど他都市の事例を紹介させていただきました。

市長からも、ユーザーインターフェースを高めていく重要性の認識を共有していただき、高齢者や障がい者への配慮について工夫、研究していただくことや職員研修の実施、外部人材の活用など、様々な方策の検討を進める御答弁をいただいております。

そこで、改めて利用者目線のDXの推進について、取組状況を大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 デジタルトランスフォーメーションの推進に当たりましては、利用者目線からの業務手順の見直しに加えまして、利用者とデジタルサービスとの接点であるユーザーインターフェースの向上や利用者一人一人のニーズに応じたサポートなど、デジタルデバイドの解消が重要であると考えております。

このような認識の下、本市では、行政手続のオンライン化や書かないワンストップ窓口の実現などの窓口改革に加えまして、デジタル機器に不慣れな方に向けたスマホ教室を各区役所において開催しております。

特に議員御指摘のユーザーインターフェースの向上につきましては、本年7月に民間のウェブデザイナーを招いての職員研修を行いまして、参加者から利用者目線の設計思考の重要性を理解できたという意見が多く得られるなど、職員意識の醸成を図ることができたと考えております。

今後も、職員研修の充実に加えまして、外部デザイナーの活用やデジタルに関する相談体制の拡充を検討するなどの利用者目線のデジタルトランスフォーメーションを推進してまいりたいと考えております。

〔35番 浜田大介議員 登壇〕

○浜田大介議員 ユーザーインターフェースの向上に向けて職員研修を行ったとのことで、まずは職員の皆さんが、誰もが分かりやすく使いやすいユーザーインターフェースを十分理解することが大事であると思います。今後も研修を続けていただき、外部デザイナーの活用についても拡充していただくようお願いいたします。

また、今後はさらに一歩進んで、高齢者などにインターフェースの設計段階で意見を聞くユーザビリティテストの導入を求めておきます。また、書かないワンストップ窓口の実現との答弁もありました。区役所や総合出張所で、ボールペンで書類を書かずに手続ができるようになれば、とても優しい窓口となると思いますので、こちらについては期待いたします。

それでは、次にデジタル自動採点システムについてお尋ねいたします。

中学校や高校で教員の負担を軽減するため、テストの採点をAIがサポートしてくれるシステムを導入する自治体が全国で広がっています。先日、デジタル自動採点システムを導入したニュースを見ましたので、御紹介いたします。

去年の9月から定期テストの採点をAIがサポートするシステムを導入した福岡市のある中学校では、期末テストの解答用紙をスキャンしてデータ化したものを、AIが模範解答と比較して自動採点し、その結果をデスクトップで先生が確認している模

様が流れていました。そこでは、片仮名やアルファベット、数字などの記号問題はA Iが読み取って自動で採点してくれます。また、記述式の問題は、生徒全員の解答を並べ、模範解答と見比べながら丸バツをつけていきます。デスクトップに全員分の解答が出るので、紙をめくる作業がなくなり、仮にA Iが読み取りを誤って丸の解答をバツとしていた場合は、先生がマウスをクリックして丸に修正していました。

このシステムを導入したことで、採点作業はこれまでの半分以下になり、かなり楽になったとのことで、多くの先生は土日に家で採点していたとのことです。持ち帰らずに勤務時間内で採点を終わらせることができるとのことでした。さらに、平均点、正答率などもA Iが自動で計算し、データ集計してくれます。採点の時間が減ることで生徒と向き合う時間が確保され、喜ばれているようでした。導入にかかる費用は、福岡市で1校当たり31万5,800円とのことでした。

このことを本市の担当課長さんに話したところ、熊本市でも今年度よりデジタル自動採点システムを中学校にモデル的に導入しているとのことで、アンケートも実施しているとのことでした。

そこで、現在の取組状況やアンケートの結果、今後の取組について、教育長にお尋ねします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 本市では、今年度、国の補助金を活用して、自動採点や集計機能を備えたデジタル採点システムを16校の中学校に試験導入しております。

教員へのアンケート結果では、採点が楽になった、間違いがなくなるなど心理的負担が軽減されたという意見が寄せられております。また、1クラス当たりの採点時間が、手作業では平均約110分かかるのに対し、システムを利用した場合は約40分と6割以上削減され、時間的負担も大幅に軽減されております。

今後は、アンケート結果等踏まえ、働き方改革を推進するため、全42校の中学校への本格導入を検討してまいります。

〔35番 浜田大介議員 登壇〕

○浜田大介議員 デジタル採点システムについては、今年度より16校の中学校に試験導入しているとのことで、教員へのアンケート結果では、心理的にも時間的にも負担軽減となっているようです。ぜひ来年度から全校に導入していただくようお願いいたします。

次に、今年の第1回定例会で、我が会派の木庭議員が一般質問で取り上げたコミュニティ・スクールについてお尋ねします。

本市では、コミュニティ・スクールを本格的に取り組むための準備段階として、本年4月から、健軍東小学校、城南小学校、武蔵中学校、必由館高校の4校でモデル事業に取り組まれています。

モデル事業ということで、現時点ではコミュニティ・スクールに必要な学校運営協議会を設置しておらず、その代替えとして学校評議員会の拡大バージョンである拡大

評議員会を設置し、定期的に会議を行っているとお聞きしています。また、コミュニティ・スクールにおいて、学校と地域住民の橋渡しとなる重要な役目である地域コーディネーターさんもボランティアで活動していただいているようです。

先日、我が会派の伊藤議員と共に南区の城南小学校を訪問し、総合的な学習の時間を活用して行われた6年生の生徒たちによる「しあわせな城南のまちづくり」という自分たちのアイデアを地域の方々に発表し、共有する取組に参加してきました。これは、コミュニティ・スクールのモデル事業の一環として取り組まれているとのことで、地域のこどもたちと大人と一緒に楽しめるイベントなどを、グループごとにプレゼン形式で発表するものでした。

城南小学校では、1学期に総合的な学習の時間を使って、まちづくりセンターの職員の授業による、人口減少など自分たちの校区が抱える課題を学ぶ中、自分たちでこのまちのために何かできないかと考え、まちづくり大作戦として取り組まれてきたそうです。45分間の授業の中で、7グループの生徒たちの発表があり、校区のクイズ大会やみんなで楽しめるゲーム、町内対抗ボランティア大会など、よく考えられたイベントを上手にプレゼンしていました。

今後はそれらのイベントを拡大評議員会等で検討し、実現に向けて頑張りたいとのことでした。児童・生徒が主体的に参画するという、本市の特徴ある取組ではないかと思いました。

全国でも各自治体にそれぞれ個性あるコミュニティ・スクールの取組があっているようで、本市も同様に、それぞれの地域特性を生かしたコミュニティ・スクールを目指しておられるのだらうと推察いたします。

そこでお尋ねいたします。

1点目、現在、4校のモデル事業はどのような取組なののでしょうか。また、どういった点が本市の特徴になりますでしょうか。

2点目、本市のコミュニティ・スクールを今後どう展開するのでしょうか。今後の計画をお尋ねします。

3点目、各地域でコミュニティ・スクールを成功させるためには、学校の先生方への負担をかけないことや地域の理解、協力が重要であり、それを実現するキーマンとして地域コーディネーターさんがあると思っています。しかし、本市の場合、現在、ボランティアでの活動のため、やむを得ず活動を制限されることもあるのではと推察いたします。今後は成り手の確保も課題となると思いますので、コーディネーターさんが安心して思う存分活躍できるよう十分な活動費の支援が必要と考えますが、お考えをお尋ねします。

以上、教育長にお尋ねします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 コミュニティ・スクールについて3点お答えいたします。

まず、本市の特徴についてですが、教育委員会では、地域と学校が連携して取り組

む地域学校協働活動とコミュニティ・スクールを一体的に推進するモデル事業を進めております。モデル校では、学校と地域が育てたい子ども像などの目標を共有し、その実現に向けた役割をそれぞれが認識して、地域連携に取り組んでおります。

例えば、小学校では、大学、企業、まちづくりセンターによる出前事業や地域団体とのeスポーツ交流が行われております。中学校では、校区の危険箇所などを地域と協議する会議が生徒主体で行われたほか、高校では、生徒が高齢者へのスマホ教室を行うなど、地域を支援する活動も行われております。

本市の特徴として、拡大評議員会に子どもを含めて学校運営や地域連携について協議し、その意見や考えが実現につながるよう取り組んでおります。さらに、地域住民とまちづくりセンター、公民館職員が連携し、地域コーディネーターとして地域学校協議活動を充実させ、子どもの多様な学びや成長を支援しております。

2点目の今後の展開ですが、文部科学省が実施した令和6年度調査によると、既に多くの指定都市で導入が進んでおりますが、本市ではモデル校の検証を踏まえ、段階的な導入を検討してまいりたいと考えております。

また、Kumamoto Education Weekなどでモデル校の事例を紹介し、特色ある学校づくりにつながる取組として、学校や地域に共有してまいります。

3点目の地域コーディネーターの活動費についてですが、議員御指摘のとおり、これらの取組に係るキーマンは地域コーディネーターと考えております。企画、提案や関係者との連絡調整を担う地域コーディネーターは、通信・交通費などに加え、多くの時間を費やしていただいておりますが、現在、ボランティアで活動していただいております。今後、持続可能な取組とし、地域コーディネーターの意欲継続につながるよう必要な支援を検討してまいります。

〔35番 浜田大介議員 登壇〕

○**浜田大介議員** モデル事業については、それぞれ学校と地域が目標を共有し、個性ある活動に取り組まれていることが分かりました。また、熊本市の特徴としては、子どもの意見を取り入れたり、まちづくりセンター、公民館職員を活用していることが特徴であることが理解できました。今後は段階的な導入を検討するという事です。地域コーディネーターの意欲継続につながるよう、活動費の支援をよろしく願いいたします。

本市のコミュニティ・スクールの取組で、地域の活性化、また子どもたちの地域愛を育む取組になること、さらには先生方の負担軽減につながることを期待いたします。持続可能な取組となるよう仕組みづくりをよろしく願いいたします。

次に、認知症高齢者見守り事業についてお尋ねします。

警察庁の調べによると、昨年の令和5年に認知症で行方不明となった方の数は、過去最多の1万9,039人となり、11年間で1.8倍に増加しています。行方不明となった方のうち、当日に所在確認ができたのが全体の72%、1週間以内に確認できたのが26%、1週間以上後に確認できたのが2%ということです。また、そのうち553人が亡くな

った状態で確認されたとのことでした。

私は今年9月に、地元田迎校区の認知症サポーター養成講座に参加し、また11月には認知症支え合い声かけ訓練にも参加してきました。参加して改めて、たとえ認知症になったとしても、住み慣れた地域で健康で生き生きとその人らしく安心して暮らせるよう、地域住民、関係機関、行政が一体となって、見守り活動をするのが今後一層重要になると実感しました。

本市では、令和3年度より、地域住民や関係機関、行政が一体となり、高齢者の見守り活動を実施する体制づくりを構築することを目的として、認知症高齢者等見守りネットワークの事前登録及び我が会派の高瀬議員が提案したどこシル伝言板の導入を開始しました。これは、認知症などで行方不明になる可能性がある方を事前に登録し、ささえりあなどの関係機関と情報共有し、見守りを強化、その際、希望された方には認知症の方の衣服や持ち物に貼るどこシル伝言板というQRコードのシールを貼るという取組です。

このどこシル伝言板は、QRコードを読み取っても、住所や名前などの個人情報が発見者のスマホに表示されることはなく、個人情報保護の面で利点があり、市民が手軽に利用でき、地域で見守ることにつながります。今回、田迎校区の声かけ訓練では、このどこシル伝言板を实际使ってみるという体験もあり、課題はあるものの、認知症で行方不明になった方の早期発見や地域での見守り活動に大きく寄与するので、今後もっと広めていただきたいと思います。

そこでお尋ねいたします。

1点目、本市の認知症サポーター養成人数は、令和5年度で11万4,091人と全国でもトップクラスであります。声かけ訓練を受けた市民の数はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

2点目、本市の要介護認定において、認知機能が低下し、日常生活に支障を来すような症状の症状の高齢者の人数、また先ほど述べました認知症事前登録者の数及びどこシル伝言板のシール所持者の数並びに登録者増に向けた取組についてお尋ねします。

3点目、私は今後、認知症サポーター養成講座を受けた方々が次は声かけ訓練を受ける、つまり養成講座と声かけ訓練をセットで実施する流れをつくるのが地域の見守り強化になると考えます。その意味で、現在、一部の自治会や校区社教、ささえりあ等が主体となって実施している声かけ訓練をさらに他の地域でも実施するとともに、今後は学校、企業などでも実施すべきではないか、また、その際はどこシル伝言板を使った声かけ訓練を取り入れ、QRコードにかざす訓練を実施すべきだと思いますが、お考えをお尋ねします。

以上3点、健康福祉局長にお尋ねします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 3点のお尋ねに一括してお答えいたします。

まず、地域で実施されている認知症高齢者への声かけ訓練に参加した市民の人数に

つきましては、これまでの累計数は把握しておりませんが、令和5年度は8回の訓練が行われ、参加者数は約350名との報告をいただいております。

また、本市の要介護認定におきまして、認知機能が低下し、日常生活に支障を来すような日常生活自立度Ⅱa以上に該当する方の数は、令和6年9月末時点で2万4,847名、見守りネットワークの事前登録者数は令和6年11月現在で113名であり、そのうちどこシル伝言板のシール所持者数は67名となっております。

登録者増に向けての取組といたしましては、高齢者支援センターささえりあ等にパンフレットやポスターを設置するとともに、認知症サポーター養成講座や地域の集会等において周知、啓発を行っております。

声かけ訓練は各地域団体が主体となって行われており、本市としても、地域全体での見守りの強化につながるよう学校や企業等へ参加を促すとともに、どこシル伝言板をさらに活用していただくよう、引き続き地域に働きかけてまいります。

〔35番 浜田大介議員 登壇〕

○**浜田大介議員** 声かけ訓練の参加者数は、令和5年度で約350名ということです。また、見守りネットワークの事前登録者数は現在113人、どこシル伝言板のシール所持者数は67人ということです。いずれもまだ少ないと考えます。今後、地域はもとより学校や企業などでも、どこシル伝言板を使った訓練も含め、声かけ訓練の実施を働きかけていただくことを改めて要望いたします。

ここで、関連して要望させていただきます。

先日、精神的な障がいを持ったこどもさんが突然家を飛び出して行方不明になったとの相談が、2人のお母さんからありました。どちらのケースも突然家を飛び出して、どこに行ったのか分からず、そのたびに警察にも捜索を依頼しているとのことで、そのお母さんたちから、どこシル伝言板を障がい児にも使えないかといった相談でございました。

こちらにつきましては、障がい福祉やこども局の分野になりますので、今後、御検討をいただければというふうに思います。

それでは、次に加齢性難聴者への支援についてお尋ねします。

本市は令和4年度に、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者1万7,000人を対象に難聴の実態調査を実施され、1万193件の有効票が回収されました。そのうち、耳の聞こえに不自由さを感じている方の割合は18.5%、そのうち64.5%の方は補聴器を所持していないということが分かりました。

さらに、補聴器を所持していない理由については、高額だからという理由が20.7%、補聴器の使用が煩わしいという理由が22.2%、どれだけ改善するか分からないという理由が20.1%となっております。この結果から、これまで議会の質問に対して、本市では、加齢性難聴者に対しては単に補聴器購入費の助成だけではなく、支援の在り方を総合的に検討するとしています。

そこで、有効票1万193件のアンケート結果より実際の人数を割り出してみました

結果、耳の聞こえに不自由さを感じているが補聴器を所持していない人は1,216人となりました。そして、そのうち、高額だから所持しない方が251人、補聴器の使用が煩わしいと思っている方が269人、どれだけ改善するか分からないと思っている方が244人。

そこで、この結果も踏まえつつ3点質問いたします。

まず、1点目に、加齢性難聴は早期発見が重要と言われていますが、本人や家族など周囲が気づかないうちに進行してしまうことが多く、聞こえにくいと思っても、年だから仕方がないと気に留めなかったりして、適切な支援や医療機関の受診につながらないことが挙げられます。

このため、国は加齢性難聴者の早期発見、早期介入に向けたモデル事業を実施、本市もこのモデル事業に協力し、報告書も公表されているようです。例えば、東京都豊島区では、加齢性難聴の早期発見、早期支援のため、アプリを使った無料の診断、ヒアリングフレイルチェックを実施し、聞き取れた音が60%未満の人に対しては、耳鼻咽喉科の医療機関を案内するという事業を実施しています。

本市でも、独自に聴力検査を実施するなど、早期発見、早期介入につなげる取組をすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2点目に、補聴器購入の助成を行う自治体も増えております。昨年12月1日時点で、補聴器購入費助成制度を実施している自治体は237自治体、政令市でも、相模原市は65歳以上の方を対象に上限2万円、新潟市では50歳以上、74歳以下の方に上限2万5,000円など助成を行っています。

そこで、本市の場合、先ほど高額で補聴器が買えない方を251人と計算しましたが、約500万円あれば、この方々に1人2万円の補助をすることができます。試しに期間を区切ってでも補助を実施してみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。

3点目に、今年6月の第2回定例会で、我が会派の井本議員より軟骨伝導補聴器の窓口設置について質問がありました。この軟骨伝導補聴器は耳を塞がないので、通常の補聴器より清潔感があり、窓口にある老眼鏡のような感覚で安心して使っていただけたと思います。軟骨伝導補聴器の窓口設置について、本市の答弁では、他都市での軟骨伝導イヤホンの導入効果やニーズなど、様々な観点から研究していくとのことでしたが、その後の研究はなされていますでしょうか。

以上、1点目の加齢性難聴の早期発見、早期介入の取組について及び2点目の補聴器購入の助成について、以上2点を健康福祉局長へ、3点目の軟骨伝導補聴器の窓口設置については文化市民局長にお尋ねします。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 私からは、加齢性難聴の早期発見の取組等についてお答えいたします。

令和5年度に本市がモデル自治体として参画した国の事業である、難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する調査研究事業では、難聴高齢者に

対する早期の受診勧奨の重要性が改めて示されました。

そこで、本市では、難聴高齢者を医療機関につなぐための聞こえのチェックリストを今年度新たに作成し、高齢者支援センターささえりあ等を通じ配布することで、難聴が認知機能に与える影響についての注意喚起に取り組み始めたところです。

令和4年度に実施した市民アンケートでは、補聴器を所持していない理由として、使用が煩わしい、どれだけ改善できるか分からないといった意見が多く見られたものの、医療機関を受診した結果、補聴器の使用が必要になる可能性があることから、これまでも大都市民生主管局長会議等を通じて、国に対し、全国一律の公的助成制度等の創設を働きかけており、今後も様々な機会を捉えて要望してまいります。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 軟骨伝導イヤホンの窓口設置につきましては、県内で導入されている宇土市や八代市などを調査し、難聴でお困りの方などが利用された際、音声が見えでスムーズな手続きができ、窓口利用者の利便性向上につながっているとのことでありました。

まずは、本市におきましても、年度内に軟骨伝導イヤホンを中央区役所の窓口を設置し、その導入効果等の検証を行うこととしております。

〔35番 浜田大介議員 登壇〕

○浜田大介議員 1点目の聞こえのチェックリストを活用した取組を始めたということで、1点目については加齢性難聴の早期発見、早期介入につながっていくことを期待いたします。

2点目の補聴器購入の助成については、国に対し、全国一律の公的助成制度等の創設を働きかけているということで、これまでの答弁と同じでありました。先ほど紹介した相模原市では、高齢者補聴器購入費助成事業を令和4年から実施しています。対象は身体障害者手帳を持たず、市民税非課税の方、医師の意見書の提出が必要です。利用状況は、令和4年度が137件、令和5年度が156件、本年度は10月末時点で186件とのこと。補聴器の購入金額は5万円から30万円以上と幅広く、中には100万円の購入金額もあるとのこと。令和6年度の購入費助成分の予算は670万円で、介護関連の保険者機能強化推進交付金で全額カバーできているとのこと。

助成を実施することで医療機関の受診につながり、早期発見、早期介入の呼び水にもなると思います。ぜひ相模原市や新潟市の状況を調査した上で、本市としても補助制度を検討していただくことを要望いたします。

3点目の軟骨伝導補聴器の窓口設置については、中央区役所の窓口を設置して、導入効果等の検証を行うということで、ありがとうございます。中央区の方で、この軟骨伝導イヤホンを試してみたいと言っていた方がいらっしゃいましたので、導入の際にはお伝えしたいと思います。

それでは、次にコミュニティセンター指定管理制度についてお尋ねします。

昨日の山内議員の指定管理者制度における賃金物価スライドの導入についての質問

で、大西市長より運用見直しをする旨の答弁がありました。私も昨年の第3回定例会の一般質問で、最低賃金見直しに伴う地域コミュニティセンターの影響について、指定管理料の見直しを取り上げました。この件については、多くの議員さんも取り上げており、今後どうなっていくのか気になっていると思います。

そこで、改めてお尋ねいたします。

本年10月より、熊本県の最低賃金は54円引き上げ952円となりました。来年は1,000円を超えることも予想されます。私の地元の校区自治協議会でも再びこの件が議題となり、本年、令和6年度については、65万3,000円の運営補助金でコミセンの運営ができるものの、コミセンの指定管理の改定は令和8年度であり、令和7年度以降はどのようなのかという心配する声がありました。

そこでお尋ねします。

1点目、コミセンの契約内容について、賃金スライドなどの見直しが行われるのは令和8年度からとなるのでしょうか。

2点目、その場合、令和7年度については本年同様、運営補助金で対応されるのでしょうか。

3点目、またその場合、令和7年度についても10月頃に最低賃金の大幅な引上げが予想されますが、運営補助金の額はその点も考慮されるのでしょうか。

以上、1点目を財政局長、2点目、3点目を文化市民局長にお尋ねします。

〔原口誠二財政局長 登壇〕

○原口誠二財政局長 私の方から、指定管理者制度の見直し、地域コミュニティセンターの取扱いについてお答えいたします。

指定管理者制度運用の見直しにつきましては、昨日、山内議員の御質問に市長が答弁いたしましたように、現在、個々の施設特性等を踏まえながら、制度運用の見直しを行った場合の財政影響を精査するなど検討を進めているところでございます。

お尋ねの地域コミュニティセンターにつきましても、これまでの状況を検証し、実情に即した対応を行うよう併せて検討を進めているところでございます。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 私からは、地域コミュニティセンターへの運営補助に関する御質問にお答えします。

令和7年度の地域コミュニティセンターへの運営費支援補助金につきましては、昨今の経済状況等を考慮し、新年度予算への計上を検討しているところでございます。

また、令和7年10月の最低賃金の改定につきましても、引き続き、地域コミュニティセンターの持続的な運営ができるよう注視してまいります。

〔35番 浜田大介議員 登壇〕

○浜田大介議員 財政局長からは、昨日の答弁と同様で、地域コミュニティセンターについても実情に即した対応を行うよう、これまでの状況を検証し、検討を進めているといった内容でありました。少しでも早く時期を明確にして、運営団体の不安の解消

をしていただくことを要望いたします。また、その際、手続などで運営団体の負担が増えることにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、令和7年度の運営費支援補助金については、昨今の経済状況等を考慮し、新年度予算への計上を検討しているとのことで、よろしくをお願いいたします。

次に、A I デマンドタクシーについてお尋ねします。

令和4年7月より、旧天明町で実証実験としてスタートしたA I デマンドタクシーも、利用者の声により利便性を向上すべく、これまでに運行台数や運行時間の見直し等を行い、本年7月より、西南エリアと植木エリアでの本格運行となりました。

今後は、他地域へもスピード感を持って導入していただきたいのですが、導入するに当たっての大きな課題の一つに、本市が負担する費用が挙げられます。当然、現在の運賃収入では運行費を賄えず、本市一般財源からの支出が発生することは仕方ないことだとは思いますが、少しでも支出を減らす努力も必要です。

そこでお尋ねいたします。

1点目、西南エリアと植木エリアのA I デマンドタクシーの運行状況について、2点目、本格運行後の利用者の声について、3点目、1エリア当たりの収入と支出の状況について、4点目、広告収入やスポンサー企業等の協力金などの状況について、以上4点を都市建設局長にお尋ねします。

続けてお尋ねいたします。

本年2月、第1回定例会の私の代表質問で、市長より、A I デマンドタクシーについて、現在本格運行している西南エリアと植木エリアのほか、多くの地域からも要望が上がっており、導入地域の拡大にスピード感を持って取り組んでいく旨の御答弁をいただき、私からは、要望が上がっている地域については、令和7年度中の導入を目指していただくことを求めました。

そこで、他地域への導入に向けての現在の取組状況、今後のスケジュール感についてお尋ねします。また、導入の際は、これまでのように実証実験からになるのでしょうか。

大西市長にお尋ねいたします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 A I デマンドタクシーに関する4点のお尋ねにつきまして順次お答えいたします。

1点目の運行状況に関しましては、令和6年11月の平日1日の平均利用件数は、西南地域が約36件、植木地域が約40件でございます。昨年度の西南地域における社会実験時が約15件であったことを踏まえますと、より多くの方に御利用いただいていると認識しております。

また、2点目の利用者の声に関しましては、60代以上の方を中心に大人からこどもまで幅広い年齢層の方に御利用いただいております。自分で病院や買物に行けるようになった、また、地域内の移動や路線バスへの乗換えがしやすくなったなどの御意見があ

る一方で、御利用が多い時間帯の予約が取れにくいなどの声もいただいております。

3点目の1地域当たりの運行にかかる年間支出は、運転経費が約1,000万円、予約管理等の経費が約800万円と合計1,800万円を要しているのに対し、年間の収入は利用料金として約80万円から100万円程度となっております。

最後に、運行に係る財源といたしまして、国の特別交付税や県の補助金を活用しておりますが、今後の持続可能な運行に向けましては、未導入の広告収入等も含め、さらなる財源確保に努めてまいります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 AIデマンドタクシーの新たな地域への導入検討に当たりましては、地域特性や住民ニーズを的確に把握しつつ、経済合理性との両立を踏まえた将来にわたって運行可能なサービス水準を設定することが肝要であると認識しております。

そのため、地域公共交通に関する特別委員会や熊本地域公共交通活性化協議会において、コミュニティ交通の一つとして今後の在り方を御議論いただく中で、運行時間や料金、車両台数など具体的なサービス水準について検討を深めていくこととしております。

今後、新たに導入いたします地域や時期等の具体的な展開方針につきましては、これらの検討の進捗を踏まえ、適切な時期にお示しさせていただきたいと考えておりますが、導入するには当初から本格運行できるよう、スピード感を持って取り組んでまいります。

〔35番 浜田大介議員 登壇〕

○浜田大介議員 本格導入後、利用件数は増えており、便利になったとの声がある一方で、予約が取れにくいなどの声もあるようです。やはり課題は運行経費をどのようにして賄うかだと思っております。市長より、運行時間や料金、車両台数など、具体的なサービス水準について検討を深めていくとの答弁がありました。利用者の方々に対して、ある程度のサービス向上は必要ではあるものの、持続可能な事業にするために、一定のサービス水準となることを理解していただく必要もあると思っております。

今後は、広告収入やスポンサー協力金など財源確保に努めていただくとともに、路線バスの運行補助金分の振替も含め、持続可能な事業となるよう財政負担を軽減するあらゆる方策について検討していただきたいと思います。

このAIデマンドタクシーは、公共交通不便地域で暮らす住民の皆様の暮らしを守る重要な地域の移動手段となります。私の地域、南区でも多くの方より早期導入の声が上がっております。改めてスピード感を持ってサービス水準を検討していただき、来年度中に具体的な地域や時期を示していただくことを要望いたします。

それでは、最後の質問になります。

認可外保育園の法定代理受領についてお尋ねします。

今年10月に、現在2歳クラスの認可外保育園に通うお子さんの保護者である北区のお母さんから相談がありました。その方は仕事先が南区にあり、出産後半年して仕事

復帰のため、朝夕の送り迎えができる範囲で保育園を探されていましたが、当時、受け入れられる保育園がなく、仕方なく認可外の保育園に入れたとのことでした。

現在は保育料の全額を毎月払っていますが、お子さんも3歳となったので、来年4月からは保育の無償化の対象になります。認可外保育園であっても月3万7,000円は無償化になるということで、毎月の負担が楽になると期待されていましたが、保育園から、認可外の場合は償還払いとなるため、3か月分を一旦自己負担していただき、その翌月に3か月分まとめて熊本市に申請をしてくださいと言われたとのこと。つまり4月、5月、6月の3か月間は自己負担となり、7月に申請し、お金が戻ってくるのは8月末になるということで、月々の家計のやりくりが大変になり、どうにかできないのでしょうかといった旨の相談でありました。3か月分ですので、1人当たり11万1,000円となります。これは非課税世帯であっても同様であります。

この問題について、令和4年第2回定例会で我が会派の井本議員も取り上げ、保育施設が保護者に代わって市に請求する法定代理受領方式の採用を提案しましたが、当時の局長答弁では、法定代理受領を行うためには、施設側において園児全ての施設など利用給付認定の確認と把握及び一時預かり事業などの複数利用者の上限額の管理が必要となることから、引き続き償還払いを継続するとのことでした。要約すると、施設側が大変になるので、法定代理受領方式はできないということです。

そこで、先日、井本議員と共に、認可外保育園の3人の園長さんに、法定代理受領についての意見をお聞きしました。そのうち北区の保育園では、熊本市、合志市、菊陽町の3市町から来るこどもを預かっていました。そして、熊本市のこどもさんは償還払いで対応し、一方、合志市と菊陽町のこどもさんは法定代理受領で対応しているとのことでした。

その上で、法定代理受領の実施については、施設側は全く大変ではない、むしろ保護者にとってメリットがあるならば、多少負担があっても施設側は喜んで汗をかきますとおっしゃっていました。また、保護者からも、区別されることに不満の声が上がっているとのことでした。

その後、法定代理受領を導入している合志市に向かい、状況を伺いました。合志市では、認可外保育施設に対して、償還払いと法定代理受領のどちらでも選択できるようにしており、合志市側としては法定代理受領の方がやりやすいため、施設側に法定代理受領でのお願いをしているが、お願いベースなので償還払いの施設もあるとのことでした。また、合志市で法定代理受領を導入する際、システム変更など導入費用は必要なかったとのことでした。

また、政令市で法定代理受領を導入しているところはないかと調べたところ、相模原市で今年から導入されていました。

今回の調査を終えて、改めてなぜ熊本市で法定代理受領ができないのかと疑問を抱きました。

そこでお尋ねします。

1点目、本市が法定代理受領を実施する上で、施設側、熊本市側、保護者側、またシステム変更に伴う導入費用などについて、どこに課題があるのか改めてお示ください。

2点目、償還払いと法定代理受領方式のどちらにするか、施設側に選択していただくことで、施設側の負担の問題はなくなると思いますがいかがでしょうか。

以上2点、こども局長にお尋ねします。

〔木櫛謙治こども局長 登壇〕

○木櫛謙治こども局長 認可外保育施設における法定代理受領についてお答えいたします。

法定代理受領を実施する場合、施設におきましては、無償化の対象となる保護者の施設等利用給付認定の資格確認作業や利用者が一時預かり事業などを複数利用する場合の月額の上限額の管理に加え、市への請求手続など新たな事務作業が発生いたします。

また、市におきましては、施設から提出された請求書等の確認作業などの業務が増加し、またこのための保健福祉系システムの一部改修が必要となります。このシステム改修には一定の期間を要しますが、既存の維持管理経費の範囲内で対応できる見込みでございます。

認可外保育施設における法定代理受領の実施に当たっては、様々な課題がありますものの、保護者の負担感を軽減するためにも、今後、具体的な事務手順や償還払いとの選択制などについて施設側と協議し、できるだけ早期の開始を目指したいと考えております。

〔35番 浜田大介議員 登壇〕

○浜田大介議員 法定代理受領の実施については、今後、具体的な事務手順や償還払いなどの選択制などについて施設側と協議し、できるだけ早期に開始することを目指すということで、ありがとうございます。協議に当たっては、可能な限り施設や保護者の負担がかからないよう御配慮いただきたいと思っております。

また、本市の負担増として、請求書等の確認作業が挙げられておりますが、昨今のデジタル技術を活用し、RPAやAIによる自動化も一案ではないかと思っておりますので、御検討いただきたいと思っております。

法定代理受領の導入を通じ、一人でも多くの保護者の負担軽減につながれば、何よりの喜びです。よろしく願いいたします。

本日用意した質問は以上であります。御答弁いただいた市長並びに執行部の皆様、お付き合いいただいた議員各位の皆様に感謝申し上げます。また、お忙しい中、傍聴いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

これからも市民の皆様の声が届けるべく、全力で働いてまいる決意を申し上げます。私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。
次会は、明6日（金曜日）定刻に開きます。

○寺本義勝議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時55分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和6年12月5日

出席議員 45名

1番	寺本義勝	2番	大 寫澄雄
3番	村上 磨	4番	瀨尾誠一
6番	山中惣一郎	7番	井坂隆寛
8番	木庭功二	9番	村上誠也
10番	古川智子	12番	松本幸隆
13番	中川栄一郎	14番	松川善範
15番	筑紫るみ子	16番	井芹栄次
17番	島津哲也	18番	吉田健一
19番	齊藤 博	20番	田島幸治
21番	日隈 忍	22番	山本浩之
23番	北川 哉	24番	平江 透
25番	吉村健治	26番	山内勝志
27番	伊藤和仁	28番	高瀬千鶴子
29番	小佐井賀瑞宜	30番	田中敦朗
31番	高本一臣	32番	西岡誠也
33番	田上辰也	34番	三森至加
35番	浜田大介	36番	井本正広
37番	大石浩文	38番	田中誠一
39番	坂田誠二	40番	落水清弘
41番	紫垣正仁	43番	澤田昌作
44番	満永寿博	45番	藤山英美
47番	上野美恵子	48番	上田芳裕
49番	村上 博		

欠席議員 2名

5番	菊地渚沙	11番	荒川慎太郎
----	------	-----	-------

説明のため出席した者

市長	大西一史	副市長	深水政彦
副市長	中垣内隆久	政策局長	三島健一
総務局長	津田善幸	財政局長	原口誠二
文化市民局長	早野貴志	健康福祉局長	林将孝
こども局長	木櫛謙治	環境局長	村上慎一
経済観光局長	村上和美	農水局長	金山武史
都市建設局長	秋山義典	消防局長	平井司朗
交通事業管理者	井芹和哉	上下水道事業者 管理	田中俊実
教育長	遠藤洋路	中央区長	土屋裕樹
東区長	本田昌浩	西区長	石坂強
南区長	本田正文	北区長	吉住和征

職務のため出席した議会局職員

局長	江幸博	次長	中村清香
議事課長	池福史弘	政策調査課長	岡島和彦

令和6年12月6日（金曜）

議事日程 第5号

令和6年12月6日（金曜）午前10時開議

第 1 一般質問

午前 9時59分 開議

○寺本義勝議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○寺本義勝議長 日程第1「一般質問」を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、古川智子議員の発言を許します。古川智子議員。

〔10番 古川智子議員 登壇 拍手〕

○古川智子議員 皆様、おはようございます。

自由民主党熊本市議団の古川智子です。質問の機会をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

通告しております5項目について質問いたします。

1番目と2番目、教育と子ども計画に関しては、今後の国の未来の明暗を分ける大きな課題への取組だと思っておりますので、少々お時間を割きますが、一緒に考えていただければと思います。

1番目にいきます。

地域で活動する中で、日本の大きな社会課題である事象を目の当たりにすることが多くあります。社会に対する無関心層の増加、情報欠落による理解不足、地域活動への非協力的な姿勢、合意形成が建設的に進まない果ての衝突や分断など、実際に自治会やPTAなどで懸命に活動される方々からは不安や嘆きの声が寄せられます。

行く行く地方自治体や国の民主主義的なシステムが崩壊していくのではと、大変危機感を持っております。このような事態になっている問題の根幹は、市民教育をしてこなかったからではないかというふうに思っています。

市民教育とは、地域の発展や生活の向上を目指し、皆が自治の仕組みやルール、責任や権利、義務、それらを認識して、社会や政治に参加する意義を理解して協働するための教育であり、民主社会を支える重要な柱であると考えております。これから未来のために学校、家庭、それから社会と横断的な市民教育の機会を創出していくべきであると考えます。

まずは、市長の考えを聞かせてください。

地域や国を自分たちが担い、後世に手渡していく意識や公共の精神を育むための市民教育。それらに対する投資の必要性をどれほど認識されているか、現在の施策と今後の展開をお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 近年のライフスタイルの変化等により、地域におけるつながりの希薄化が進む一方、熊本地震においては、市民の皆様が行政を牽引する形で自然発生的に活動が行われるなど、地域やコミュニティの中で連携しながら困難を乗り越えてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症の流行時には、人と人、地域やコミュニティとのつながりが不可欠であることを再認識する契機ともなり、改めて互いに支え合う心を育む必要性を強く認識したところでございます。

そこで、こどもの頃から地域活動への理解や地域への愛着を深めるとともに、こどもを通じて保護者の意識醸成を図るため、昨年度に自治会活動等の内容を紹介した絵本調の冊子や動画を作成いたしまして、小中学校の授業等でも活用しております。

また、市民の皆様が地域活動などに参加し、活動の必要性を理解していただくため、くまもとアプリによる活動への参加を促しますとともに、現在持続可能な自治会運営を推進するため、活動内容や必要性を記載したガイドラインの作成も進めております。

引き続き、多様な個人が尊重されつつ、生活の基盤である地域コミュニティにおいて、多くの個人や団体等がこれまで以上につながり、積極的に協力しながら、自主・自立のまちづくりを行い、互いに支え合う地域社会を実現してまいりたいと考えております。

〔10番 古川智子議員 登壇〕

○古川智子議員 ありがとうございます。

確かに地震の際には、自らが被災者であっても困っている人を見て助けたい、支援をしたいと活動する人が本当にたくさんいらっしゃいました。そんなすばらしい人々が多くいる地域社会ではありますが、現実には自治会やPTAの機能低下、そして弱体化が加速をしています。

また、昨今、コンプライアンスやハラスメントの境界線、そういったバランスも崩れてきていて危機感をとても強く感じているところです。

これまでに自治会の仕組みや活動を知ること、行政や政治が生活や地域社会と直結をしていること、まちを形づくってきた歴史、税や自治会費の会費が自分自身と生活にどんなふうにつながっているか、そういった地域社会の根幹の部分、その仕組みの部分のあたり前のものとし過ぎて、教育として丁寧に扱ってきませんでした。これまでは、お互いさまの精神で継承されてきたものが、もうもはや教育としてその仕組みを教えていかなければならない時代であると感じています。

そんな中、くまもとアプリの開発や自治会マニュアルを策定していること、そして昨年度からは自治会活動の絵本や動画も作成して実際に授業で活用を始められたということは、大変うれしい取組で期待をしております。

しかしながら、根本的に10年、20年先を見越して社会の形成者としての教育をこどもたち、そして子を育てる私たち大人に対しても、応分的に学ぶ仕組み、そして固定

化した教育の仕組みが必要であると強く思っています。

まずは、義務教育課程の市民教育について触れていきたいと思います。

現在、小中学校では、総合的な学習の時間、いわゆる探求の授業があります。小学校3年生から中学校3年生まで、週に2時間程度、年間70時間です。私はこの探求の授業こそ、義務教育課程の中で市民教育を丁寧に扱える時間、チャンスではないかと思っています。

子どもたちが変化の激しい社会でも多角的な視点や考え方を培いながら、問題解決力を身につけることを目的に、先生たちはタブレットを積極的に活用しながら、主体的で対話的で深い学びになる授業づくりにと頑張っていってほしいことは、私も承知しております。

しかしながら、授業で扱う探求テーマは、各学校が発達段階に合わせて自由に選んでいいということになっています。中には、昨日、山中議員、そして浜田議員が紹介されていたように、地域課題に直結したテーマや市民教育につながるテーマを選択される学校も確かにあります。しかし、必ずしも全ての学校ではないというのが現状です。

さて、品川区では、平成22年から規範意識や社会モラルの低下、奉仕の心の欠如など、社会課題の改善を目的として、新しい教科「市民科」という教科を創設しました。道徳、総合的な学習の時間、特別活動を統合したものです。教科書も独自に品川区で作られています。その義務教育課程の9年間で、体系的にカリキュラムが組み立てられています。

段階的に自己管理、自他理解、人間関係の形成、自治的な活動、道徳実践、社会的役割の遂行など、社会の形成者としての主体性や倫理的な資質を市民科の授業で育成をしています。

また、渋谷区においては、今年4月から、区立の全小中学校での毎日の午後の授業時間を「探求学習」に切り換えました。地域や企業などと連携して、また体験学習も取り入れています。年間150時間です。これまでの2倍の探求時間と渋谷区はしましたが、この渋谷区の教育改革は、これからの日本を背負う子どもたちへの教育的な投資であるとすごいなというふうに思っています。

ここで、お尋ねします。

本市の探求の授業で扱うテーマを、市民教育を目的とした内容に特化してはいかがでしょうか。主権者教育、公共の精神を育むテーマ、地域課題、社会課題、中立性を担保した政治、郷土歴史や偉人、また税のこと、環境、法律など扱うテーマを教育委員会が幾つかまず設定をする。そしてその中から、各学校、学級で子どもたちが選択をする。

かつテーマに取り組む中で、公共の仕組みや自治の成り立ちを必ず理解してもらう。自分たちのまちや市と国との一体感を自分たちと一体感を感じてもらう。これを義務教育の役割として実施をしてほしいと考えています。この必要性和今後の取組を教育

長に伺います。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 義務教育段階における市民教育についてお答えいたします。

現在の学習指導要領では、児童・生徒が持続可能な社会の作り手となるよう、小中学校段階から主権者としての意識の涵養を重視した教育を推進しております。議員御提案の市民教育と重なる内容は多く、その必要性を認識しているところです。

総合的な学習の時間に市民教育の内容を扱うことについては、既に多くの小中学校で地域課題や郷土の歴史等をテーマにした探求的な学習に取り組んでおり、学校独自に教材化を進めている学校もあります。一方で、学習内容や取組等について学校間に差があることや、各学校で子どもたちが選択できる学びになっているかなど、さらなる質の向上に向けては課題も見られるところです。

今後の取組については、各学校の創意工夫だけでなく、教育委員会が学校と協力して教材化をしたり、他都市の先進的取組や本市モデル校の好事例を各学校に広めたりしながら、子どもたちの探求的な学びや教科横断的な学びがさらに充実できるよう取り組んでまいります。

〔10番 古川智子議員 登壇〕

○古川智子議員 ありがとうございます。

地域課題を取り扱う学校が多くあることは承知をしています。地域課題もおっしゃったように実に様々で、探求の深掘りの程度も、また、教師間、学校間でも差が生じているのではないのでしょうか。本来、まちの課題解決には、まちの骨格である自治会組織やその活動を理解することは必要であり、社会規範、ルール、税のことなど基礎知識を子どもたちにも分かりやすく教えることは、その探求を深めることにもとても有効であると考えます。

答弁でおっしゃってくださったように、教育委員会と学校で教材を作ることや他都市の取組、また本市のモデルとなる好事例を積極的に授業に導入していただきますよう強く推進をお願いいたします。

子どもたちの未来のために、市民教育を探求の授業への導入を改めて再度申し上げますが、推進していただきますようお願いいたします。

先ほどは、学校の教育に焦点を当てましたが、子どもたちの教育の基本は家庭教育です。私自身も母親の立場ですが、まずは子育て当事者の心理的な安心感があって、初めて子どもが安心できる家庭環境がつかれると考えています。

その上で、子どもの成長や発達、ライフステージに合わせて親自身も学び、実践していく必要があります。家庭教育を市としてどのように支援し、後押ししていくか、学びを展開していくリーダー人材の育成と学ぶ機会を仕組み化することについて質問をしていきます。

熊本県では、くまもと家庭教育支援条例に基づき、保護者が親として学び、成長していくことへの支援、つまり家庭教育を支援するための施策を展開しています。中心

施策となるのは親の学びプログラム、プログラムの内容はコミュニケーション、親の役割に関してや食育など子育てに関する多様な学びのメニューがあります。実施機会は子育て支援センターでの研修、乳幼児健診時、入園式や参観日、小学校PTAの研修会などで、保護者や先生たちに対して幅広く展開がされています。

去年は、県下で352講座、受講者数は約10万3,000人、プログラムの講師養成も実施されており、今年度のトレーナー登録者数は287人ということでした。コロナ禍を除いて受講者数も、口座数も年々増加しています。

本市も、このような家庭教育のリーダーとなる人材育成と多くの方が学べる機会の創出が必要ではないかと考えます。その必要性について、それぞれ現状の取組、課題、今後の予定する取組があれば聞かせてください。これはこども局と教育長、お願いいたします。

〔木櫛謙治こども局長 登壇〕

○木櫛謙治こども局長 家庭教育と学びの機会についてお答えいたします。

こども局におきましては、乳幼児期における家庭での子育て力を高めるため、地域の子育て団体や子育て支援センターが実施する子育てに関する学習の場などに、心理カウンセラーや理学療法士等の専門の資格を有する方を講師として派遣をしております。

学びの機会を増やし、より多くの方の参加を促進するため、本年7月から児童館などが主催する授業も派遣の対象としております。

今後、この取組の認知度を向上させ、講師派遣を積極的に活用いただくため、子育て応援アプリなどを活用した周知に努めてまいります。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 私からは、教育委員会の取組についてお答えいたします。

家庭教育支援に関わる人材に、リーダーとして必要な学びの機会と活躍の場を提供することは、人材育成の観点から大変重要であると認識をしております。

教育委員会では、家庭教育セミナーを実施しており、その講師を対象としたステップアップ研修を行い、家庭教育地域リーダーとしての資質向上に努めております。

令和2年度からはリーダー育成講座の動画配信を行い、コロナ禍でも学べる環境づくりに取り組んでまいりましたが、講師の活動機会の減少や高齢化に伴い、新たな人材育成が課題となっております。

今後は、本市の家庭教育支援を行う関係団体などと連携しながら、研修機会の創出や新たな人材の掘り起こしに努め、家庭教育支援の広がりを図ってまいりたいと考えます。

〔10番 古川智子議員 登壇〕

○古川智子議員 ありがとうございます。

まずは、人材育成に関しては、こども局では、子育て支援センターが心理カウンセラーや理学療法士など専門資格を持った方を研修の場に派遣しているということで、

今後は講師派遣の機会を拡充と派遣制度の周知強化にも努めるということでした。

教育委員会は家庭教育セミナーを実施しており、今は講師の資質向上に努めていらっしゃるということでした。しかしながら、実際にその家庭教育セミナーの登録講師が何人いらっしゃるかを確認させていただきましたが、以前多いときでは200名ほどいらっしゃったということですが、現在は10名程度までに減少して、かつ高齢化をしているということです。

人材の掘り起こし、そして家庭教育を実施する関係団体とも連携して、学びの機会の拡充をお願いいたします。

加えて、今後、小中学校では、コミュニティスクールや学校地域共同活動を支えていく人材が必要になることから、この学びの仕組みを強化してほしいと思っています。健やかな子育てを支援する家庭教育は、市民教育の土壌を耕していくことにつながっています。

次に、こどもの未就学期と小学校入学期に分けてより具体的な教育の機会についてお尋ねいたします。

産前から未就学児期における親の学びの機会に関してです。現状では、困り感の高い母親に対して、家庭支援事業、子育て世帯訪問支援事業など福祉的支援として個別に対応されています。

しかし、困り感の有無にかかわらず、幅広く学びの機会を創出し、親のメンタルヘルスケア、こどもや夫婦間のコミュニケーション、また、こどもの発達や心理に関しても、そして私たちが、私たち日本人が意識の薄い子どもの権利についてなども学びを深め、家庭を支援する必要があると考えています。

ここで、2点、こども局にお尋ねいたします。

行政主導で子を持つ親の学びの機会を、赤ちゃん出産前のプレパパ・プレママ教室、赤ちゃん誕生後の育児教室や子育て教室、そして乳児健診、幼児健診時に、この学びの機会をきちっと組み込んでほしいと考えています。この今後の必要性、現状、課題、取組を教えてください。

2点目は、コロナ禍以前に本市が取り組んでいたプレママ・プレパパ教室と育児教室は、数年間実施がされていません。このコロナ禍によるものです。乳幼児パパママ教室においては実施されているものの、原則として平日の9時半から午後5時までに開催するものに対しての講師を派遣するという事業になっています。ここは柔軟に週末対応も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。こども局長、お願いいたします。

〔木櫛謙治こども局長 登壇〕

○木櫛謙治こども局長 産前から未就学期における親の学びの機会についてお答えいたします。

本市におきましては、こんにちは赤ちゃん事業や育児相談における個別支援を通じて、こどもが心身ともに健やかに育つよう保護者の学びとなる支援を行っております。

少子化や核家族化の進行により、乳幼児と接する機会や子育てを知る機会が減少する中、より多くの方の学びを支援するため、今後、育児の方法や家族の役割などを学ぶ妊娠期学級をはじめ、幼児期までの親の学びの機会の提供に向けて検討を進めてまいります。

乳幼児ママパパ教室につきましては、原則として平日及び土曜日に、就学前の子どもを持つ保護者の団体などへの講師を派遣し、親子体操などのふれあい活動のほか、離乳食や褒め方、叱り方などの子育て講話を行い、子どもとの関わり方などを学ぶ学習の機会を提供しております。

日曜や祝日の参加を希望する保護者の方がいらっしゃることも想定されますため、より多くの方が参加できますように検討してまいりたいと考えております。

〔10番 古川智子議員 登壇〕

○古川智子議員 ありがとうございます。

答弁では、妊娠学級から幼児期の親の学びの機会を提供できるように検討を進めるということで、ぜひ家庭教育の推進を力強くお願いいたします。

また、乳幼児ママパパ教室に関しては、休日、祝日に対応できるようにと前向きな検討のお答えをいただきました。

参加者の反応を事前にお聞きしましたところ、親のセルフコントロールやアンガーマネジメント、またお父さんの子育て参加に関しても大変好評のようです。今後は周知方法としてはアプリ「くまっと」の活用、これ11月に始まったばかりです。私も大変期待をしています。この活用も期待できますし、学びの機会を増やして情報を行き届き、多くの方が学べるように努めてほしいと思います。

そして本市は、子育て支援優良企業の認定制度があります。ぜひそれらの企業様にも、子育て支援講座開催の周知をお願いします。企業との連携もぜひ進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、小学校での親の学びの機会についてです。

小学校では、先ほど申しましたが、PTAの崩壊も懸念をしているところです。そして子どものトラブルへの対応や保護者対応への先生方の負担増など課題となっております。それは保護者と学校側との理解不足、保護者と先生、また保護者同士のつながりの希薄化もその原因と考えられます。だからこそ、保護者に学びとつながりを創出できる機会が必要であると思います。

しかし、学級懇談会やPTA主催の研修会には、参加する保護者が多くないのが実は現状です。聞くところによると、特に年度初めの懇談会は役員をしなくてはいけなくなるから授業参観までは参加するが、懇談会には参加しないというのも実態です。

学校が保護者と情報共有できる場や相互理解の場を設けても、また学びの機会をつくっても、参加する保護者が決して多くない。この現状をしっかりと踏まえて、保護者の出席率が高い小学校入学前の、例えば物品販売会、それから入学式当日、ここは必ず保護者が来ますので、こういった機会、そのほか学校イベントの際、そういった際

に行政、教育委員会が主導して、保護者が学べる機会を創出すべきではないかと考えています。そのタイミングは決して逃さないでほしいと思っています。楽しく取り組めるワークを取り入れながら、保護者と学校の双方の立場や考え、理解を深める研修の機会をつくってほしいと考えています。

ほかにも、発達障がいの理解が進まない課題においても、特性に関する知識や特性を持つ子へのコミュニケーション方法などを当事者だけでなく、全体で共通認識を深める学びも非常に重要です。インクルーシブ教育への理解のためには、保護者含め、学校全体で学びを取り入れるべきだと考えています。

親子の関わりやコミュニケーション、対応の学びを深めることでいじめや不登校の予防、対応強化の観点からも効果的であるとも考えています。

ここで、お尋ねします。

保護者の参加率が高いと見込める入学前の物品販売時、入学式、学校イベントなどに学びの機会を教育委員会が主導してその機会を創出すべきだと考えますが、必要性、現状、課題、今後の取組を教えてください。教育長、お願いいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 保護者に対して、家庭や親の在り方、こどもの心身の成長、しつけなど家庭教育について学校行事などを活用し、学習機会を提供することは重要であると認識をしております。

先ほどの答弁でも触れました家庭教育セミナーでは、小中学生の保護者が集まる会合やグループ学習の場などへ講師を派遣し、子育て、入学前の心構えなどをテーマに、保護者向けの講話やワークショップを実施しております。

セミナーの回数はコロナ禍前の70回に比べ大幅に減少したものの、市のホームページによる周知などで入学説明会時や保護者研修会時の活用を促したことで、今年度は20回を超え、回復傾向にあります。

家庭教育の推進に当たっては、目的や対象者に応じて様々な取組を重層的に進めることが重要と考えており、こども局などの関係部局と連携を図り、学校行事などで学びの機会を創出し、家庭教育力の向上に資する取組を進めてまいりたいと考えます。

〔10番 古川智子議員 登壇〕

○古川智子議員 先ほど申しましたように、多くの親が一堂に集まれる機会はありません。その大事な機会を有効に使ってほしいと思います。

家庭教育セミナーを今年度は20回、コロナ禍を経てちょっと増加傾向にあるとのことで、いい兆しだと思います。

実際にこういった取組を校長・園長会、それ以外にも各学校を訪問するなどして、積極的に親の学びの推進に取り組んでいただきたいと思います。それは円滑な学校運営に大きく寄与するものであり、保護者、先生、そして子どもたちにとっても、いい効果が生まれると期待をしています。

次の質問です。

こども計画に関してです。令和5年に国が策定したこども大綱と県のこども計画を勘案して、本市でも来年から令和13年までを計画期間としたこども計画を策定します。こども計画の正式名称もこれから決定をするということです。

現在示されているこども計画の骨子では、5つの施策と基本方針が示されています。こどもや若者を権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を図ること、妊娠出産期からその過程において、社会全体で子育て当事者も支えることなどが明記され、こどもが輝き、若者が希望を抱くまちの実現を目指しています。

子どもの権利を守っていくこと、子育て当事者、つまり親の困り感への支援など福祉的な支援に関しては当然必要な施策です。ですが、大きく2点、とても不足感を感じているところがあります。

前段の質問でやり取りをさせていただいたように、こども真ん中の実現には親や大人、つまり子育て当事者も学ぶ必要があること、その教育支援の積極的な推進の明記をお願いしたいと思います。

そしてもう一点は、こどもたちに権利と義務、自由と責任、成長に適した段階でそれらを教えていく必要があるのではという点です。体験の中で気づきを与えるのも、言葉で教えていくのも大人の役割だと考えています。

まずは、市長としての所見を伺います。

権利と義務、自由と責任をどのタイミングでこどもたちが理解していくことを期待していらっしゃいますでしょうか。

続けての質問です。

本質的なこども真ん中社会の実現のために、親とこども、地域がともに育つ仕組みが必要です。家庭教育を支援すること、学校での市民教育を推進すること、地域でもそれらの教育に対する理解と協力を努めること、今申し上げたことを明確にこども計画に示し、施策推進の根拠とすべきだと考えます。今後の取組、所見を教えてください。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 こども基本法の基本理念に基づき、こども、若者、子育て当事者の意見を市政へ反映させるため、今年度「こども・子育て版 市長とドンドン語ろう！」を複数回実施いたしました。小中学校から高校、大学生まで幅広い年代のお子さんたちから多くの意見が出されまして、とても頼もしく感じたところです。

こどもたちにとって、自らの意見に対して大人が誠実に対応をし、それが社会に何らかの影響を与え、変化をもたらす経験は、権利や義務、自由と責任について考える機会になりますとともに、社会の一員としての主体性を高めることにもつながるものと考えます。

学校教育における様々な取組をはじめ、あらゆる機会、あらゆる時期に様々な体験をしてこどもたちが成長していくことが何よりも大切でありまして、それを親、地域、行政が見守り支えることが重要であると考えております。

また、こども真ん中社会とは、全てのこども・若者が保護者や社会に支えられながら、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会と認識をしております。

現在策定中の本市こども計画では、目指す姿として「こどもが輝き、若者が希望を抱くまち」を掲げ、こどもたちの健やかな成長と子育て当事者が安心して子育てできる環境を社会全体で支えていくこととしております。

また、家庭教育につきましては、こども計画や関連計画における取組の中で、保護者向けの講話や学習の場への講師の派遣など保護者の学びを支援するとともに、計画推進における視点として、こどもたちの意見を聞き、施策に反映していくことを明示しております。

これらの計画に基づき、こどもたちが意見を表明しやすい環境づくりを進めますとともに、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔10番 古川智子議員 登壇〕

○古川智子議員 ありがとうございます。

こども計画と関連計画における取組の中で、家庭教育を支援するとおっしゃっていただき安心をしました。全力で取り組んでいただきたいと思います。

私自身も親であり、こどもの権利に対して学びを重ねている身ではありますが、こどもの最善の利益というのは何であるかという判断は実に難しく、かつ責任が重たい判断です。こどもの権利を守る先に誰かの権利を奪うことがあるかもしれない。こどもの主張を尊重することで、誰かに犠牲を強いることがあるかもしれない。この見極めが実に難しいこともあります。

そして、こんな言葉があります。「小善は大悪に似たり、大善は非情に似たり」という言葉があって、一見よいと思って行動する行動、その結果がその人のためにはなっておらず、大悪を生み出すことがある。そして相手にとって本質的によいことは、時として厳しく非情と見えることもある。学校でも、家庭でもこの判断とても難しいなというふうに思っております。

こどもは守るべき存在であり、そして社会の形成者となる一人の人間です。どうすることがこどもの最善の利益なのかを導いていく力が、私たち大人には必要です。その意識と市民教育の必要性も含めて、大人、こどもにかかわらず、横断的に学ぶ必要性を申し上げてきました。学びの推進をこども計画にしっかりと組み込んで、本質的なこども真ん中社会が実現することを期待しております。

続いての質問です。

熊本市道路除草等基本計画についてです。

本市の管理する道路中央分離帯、歩道、のり面の植樹施設、これ道路、沿道に木や草が生えて植えてあるところです。この植樹施設は、全長約155キロに及んでいます。除草や剪定、防草対策に関わる道路維持保全経費は、平成25年には3億8,000万円、

平成28年には5億8,000万円、令和4年には約10億円増加傾向です。

平成31年に策定された熊本市道路除草等基本計画では、安全性や景観のバランスを確保しながら、除草の効果や効率を高めるために基本方針が示されています。4車線以上で歩道がある道路や景観上配慮が必要な道路、または要望の多い道路を重点対策道路と設定し、除草・防草対策を集中的に進めることなどが盛り込まれ、現在、除草の回数を増やして対応していただいています。

さらに、昨年からは、除草・防草・剪定経費として3億円を上乗せしており、今年度予算も約13億円が計上されています。各区の土木センターと城南、植木エリアにおいて除草対策の対象となる路線が選定されており、計画路線として対策を進めているところです。

そこで、2点、都市建設局長へお尋ねします。

1点目、各区における防草対策実施を計画している道路距離と、これまで実施した距離、その進捗割合を教えてください。

また、残りの計画路線の完了までにどの程度の予算と時間を見込まれているでしょうか。

2点目、防草対策の工法の種類を教えてください。その工法の金額の違いと除草不要となる年数を教えてください。

また、各路線において防草工法をどのように決定していらっしゃいますでしょうか、お願いいたします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 各区における道路の防草対策につきましては、総延長で約73キロメートルが計画されておりまして、令和6年10月末時点で約19キロメートルを実施済み、進捗率は26%、残りの区間の完了までに約7億7,000万円の費用と5年の施工期間を見込んでおります。

また、防草対策には、コンクリートによる被覆や防草シートの設置、土や砂をセメントで固めた土系舗装、地被類植物による抑制など様々な工法を採用しております。

各工法に係る概算工事費につきましては、1平方メートル当たり約8,000円から約3万円、標準的な耐用年数は3年から15年程度でございまして、工法の選定に当たりましては、実施場所や周辺環境、費用対効果、景観面などを踏まえ総合的に判断しているところでございます。

〔10番 古川智子議員 登壇〕

○古川智子議員 ありがとうございます。

約73キロの計画の中約19キロが実施済み、進捗率が26%、計画完了までは5年間の期間、見込みの費用は7億7,000万円ということでした。昨年からの3億円の防草対策の上乗せ、これは当面引き続き強化をしていただきたい。5年を待たずに2年、3年で早期に完了となるように注力をしてほしいと思います。

結果的に防草対策をすることが、推進することが大きな除草費の抑制につながりま

すのでよろしく願いいたします。

2点目の防草対策の工法としては、コンクリート被覆、防草シート、土系舗装、そして土地を低く覆うような植物を植栽することなど4種類です。工事費も差が3.5倍、耐用年数も3年から15年とかなり幅がありました。工法手段は、当該箇所や周辺環境を加味して、費用対効果、景観から総合的に判断をしているという答弁でした。

さて、今回、質問するに当たって、熊本市道路除草等基本計画を改めて確認をして、私自身が初めて知ったことがあり、疑問を感じていることがあります。

県道51号線、通称港線です。501号線から西の路線においては、地元から除草の要望を大変多くいただくところです。これまでに、道路が交差するポイント数か所をコンクリートで実際に覆う対処をしていただいております。そして今後も同様の計画が数か所あります。

しかし、港線は海から本市への玄関口ということで、本市を最初に印象づける道路です。そこには、景観上特に配慮が必要と計画の中でうたわれています。

加えて、来年からの都市マスタープランでは、港線沿線が今後産業ゾーンに指定されるということで、今後の周辺環境の変化も予想されている路線でもあります。

しかしながら、これまでは安全を第一に箇所ごとのコンクリート被覆を実施している状態であり、路線全体への景観の配慮、そして統一感に対する意識が私自身にもありませんでした。

先ほど答弁でおっしゃったように、防草工法は主に4種類、港線のように植樹帯に良好な景観が求められるのであれば、今後路線に対する統一的な防草工法を示し、計画を進めるべきではないかと思うところです。この点についての考えをお示してください。

また、防草対策を実施する道路に関しては、防草の工法を含めた計画を沿線の自治会やまちづくりセンターの職員さんへ情報を提供していただけないでしょうか。除草の要望を繰り返している周辺の住民の方々の不安や不満が軽減し、なおかつ防災対策に対しても理解が深まると考えます。都市建設局長、お願いいたします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 現在、主要地方道熊本港線の防草対策につきましては、地域からの御要望や安全性等を優先し、先行的に交差点部へのコンクリートによる被覆などを実施しております。

当該路線は、来年度から計画的に対策を講じることとしておりまして、議員御指摘のとおり、景観上の配慮や費用対効果なども含めまして総合的に検討を行いまして、路線として統一した方針で対策を講じてまいります。

他の路線につきましても同様に、取組の推進に当たりましては、御提案のとおり、地域の皆様の御理解が不可欠でございますことから、計画の路線や広報、施工時期等の決定後、速やかに地元自治会等に情報提供を行うなどより一層のコミュニケーションを図りながら、安全で美しい町並みの維持に努めてまいります。

〔10番 古川智子議員 登壇〕

○古川智子議員 ありがとうございます。

景観、安全面、費用対効果を総合的に検討し、統一感のある対策を実施すること、そして計画路線の工法や施工時期を地元自治会など情報提携するとおっしゃっていただき、本当にありがたく思っています。ありがとうございます。

当該路線もしかり、熊本市の防草対策が強力に推進され、防草対策への市民の不満や不安、そして行政の負担が大きく軽減することを期待しております。

続いての質問です。

津波対策です。

熊本市において、現状では津波が発生した際に浸水するエリア、浸水する深さは公表されておりますが、津波の到達予想時間が公表されていなかったため、今年3月の第1回定例会にて、それを調査するようにと県への申入れを質問で取上げさせていただきました。危機管理の部署には大変お世話になりました。

おかげさまで、県はその津波到達予想時間の調査結果を年内に発表するとしております。

今回の質問では、その予想時間調査結果後の熊本市の計画を問います。

東日本大震災後、津波対策を総合的かつ効果的に推進することなどを目的として制定された津波対策推進法。その中には、津波が発生し、またそのおそれがある場合における避難場所、避難経路など、住民などの迅速・円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、公表するよう努めなければならないとされています。

その計画には、避難対象地域、避難困難地域、緊急避難場所・経路などについても定める必要があるとされています。この避難困難地域とは、津波到達予想時間までに避難対象地域の外に避難することが困難な地域です。

ここで、政策局長へ2点お尋ねします。

県の公表を受けた後、市として避難困難地域の特定をどのように進めていきますか。実施するタイミング・手法を含めてお答えください。

2点目、避難困難地域として設定すべき地域があった場合、その地域に対しては、避難施設の整備や垂直避難が可能となる既存建物との連携などが必要になるかと思えます。具体的にどのような対策を講じますでしょうか、その対策にかける時間的スケジュールも含めて教えてください。

〔三島健一政策局長 登壇〕

○三島健一政策局長 津波避難困難地域の特定の進め方でございますが、県が公表する津波到達予想時間を基に、避難に要する時間と避難可能な経路や距離を地域ごとに設定した上で、津波の到達時間までに安全な場所に避難することが困難な地域を津波避難困難地域といたします。

また、津波避難困難地域の抽出と合わせて、当該地域内における垂直避難等の具体的な避難場所についても設定する必要があります。

今後、他都市の事例等を研究し、効果的な対策について検討を進めますとともに、市民の皆様には津波の脅威や避難行動について周知に努めてまいります。

〔10番 古川智子議員 登壇〕

○古川智子議員 ありがとうございます。

津波の到達予想時間の公表後、津波避難困難地域を抽出すること、そして困難地域には垂直避難の具体的な避難場所の設定が必要であり、他都市の事例を見て効果的な対策の検討を進めると明快なお答えをいただきうれしく思います。

仮に、避難困難地域として設定するエリアがなかった場合でも、避難行動は必要です。避難目標となる安全エリア、避難住民の避難経路のすみ分け、その避難への目安時間など、避難行動に直結する情報を本市の地域防災計画に反映させ、また、校区の防災連絡会や地域の自主防災クラブへ情報を共有する必要があります。

今後、津波避難に関する有益な情報をどのように計画に反映させ、地区防災計画策定を推進していくのか、この点は市長にお答えをお願いします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 議員御指摘のとおり、発災時には自分の命を守るため、市民の皆様には迅速に避難行動をとっていただくことが重要であります。

本市においては、沿岸地域の皆様に対し、震災対処訓練などを通して避難行動につながるよう日頃からの備えと周知に取り組んでおります。

今後は、地域防災力の向上及び地域住民の適切な避難行動の促進に向け、県から津波到達予想時間が公表された際には、迅速に地域に共有し、地域版ハザードマップやマイタイムラインへの反映をしていただくとともに、沿岸地域における地区防災計画の策定を推進してまいります。

〔10番 古川智子議員 登壇〕

○古川智子議員 ありがとうございます。

到達予想時間は、沿岸地域に住む人たちの命と安全を守る重要な情報であり、避難行動を今後大きく変える情報です。到達予想時間公表後、迅速に地域に共有し、地域版ハザードマップ、マイタイムライン、そして地区防災計画の策定を推進してまいるということで大変安心をいたしました。地域でも、私自身も積極的に策定に向けて取り組んでまいります。

最後の質問です。

スポーツ施設の整備についてです。

熊本県は、有識者を委員とした公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議を今年から開催されています。

検討対象は、藤崎台県営野球場、熊本武道場、県立総合体育館、そして総合運動公園陸上競技場です。

先日の第2回目の検討会議では、菊陽町が新球場誘致構想を、八代市は大規模集客施設構想を発表され、民間側からは、桜十字グループが熊本ボルターズさんとともに、

県立体育館跡地へのアリーナ建設が最適であるという考えを示されて、県への早期の方針決定を促されている状況です。

3者ともに施設整備の効果や候補地の選定、事業スキームの調査、そして整理、また、施設構想に関するメリット・デメリットなど整理をされて、その整備の提案をされています。

菊陽町の整備構想では、菊陽町側が一定負担を負うことで熊本県が等の負担を最小化に努めるということも明言されて、誘致に非常に、整備に非常に積極的な姿勢を見せていらっしゃると思います。

本市の現状としては、新しい施設整備及び誘致に対する姿勢は受け身の状態であります。

ここで、市長にお尋ねします。

新しいスポーツ施設整備に関して、例えば施設の用途、土地の候補地、エリアの選定、様々な事業スキームの効果と課題の検証、メリット・デメリットなどを整理する。誘致戦略や整備戦略を練る価値は十分にあり、またその取組も誘致、整備の意思を表明するPRになります。これらの調査に関して、市長のお考えを聞かせてください。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市では、昨年度、熊本市スポーツ施設ストック適正化計画を策定し、老朽化した施設について長寿命化や機能改修など整備を行いながら、市民の皆様がスポーツを楽しむことができる環境の確保に取り組んでおります。

そのような中、県においては、藤崎台県営野球場や県立総合体育館など老朽化等の課題を抱えたスポーツ施設について、有識者による検討会議を設置し、公民連携による整備の方向性について検討が始まったところです。

本市としても、県が設置いたしました検討会議に事務局として参画しておりまして、引き続き県と十分に連携を図りながら、可能な限り協力を行ってまいりたいと考えております。

〔10番 古川智子議員 登壇〕

○古川智子議員 これまで市が持つ既存の施設に関しては、様々な検討がなされてきたことは承知をしております。私が申し上げているのは、本市でもスポーツ施設整備のあらゆる可能性を探り、土地、事業スキーム、資金調達の方法など情報整理をしてみてもという考えをお願いしているんです。

先ほどおっしゃったように、昨年、熊本市スポーツ施設ストック適正化計画を策定されています。既存の施設を長寿命化するか、集約していくか、または廃止していくかなど、整備手法の今後の方向性をその中で公表をしていますが、その中で水前寺競技場は令和4年に外壁改修をして延命化を図っています。

しかしながら、目標耐用年数70年を超えてもう現在築73年、全体的な老朽化は課題です。また、隣の水前寺野球場に関しては、築35年ではあるものの、競技場と同じく大規模大会の際の駐車場不足の課題を持つ現状であります。両者とも計画の基本方針

は、企業を保持させるため改修を行っていくとその計画の中ではされています。

しかし、この両施設は根本的な課題を抱えており、都市公園内の運動施設であるために、法令上建て替える場合には、用途や建築面積などが制限をされてしまいます。今後の運動施設の設備や機能の強化を考えるならば、施設移転についても考えなくてはならないのではと思います。

これまでの議論の過程で、法令的なことも含めて野球場と競技場、この2つの施設の移転について考えられた経緯はありましたでしょうか。あれば、どのような議論の経緯で現在の計画に落ち着いたのか、教えてください。

現在、まさに県が野球場や競技場の今後を検討していることから、県と市と民間、いわゆる官官民による野球場、競技場を県市共同で整備していくことも含め、あらゆる手段を県と協議すべきだと考えます。

今後、それらに関して、県と本市とで課題共有など協議したいという意思、強い意思、または予定はありますでしょうか。経済観光局長、お願いいたします。

〔村上和美経済観光局長 登壇〕

○村上和美経済観光局長 熊本市スポーツ施設ストック適正化計画の前提となります熊本市公共施設等総合管理計画におきましては、施設の目標耐用年数を70年としているところでございまして、水前寺野球場につきましては、耐用年数を超えていないことから、必要な改修を行いながら機能保持を図っているところでございます。

一方、水前寺競技場につきましては、目標耐用年数の70年が近づいていたことから、令和2年度に施設の劣化度調査を行い、その結果を踏まえ、令和4年度から外壁改修など施設の延命化を行ってきたところでございまして、今後は関係法令等踏まえまして、施設の在り方について検討が必要と考えております。

次に、県との連携につきましては、先ほど市長がお答えいたしましたとおり、今年度県が設置した検討会議に本市も事務局として参加しておりまして、先日開催されました第2回の検討会議におきましては、本市のスポーツ施設の現状と課題について情報共有を図ったところでございます。

今後とも県と十分連携を図りながら、可能な限り協力を行ってまいります。

（「そもそも目標値が違うね」「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）

〔10番 古川智子議員 登壇〕

○古川智子議員 今後、競技場については、関係法令を踏まえ、施設の在り方の検討が必要であるとお答えでした。その在り方というのは、例えば今の公園法内での検討、また、その公園法自体をどうするかを検討、もしくは施設の移転を含めて検討、じっくり話をしてほしいと思います。

施設のみならず、経済や地域の活性化を本市西・南の地域にも広げる必要があると、ここは市長も県知事も共通認識としてお持ちのはずです。スポーツ施設、スポーツや多様な機能などを含め、ニーズの受皿となる施設、収益性の観点、経済効果を見

込む複合的な機能を持つことや、交通の利便性など調査をして議会や市民とも議論をする中で、最終的にその可否を判断してほしいと思います。

受け身の姿勢ではなく、主体的に調査をし、可能性を探り積極性を持って県と協議していただくよう改めて強くお願いいたします。

以上、用意しました質問は全てさせていただきました。お忙しい中に傍聴席にお聞きにくださった皆様、本当にありがとうございます。そしてインターネットでも御視聴いただきました皆様も本当にありがとうございます。

これから議員として、また今後も国家感を持って活動をしてまいります。ありがとうございます。（拍手）

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

島津哲也議員の発言を許します。島津哲也議員。

〔17番 島津哲也議員 登壇 拍手〕

○島津哲也議員 皆様、こんにちは。議席番号17番、市民連合の島津哲也でございます。

本日は、市議会議員になってから2,047日のよき日に、通算9回目の一般質問の機会をいただきました先輩並びに同僚議員の皆様我心から感謝申し上げます。

本日はこのネクタイを着用しているので、年収の103万円の質問をするのではと思っている方がいらっしゃるかと思いますが、この件につきましては、国会の方で議論されておりますので、今回も今まで同様、市民や地域の課題を中心に、御支援いただいている皆様の声を交えながら質問させていただきます。

本日ももちろん緊張しておりますが、精いっぱい頑張りますので温かく見守っていただくようお願い申し上げます。早速ではあります、質問に入りたいと思います。

まず最初に、交通安全おじさん活動で気づくことということで質問させていただきます。

私は朝の活動で、子どもたちが安心・安全で通学できるよう交通安全おじさんに取り組んでいます。やり始めたきっかけは、朝からの交通量が物すごく増えてきており、その中で子どもたちが歩きや自転車で通学しており、信号がない横断歩道での停車率がかなり低かったこと、朝夕の交通事故が多かったことです。

私が主に対応している場所は、高橋西神社入り口そばの横断歩道で、朝から通学中中高生が100人ほど通ります。市内方面から来る場合、橋を通過すると下り坂になっ

ているので、しっかり意識しないと急には止まれず、横断中のこどもたちへ危険が及ぶ可能性があります。実際、私がこの活動を始める前には、朝夕に自動車同士の追突事故や自転車、歩行者との接触事故が数件発生しており、中には死亡事故があったそうです。

そこで、2018年11月1日から、こどもたちや地域の皆様の安全のために、朝から時間が取れる日は対応しようと決意し、交通安全のベストを着用し、安全の旗を手に取り、交通安全おじさんを始めました。初めは存在になかなか気づいてもらえないことが多く、こどもたちから「誰だ、このおじさん」的な目線で見られるよう感じておりました。私も初めての活動だったのでどのようにしていいのか、試行錯誤する中で、できるだけ大きな動作で対応すること、大きな声で挨拶をすることを心がけました。

すると、運転手からどうぞと渡らせてもらうしぐさをいただいたり、こどもたちからはお礼の言葉や笑顔をいただくようになりました。正直なところ、この活動を始めた頃、やれない理由を見つけてはさぼってしまう日もありましたが、今では自分自身生活の一部となり、やらないと1日のリズムがつくれないうほどになりました。

以前は、全国で見ても本県の横断歩道の停車率はかなり低く、九州でもワースト1だったように聞いております。ここ最近はちょっと改善されたというふうにお聞きしておりますが、いかがでしょうか。横断歩道の停車率の状況が分かれば教えてください。文化市民局長、御答弁をお願いします。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 横断歩道の停車率につきましては、一般社団法人日本自動車連盟が行っている「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況調査」によりますと、熊本県は2019年調査時点で停車率が11.0%、全国33位でございました。

そのため、県警や交通指導員等と連携いたしまして、歩行者が手を上げ、ドライバーに一時停止を促す「てまえ運動」に取り組むとともに、横断歩道に関する交通ルールの周知徹底などに取り組み、2024年調査では74.8%、全国4位と大きく改善しているところでございます。

〔17番 島津哲也議員 登壇〕

○島津哲也議員 2019年、停車率11%、全国33位から2024年、停車率74.8%、全国4位と大幅に改善となっているのは非常にうれしく思いますし、私の活動も少しは貢献できているような感じがします。

（「めでたい質問だ」と呼ぶ者あり）

○島津哲也議員 自分で褒めたいと思います。

改めて交通安全指導員重要性を感じており、この停車率実績を継続していき、こどもたちが安心・安全で通学できるよう、日々の活動を頑張っていきたいと思います。

私も交通安全おじさんの活動を始めて、おかげさまで7年目となりました。先ほど申し上げたとおり、朝から楽しく活動しております。

そのような中、自治協議会の会議で交通指導員の話が出ました。活動内容としては、毎月1日、10日、20日に朝の交通安全活動を行い、熊本城マラソンや藤崎宮秋の例大祭、また、地域のイベントなどの交通安全にも活動いただいております。

池上校区には4名の交通指導員がいらっしゃいますが、4名全員が80代です。今も頑張っておられますが、病気やけがをされたとき、頭数が減るためなかなか対応が厳しかったとお聞きしました。

そのようなこともあり、池上校区自治会、交通安全協会と相談の上、今年4月から交通指導員の職をいただきました。今までの活動とあまり内容は変わりませんが、制服を着用して活動することで一段と気が引き締まり、心地よい緊張感を持って対応ができております。

交通安全指導員になった今年8月には、新人研修が開催されましたので参加いたしました。研修には30名ほどの参加者がいたしました。あまり詳しくお聞きはしませんが、後ろから見る感じ私より人生の先輩方がほとんどでした。

私を感じたのは、自治会やPTAの役員など成り手不足が問題視されている中、新人研修にこれだけの先輩方が来られているのに驚きましたし、研修でも情熱を持った質問があり、私自身も圧倒されました。本当に感謝の気持ちでいっぱいになりました。

どの校区でも、交通指導員は朝の活動になりますし、イベントなどは休日対応になることから、働き盛りの世代から声が上がらないような気がしますがいかがでしょうか。

本市各校区の現状や今後のことを想定しての取組があれば教えてください。文化市民局長、御答弁をお願いします。

〔早野貴志文化市民局長 登壇〕

○早野貴志文化市民局長 熊本市交通指導員につきましては、平成29年4月で389名でございましたが、令和6年10月末現在で366名と徐々に減少しているものの、未配置校区・地区は本年7月に解消しているところでございます。

また、全体の平均年齢は68.4歳となっており、校区・地区によっては、交通指導員の高齢化や新たな担い手の確保が課題となっております。

今後、さらなる担い手の確保に向け、活動内容や重要性について情報発信を行ってまいりますとともに、現役の交通指導員が抱える課題等についてアンケートを実施してまいります。

〔17番 島津哲也議員 登壇〕

○島津哲也議員 交通指導員の全体人数は減っているものの、未配置校区や地域が解消していることについての御協力には、心から感謝申し上げます。

交通指導員の高齢化や担い手不足は課題認識されており、対策を講じられるとのことですが、先ほど話したとおり、自治会やPTA役員同様難しい問題と思います。

池上校区では、安全運動期間中にPTAの保護者以外でも、JA熊本市の職員さんの協力をいただいております。地元企業様への協力依頼も効果的だと考えますので、

ぜひ御検討をいただきたいと思います。

あと、ここにいらっしゃる議員の皆様、地域のために重要な活動でございます。既に活動されている方もいらっしゃいます。校区の安全協会から大西市長に申請すると、快く御承認いただき、安全指導員として活動ができますので、ぜひよろしくお願いたします。

朝からの通学・通勤は自動車、バイクも多いですが、自転車も相当多いようです。特に高校生のほとんどが自転車通学をしているため、歩行者同様、安全第一で対応しています。

ここ最近多いのが、イヤホンを着用して音楽を聞きながら走行する学生、スマホを片手に運転している学生、逆走している学生。皆様御存じのとおり、今年11月から自転車に関する改正道路交通法がスタートしました。自転車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向であること及び自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故が死亡・重傷事故となることが高いことから、交通事故を抑止するため新しい罰則規定が整備されました。

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備され、違反者は3年以下の懲役または50万円以下の罰金、酒類の提供や同乗者は2年以下の懲役または30万円以下の罰金、自転車の提供者は3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。

スマートフォンを手に保持して自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、違反者は6か月以下の懲役または10万円以下の罰金が科せられます。

私が気づいたときは必ず注意をしますし、そのときは正してくれますが、その他のところで見ると、スマホを片手に運転している学生を結構見かけることが多いです。学生たちに罰金を払わせないようにではなく、事故を起こさない、事故に遭わせないことが一番大切と考えますが、いかがでしょうか。

熊本県立高校では、2025年度から自転車通学時のヘルメット義務化を発表されるなど、安全面を強化する取組が進められています。本市としても、自転車利用に対する安全推進・指導をされていると思いますが、取組について教えてください。都市建設局長、御答弁をお願いします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 自転車の安全利用に関する取組につきましては、自転車活用推進計画に基づき、ちゃりんぼみちや矢羽根型路面表示等の自転車走行空間の整備を進めますとともに、小学生等を対象とした交通安全教室や自転車安全利用モデル校への支援、街頭での啓発など交通ルール、マナーの指導・周知を進めてまいりました。

そのような中、議員御案内のとおり、今般の道路交通法改正による自転車常時の罰則規定の強化や、県立高校におけるヘルメット着用の通学許可条件化を安全確保に向けた転機と捉えまして、自転車事故の多い高校生世代を対象としたヘルメットの購入

補助制度の創設に向け、今定例会に主要な予算案を上程させていただきました。

今後も安全で快適な自転車利用の推進に向けまして、県警や教育機関、地域団体等の関係団体と連携しながら、事故の未然防止を第一に、また、万が一発生した場合でも、影響が最小限となりますよう様々な手段を講じてまいります。

〔17番 島津哲也議員 登壇〕

○島津哲也議員 学生時代の移動手段は自転車が断然多いことから、大きい事故に遭わないための交通安全教室や自転車安全利用モデル校への支援は、効果的な取組だと考えます。引き続きよろしく願いいたします。

また、今定例会での予算案で上程されているヘルメット購入補助制度の創設も、いいタイミングでの提案となっていると思います。購入補助制度につきましては、対象保護者にしっかり周知できるように取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

いろいろな自転車利用に対しての取組は理解できましたが、以前から中心街の自転車について気になっている箇所があります。アーケード内は自転車で走行することが禁止されていますが、水道町境界の歩道や上通と下通の間のスクランブル交差点については、歩行者が多いときは「押しチャリをしてください」と一部書いてあるだけで、何度か歩いていると、スピードを落とさない自転車と接触しそうになったことがありました。

私たちでも怖いと感じるので、高齢者はもっとひやひやされているのではないかと思います。歩行者が多い箇所については、時間帯でも自転車走行を制限するなど何かいい案があったら教えてください。都市建設局長、御答弁をお願いします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 道路交通法では、自転車は通行が認められている歩道でありましても、原則徐行することとなっております。歩行者の通行を妨げる場合には、一時停止や押し歩きをすることとされております。

通町筋付近における自転車利用者に対しまして、本市ではこれまでも県警等と連携し、徐行の呼びかけを行いますとともに、路面等に押し歩きを促す表示を行うなどの取組を進めてまいりましたが、ルール遵守が徹底されていない状況でございます。

議員御案内のとおり、自転車利用者のみならず、歩行者や車椅子等、多様な方々が往来する町中などにおきましては、自転車の利用推進を図りつつも、誰もが安全に通行できる環境づくりが何より重要であると考えておりますことから、今後御提案の内容も含め、効果的な対策について多面的に検討を深めてまいります。

〔17番 島津哲也議員 登壇〕

○島津哲也議員 質問の趣旨を御理解いただき、また、今後効果的な対策について検討を御検討いただけるということで、ありがたく思っております。

私も学生時代に鶴屋の前の歩道を通学していたので、自転車利用者の気持ちも十分分かっているつもりです。しかし、先日も、小雨の日に自転車で転倒している高校生に遭遇しました。もしも歩行者と接触していたらと思うと気が気でなりません。歩行

者、自転車、両者とも納得のいくようなルール整備ができればいいなと考えますので、よろしく願いいたします。

これからの2項目につきましては、県警が主管になると思いますが、地域の皆様からたくさん声をいただいておりますので、市民の安全を守る道路管理者という立場から御答弁をいただきたく質問いたします。

まずは、交差点などの横断歩道の問題です。

白や黄色などで道路標識が引いてあるため、自動車の運転手は歩行者や自転車等がないか確認の上、走行されているかと思えます。しかし、長年経過したところは薄くなっている箇所が多々あります。自分で気づいたところ、地域の皆様が教えていただいたところの箇所につきましては、都度熊本南署に出向いていき、写真などを添付して提出、要望をしております。

どれくらいでできるのかと確認をすると、予算確保の上対応しますとの返答で、なかなか明確な回答がいただけません。地域の方々からすると、かわいい子どもやお孫さんが通学する箇所は、しっかり安心・安全を確保してほしいとの強い要望もあります。予算確保は十分理解しますが、学校周辺の通学路については、少し急いでいただくようなお願いはできないでしょうか。

質問を続けます。

私が住んでいる池上校区は、御存じのとおり、熊本西環状道路の池上インターが令和7年度に開通することもあり、特に朝夕の交通量が以前と比べてかなり増加しております。

そのようなことから、毎週金曜日はJ A熊本市西熊本支店の交差点で、交通安全活動を行っています。小学生たちを渡らせるときは、細心の注意を払いながら対応しています。特に黄色の防止をかぶった1年生は歩幅も小さく、無理に急がせるとけがにつながることもあり得ますので、渡らせるタイミングも悩むことがあります。

市内中心部には、歩行者専用信号に目盛りがついたものがあります。私もこの質問をすることで知ったのですが、正式名称は「経過時間表示付き歩行者信号」というらしいです。この信号はどのくらいで信号が変わるのか目に見て判断できますし、とても分かりやすいです。経過時間表示付き歩行者信号を全ての信号に取り付けるのは、かなりの費用がかかるので難しいと思いますが、大きな交差点の信号には必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。都市建設局長、御答弁をお願いします。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 通学路の交通安全に関するお尋ねにつきまして、一括してお答えいたします。

通学路の交通安全につきましては、熊本市通学路交通安全プログラムに基づきまして、学校関係者や地元自治会、交通管理者、道路管理者が合同で通学路の点検を実施し、各校区の危険箇所の把握やその対策に取り組んでおります。

このうち、横断歩道等の劣化箇所につきましても、対策時期等の調整を含め、交通

管理者と連携の上、順次対策を進めているところでございますが、議員御指摘の学校周辺など特に優先度が高い箇所に関しましては、改めて交通管理者に対し、早期対応を働きかけてまいります。

また、議員御案内の経過時間表示付き歩行者信号につきましましては、歩行者交通量の多い信号交差点などを対象に設置が進められておりまして、待ち時間が分かりやすく歩行者の安全な横断に寄与することから、さきに述べました通学路点検等の機会を活用いたしまして、設置の必要性などに関しまして個別に協議してまいります。

〔17番 島津哲也議員 登壇〕

○島津哲也議員 道路管理者である土木センター様には、日頃から地域の御要望に対して早急な対応をいただいております。誠に感謝申し上げます。

ここ最近では、小学校近くの信号付き横断歩道に西区のキャラクター、にしまるが入った「止まれシール」を作成し、安全意識向上に努めていただいていることは十分理解していますし、ありがたく思っております。

その反面では、以前、道路安全標識が折れていたのを熊本南署へ改修依頼したところ、緊急で対応しますと言われましたが、かかった日数は2か月。そうかと思うと、横断歩道で子どもがバイクに驚き、転倒してけがしたときは、いつの間にか白と緑色の横断歩道がきれいになっておりました。

すみません、かなり愚痴っぽくなりましたが、私たちは地域の声として申しているのです、子どもたちが事故に遭う前に対策してほしいというだけなのです。予算はあるのは十分承知しておりますが、今後も道路管理者としての立場からさらなる御助言をよろしくお願いいたします。

続いての質問に入ります。

次は、選挙投票率向上及び効率化の取組でございます。

衆議院解散に伴い、10月15日公示、27日投開票のスケジュールで衆議院選挙が執り行われました。能登半島豪雨災害に対する補正予算の論議が行われるだろうと予想しておりましたが、結局最短のスケジュールで行われたのは、とても残念な気持ちでございました。

毎回のごとく、選挙の投票率向上に向けた取組などを質問しようと思いましたが、今回はあまりにも選挙の準備期間が短く、選挙ポスター板の設置や選挙はがきの郵送など、本市の選挙管理委員会の皆様におかれましては、大きなミス、トラブルもなく対応いただいたことに対して心からお礼申し上げます。

ただ、全国選挙投票率は53.85%で、戦後3番目に低い数字となりました。熊本県の選挙投票率は52.06%で、3年前の選挙を4.34ポイント下回る結果となり、全国では35位、全国平均を下回る結果となりました。選挙期間中も若い世代を中心に投票に行くように声をかけましたが、なかなか実績につながることはできませんでした。

そこで、お尋ねいたします。

本市の年代別ごとの投票実績が分かれば教えてください。選挙管理委員会事務局長、

御答弁をお願いします。

〔福島慎一選挙管理委員会事務局長 登壇〕

○福島慎一選挙管理委員会事務局長 衆議院議員総選挙の年代別推計投票率についてお答えします。

まず、10代が36.3%、20代が28.7%、30代が40.1%、40代が56.8%、60代が65%、70代が66.8%、80代以降が43.8%となっており、市全体の投票率は48.9%でした。

20代が最も低く、年代が上がることに投票率も高くなる傾向は、選挙の種類を問わず全国的に同様の結果となっております。

〔17番 島津哲也議員 登壇〕

○島津哲也議員 年代別の投票率は予想どおり、20代が一番低いという結果でございました。私も以前から若い世代への研修を行っている中で、政治に無関心でいられても無関係ではいけないと言い続けてまいりました。ここ最近是我的気持ちに賛同する若者が増えてきており、選挙や政治に関心がないのは、若者だけではないという意見も受けることが増えてまいりました。

過去10年間の国政選挙で選挙投票率が一番高い県はどこか御存じでしょうか。山形県でございまして、平均で61.97%、ここ最近の国政選挙の投票率は5連覇中です。

ちなみに、熊本県は全国平均を下回る52.77%の28位でございました。

なぜ山形県の選挙投票率がどうして高いのか、これも絶対的な要因とは言えませんが、3世帯同居率が13.9%で全国1位らしいです。家族みんなで行かれているのではないのでしょうか。

このような統計もあることから、政治や選挙が大事とってくれたら、投票率向上につながるか分かりませんが、選挙や政治について家族や友達の間で話してほしいとお願いをしているところでございます。今後も選挙投票率の向上に力を入れて取り組んでまいりたいと思います。

毎回、いろいろな選挙が行われるときには、活躍するのが選挙立会人の皆様です。いつも責任感を持って対応いただく姿には頭が下がります。選挙当日は朝早くから夜遅くまで、休憩時間はあるものの必要以上に話すこともできず、スマホ操作などできない。かなり拘束されることに対しまして、誰かがやらなければならないからと前向きな言葉をいただくのには、尊敬の念しかありません。

選挙投票所といえば、学校の体育館が多いですが、次の選挙対応は来年7月の参議院選挙ではないかと思われまます。7月の体育館、非常に暑いでしょうね。選挙立会人の方からいただく要望として多いのは、暑さ対策です。毎年暑さが厳しくなるばかりで、扇風機などで対応されておりますが、選挙投票所は紙対応が多いため、なかなか難しいと思われまます。

また、今からエアコンを設置するのは、予算や施工上絶対に無理です。一部の学校では、エアコン設置されている特別教室を選挙投票所に使用されています。もしも学校との調整ができるのであれば、拡大していただくことはできないのでしょうか。選挙

管理委員会事務局長、御答弁をお願いします。

〔福島慎一選挙管理委員会事務局長 登壇〕

○**福島慎一選挙管理委員会事務局長** 投票立会人は選挙期日当日の投票所におきまして、朝7時から夜20時まで13時間の投票立会いに加え、その後、開票所まで投票箱の送致と長時間にわたり職務を担っていただいております、選挙が公明かつ適正に執行できていることに対し、深く敬意を表する次第であります。

また、次に予定されている選挙は、来年7月28日任期満了の参議院議員選挙であり、非常に暑い中での対応を想定しており、投票立会人をはじめ、選挙事務従事者の体調管理を懸念しているところでございます。

現在、当日投票所150か所のうち76か所が学校体育館を使用しており、暑さ対策としてエアコンが設置されている普通教室や特別教室などを利用できないか、教育委員会と協議を行っており、セキュリティーの問題や動線の確保などの課題が整理された学校について、次の参議院議員選挙から投票場所を変更してまいりたいと考えております。

〔17番 島津哲也議員 登壇〕

○**島津哲也議員** 前向きな御答弁ありがとうございました。

先ほどからお話ししているとおり、選挙立会人の方からいろいろな御意見をいただきながらも、責任感を持って対応いただいているだけに、私としてもうれしく思っております。全投票所がうまく調整できるとは思いませんが、可能な限り対応の方よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。

続きまして、省エネルギー機器等導入推進事業補助金についてお尋ねいたします。

本補助金は、本市における省エネルギー機器等の普及を促進することにより、地球温暖化対策の推進と災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を図ることを目的に、省エネ機器を導入する方々への予算内での補助金を交付するものでございます。

私も、電力会社の社員として省エネ機器導入に対しましては、積極的に対応してきたこともあり、毎年、年度当初に内容の方を確認させていただいております。人気がある対象機器は早く申込み終了となることから、問合せをいただいた方には早めの申請をお願いしております。毎年、各項目の申請状況に応じて予算編成をいただいていることは理解しております。

そこで、お尋ねいたします。

令和6年度の申請状況及び現時点での実績はどのようになっていますでしょうか。環境局長、御答弁をお願いします。

〔村上慎一環境局長 登壇〕

○**村上慎一環境局長** 今年度の省エネルギー機器等導入推進事業補助金の申請状況についてお答えいたします。

まず、補助メニューのうち、補助枠の上限に達したものにつきましては、省エネ家電の冷蔵庫、冷凍庫、LEDが補助枠2,500件が7月22日に、太陽光発電設備が補助枠130件が8月23日にそれぞれ上限に達し、受付を終了いたしております。

一方、補助枠の上限に達していないものにつきましては、電気自動車等が補助枠280件に対して108件、ZEHが補助枠130件に対して64件、蓄電池が補助枠80件に対して61件、エネファームが補助枠40件に対して28件、省エネ家電のエアコンが補助枠200件に対して159件となっております。

〔17番 島津哲也議員 登壇〕

○島津哲也議員 今までも予算と前年度実績を確認しながら、次年度の項目や件数を設定いただいております。ここ最近では、電気自動車など納品時期が不安定なことから、補助金申請時期や件数も年度によって異なるみたいです。予測が難しくなっておりますが、引き続き対応方よろしく願いいたします。

以前から本補助金を申請したというお話はいただいておりますが、申請の資料や方法などは詳しく聞いたことがなかったのですが、ふとしたきっかけで教えてもらったので御紹介いたします。

今回、新築されたため、エアコンと冷蔵庫を新規購入し、本補助金を申請されたそうです。申請するための提出書類を準備し、提出方法は郵送のみとなっていたので、そのとおり5月下旬頃提出されました。

その後、申請者自身も忘れていたそうですが、9月頃、申請書類が間違いなく届いたのか、現在どこまで手続が進んでいるのか心配になり、担当部署である脱酸素戦略課へ問合せされたそうです。申請書類は無事受領されており、書類審査中でした。結果的には、エアコンは補助金受領はできましたが、冷蔵庫は残念ながら補助金対象外であったそうです。

申請書類を提出してから補助金受領まで時間を要することは理解しますが、申請書類が届き、受付完了した場合、メール等の返信があってもよさそうな気がします。

また、申請書類がどこまで進んでいるのか、申請者は気になるものだと考えますが、いかがでしょうか。申請受付から補助金完了までの問合せ状況や今後の改善点などがございましたら教えてください。環境局長、御答弁をお願いします。

〔村上慎一環境局長 登壇〕

○村上慎一環境局長 今年度の省エネ家電の冷蔵庫・冷凍庫・LEDの補助につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用できましたことで、件数を前年度の1,000件から2,500件に、補助単価を前年度の1万円から2万円に拡充して実施いたしました。

その結果、市民の皆様の関心も高く、4月の受付開始から申請が集中いたしまして、交付まで3か月から4か月を要しております。

次に、審査状況につきましては、電話等での問合せに対する回答を随時行うとともに、週に一度補助金の種類ごとに申請件数と審査完了件数を市のホームページに掲載

いたしております。

今後、市民の皆様には審査状況がさらに分かりやすくなるよう、市のホームページでの掲載方法を工夫するとともに、より速やかに審査できる体制の整備を検討してまいります。

〔17番 島津哲也議員 登壇〕

○島津哲也議員 申請された方への問合せは電話で回答するとともに、ホームページを活用して申込みや申請件数を掲載してお知らせしていくとの答弁でございましたが、なかなか自分の申請分がどれなのかというのが多分分からないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

補助金申請が届きましたとのメールが来れば、少しは安心されると思います。その日に来た分をまとめてメール送信すれば、そう手間にはならないと考えますし、電話の問合せも減少すると思います。何かいい方法があれば御検討をお願いいたします。

補助金メニューの項目、金額、件数については、前年度実績を検証した上で前年度予算を考慮し、決定されているとお聞きしていますが、新たな補助金メニューの検討はされているのでしょうか。

排出ガス規制の強化により、大気環境保護と国際基準調和の観点から規制が見直され、2025年11月にガソリンエンジンを動力とする総排気量50cc以下の原付1種の生産が終了見込みとのニュースが報道されました。そのような動きもあり、現在の原付バイクから電動バイクへ移行して購入される方が増えてくることが考えられます。

他都市の状況を確認したら、東京都では令和3年度から電動バイク購入に対する補助金がありました。電動バイクはまだ高額であることから、国との補助金のセットで取り組まれているそうです。今後の動向を考えたらニーズも増えそうな感じがしますが、いかがでしょうか。

その他の機器も合わせまして、現状のニーズ状況も踏まえて、今後検討されているものがありましたら教えてください。環境局長、御答弁をお願いします。

〔村上慎一環境局長 登壇〕

○村上慎一環境局長 省エネルギー機器等導入推進事業補助金の制度につきましては、前年度の交付状況や対象機器の普及状況、国や他都市の補助制度等を踏まえまして、メニューや件数、要件等を見直してまいりました。

そのような中、今年度、補助の申請を行った方にアンケート調査を実施いたしましたところ、省エネ型テレビ、エコキュート、宅配ボックスなどの補助に対する要望がございました。

今後の新たなメニューにつきましては、引き続き市民の皆様へのニーズに加え、家庭や運輸など分野ごとの温室効果ガスの排出状況を考慮しながら検討してまいります。

〔17番 島津哲也議員 登壇〕

○島津哲也議員 新たな補助金項目については、アンケートによるニーズ調査が取り組まれているというのは非常によいと思います。特にエコキュートは私も使用しており

ますけれども、以前の電気温水器に比べて効率もよくて、電気料金も安いので大変おすすめです。ぜひメニューに入れていただきたいというふうに思います。

残念ながら、電動バイクはニーズに入っておりませんが、今後も引き続き調査動向を行いながら取り組んでいただきたいとします。よろしくお願いたします。

次の質問に入ります。

続きまして、市役所・区役所窓口の効率化取組について御質問いたします。

市役所・区役所窓口DXの推進については、少子高齢化や人口減少が進展し、市民を取り巻く環境やニーズが変化している中、利用者目線からの窓口改革、市民サービスの向上と職員の業務効率化の両立を図り、持続的可能な質の高い行政サービスを提供することを目的に取り組んでこられました。

私も、市議会議員になる前から市役所・区役所の窓口に来ることがありましたが、以前に比べてかなり丁寧かつスムーズな対応になったなど実感しているところでございます。

現在も届出ナビシステムを導入するなど窓口の業務改革に取り組んでこられ、待ち時間の短縮など一定の効果があったと聞いております。

今後についても、さらなる市民の皆様の利便性向上や職員の業務効率化を図る観点から、令和7年度中には引っ越しや死亡のライフイベントに付随する手続について、申請書に書くことがなく職員が申請内容を確認、入力し、1つの窓口で短時間に手続きが完了する「書かないワンストップ窓口支援システム」を導入する予定ということで取り組まれています。

このような中、電子申請やコンビニでの行政サービスの導入により、窓口対応が減少していることから、各県の自治体、市役所など窓口時間の短縮をする取組が出てきております。既に今年9月からは兵庫県芦屋市役所、10月1日から滋賀県彦根市役所、11月1日からは岐阜県美濃加茂市役所が窓口時間の短縮を導入しております。

九州では、初めて福岡県古賀市役所が、令和7年1月6日から8時30分から17時までの窓口時間を、9時から16時までに短縮されます。また、宮崎県宮崎市役所は、来年、令和7年6月から8時30分から17時15分までの窓口時間を、8時45分から16時30分までに短縮されます。

宮崎市役所の清山市長が窓口時間短縮のメリットとしては、窓口対応時間の減少により、政策課題の解決に取り組む時間が増えたり、職員同士で情報共有の時間が確保できるようになり、事務処理ミスの削減につながったりする効果、また、残業の減少で人件費の圧縮にもつながると期待されているそうです。

職員の働き方は大切であり、本市でも取り組んでおられると思いますが、今後窓口時間の短縮について検討されておりますでしょうか。総務局長、御答弁をお願いします。

〔津田善幸総務局長 登壇〕

○津田善幸総務局長 現在、本市の区役所等の窓口では、職員の勤務時間と受付時間が

同じであるため、始業前や終業後に準備や締め処理、ミーティング等を行うこともあります。

このため、職員の働き方改革はもとより、情報共有や業務課題の検討等に注力できる環境整備の観点から、窓口受付時間を見直すことは、市民サービスの質と業務の生産性の向上に資するものと考えています。

窓口対応時間の短縮につきましては、本市でも現在、具体的な検討を進めているところであり、できる限り早期の実施に向けて取り組んでまいります。

（「しっかりお願いします」と呼ぶ者あり）

〔17番 島津哲也議員 登壇〕

○島津哲也議員 具体的な検討を進めており、できる限り早期実現に向けて取り組むと力強い御答弁をいただきました。誠にありがとうございます。

本市の職員さんからも希望の声が多く、また、労働組合からも要望されていると聞いております。民間会社でも、今どき就業時間イコール営業時間との企業はあまり聞いたことがございません。今から就職する若者の間でも、賃金も大事だが、労働環境や処遇、働き方改革などを重視しているとのアンケート結果も出ているようです。

現行制度を変更するに当たり、窓口来所されるお客様の声を大切に、また、さきに導入されている自治体の状況を踏まえながら、ぜひぜひ窓口の時間を短縮に向けて早急に取り組んでいただきますことをお願い申し上げます。

これで、私が準備をした質問は全て終わりました。丁寧に御対応いただきました執行部の皆様、質問準備に当たり御協力いただきました議会局の皆様、誠にありがとうございました。

また、年末の平日にもかかわらず、傍聴に来ていただいた皆様、インターネットの中継で御覧いただいた皆様、長い間お付き合いいただき、誠にありがとうございます。

今後も皆様のお役に立ち、身近に感じていただけるような議員になれるよう地域の皆様との会話を大切に、皆様からいただく小さな声を市政に届けてまいりますので、引き続き御支援をよろしく申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時59分 再開

○寺本義勝議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺本義勝議長 一般質問を続行いたします。

吉田健一議員の発言を許します。吉田健一議員。

〔18番 吉田健一議員 登壇 拍手〕

○吉田健一議員 皆さん、こんにちは。公明党熊本市議団の吉田健一です。

傍聴席においでいただいた皆様、お越しいただき、誠にありがとうございます。

今回も、市民の声や身近な話題などを中心に質問してまいりたいと思いますので、大西市長はじめ、執行部の皆様、何とぞよろしく願いいたします。

さて、我が吉田家も、今年10月をもって結婚5周年を迎えることができました。

（「おめでとう」と呼ぶ者あり）

○吉田健一議員 ありがとうございます。初当選と同じ年に結婚でしたので、2019年ですから議員としても5年がたちました。ありがたいことにその結婚の際、大西市長から心温まるお祝いの御挨拶を頂戴したこと、今も忘れておりません。

特に心に残っているのが、初めての一般質問でごみ問題について取り上げたことから、大西市長から結婚生活の秘訣として、ごみ出しは吉田議員が率先して取り組んでくださいねというアドバイスをいただき、今日まで御指導どおり、毎回ではありませんが、ごみ出しを続けております。大西市長も、ごみ出し頑張っておられますか。これからも結婚生活がうまくいくように、妻から超大型ごみ、粗大ごみとして家から追い出されないように取り組んでいきたいと思っております。

そこで、最初の質問は、環境について伺います。

その中でも、本市のLED化について触れてまいります。

今、テレビでも大手家電メーカーのCMで流れていますとおり、経産省・環境省が発表した2027年をもって蛍光灯の製造が禁止となります。これに伴い、LED化の推進がどの自治体でも、民間企業でも話題となっています。

我が会派の木庭議員が、6月議会の環境水道委員会の中で、この本市のLED化について触れておられ、その際の回答では、市有施設におけるLED化率は94%であり、現在、建て替えが議論されている本庁舎等が後回しになっており、その分が残りの6%であるという趣旨でした。

私も、本市のLED化は大分進んでいるなどほっとしていたところでした。しかし、その後、他都市の状況や電気設備業界から、まだまだどこも進んでいないとの話を聞き、改めて本市の状況をヒアリングしたところ、一般会計予算における市有施設のLED化は94%ですが、そのほかの企業会計分や道路照明が進んでいないことが判明しました。

まだ交換に至っていない施設のLED化率を御紹介すると、道路照明が72%、交通局施設が53%、病院局施設が33%、上下水道局施設については25%と思うように伸びていないことが分かりました。

また、電気設備業界で心配の声が上がっているのが、全国一斉にLED化に向けて動くことで競争が起き、LED照明の在庫不足と工事業者の確保、そして昨今の物価高も相まった危機的コスト高となる現象に陥ることです。

そこで、伺いますが、LED化100%をいつまでに完了するのか、また、紹介しま

た現在交換に至っていない要因と課題、そして今後確実に競争が激化する中での解決に向けた取組を、大西市長にお伺いしたいと思います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 市有施設のLED化については、省エネルギーによる温室効果ガス排出量の削減や水銀フリー社会の実現に向けた率先取組として、熊本市役所脱炭素化イニシアティブプランに掲げる2030年度までの導入割合100%を目指して取り組んでおります。

令和3年2月から令和5年9月にかけては、学校施設や社会体育施設、市営団地など市民の皆様が利用されている1,287の施設のLED化を実施し、企業局を除く市有施設のLED化率は施設数ベースで事業実施前の5%から94%へと大きく向上したところです。

また、企業局等の施設のLED化率については、議員御紹介のとおりでございますが、2030年度の導入完了を目指し、事業効果が高い施設から順次計画的に進めております。

LED化を進めるに当たっての課題としては、財源の確保が挙げられ、補助金や起債など国の支援制度を有効に活用していく必要がございます。

また、LEDの在庫不足等の懸念については、市場の動向を注視しますとともに、市民や事業者の皆様に対しても必要な情報提供を行うなど対応を検討してまいります。

今後も本市が率先的に再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化を実施するとともに、市民や事業者の皆様の取組を促進し、2050年、カーボンニュートラルの実現を目指してまいります。

〔18番 吉田健一議員 登壇〕

○吉田健一議員 本市におけるLED照明の完了、導入割合100%は、令和12年、2030年を目指すとのこと。計画は順調のようですが、LEDは生産が必要ですし、既に熊本県下の工事業の人員不足が否めない中、残り6年でのLED化100%は心配です。そして特に財源確保が最大の課題であり、国の補助金、交付金を期待しているような状況のようです。

そこで、次の質問で、まさにそのLED化の課題となっている財源確保にもつながるグリーンボンドの発行について伺ってまいります。

グリーンボンドにつきましては、これまで私の方から提案し、一般質問の場でも取上げ、昨年実現に至りました。以前の質問の際も、今日お越しのマスコミの皆様へ情報発信をお願いしましたところ、各社一面記事や夕方のニュースで取り上げていただきましたこと、感謝申し上げます。

無事に予定どおり50億円のグリーンボンド、いわゆる環境に特化した市債を発行することができました。満額の発行ができたこと、改めて大変うれしく思う次第です。

ただ、発行することだけでなく、生み出された財源が何に使われたかが重要です。また、今年度は昨年の50億円から、いきなり半額の25億円の発行となるようです。こ

のように、提案した者として気になる点が多くありますことから、グリーンボンドについて数点伺います。

1点目に、改めて昨年度の初発行までに至る経緯と発行財源による使い道、事業をお示してください。また、購入された企業や投資家の反応もお願いします。

2点目に、今年度は昨年の半額、25億円の発行となった理由をお示してください。市場動向や他都市の状況も合わせてお願いいたします。

3点目に、現在の市場動向なども合わせた購入されやすい仕組みづくりとして、現在の10年もののほかに、3年や5年などの短期発行も取り入れるなど選択肢を増やす募集方法はいかがでしょうか。

最後に、先ほど述べました本市LED化の最大の課題である財源確保について、交付税措置のある有利な起債である脱炭素推進事業債を積極的に活用し、その資金としてグリーンボンドを充当してはどうかと考えるところですが、いかがでしょうか。財政局長、よろしくお願いします。

〔原口誠二財政局長 登壇〕

○原口誠二財政局長 グリーンボンドにつきまして4点のお尋ねに順次お答え申し上げます。

本市では、地下水保全の取組をはじめとして、環境に配慮した様々な取組を進めておりますが、これらの事業で発行する市債の資金につきまして、グリーンボンドにより調達することで、本市の環境への取組をさらに県内外にPRしていきたいとの考えから、昨年度よりグリーンボンドを発行することといたしました。

その使途といたしましては、昨年策定いたしましたグリーン／ブルーボンド・フレームワークに基づきまして、再生可能エネルギー設備の導入や緑のじゅうたん事業、グリーン適格プロジェクト、及び地下水保全のための水源涵養林整備や水道施設等の整備などのブルー適格プロジェクトに充当することといたしております。

今年3月には、本市初のグリーンボンドを御購入いただいた投資家の皆様と、市長が本市の環境保全の取組について意見交換を行う座談会を開催し、その中で地下水保全等の本市施策への賛同の声をいただいたところでもございます。

次に、発行減の理由についてでございますが、今年度の発行額につきましては、昨年度と同額の発行を予定しておりましたが、証券会社を通じて投資家需要を把握する中で、貸付金利の上昇に伴う金融機関の債券投資の減少や設備投資の増加に伴う法人等の債券投資の減少などが見られましたことから、満額発行が困難と判断し、25億円の発行としたものでございます。

特に、金利上昇を背景とした金融機関の債券投資の減少は、全国的に影響を与えておりまして、先行の他団体におきましても、本市同様に満額発行を断念している状況でございます。

また、来年度の発行に向けましては、購入されやすい仕組みづくりとして、投資家への早めの情報提供を行うなどの取組と合わせまして、議員御提案の短期債の発行に

についても検討してまいりたいと思います。

最後に、LED化への脱炭素推進事業債の活用につきましては、有利な起債でありますことから積極的に活用するとともに、グリーンボンドにより調達した資金を充当してまいりたいと考えております。

〔18番 吉田健一議員 登壇〕

○吉田健一議員 私も、先月グリーンボンドの状況確認のため、同じ政令市である福岡市と北九州市に視察に伺いました。また、そのほかの都市も調査をしましたが、どの都市も金利上昇の影響から減少傾向であることが分かりました。

ただ一方で、引き続きこのグリーンボンドによる財源確保は有効な手段であるということも、他都市の共通認識であることも分かりました。

先ほど御提案した短期債の発行も御検討いただけるとのこと。LED化の資金調達にも動くとの御答弁もありましたとおり、有効な手段として今後も市場動向、投資家の需要にも沿った発行と資金充当事業が魅力あるものとなるよう、継続した工夫と発想をお願いして、次の質問に移ります。

最初の質問で取り上げましたLED化についても、電気設備業界など民間企業からの情報共有や御要望から生まれた質問ですが、いわゆる民間活用については、幾度となくこの一般質問でも触れさせていただき、大西市長とも思いを同じくしてまいりました。

前回、9月議会の一般質問でも、筑紫るみ子議員から公民連携手法による施設整備について取り上げられた折、その中で紹介された本年7月の、本市と建築リースで国内最大手の大和リース株式会社との公民連携協定締結について御紹介いただきましたが、その橋渡し役として、私、吉田も手伝いをさせていただきました。

その7月の協定式には、大阪の大和リース株式会社本社より北社長にも御出席いただき、大西市長との懇談の場でも、短い時間でしたが面白い発想が幾つも出てくるなど、改めて本市との協定締結の喜びはもとより、公民連携の重要性と必要性を感じました。

大西市長、御決断、そして御対応、大変にありがとうございました。

大和リース株式会社としても、政令市との初の公民連携協定ということで、社内でもビッグプロジェクトとして大きく取り上げられ、同業他社や日本を代表する大手企業も注目するほどの協定となっております。

しかし、先ほどのグリーンボンドと同様、この協定が絵に描いた餅であっては意味がありません。私は協定締結がゴールではなくスタートでなければならないとの思いで、その後も出来得る限りの人脈を通じて国交省や文科省、そして民間とも連携を図っており、協定によってもたらされたと言われるような本市発展につながる事業実現を目指し、注力しているところです。

そこで、この公民連携協定に関連して数点お伺いします。

1点目に、大和リース株式会社との協定に至る経緯と締結となった見解をお伺いし

ます。

また、今後期待する効果も合わせてお願いいたします。

2点目に、締結後、様々な取組がスタートしていると思います。具体的な取組内容などの現状と、さらにこの協定をどう活用していくか、お示してください。

3点目に、改めて公民連携の重要性についての所感と、今後も同様の協定締結を含めた民間活用の促進に向けた方針、具体策がありますならお示してください。

以上、3点を大西市長に伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 大和リース株式会社は、公民連携について数多くの取組事例を持つ国内有数の企業であり、本市においても、熊本地震の際の応急仮設住宅の整備をはじめ、市有施設のLED化や小中学校のプレハブ校舎建設など、本市の様々な事業にも御協力をいただいております。

そのような中、昨年度、同社とお話する機会に恵まれ、本年7月に公民連携に関する協定を締結し、本市における諸課題に対応していくこととしました。

今後は本協定に基づき、同社の豊富な経験などを本市の施策に生かしていくことに期待をしております。

現在、施設整備や管理に関する先進事例を紹介していただくなどの取組を進めておりまして、今後は職員の意識啓発を目的とした講習会や分野ごとの事業相談会などに取り組む予定と聞いております。

行政が直面する課題がさらに複雑化、高度化する中、民間の知見やノウハウなどを取り入れていくことは、質の高い市民サービスを提供していくために大変重要なことであると認識をしております。今後も公民連携を通じた市民サービスの向上に努めてまいります。

〔18番 吉田健一議員 登壇〕

○吉田健一議員 現在、本市の各部局との意見交換や活用促進の周知を行っているようです。せっかくできた形です。たんすの肥やし、宝の持ち腐れとならぬようぜひ活用してください。

また、現在、意見交換で進んでいるのが、かねてから公明党として要望し続けている体育館へのエアコン設置です。特に文科省、国交省からの設置に向けた構造上の課題解決や補助金の引き出し方についても動いており、これができるのも大和リースが国交省とPPP協定を結び、協定パートナーに選ばれているから実現しているものです。

先日、11月24日に、熊本市震災対処実動訓練が市内全土で実施されました。私も避難所運営委員として参加しましたが、地域住民からも体育館にエアコンがほしいという声はやみません。

今週の火曜日、12月3日に行われた衆議院代表質問で、我が公明党の新代表、斉藤鉄夫代表が代表質問に立ち、まさに学校体育館のエアコン設置を5年をめどに100%

の設置を求めたところ、石破総理は公明党の提言も踏まえ、整備のペースを2倍に加速すると御答弁されました。我々公明党としても、本市の体育館空調実現に向け、これまで以上に大西市長と連携を図っていきたいと思いますので、市長、何とぞよろしくお願いたします。

次の質問は、公民連携、民間活用に関連して、今後も民間企業との連携やまちづくりにおける自治会、地域との連携にも関連する点について伺います。

それは令和2年第3回定例会、総括質疑の場で、田中敦朗議員も取り上げていらっしゃった市職員の名刺の取扱いについてです。田中議員は質疑の際に要望として、「民間企業や地域を挨拶に回る際、名刺を準備してしっかり名刺交換をしてください」と話をされました。私も思いを同じくするところです。民間活力を大きく生かしていきたいとの意向も鑑みても、しっかり名のる、知ってもらう、覚えてもらう、そしてアピールするという上でも、名刺の重要性を感じるのですが、現場は違います。

先ほどの大和リースとの意見交換の場をはじめ、民間企業を紹介する場面や地元自治会や地域行事の場でも、いまだに名刺を持ち合わせていない市職員がほとんどであり、ネームプレートを見せるのみです。本当に公民連携を進めたいという思いがあるのか、真剣に地域に信頼されたまちづくりをしたいのかと、たかが名刺かもしれませんが、されど名刺です。疑問を持つ場面が幾つもあります。

そして現在名刺を扱っていない大きな要因は、市職員のマナーという点もありますが、名刺そのものの費用に課題があるのではないのでしょうか。現在、市職員の名刺はいまだに自費で購入することが多いということで、名刺を予算化していない部署がほとんどなのではないかと推察します。それだけ聞いても残念に思いますが、銀行員として民間にいた人間から言わせると、名刺ぐらい公費で作ってやれよと正直思うところです。

そこで、伺いますが、新採用職員はもちろんですが、人事異動のたびに1職員当たり100枚程度必ず職員が名刺を持っている環境とするために、公費で名刺を準備することを要望しますが、本市の現状と今後の取組について伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市職員の名刺については、公費の効率的な執行の観点から、職員に対して一律に作成をするのではなく、業務上の必要性に応じて作成することが適切であると考えております。また、現時点においても、業務上の必要性があれば、公費で作成することは可能です。

職員が名刺を有効に活用することは、接遇マナーとしてはもとより、円滑な業務遂行にもつながるものと考えておりますことから、特に民間企業や地域と密接に連携していく職員に対しては、名刺の携帯と適切な活用を行うよう改めて指示をまいります。

〔18番 吉田健一議員 登壇〕

○吉田健一議員 市長から名刺の活用を指示されるとのこと、よろしく申し上げます。

一方で、公費で購入できるとの御答弁でしたが、購入手順の煩わしきで、実際は名刺作成に至っていないのが現状ではないでしょうか。現在、公費で請求する際は、見積書、請求書、納品書まで準備する必要があります。これだけ聞いても面倒くさいと思いますし、簡素化が必要です。

さらに言えば、そのわずらわしきから簡単に作成できる方に、つまり自己負担、ポケットマネーでの作成に陥り、そして結果、お金がかかるなら作らないという悪循環から、名刺の携帯が進んでいない現状となっているのではないのでしょうか。

市職員への意識、モラルについては、改めて指示していただけることと合わせて、市職員の皆さんが公費で名刺を作成しやすい環境づくりを一日も早く、自ら積極的に名のらない風潮を脱却するよう要望しておきます。

次の質問から多少順番を変えさせていただきます。

また、所属委員会に関連しますが、御了承いただきたいと思います。

この議会でも度々「眼鏡の吉田」と言われるようになったことは御紹介してまいりましたが、その眼鏡以外にも障がいのある方にとって生活する上で必要な用具の購入を支援する日常生活用具制度について、新たな視点から指摘させていただきます。

これまでも日常生活用具制度の必要性と、どれだけの方が助かってきたかという声を幾度となく御紹介させていただきました。

例えば「眼鏡の吉田」のルーツにもなった暗所視支援眼鏡です。国の難病指定である網膜色素変性症や緑内障に効果のあるこの眼鏡も、この日常生活用具制度のおかげで、約40万円するものが1割負担の4万円で購入ができます。

ただ、今回はその利用者の方々から疑問、改善要望を頂戴しました。現在、本市の日常生活用具制度は、全対象品目において金額が5万円以上のものについては競争見積りが行われ、より購入費用が安価な業者にて決定がなされます。

これだけ聞くと当然のように聞こえますが、例えば競争入札で決定がなされたAという眼鏡店でしか購入することができなくなるため、日頃Bという行きつけの眼鏡店があっても、熊本弁でいう「しゃんむり」A店に行って購入し、購入後の修理や検査も「しゃんむり」A店に行かなければならない状況です。

これに比べ、他都市のほとんどは1社だけの見積り、いわゆるどこの店でも購入が認められている制度となっています。

本市の現状制度を見るに、結果的に独占禁止法をも思わせるような偏った制度であり、多くの都市の中で本市のみという点だけ見ても、即改善すべきと指摘します。そしてこれが眼鏡だけではない、50種類以上ある対象品目全てにおいて、この適切だとは言いがたい運用になっていることも問題視します。

以上のことから、障がい者をはじめとする日常生活用具を求める市民が手に取りやすく、そして購入後も大事に利用していただける環境にすべきかと思います。制度の改善を求めますが、いかがでしょうか。

続けて伺います。

次は、視覚障がいのある方々の支援制度の改善についても取上げさせていただきます。

令和4年第3回定例会の一般質問で要望しておりました当時、全国初と言われた視覚障がいに特化した障がい児通所支援事業所が、本市で誕生したことを御紹介しました。その施設の障がいの状態にあった学習環境や日常生活環境のアドバイス、また、就労支援まで提供する個別対応型サービスが利用者にも大変喜ばれていることから、当時の津田健康福祉局長にも視察をしていただき、視覚障がい者団体との意見交換もしながら、この度要望していたこの施設の相談支援事業所としての措置が実現し、本年9月よりスタートしております。

まず、その事業所設立までの経緯と概要をお示してください。

そして次に、まさにこの視覚相談支援事業所ができたからこそその実績とも言えますが、支援事業所に複数届いたお声から質問します。

本市の支援制度の一つで、視覚障がいにより移動が著しく困難な方が外出する際に同行し、必要な情報の提供や移動の支援などを行う同行援護制度についてです。簡潔に申し上げますなら、先ほどの日常生活用具制度同様、他都市と比較しても、支給を受けられない状況が問題になっています。

また、さらに具体的な案件として、本制度の申請に当たって、窓口対応が適切だったとは言えない状況があったことについてもお声が届いています。特に条件の中で、家族がいても同行援護は利用できるはずですが、実際には家族が日中にいるという理由で断られた事例も確認しています。

この現状を受けて、また、他都市の同行援護制度の状況調査をしていただきましたので、その結果をお示してください。そしてその結果を踏まえた上での本市制度、合わせて窓口対応も含めた改善の必要性と今後の取組を伺います。

日常生活用具、そして同行援護、両制度の改善を大西市長にお伺いします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 議員御指摘の重度障害者日常生活用具給付事業の業者の選定につきましては、これまで一部の品目を除き5万円を超える品目については、競争見積りを実施し、より安価で購入できる業者を選定し、給付決定を行ってきたところです。

競争見積りを実施することで、申請者、本市ともに負担額が当初見積り額よりも安価となるメリットがある一方で、給付決定までに時間を要することや、申請者が日頃利用する業者とは別の業者に決定する場合もありまして、修理やアフターケア等にも不安があるという課題もございます。

本市としては、重度障がい者の方のニーズに沿った適切な支援と、迅速な給付決定や安心して使用できる仕組みづくりが必要であると考えておりまして、他の指定都市の状況も踏まえ、制度の改善について検討してまいります。

次に、視覚障がいに特化した相談支援事業所の指定につきましては、議員御案内の

とおり、視覚障がい者団体の御要望をいただいておりますが、資格相談支援センター「こころめ」が本市指定の事業所となり、本年9月から視覚障がいのある方を対象に、様々な障がい福祉サービスの申請の相談や手続等の支援を行うこととなりました。

同行援護制度とは、視覚障がいにより移動が著しく困難な方の外出時に同行をして、必要な情報の提供や移動の支援を行うサービスでございます。

他の指定都市では、家族からの介護が受けられない場合の柔軟な利用決定などが行われておりまして、今後は他都市の状況を踏まえめるとともに、当事者や関係団体から御意見を聞く機会を設け、より利用しやすい制度となりますよう検討し、当事者に寄り添った分かりやすい説明を心がけてまいります。

〔18番 吉田健一議員 登壇〕

○吉田健一議員 大西市長、改善に向けて御検討いただけるとのこと、誠にありがとうございます。

日常生活用具を御利用される方々、そして視覚障がい者の皆様が喜ばれることはもとより、これまで改善を要望されてきた関係者の皆様に、障がい福祉における大きな前進、希望となります。ぜひとも一日も早い改善をよろしくお願いいたします。

そこで、さらに大西市長へ要望ですが、全国政令市会副会長として、対象となる選定基準を国、いわゆる厚労省で統一したものを設けるよう要望をしていただきたいと思います。都市ごとで状況は違うことは百も承知ですが、対象用具や基準となる方々に大きな差はありませんし、同様の制度を導入している都市に限定すれば問題はないかと思慮します。

国が各自自治体に判断を丸投げしている状況が都市ごとに違いを生ませている最大の要因であり、その各自自治体職員が頭を悩ませているのが実態です。この点についても、お隣の福岡市やその他の都市に意見を求めましたが、まったくもって同意見でした。政令市をはじめ、全国を牽引する手腕をぜひお願いしたいと思います。

今後も福祉の党、公明党として一緒になって取り組んでまいりますので、大西市長よろしくお願いいたします。

次の質問は、本市バス停ベンチについてです。

これも2年前の令和4年第3回定例会の一般質問をきっかけに、それまではバス停近隣のクリニックなど地域企業からの提供による設置だったバス停ベンチを、超高齢社会が進展する中、より一層のバス待合環境の改善が必要との観点から、600か所のバス停に新たにベンチを設置することが決まりました。

その後、数か所に設置できたことは報告を受けており、私が所属している熊本市公共交通協議会でも再度バス停ベンチの必要性和進捗を確認しましたが、「大丈夫」という回答でした。逆に、約6年間で600か所のベンチ設置とうたっていたものを、4年間で設置完了するという期間短縮の発表もあり、期待半分、心配半分で様子を見ておりましたが、やはり心配です。

まず、直近の設置予定数と今後の進捗状況を担当局長に伺いたいと思います。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 バス停ベンチ設置事業は、バリアフリーマスタープランに基づきまして、バス停の待合環境の改善とバスの利用促進を目的に、令和5年度より設置可能なバス停から順次整備を進めておりまして、現在43か所の設置にとどまっております。

今後の整備に向けた調査を行いましたところ、現在の道路環境下におきまして、歩行空間として必要な幅員を2メートル以上確保するなどの条件を満たした上でベンチの設置が可能な箇所は、官民連携で取り組んでまいりました既設200か所を含む約400か所程度でございまして、残りの200か所につきましては、設置箇所を検討中でございます。

〔18番 吉田健一議員 登壇〕

○吉田健一議員 やはり心配が当たってしまいました。ここに来て600か所の目標が現在約200か所にとどまっております、今後設置の可能性が高い箇所が約200か所、合計400か所は設置できるとして、残りの約200か所は設置が厳しいことが分かりました。

地域住民の皆様は喜びと期待でいっぱいだったところを谷へ突き落された状況であり、私も市民の皆さんにバス停ベンチができますよと大きく喜びとして叫んでいたところですので、大変ショックです。

また、設置数が伸びていないことも問題ですが、今回の設置に向けて調査する中で、歩道の幅員など現実問題として設置ができない箇所も多く判明しました。実は、2年前の質問の元となったバス停も設置ができないことが分かり、要望者から落胆の声が出ております。

さらに心配なのは、4年間での設置に期間短縮した背景には、この事業が国の公的債を要しての設置であり、この公的債の期限が令和8年度までに短縮したことがあったと想像するところですが、進捗が低迷する中、先日、ベンチの広告募集を実施することを発表されましたが、ベンチ設置の財源確保が本当に大丈夫なのかと心配するところでは。

そこで、当初掲げていた設置数、完成期間まで目標達成が厳しいことが分かった現状を踏まえての見解をお願いします。

また、設置が厳しいとされた箇所も、やはり必要との声はなくなりません。その代替案、対策はいかがされるのか、そして財源確保についても含め、今後の方針、取組をお示しくください。

〔秋山義典都市建設局長 登壇〕

○秋山義典都市建設局長 本事業の実施に当たりましては、議員御案内の公共施設等適正管理推進事業債をはじめとした有利な財源確保に努めながら進めておりまして、かねてより検討を進めておりましたベンチ広告事業につきましても、令和7年度から募集を開始することとしておりますなど、今後も幅広く財政負担軽減策を講じてまいります。

今後、さらなる整備に向けましては、バス停周辺の民有地の活用につきまして地権者等との調整を推進いたしますとともに、道路改良を行う場合に併せて設置を検討するなど様々な工夫を凝らしながら、歩行者とバス利用者双方にとって安全で快適な空間を一つでも多く創出できるよう、スピード感を持って検討を進めてまいります。

〔18番 吉田健一議員 登壇〕

○吉田健一議員 局長から、端的に言えば引き続き頑張りますという趣旨の御答弁をいただきました。正直期待していた市民からすると、期待値が上がったとは言い難く、期待外れ感が払拭できていません。

先ほどもありましたとおり、この事業が始まって実際に1年間で設置できたベンチの数は、43か所です。残り2年間で約400か所も設置できるとは到底想像がつきませんし、達成期間を6年から4年間に短縮した点を見ても、計画を見誤ったとしか言えないのではないのでしょうか。

現在、本市において特に注目されているバス、電車、市電延伸、市庁舎建て替えなど、その事業のほとんどが都市建設関連です。注目事業もですが、バス停ベンチも大事な事業、どれ一つ見誤ったとは言わせません。注目事業だけでなく全ての事業において、市民からの期待に、そして声に説得力のある逆算した進捗事業実施を改めて要望をします。

逆に、目標達成に向けて諦めてはいないようですので、私も設置がかなわない箇所が実現できるまで、最後までやる覚悟で局長とガチンコで取り組んでまいる決意です。そのつもりで臨んでいただきますようお願いいたします。

次に、バスに関連して伺おうと思っておりましたが、要望に代えさせていただきます。

先日、路線バスを利用中、車内で御高齢の方が現金の両替をされるところに出くわしました。両替をしようとしたところ、両替できないという話になりました。理由は、乗車していたバスの両替機が、今年7月に変更となった新紙幣に対応していなかったためです。現在、路線バス5社のうち1社だけ新紙幣対応ができていないとのこと。結果、運転手が別途手元に両替用のお札と硬貨を準備していたため、無事に両替を済ませ下車することができましたが、時間がかかりました。

そこで、気がかりとなったことが、バスをはじめ、市電や本市関連施設が新紙幣に対応できているのかという点です。

そこで、それぞれ担当課に確認したところ、先ほどのバス会社は来年2月までに、市電は既に全車両対応済み、本市関連施設は全29か所のうち、熊本城や動植物園などの記念館等の発券機20か所は対応済み、残りのスポーツ施設や国際交流会館などを含む9か所は、今年度中に完了することが分かりました。

ほぼ今年度中に完了予定ということで安心はしましたが、要望する点として、皆様も御存じのとおり、路線バスは先月をもって全国IC系カード、いわゆるテンカードによる支払いができなくなり、来春までの約4か月間はくまモンのICカード、もし

くは現金での支払いに限定された形となっています。

市電については、現在検討保留となっていますが、今後タッチ決済が可能となったとしても、タッチ決済の普及が追い付いていない現状を見るに、現金による支払いが多い状況が続くのではと思慮します。

今回の決済方法の変更を「熊本ショック」と揶揄されるように、テンカードを使わないことを選択した代償、障がいが発生することは目に見えています。新紙幣の対応だけでなく、決済変更に影響するあらゆる課題解決をしっかりと研究し、取り組むことを要望しておきます。

最後の質問に移ります。

コロナ禍が明けた昨年の春先から、この議会でも課題として取り上げてきましたコロナ禍後の取組が大事だという観点から、また、地域のコミュニティ、子育て環境のネットワーク構築という点から伺ってまいります。

単刀直入に言いますなら、コロナ禍の環境から脱却できていないという点です。

例えば小中学校の運動会です。もうコロナも明けて2年がたとうとする現在でも、コロナ前では招待されていた校区内の町内役員や保育園、各種団体長にお声がかからない校区があると複数から相談がっております。

もっと言いますなら、私たち議員も同様で、学校ごとで呼ばれない校区もあるようです。「私たち議員をなぜ呼ばないんだ」と偉そうに言うわけではなく、コロナで人の分断が起きていた中から、ネットワークを再構築していくフェーズになった今、地域交流を深める上で運動会に来てもらうこと、知ってもらうことは絶好の機会であり、これまでやっていたことをなぜ今できないのかというところに疑問を持ちます。言葉を選ばなければ、コロナ禍の楽なやり方だけを継続しているのではと感じるところです。また、学校ごとに招待者が違うと、他校区との比較が起き、あまりよい傾向ではないと感じます。

この点においてよくあるのが、各学校長に責任を押しつけるケースです。「あの校長のときはよかったもんな」「あの校長になって、いっちょん何もさせらっさん」など校長に指が指されがちですが、私としては避けなければならないと思っています。

また、運動会に限らず相当な範囲の決断をしているところを鑑みるに、学校長に丸投げではなく、教育委員会がある程度の統一見解や基準をさらに設けるなど、学校長側から見た逃げ道も必要ではないかと感じる次第です。

また、逆に、ある保育園の園長先生からは、校長先生をイベントに呼んでも来てくれません。今までは来てくれていたのにという声も複数あります。

働き方改革ではありますが、この点にもおいても校区により違いがありますし、今の状況を問題視する声も聞こえてきます。

以上のケースを見ても、コロナだけが理由ではなく、単純に学校区単位での地域交流に向けた見直しの必要性を感じます。また、学校と保育幼稚園の連携だけ見ても、課題があるようです。

そこで、数点伺います。

1点目に、なぜ学校ごとで運動会や入卒式などのイベントにおいて招待者に違いがあるのでしょうか、基準を設けているのか、また、学校長判断に任せているのか、理由をお示してください。併せて、単刀直入になぜ議員を呼ばない学校があるのでしょうか。

2点目に、先ほど述べましたとおり、学校長の負担軽減という側面から、学校長の判断に任せるのではなく、教育委員会がさらなる一定の基準・ルールの策定が必要と感じます。人材不足に陥っている現状も踏まえ、お考えがあるのかお示してください。

3点目に、保育幼稚園との連携も重要です。かねてより、幼保小中連携の必要性がうたわれてきましたが、しかしながら、校区ごとで温度差があるように感じますし、現状不足していると言わざるを得ません。その解決策として、文科省推奨の「幼保小架け橋プログラム」という事業がありますが、本市の取組状況はいかがでしょうか。

学校を束ねる教育委員会、保育幼稚園との連携を図ることも局が、縦割りではなく横断的な動きが必要と思いますが、見解をお示してください。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 入学式や卒業式、運動会等の学校行事への招待者については、学校と地域の連携・協働の状況に応じ、校長が判断するという事としておりました、他都市の事例を見ましても、ルールを一律に示すということは、一般的ではないと認識しております。

地域の方々や議員の招待についても、例えば日頃からの学校づくりや地域づくりにおける関係性から、校長の責任で判断されているものと考えます。

地域との良好な関係構築は非常に重要でございまして、学校行事の招待者について地域の方々から御意見がある場合には、校長が地域の方々と丁寧に話し合い、理解を得ていくことが大切ではないかなというふうに考えます。

また、幼保小中連携の推進については、本市では熊本市立幼稚園まなび創造プログラムを策定しております、文部科学省の「幼保小架け橋プログラム」のねらいと合致する内容となっております。

これらのプログラムに基づきまして、小中学校や幼稚園、保育所等に対し、幼保小中連携の重要性等を周知しておりますが、校区によって取組に差が生じているのが現状であります。

しかしながら、各校区において幼保小中の連携は着実に進んでおりました、日頃の子ども同士の交流や職員の合同研修会、中学校区で年に3回行われる幼小中連携の日等の取組は年々充実しております。

今後も子ども局と教育委員会が連携を図りまして、「幼保小架け橋プログラム」の促進体制の構築が図れるよう積極的に取り組んでまいります。

〔18番 吉田健一議員 登壇〕

○吉田健一議員 この各校長判断という点においては、私自身、小学生時代につらい思

い出があります。既に御存じの方も多のですが、幼少期から長年柔道をやっておりました。指導者にも恵まれ、そしてチームメイトにも恵まれたこともあり、私自身は弱かったのですが、幾度となく全国大会に出場させていただきました。

そこで、ありがたいことに「全国大会出場」という横断幕を作っていただき、各学校で掲げてもらおうと動くことに。私の通っていた柔道場は町道場でしたので、チームメイトもそれぞれ違う学校に通っていたこともあり、各学校に横断幕を掲げる依頼をしました。

ところがです。5人いるレギュラーのうち、私だけ学校からの許可をいただくことができませんでした。当時若かった私の父も怒り散らして、校長に殴り込みとは言いませんが、直談判に行ったと聞きました。結局、当時の校長から「学校の部活動ではないから」という、今聞いてもよく分からない理由でかなうことはありませんでした。

最初は、ほかの学校に通っているチームメイトは学校で飾ってもらえて、友達や保護者からも褒められて羨ましいなと感じていました。その姿を見たせいか、両親が動いてくれ、日頃からお世話になっていた自宅近所のたこ焼き屋さんの計らいで、駐車場の一番目立つ場所に飾っていただくことに。

そしてその悔しさをばねにしたか分かりませんが、6年生最後に出場した日本武道館で開催された全国大会では、ありがたくも全国優勝を果たし、日本一に。そのときの記念の横断幕は、最初から学校には相談せず、有志の方に地元地域で一番交通量の多い交差点にでかでかと飾っていただいたことは、今でも感謝しきれません。

長くなりましたが、私の昔話をさせていただきました。分かりやすく、運動会に呼ぶ、呼ばないというテーマを取り上げましたが、そういうお声が出ている時点で地域連携ができているとは言えません。なぜ呼ばれなくなったのかをしっかりと周知も含め、理解し合える日頃の連携が必要です。

また、学校長判断に委ねる体制が全て悪いとは言いません。しかしながら、これまでの歴史やこの議会内でもそうですし、また、本市教育委員会の人材不足である現状を見ても、学校長に丸投げにならない、負担軽減につながる支援体制づくりの必要はあると思います。

ぜひとも、これから地域と子どもを育てるという大命題に沿う、全庁挙げての環境づくりを強く求めておきます。

以上で、準備していた質問は終わりました。大西市長をはじめ、執行部の皆様、質問の機会をいただいた議員の皆様、傍聴席、そしてネット中継で御覧いただいた皆様に感謝申し上げます。

あの吉田健一も今年で40歳、厄入りとなりました。見た目とは真逆の相当重たい厄が待ち受けているかもしれませんが、ただ一方では、年齢的にも、そして見た目的にも脂の乗った吉田です。

先日の北川哉議員のハンバーガーとマヨネーズの食べ過ぎには注意しましょうとい

う鋭い質問は、私に対するメッセージだと真摯に受け止めつつ、今後も仕事や家庭、そして地域のために、皆様からの御指導、御鞭撻を賜りながら、一層精進してまいりますと決意を申し上げ、8回目の一般質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

12月7日、8日の両日は、休日のため休会したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、12月7日、8日の両日は、休会することに決定いたしました。

次会は、12月9日（月曜日）定刻に開きます。

○寺本義勝議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時54分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和6年12月6日

出席議員 46名

1番	寺本義勝	2番	大畠澄雄
3番	村上 磨	4番	瀬尾誠一
6番	山中惣一郎	7番	井坂隆寛
8番	木庭功二	9番	村上誠也
10番	古川智子	11番	荒川慎太郎
12番	松本幸隆	13番	中川栄一郎
14番	松川善範	15番	筑紫るみ子
16番	井芹栄次	17番	島津哲也
18番	吉田健一	19番	齊藤 博
20番	田島幸治	21番	日隈 忍
22番	山本浩之	23番	北川 哉
24番	平江 透	25番	吉村健治
26番	山内勝志	27番	伊藤和仁
28番	高瀬千鶴子	29番	小佐井賀瑞宜
30番	田中敦朗	31番	高本一臣
32番	西岡誠也	33番	田上辰也
34番	三森至加	35番	浜田大介
36番	井本正広	37番	大石浩文
38番	田中誠一	39番	坂田誠二
40番	落水清弘	41番	紫垣正仁
43番	澤田昌作	44番	満永寿博
45番	藤山英美	47番	上野美恵子
48番	上田芳裕	49番	村上 博

欠席議員 1名

5番 菊地渚沙

説明のため出席した者

市 長	大 西 一 史	副 市 長	深 水 政 彦
副 市 長	中垣内 隆 久	政 策 局 長	三 島 健 一
総 務 局 長	津 田 善 幸	財 政 局 長	原 口 誠 二
文化市民局長	早 野 貴 志	健康福祉局長	林 将 孝
こども局長	木 櫛 謙 治	環 境 局 長	村 上 慎 一
経済観光局長	村 上 和 美	農 水 局 長	金 山 武 史
都市建設局長	秋 山 義 典	消 防 局 長	平 井 司 朗
交通事業管理者	井 芹 和 哉	上下水道事業者 管 理 者	田 中 俊 実
教 育 長	遠 藤 洋 路	中 央 区 長	土 屋 裕 樹
東 区 長	本 田 昌 浩	西 区 長	石 坂 強
南 区 長	本 田 正 文	北 区 長	吉 住 和 征
選挙管理委員会 事 務 局 長	福 島 慎 一		

職務のため出席した議会局職員

局 長	江 幸 博	次 長	中 村 清 香
議 事 課 長	池 福 史 弘	政策調査課長	岡 島 和 彦

令和6年12月9日（月曜）

議事日程第6号

令和6年12月9日（月曜）午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 議第305号 令和6年度熊本市一般会計補正予算

第 3 議第306号 教育長の任命同意について

午前9時59分 開議

○寺本義勝議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○寺本義勝議長 日程第1「一般質問」を行います。

田中敦朗議員の発言を許します。田中敦朗議員。

〔30番 田中敦朗議員 登壇 拍手〕

○田中敦朗議員 皆さん、おはようございます。

自由民主党熊本市議団の田中敦朗でございます。

もう何度目の登壇か分かりませんが、ここに立つたびに緊張する次第であります。

本日は、私のためだけにお集まりいただきましてありがとうございます。特に、各区長さんは、中央区を除いて遠いところを来ていただきました。本当に感謝します。皆さんにとって、少しでも何かの学びになるような質問になればというふうに思っている次第であります。

また、極めてパーソナルなことですが、大西市長、お誕生日おめでとうございます。57歳ということで、骨折とコロナには十分気をつけて1年間お過ごしになれることを祈っております。

それでは、結構原稿がたくさんございまして、時間も限られておりますので早速質問に入らせていただきます。

VUCA時代の市役所について伺いいたします。

VUCAとは、Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取ったもので、物事の不確実性が高く、将来の予測が困難な状態を指す造語です。ここ数年の世界や社会を見れば、戦争、災害、気候変動、主要メディアの変容、AI、DXなど、目まぐるしい変化が起こっており、明日何が起るか、何が変わるか、分からない時代に突入していると言えるのではないのでしょうか。

そこで、私はAIに、VUCA時代の自治体の求められることは何かを聞いてみました。

その答えは多岐に及びました。詳細は省きますが、まず、柔軟な政策立案と実行、住民との協働と透明性の確保、リスクマネジメントの強化、持続可能な発展の追求、

デジタルトランスフォーメーションの推進、人材育成と組織改革、地域資源の活用と連携、グローバルな視点の導入などが挙げられました。

感心したのは、熊本市はAIが指摘していることについて、ほぼ取り組み始めているということです。指定都市として、時代に則した変化への取組に関しては称賛するところであります。

その中でも、私がVUCA時代だからこそ取り組んでほしいこと、確認しておきたいことについて、幾つかお伺いします。

まず初めに、人材育成です。

市役所組織において、政策実行、事業の最前線に立つのは、やはり課長だと考えます。これまで課長試験についてはいろいろと申し上げてまいりましたが、様々な改革をしていただいたので、ここについては、今回は触れません。

課長の昇任の条件について、提案があります。

技術職を除いてのことですが、保護課のケースワーカー、まちづくりセンター職員、議会局職員の経験をしてから課長にするということです。

保護が必要な暮らしをされている市民に向き合い、地域のために汗する市民に向き合い、市民についての現在・過去・未来に及ぶ議論が飛び交い、入り乱れる現場に立つことで、市役所職員に必要な心構えや見識、知識、胆識が身につくと考えるからです。また、課長になるということは、課のトップとして市民や企業と対応すること、決断すること、責任を取ること、議会において委員会で答弁すること、部下を導くことなど、やらねばならないことは多岐にわたります。課長になるまでに様々な能力は身につけているとは思いますが、改めて市民対応、民間対応、議会対応、組織マネジメントの研修をした方がよいと思いますが、課長に対してどのような研修が行われているのでしょうか。課長職への昇進の条件と就任後の研修について、総務局長の答弁を求めます。

〔津田善幸総務局長 登壇〕

○津田善幸総務局長 職員の入庁後のジョブローテーションやキャリアアップにつきましては、熊本市職員成長・育成方針に基づき、可能な限り、現場や事業部門、管理部門等を経験することで、幅広い能力を身につけることとしております。

特に、組織の中心的役割を果たす課長職につきましては、昇任試験等に合格した職員の中から実績やマネジメント力、企画力等の能力、資質を評価した上で登用を行っているところです。

また、課長職職員に対する研修につきましては、昇任時に、議会や報道対応、合理的配慮、ハラスメント未然防止等の研修を実施するほか、承認後3年目には、人材マネジメント研修を実施しております。

今後も幅広い分野での業務や研修を積み重ねることで、多様な課題に対応できる職員を育成してまいります。

〔30番 田中敦朗議員 登壇〕

○田中敦朗議員 御答弁ありがとうございます。

熊本市の課長職は、その働きによって熊本市を大きく変えることができる力を有しています。何が起こるか分からない時代に、強い意志と覚悟を持ち、様々な経験を経て就任し、就任後もその力を伸ばせるような体制を希求していただくように、どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、地元産業の活性化についてお伺いします。

これまで、長年実現を求めてきたスタートアップ支援、起業支援を行うクロスポイントはすばらしい事業を展開していると、私は感じています。わくわくする取組や挑戦者がつながっていく事業などをやっておりまして、これからもどんどん新たな取組を進めてほしいと思っています。この不確実な時代で、技術の伸長が激しい時代だからこそ、この起業支援とスタートアップ支援はこれからも継続して行わなくてはなりません。

そこで、新たな取組の提案ですが、感性は変化し続けますし、技術は日進月歩、若い世代の中には、40代以上は知らない、分からない様々な世界があります。そんな若い世代の背中を押すために、地元金融機関と賛同してくれる企業を募って、マネーの虎ならぬ、30代以下の、限定の熊本の虎を実施したり、大学生の起業アイデアコンテストをやってみたりしたりするのはいかがでしょうか。

経済観光局長の答弁を求めます。

〔村上和美経済観光局長 登壇〕

○村上和美経済観光局長 本市におきましては、令和4年4月に、スタートアップ支援施設クロスポイントを開設し、起業やスタートアップの支援に取り組んでいるところでございまして、2年間でイベントやセミナーなどを計718回開催し、延べ9,153人の方々に御参加をいただくなど、多くの皆様方から関心を寄せていただいております。

特に、若い世代を支援する取組といたしまして、起業家と気軽に交流できる懇親会のほか、AIやメタバースなど先端テクノロジーに関するビジネスセミナーなども開催いたしております。

加えまして、3日間かけてビジネスプランを練り上げる合宿イベントには、最年少で中学2年生の方に御参加をいただくなど、若い方々の起業家精神の醸成に取り組んでいるところでございます。

さらに、地元の金融機関や企業などとも連携し、スタートアップの伴走支援メンター、いわゆる助言者として御協力をいただきながら、ビジネスプランコンテストを通じた資金調達や事業マッチング支援にも取り組んでおります。

議員御提案の大学生向け起業アイデアコンテストなどの新たな取組につきましても、学生や学校関係者などの御意見やニーズを踏まえながら検討してまいりたいと考えておりまして、今後ともクロスポイントを中心に、若い世代の背中を押す環境を整備し、次世代の担い手を発掘、育成することによりまして、地域経済の更なる発展につなげてまいります。

〔30番 田中敦朗議員 登壇〕

○田中敦朗議員 ぜひ、様々なアイデアをどんどん募っていただいて、挑戦をお願いします。

20年前、30年前にビジネスに挑戦された方々の力で今の社会があり、スマホや遠隔会議、AIによる自動議事録、ソーシャルネットワーキングサービスなど、当時は考えられないようなものがこの社会で実現しています。挑戦できる環境を整えることで熊本発のすばらしい企業、技術が生じる可能性がどんどん高まっていくと確信しています。

先日、マーケティングについて入り口の部分を学びましたが、ブランディングには数十年から100年かかるという言葉が印象に残っています。熊本が挑戦できる、可能性あふれるまちというブランディングができるまで、ぶれずにスタートアップ起業支援を続けていただくようお願いして、次に移ります。

宿泊税についてお伺いいたします。

先日行われた衆議院議員選挙の結果により、国会では基礎控除の見直しを議論となっており、地方自治体への影響が示唆されています。国の動向により常に翻弄される地方自治体は、様々な自主財源の確保に取り組んでおり、本市も観光振興に積極的かつ継続的に取り組むための安定的な財源として、5年間の検討を経て、宿泊税を令和8年に導入することを、さきの定例会で市長が表明されました。

先の見通せない不確実な時代にあっても、歴史、伝統、自然を生かした観光産業は、人間が五感を有し、好奇心を抱き、刺激を求める限りは続くものであります。魅力ある観光都市として熊本市を確立させるための宿泊税の具体的な導入時期についてお伺いします。

また、熊本市観光マーケティング戦略に掲げる熊本振興のための基本方針や基本施策に沿って、様々な事業が展開されていくと考えています。宿泊税の税率は一律定額200円の方針とされていますが、その税収はどの程度見込んでいるのでしょうか。そして、その税収をどのような事業に使っていくことを想定しているのか、お伺いいたします。

あわせて、先日お願いしていました宿泊税を徴収していただく予定の宿泊事業者への支援についてお伺いいたします。コロナ禍が明け、旅行需要が回復する中で、TSMCの進出等によるインバウンドの増加で、近年、宿泊施設のフロント業務は確実に多忙になっています。そこに宿泊税の説明と徴収が加わればさらなる負担増となります。宿泊事業者への支援について、具体的に決まっていることがあれば、お答えください。

導入時期については市長の、税収見込みと宿泊事業者への支援については財政局長の答弁を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 議員御案内のとおり、令和6年第2回定例会において、宿泊税を令和

8年のできるだけ早い時期に導入する旨、公表させていただきました。その後、宿泊税を徴収していただく宿泊事業者の皆様に対しまして、税の導入に関する説明会等を実施し、導入時期等を含めたアンケート調査への御協力をいただきました。

そのアンケートでお寄せいただいた御意見を踏まえ、導入当初の混乱を避けるため、宿泊事業者の皆様にとって御負担の少ない時期を検討いたしました結果、宿泊税条例の施行予定日を令和8年7月1日とすることといたしました。

今後とも宿泊税の導入に向けて、宿泊事業者の皆様御意見を伺いながら準備を進め、将来的な観光振興の充実につなげてまいります。

〔三島健一財政局長 登壇〕

○三島健一財政局長 宿泊税の2点のお尋ねについてお答えいたします。

まず、宿泊税の税収見込みについてでございますが、宿泊税を200円で導入した場合、令和5年の年間宿泊者数、約353万人を基に試算いたしますと、約7億円の税収となる見込みでございます。

宿泊税は、本市の来訪や滞在の促進、旅行者の満足度向上を図る観点に留意し、観光資源の魅力づくりや旅行者に優しい環境づくりなど、熊本市観光マーケティング戦略に基づく事業に活用してまいりたいと考えております。

次に、宿泊事業者への支援についてでございますが、宿泊税の徴収方法は、宿泊事業者の皆様が、宿泊者の方々から直接徴収していただき、本市に納入していただく特別徴収を考えておきまして、その支援策として、特別徴収交付金制度並びにシステム整備費助成制度を設けることといたしております。

具体的には、特別徴収交付金制度は、宿泊税の徴収に係る労務費や決済手数料などの経常的な負担が生じることを考慮し、納期内に納入いただいた額に対し一定の率を掛けた額を交付するものでございます。

また、システム整備費助成制度は、宿泊税の導入に当たりまして、レジシステムの整備など宿泊事業者の皆様御徴収に係る環境整備に対して助成を行うものでございます。

〔30番 田中敦朗議員 登壇〕

○田中敦朗議員 はっきりと開始時期を御答弁いただいております。

また、宿泊事業者の方々としっかり話し合いを行って、負担の少ない7月1日からスタートするというところ、これこそはやはり民間と市との連携であり、こういったことを様々な分野で推進していただきたいというふうに思う次第であります。VUCA時代にあってもさらに発展し続ける町となるためには、観光を大切な産業として位置づけ、着実に伸ばしていかなくてはならないと強く感じている次第であります。

また、税収の使い道に関しては、ぼやっと御答弁がございましたけれども、細かくいろいろな提案をしたいことがあります。これまでに提案していることを改めて予算があるという観点から、一般質問で行っていきたいと思いますので、担当課でもすば

らしい検討がされることを期待して、次に移ります。

上質な生活都市実現のためにについてお伺いします。

先ほど観光のことを申し上げましたけれども、未来が不確実な時代だからこそ、本当に根本的な地域のこと、そして農業のこと、そして観光のこと、こういったぶれない、変わっていかない、大事にしていかななくてはいけないところの活性化により力を入れていくべきであると考えています。

しかし、未来につながる取組や先進的な取組に対して、市役所の担当部局、担当課は、失敗を恐れるあまりに無難な先例重視の選択肢を選んでしまっていたり、限られた予算という制約の下、新たな事業に踏み出すことを躊躇してしまっているように感じるものがままあります。

法令に基づき、着実に市が行なわなければならないものを除いた事業においては、何かの焼き直しではなく、新しいもの、おもしろいもの、価値を創出する発信力のあるもの、そして地域で暮らす様々な方々が暮らしやすくなる、そういった新たなものに対して、そして、実行した後に消費が拡大するようなものに対しても積極的に対応して実現させていってほしいと思います。

そんな野心的でチャレンジングな市役所こそが、VUCA時代に求められていると私は感じている次第であります。

そういった時代において、上質な生活都市実現に向けて、市役所に必要な人材、組織について市長はどのようにお考えになっているか、お伺いしたいと思いました。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 将来の予測が困難なVUCA時代に対応できる組織、人づくりについては、私自身も非常に重要であると考えております。

本年度改定いたしました熊本市職員成長・育成方針におきまして、価値観や地域課題の多様化、複雑化、社会経済環境のめまぐるしい変化などを想定し、職員が備えるべき行動姿勢として改革思考を掲げ、職員に対しましては、前例にとらわれず、常に新しい視点を持って行動するよう、機会があるごとに伝えております。特に管理職に対しましては、常に人を育てるという大きな視点で、職員一人一人がその能力を最大限に発揮し、活躍できる、風通しのよい職場環境をつくるよう指示をしております。

今後もVUCA時代に対応するため、私自ら職員意識の醸成に向けた強いリーダーシップを取りますことで、様々な課題を解決できる組織づくり、人づくりを進めてまいりますと考えております。

〔30番 田中敦朗議員 登壇〕

○田中敦朗議員 大西市長が地震とコロナ禍で十分に取り組みなかったであろう組織づくり、人づくりに改めて力を入れていただけそうで、大変期待している次第であります。

これまで私が議会で提案したことは、実現したものに限っていえば、早くて二、三年、時間がかかるときは5年以上かかって実現に至っていますが、実現をした後は結

局、やってよかった、早くやっておけばよかったということが幾つもあります。予算と人員の兼ね合いや、民主主義のジレンマであるということは、理解はしていますが、市長の答弁どおりの意識の醸成ができていれば、熊本市は一步も二歩も前進していたと考えると、本当にもったいないなというふうに思う次第であります。

この熊本市役所が、VUCA時代を乗り越えられる、さらにすばらしい人材あふれる、迅速で的確な政策実行ができる組織となることを期待して、次に移ります。

熊本市の土木、道路のこれからについて、お伺いいたします。

土木道路予算の枠組改革についてです。

この枠組予算、毎年設定して、予算の設定を行うということをお伺いしております。例えば、これが仮に100億円といたしましょう。しかし、この3年で、物価、そして人件費等が上がっております。当然、物価と人件費が上がれば、この100億円の枠組みが変わらなければ、今まで100できていたものが10%減、9割ほどの工事、事業しか推進できないというふうな状況に陥ってしまいます。

そうすれば、当然、道路行政や土木行政が遅滞していく、そういった状況になってしまう可能性があります。年度ごとの枠組設定の際には、やはり、物価の上昇、資材の値上がり、人件費の増、社会情勢の変化を加味した上で、財政状況と照らし合わせて、余りにも固定するのではなく、柔軟に予算を付与していくのがあるべき姿だと私は考えますが、来年度予算もある程度固定して、そういった道路、土木予算を設定していくのでしょうか。

財政局長の答弁を求めます。

〔三島健一財政局長 登壇〕

○三島健一財政局長 土木関係予算についてお答えいたします。

道路の新設や維持などの道路事業の多くは、国の交付金等を活用して実施しておりますことから、国の予算と連動した予算編成を行う必要がございます。

その上で、事業実施に当たりましては、国の交付金等の補助内示状況や物価、資材等の上昇を踏まえ、事業計画等に基づき計画的に進めるためには、一定の枠組みが必要と考えております。一方、都市計画税率の改定に伴い、道路予算を拡充しましたほか、国土強靱化への対応や生活道路修繕経費を増額するなど、これまでも柔軟に予算措置を行ってきたところでございます。

令和7年度当初予算につきましても、これまでと同様の枠組みを基本としつつ、財政状況を踏まえた予算編成を行ってまいります。

〔30番 田中敦朗議員 登壇〕

○田中敦朗議員 今回の答弁で分かったことは、熊本市の土木、道路行政は、ほぼ国の予算次第ということですか。どこの自治体でも同様ではありますが、国の果たす役割の重さをひしひしと感じている次第であります。

答弁から読み解きますと、財政局の予算づけをちゃんと行っていけば、事業計画を基におっしゃっていますので、都市建設局の計画が今後遅れることはないとおっしゃ

やっているのだろうなというふうに考えています。

これからも、都市建設局と財政局はしっかり連携して、事業が計画的に進むことを期待しています。

あわせて、財政局長からはっきりと、これまでと同様の枠組みを基本としつつとおっしゃられました。ぜひ、都市建設局は土木道路予算増額については、やはり国の交付金の増額か、そういった事業計画を盾にするか、市長の大きな政治判断が必要なようですので、それらを活用した的確な予算交渉をしていただくようによろしく願いいたします。

続きまして、工事評価点数についてお伺いいたします。

工事成績評定の採点について、これは様々な事業者から御意見をいただきます。

例えば、土木センターの場所や様々な事業、都市計画局の中の部署によってばらつきがあるのではないかとか、人によって全然採点が違うから属人的に過ぎるのではないかとか、なぜその点数になったのか分からないというようなことがあるというふうな声であります。

やはりそういった評点、点数をつける際には、合理性と客観性が担保できる評価制度であるべきでありまして、そういった声が上がるとして、そしてそれが回ってくるということ事態に問題があると考えておりまして、制度の運用が一貫したものになっていないのではないかとというふうに疑問が生じる次第であります。そういった成績評定はどのように行っているのか、お答えください。

また、先日の質疑でお伺いしたとおり、大きな全体の本当の一部ではありますが、設計にミスがあったり、地下埋設物があったり、市役所の責任等で工期が延長になる場合があります。状況次第では工事額が大きく減額になることさえあります。工事額が減った事業者は踏んだり蹴ったりです。

ですが、いろいろなやりとりがあり、ほぼ取った事業者が事業を完成されます。しかし、大幅な減額になった工事を行うことは、先日もお話ししたとおり、いいことはほぼありません。いいことがほぼない工事を全うした事業者に、せめて少しくらいいいことがあればと思い、ここで提案させていただきますが、そういった場合、工事の評価点数を大きくプラスすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上、2点を総務局長にお伺いいたします。

〔津田善幸総務局長 登壇〕

- 津田善幸総務局長 工事完成時には、工事の合否判定を行う検査に併せて、公共工事の品質確保を目的とした技術検査を行い、その際、工事成績評定を行っております。この評定におきましては、国や県と基本的に同じ基準を用いまして、主任監督員、総括監督員、検査員の3名で実施しており、議員御指摘のように、評価の合理性、客観性の確保には万全を期しているところでございます。一方で、この工事成績評定は、企業、技術者の技術力を評価するものであり、現場における変更契約に係る事項を反映させるものではございません。

今後も評定のさらなる公平性、透明性を高めていくため、研修等を通じ、職員の技術力向上を目指してまいります。

〔30番 田中敦朗議員 登壇〕

○田中敦朗議員 総務局長、御答弁ありがとうございました。

万全を期しているということですが、今後、私のところにそういった疑義が来ないようにしていただけることをぜひ、期待している次第であります。

また、工事の評価点数は、あくまでも技術をとということで、そういったこちら側のミスで加点をするものではないということを、今、はっきりおっしゃられましたね。

ですので、私は、事業者の皆さんにぜひお伝えしたいことがここにあります。いろいろなミスでもし市役所がした場合、そして大きく減額した場合、契約を破棄した方がいいのではないかと思います。一生懸命やったとしても点数が上がらない、一生懸命やったとしても工事の減額がある。結局は、経営に大打撃です。私はむしろ都市建設局の方から、これはちょっと余りにもひどい減額なので、今回は、この契約は進めない方がいいのではないかと自分から言った方がいいのではないかなとすら、私は思っている次第であります。

増額になる場合は、収入は増えますからいいんですけれども、そういったような形で現場で何かあったとしても点数が上がることは決してないということが今回の答弁で分かりましたので、そういったところに留意しながら事業者の皆さんは今後熊本市の工事に向き合っていただければなというふうに思う次第であります。

それでは続きまして、COPDとCKDについてお伺いいたします。

まず、COPDについてです。

COPDという言葉聞くのは初めての方もおられると思いますので、簡単に説明させていただきますと、COPDは、日本語で言いますと、慢性閉塞性肺疾患と言いまして、主に、たばこの煙が有害なガスの長期的な吸入によって引き起こされる呼吸器疾患です。慢性的な気道の炎症と肺の損傷により、呼吸困難、慢性的な咳、痰が特徴です。進行性の病気で、治癒することはありませんが、症状を管理することが可能な疾患です。COPDは肺の病気ですが、肺ばかりでなく、虚血性心疾患や骨粗鬆症、糖尿病など、全身に様々な病気を引き起こす可能性があります。

また、同じ量のたばこを吸っていても、COPDの人はそうでない方に比べ、肺がんのリスクは7倍から10倍と言われております。COPDの治療が不十分だとほかの病気も悪化しやすく、ほかの病気の治療が不十分だとCOPDの管理が難しくなります。COPDは、進行する前に発見し、他の病気のコントロールもしっかりすることが大切です。つまり、早期発見、早期治療が必要です。

しかし、冒頭申し上げたとおり、COPDについての認知度はまだまだ低い状況です。COPDの認知度を高める取組が必要だと考えますが、本市の取組について、健康福祉局長の答弁を求めます。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 慢性閉塞性肺疾患、いわゆるCOPDは、呼吸系の疾患の中で肺炎に次いで多い死因であることから、本年3月に策定した第3次健康くまもと21基本計画において、COPDでの死亡率の減少を新たな目標として掲げたところです。

禁煙を支援する取組としましては、世界禁煙デーに合わせた広報や、保健師による地域での啓発とともに、熊本市薬剤師会と連携して、薬局での禁煙方法の紹介や相談等を行っております。今後、専門医の作成した自己点検チェックリストの活用を推進することで、COPDの早期発見につなげてまいります。

〔30番 田中敦朗議員 登壇〕

○田中敦朗議員 COPD対策として、肺がん検診を生かしたした千葉モデル、そして先ほどチェックリストのことをおっしゃられましたけれども、COPDのチェックが簡単にできるスクリーニングなどがあります。市役所自身が設定した目標達成のため、様々な取組をしていただくようお願いいたします。

また、私、COPD対策も必要と思うんですけれども、市街地の喫煙所に対してもずっと物申しておりますけれども、このたび熊本市内で大きな関連施設を通町筋に出す予定があると伺っておりますけれども、そういうときに、その一角に喫煙所を設置するといったような、いくなれば、喫煙をする市民に寄り添った取組、そういったことも考えついて、自ら実行していただくというようなことも率先してやってほしいなというふうに思う次第であります。

続きまして、CKD対策と小児腎臓スクリーニングについて伺います。

CKD、いわゆる慢性腎臓病の患者数が人口当たり指定都市ナンバーワンの熊本市は、これまで先進的な取組を行ってきており、他都市からも注目を集めています。先日も、近いうちに視察に行きたいから担当課とつないでほしいという打診があっており、これまでの努力に敬意を払う次第であります。

今の取組を継続的に行っていけば、着実にCKD患者の総数は減少すると思いますが、さらに減少を加速していくためには、根本原因である食習慣の改善や運動習慣の定着化に取り組みつつ、医療機関と連携して、これまでにない新たな取組を行わなくてはならないと考えています。

そのうちの 하나가、今回伺いする小児腎臓スクリーニングです。乳児健診などで全てのこどもの腎臓を検査すれば、腎疾患の可能性を早期に把握でき、発症を抑制することができます。こどもの頃からの取組ということで、結果が出るのは先ですが、できる予防を早めに行える状況をつくることはとても重要だと考えます。

そこでお伺いします。

現状のCKD対策の取組と成果についてを健康福祉局長に、小児腎臓スクリーニング導入についてをこども局長に答弁を求めます。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 私からは、CKD対策の現状と成果についてお答えいたします。

本市では、人口10万人当たりの人工透析の実施件数が指定都市の中で最も多いとい

う状況を受け、平成21年度から慢性腎臓病、いわゆるCKDを重要な健康課題と位置づけ、対策を行ってまいりました。中でも、かかりつけ医が腎臓専門医に患者を早期に紹介するCKD病診連携システムを中心とした取組により、高齢化の進展とともに、全国的には増加傾向にある新規人工透析導入者数が本市においてはここ数年、減少傾向にあることから、一定の成果が上がっていると専門医の評価もいただいております。

今後も、これまでの取組に加え、CKD最大の原因である糖尿病などの生活習慣病予防のため、食習慣改善やより若い世代からの運動習慣の定着化に取り組むとともに、熊本健康アプリとの連携を強化するなど、総合的な取組を進めてまいります。

〔木櫛謙治こども局長 登壇〕

○木櫛謙治こども局長 小児腎臓スクリーニングについてお答えいたします。

慢性腎臓病は、発症後、生涯にわたる治療が必要となりますため、生活の質の確保や重症化予防の観点から、早期発見、早期治療が重要であると認識しております。

小児期における腎疾患は先天性異常であることが多いことから、その発見に有用な腎エコースクリーニングについて周知いたしますとともに、引き続き、課題や効果について研究してまいります。

〔30番 田中敦朗議員 登壇〕

○田中敦朗議員 先日の質問で、北川議員が市の発信する情報でショックを受けて、食生活を若干見直したというふうに、あの手この手でCKD対策を推進していただくようにぜひお願いしたいと思っております。

また、小児に対するスクリーニングに関しましては、周知に努め、研究するということで、実現はまだまだ遠く感じますが、これも早目にやっておけばよかったと後で言わずに済むように、早急に検討をお願いして、次に移ります。

墓地管理について、お伺いいたします。

今現在、約1万8,000区画の市営墓地管理に、年間約8,000万円の予算がかかっていると聞いております。1区画の永代使用料を全て60万円と仮定した場合、約1万8,000区画あるため、単純計算すると、収入は最高で約108億円、墓園の整備費自体が、それ相応に予算がかかっておりますので、収支については、恐らく今後はずっとマイナスになると思われまます。

私は、約1万8,000区画の墓地の管理の運営を、最初に60万円を支払うにせよ、抽選で当たったもしくは希望した市民以外の市民も支払う税金で管理し続けることの公平性に疑問があります。公平性評価を行い、受益者の利益と負担は釣り合っているかを判断し、改善を行うべきだと考えます。やはり年間の使用料を徴収すべきではないでしょうか。墓園管理、霊園墓地の対処、年間使用料の徴収の委託などを考えて、1区画から年1万円をいただければ約1億8,000万円となり、公平性が担保された持続可能な墓園行政が実現すると思っております。無縁墓地の対処も迅速に行うことができるようになりますし、墓園の植栽の維持管理も予算がないから先延ばしということもなく

なると思います。無縁墓地約900区画の対処も迅速にできると思います。お金の徴収と墓園の管理と無縁墓地の対処もお金があれば適正に民間に委託すればいいので、市役所の仕事はそんなに増えないとは思いますが。

これについては、何年も前から担当課には伝えていたのではありますが、そろそろ本気で検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

この問題は、市民の皆さんの御理解が必要なため、すぐ年間使用料を徴収してほしいというわけではありません。現状をつまびらかにした上で、本当に行政が予算をつけ続けるべきものなのかを早目に判断してほしいと思います。その上で、御理解をいただきながら何年かかけて年間使用料を取るように変えていけばいいのではないかと考えますがいかがでしょうか。

健康福祉局長の答弁を求めます。

〔林将孝健康福祉局長 登壇〕

○林将孝健康福祉局長 議員御案内のとおり、本市では桃尾墓園や小峯墓地等の市営墓地7か所を管理運営するため、指定管理料を初め、施設修繕の工事費や樹木伐採の委託費等の経費を要しており、当該経費に関しましては新規貸付時の永代使用料収入により賄うこととしておりますが、現状の貸付実績からはその全額を賄っていない状況にあります。

その要因といたしましては、少子高齢化や独居高齢者の増加等により、墓地の承継や保有に係る市民の価値観が変容するなど、一般的な墓石を伴う墓地の需要が減少している側面もあると考えており、今後の市営墓地の在り方に関しましては、多角的な議論を深めていく必要があると認識しております。

このような現状を踏まえ、議員御指摘の年間使用料の徴収につきましては、今後の議論を進めていく上で大変重要な課題であると考えており、今後、他都市における導入時の課題整理や市営墓地利用者へのアンケート調査を行うなど、具体的な検討に着手してまいります。

〔30番 田中敦朗議員 登壇〕

○田中敦朗議員 具体的な検討に着手するという事で、これまでとは違い、一步前進と受け止めます。

この課題についても、今後追いかけていきますので、できれば迅速で的確な判断をしていただきたいところですが、1万8,000区画、対象者は多く、しかも新たな負担をお願いしなくてはならないため、かなり重い決断を必要とします。どういう結論が出るかを心待ちにしておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移ります。

市庁舎建替えの効果を全市に波及をとということで、200億円を超える合併推進債の活用により将来負担の軽減が図られます。その将来負担の軽減を活用し、市民全体が享受できるメリットとなるような政策や整備をこのように行いますということを市民の皆さんに提示してはいかがかなというふうに思います。

例えば、学校体育館の耐熱化や空調、太陽光発電、充電機などの設置です。こどもたちにとっては、熱中症アラートが出て体育館で体育の授業ができるようになりますし、市民の利用者は快適に利用できるようになります。災害の際の安全も向上します。そのほかにも、生活道路の改善や除草などに対する年間予算を可能な限りで増額するというだけでもよいですし、渋滞解消のための道路改良に配分してもよいのではないのでしょうか。

また、質問でもたびたび上がっています、スポーツ関係者にとって大きな課題となっているスタジアム、野球場、アリーナ建設の一部にしてどうかなというふうに思っている次第であります。建設後の維持管理等を併せて考えると、なかなか難しいところはありますが、官民連携、県との連携を前提として、今年度に交付されるお金を充てていくということは可能なのではないかなというふうに思います。

未来を提示し、自分にどう関わっていくか、市民生活にどんな変化が生じるのかを市民が理解することによって、事業の理解も深まっていくことになるというふうに考えます。

市庁舎建替えによる合併推進債の活用が確定した後に、その活用で生じた成果をどのように市民に反映させていくかを市として提示する考えはないか、市長にお伺いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本庁舎整備には一定の財政負担が生じるものでございますが、可能な限りその負担を軽減することが重要であると考えております。

令和6年度中に実施設計に着手いたしますことで、本庁舎整備に活用できる有利な財源であります合併推進債を活用することが可能となり、市の負担を約200億円減額できる見込みであります。将来にわたる財政負担の軽減分を財源として捉え、その財源の活用の在り方を具体的にお示しすることは困難ではありますが、将来負担を軽減することが将来世代を含めた市民全体にとってのメリットであると考えます。

今後とも合併推進債の活用等によって財政の健全性を維持しつつ、こども施策や渋滞解消など、本市の重要課題に対して十分な予算配分を行ってまいります。

〔30番 田中敦朗議員 登壇〕

○田中敦朗議員 答弁を聞けば分かるとおおり、正直、無茶な質問だったなというふうには、自覚はしておりました。

今年度交付金としていただけるわけであって、補助金ではありません。お金をポンともらえるわけではありません。ただ、実際、今現在も多くの市民の皆さんに、今回の建替えに関して深い御理解と御賛同を得られているわけではないということから、あえてお伺いいたしました。

やはり、市長がおっしゃられたとおおり、メリットは、こどもたちに借金を残すわけではなくて、負担を大きく軽減できることになるということです。それが今だから急いでいます。現庁舎を使用し続けるのであれば、37年後には新庁舎を建てておかねば

なりません。その頃には、物価がさらに上がり、今予定している予算よりももっと高いお金で新庁舎を建てることとなります。そして、それまでの現庁舎改修等、狹隘化解消のための予算もかかります。今の時点で将来負担を最も減らすことができるから建替えを進めるということをしかり多くの市民に伝えていただくようお願いいたしまして、次に移りたいと思います。

限りある医療資源の有効活用についてお伺いいたします。

茨城県では、今月2日から不要不急な救急車の利用を減らすため、緊急性がない搬送だったと病院側が判断すれば、患者から料金を徴収できる制度を始めました。料金は搬送先の病院によって異なり、最大で1万3,200円が徴収されるケースもあるそうです。

これは、救急車の適正利用を促すとともに、医療現場の逼迫状況の解消や医師や看護師などの働き方改革につなげようという試みです。これは、都道府県としては全国初の取組だということです。

新たに徴収するのは、一般病床数が200以上の大病院を紹介状なしで受診する際にかかる選定療養費です。これまで救急車で運び込まれた患者は負担していなかったものです。茨城県では今後、軽い切り傷、すり傷のみの場合や微熱、全身のショック症状のない虫刺されなど、明らかに緊急性が認められなかったり、緊急性が低い場合、県内の22の大病院に緊急搬送されたケースで選定療養費の徴収対象とするとのこと。

逆に、熱中症や小児の熱性けいれん、てんかん発作などの場合、病院到着時に症状が改善し、結果として軽症と判断された場合には、救急車を呼んだ時点で緊急性があるため徴収対象とはしない制度というふうにしています。

茨城県は、緊急搬送の6割以上が大病院に集中し、このうち約半数を軽症患者が占め、中には緊急性の低いケースも見受けられるとしており、緊急医療現場のさらなる逼迫が進むと、本当に緊急医療を必要とする人への医療を提供できなくなる事態も懸念されると、新制度を導入した理由を説明しています。ただの救急車の有料化ではないと強調しており、判断に迷う場合は全日24時間利用できる茨城県救急電話相談に相談するよう、県民に呼びかけているそうです。

三重県松阪市においても、選定療養費の徴収が始まっているとのこと。熊本でも、緊急出動が増加している中で限りある医療資源を有効に活用していくためにも、本市においても導入するべきだと考えますが、消防局の見解を求めます。

併せて、転院搬送についてもお伺いします。

転院搬送とは、一旦医療機関に収容された患者が、その医療機関において急な症状の悪化やより専門的な処置を必要とするなど、緊急にほかの医療機関に搬送する必要がある場合に、医療機関からの依頼に基づき救急車が出動するものです。

消防の救急車が転院搬送を行う際には必ず満たさなくてはならない要件がありますが、その要件を満たさない転院搬送が起こっていると聞きます。限りある、貴重な医

療資源の一つである救急車が、もし安易に使われているのであれば、それはあってはならないことだと強く感じています。

そこでお伺いいたしますが、転院搬送の要件と緊急出動のうち転院搬送の件数、そのうちに要件外の搬送があったかをお答えください。

選定療養費の導入と転院搬送について、消防局長の答弁を求めます。

〔平井司朗消防局長 登壇〕

○平井司朗消防局長 限りある医療資源の有効活用について、順次お答えいたします。

まず、選定療養費でございますが、議員御案内のとおり、選定療養費の徴収につきましては、一部の地域において、救急車で搬送された患者のうち、医師の判断で緊急性が認められなかった患者も対象とされたことは承知しているところでございます。既に実施している地域では、救急出場件数が減少するなどの効果が出たという報告がある一方、重症者が救急要請を躊躇するなどの懸念事項があることもございますことから慎重な議論が必要であると考えております。

消防局といたしましては、まず、救急安心センター事業、#7119など、救急車の適時適切な利用について、積極的に広報を実施してまいります。

次に、転院搬送でございますが、転院搬送の要件につきましては、国の見解に基づき、緊急の処置が必要であること、要請元医療機関において処置が困難であること、ほかに搬送手段がないことの3つの全ての要件に該当する場合は、消防業務の範疇であると認識しております。

熊本市消防局管内では、令和5年中、約4万6,000件の救急出場のうち、約3,000件が転院搬送であり、一部の転院搬送事案におきましては、消防業務の要件に該当しないものがあつたものの、ほとんどが要件に該当するものであります。

今後も限りある医療資源の一つである救急車を有効に活用するために、転院搬送の適切な運用について関係各課と協力し、医療機関などに働きかけてまいりたいと考えております。

〔30番 田中敦朗議員 登壇〕

○田中敦朗議員 選定療養費の徴収に関しては慎重な姿勢で、まだまだ実現しそうにはありませんが、大変な状況に陥る前に調査と検討を早目にしておくことをお勧めしております。

また、転院搬送については、ほとんどという答弁が示すとおり、要件外の搬送が存在しているようであります。要件外の搬送がゼロになるように、答弁のとおり、医療機関への周知に力を入れていただくようお願いして、次に移ります。

学びの多様化についてお伺いいたします。

先日、私が会長を務めております、超党派で活動する学びの多様化地方議員連盟で、東京都のチャレンジスクールである世田谷泉高校へと視察に行つてまいりました。

チャレンジスクールとは、主に、小中学校での不登校の経験や高校での中途退学の経験により、これまで能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が、自分の目標を

見つけ、それに向かってチャレンジする高校です。昼夜間の定時制総合学科、単位制の高校で、自分のライフスタイルや学習ペースに合わせて各自時間帯、午前、午後、夜間の3部を選んで入学できます。様々な特色がありますが、3年から5年で卒業できるということでもありますとか、ボランティアや資格、バイトでも単位認定があること、授業配信やカウンセリング担当者が毎日いるといった、生徒に寄り添った学校体制など、予算も人材も機会も充実している東京都、本当にうらやましいというふうに思った次第です。

さて、現在、熊本市における長期欠席者を含む不登校の中学生は約2,000人、1学年の1割を超える600人から800人の生徒が不登校となっていると聞きます。様々な要因で不登校になった子どもたちに、多様な学びの一つであるチャレンジスクールを市として創設することについて、教育長のお考えをお伺いいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 令和5年度本市の中学校を卒業生全体の約99%が高等学校等に進学しており、不登校を含む長期欠席生徒の大半も高等学校等へ進学している状況です。

現在、本市ではどこともつながらない児童・生徒をゼロにすることを目標に、様々な不登校支援に取り組んでおり、まずは既存の取組を充実させ、社会的自立につなげることが重要と考えております。

義務教育終了後のチャレンジスクールの設立については、長期的な計画や慎重な検討が必要であると考えており、将来を見据えて研究してまいります。

〔30番 田中敦朗議員 登壇〕

○田中敦朗議員 御答弁ありがとうございました。

多額の予算と場所、そして人材も必要なことでもありまして、慎重な答弁になるということは十分に分かっておりましたが、ぜひ、そういった不登校の子どもたちが自分の能力を地域で、そして公の力で伸ばすことができる、そういった施設をつくっていくというようなことも、頭の片隅にでも構いませんので、入れておいていただければなというふうに思います。

不登校支援の学校といえばほかにも、全国で徐々に増えてきている学びの多様化学校、東京都で行われているエンカレッジスクールなどもあります。そういった公の施設だけではなく、様々な不登校の子どもたちへの支援の取組もぜひ充実していったらいいなというふうに思う次第であります。

これで、用意した質問は終わりました。

こんなに残り時間が少なくなったのは、議員人生で初めてでございます、議場の皆様にはお付き合いいただきまして本当にありがとうございました。そして、本日、傍聴していただいた皆さん、また、インターネットで傍聴していただいた皆さんに、心から感謝を申し上げますとともに、これからも市民の皆さんの声にしっかり真摯に向き合いながら、応えながら、この熊本市の未来のために働くことをお誓い申し上げます、2024年最後の一般質問を締めくくらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○寺本義勝議長 次に、日程第2 議第305号「令和6年度熊本市一般会計補正予算」を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 それでは、ただいま上程されました議第305号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

去る11月29日に閣議決定されました補正予算案において、物価高騰への対策として低所得世帯向け給付金の支給を含む経済対策が示されました。

これを受けまして、住民税非課税世帯に対する令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に要する経費を計上しております。

このほか、道路、河川、公園等における防災・減災、国土強靱化等への対応に要する経費を計上しております。

以上が補正予算の歳出の説明であります。これを賄う財源として、それぞれの歳出に見合う国・県支出金や市債を計上しますとともに、一般財源として繰越金を充当しております。

この結果、一般会計において72億4,010万円の増額、補正後の予算額は4,156億8,178万円となり、補正後の予算を前年同期と比較いたしますと、特別会計や企業会計も含めた全体の合計額では3.4%の増となっております。

以上で説明を終わりますが、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○寺本義勝議長 市長の提案理由の説明は終わりました。

それでは、議案を付託いたします。

議第305号は、これを「予算決算委員会」に付託いたします。

○寺本義勝議長 次に、日程第3 議第306号「教育長の任命同意について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

議第306号

令和6年12月9日提出

教育長の任命同意について

熊本市教育委員会教育長に次の者を任命したいので同意を求める。

熊本市長 大西一史

遠藤洋路

○寺本義勝議長 市長の提案理由の説明を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ただいま上程されました「議第306号 教育長の任命同意について」の提案理由を申し上げます。

本件は、本年12月14日をもちまして任期満了となります遠藤洋路氏を再び本市教育長に任命しようとするものであります。

遠藤氏は、昭和49年の生まれで、東京大学法学部を卒業後、文部省に入省され、以来、文化庁文化財部伝統文化課課長補佐、熊本県教育庁社会教育課長、内閣官房知的財産戦略推進事務局総括補佐などの要職を歴任されました。平成22年に文部科学省を退職されました後、青山社中株式会社の代表取締役共同代表として御活躍され、平成29年4月からは本市教育長を務められております。

遠藤氏は人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者として教育長に適任であると考え、任命同意をお願いする次第であります。

○寺本義勝議長 市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、候補者の所信表明があります。

〔遠藤洋路候補者 登壇〕

○遠藤洋路候補者 このたび、教育長候補者に御指名いただきました遠藤洋路でございます。

これまで7年8か月、本市教育のために、微力ながら力を尽くしてまいりました。その間、何度も命の危機を経験し、皆様方には大変な御心配をおかけいたしました。この場に、今日このように元気に立てておりますことを何よりもうれしく感じますとともに、お支えいただいております皆様に厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え、主体的に行動できる人を育む、これが本市教育の基本理念であります。この理念を実現するためには、学校、そして教育委員会自身が自ら考え、主体的に行動するという姿勢を持っていることが何よりも大切であると考えております。教職員の皆さん、こどもたち、保護者、そして地域の皆様の声を学校運営や教育行政に反映させ、ともに考え、ともに行動するという、これまで以上に開かれた学校、開かれた教育委員会に進化をしていかなければならないと考えています。私自身もそのような姿勢を持っているように心がけてまいります。

その進化が問われます課題を一つ挙げるとすれば、学校部活動の新しい在り方の実現です。日本の学校の誇りでもあります学校部活動を地域で支え、持続可能な形に発展させていく、この大きな挑戦に私たちは臨んでおります。まだ、日本のどの自治体も実現しているわけではありません。熊本市が先頭に立ってベストな方法を考え、そ

して実行していきたい。まさに地域とともに考え、実現する部活動が求められていると思っております。

その他、様々な課題がありますが、何事に対しても慎重に、かつ、大胆に取り組んでまいることがを表明いたしまして、私の所信とさせていただきます。引き続き御指導、そして御支援のほどをよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○寺本義勝議長 候補者の所信表明は終わりました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し、賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○寺本義勝議長 起立及び挙手多数。

よって、本案は「同意」することに決定いたしました。

○寺本義勝議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

明10日から12月18日までの9日間は、議案調査、委員会開催並びに休日のため休会いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、明10日から12月18日までの9日間は休会することに決定いたしました。

次会は、12月19日（木曜日）定刻に開きます。

○寺本義勝議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午前11時07分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和6年12月9日

出席議員 46名

1番	寺本義勝	2番	大畠澄雄
3番	村上 磨	4番	瀬尾誠一
6番	山中惣一郎	7番	井坂隆寛
8番	木庭功二	9番	村上誠也
10番	古川智子	11番	荒川慎太郎
12番	松本幸隆	13番	中川栄一郎
14番	松川善範	15番	筑紫るみ子
16番	井芹栄次	17番	島津哲也
18番	吉田健一	19番	齊藤 博
20番	田島幸治	21番	日隈 忍
22番	山本浩之	23番	北川 哉
24番	平江 透	25番	吉村健治
26番	山内勝志	27番	伊藤和仁
28番	高瀬千鶴子	29番	小佐井賀瑞宜
30番	田中敦朗	31番	高本一臣
32番	西岡誠也	33番	田上辰也
34番	三森至加	35番	浜田大介
36番	井本正広	37番	大石浩文
38番	田中誠一	39番	坂田誠二
40番	落水清弘	41番	紫垣正仁
43番	澤田昌作	44番	満永寿博
45番	藤山英美	47番	上野美恵子
48番	上田芳裕	49番	村上 博

欠席議員 1名

5番 菊地渚沙

説明のため出席した者

市長	大西一史	副市長	深水政彦
副市長	中垣内隆久	政策局長	三島健一
総務局長	津田善幸	財政局長	原口誠二
文化市民局長	早野貴志	健康福祉局長	林将孝
こども局長	木櫛謙治	環境局長	村上慎一
経済観光局長	村上和美	農水局長	金山武史
都市建設局長	秋山義典	消防局長	平井司朗
交通事業管理者	井芹和哉	上下水道事業者 管理	田中俊実
教育長	遠藤洋路	中央区長	土屋裕樹
東区長	本田昌浩	西区長	石坂強
南区長	本田正文	北区長	吉住和征

職務のため出席した議会局職員

局長	江幸博	次長	中村清香
議事課長	池福史弘	政策調査課長	岡島和彦

令和6年12月19日（木曜）

議事日程 第7号

令和6年12月19日（木曜）午前10時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 第 1 | 議第245号 | 専決処分の報告について |
| 第 2 | 議第246号 | 令和6年度熊本市一般会計補正予算 |
| 第 3 | 議第247号 | 同 国民健康保険会計補正予算 |
| 第 4 | 議第248号 | 同 介護保険会計補正予算 |
| 第 5 | 議第249号 | 同 後期高齢者医療会計補正予算 |
| 第 6 | 議第250号 | 同 農業集落排水事業会計補正予算 |
| 第 7 | 議第251号 | 同 競輪事業会計補正予算 |
| 第 8 | 議第252号 | 同 植木中央土地区画整理事業会計補正
予算 |
| 第 9 | 議第253号 | 同 奨学金貸付事業会計補正予算 |
| 第 10 | 議第254号 | 同 病院事業会計補正予算 |
| 第 11 | 議第255号 | 同 水道事業会計補正予算 |
| 第 12 | 議第256号 | 同 下水道事業会計補正予算 |
| 第 13 | 議第257号 | 同 交通事業会計補正予算 |
| 第 14 | 議第264号 | 熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部改正について |
| 第 15 | 議第266号 | 熊本市老人憩の家条例の一部改正について |
| 第 16 | 議第267号 | 熊本市水道条例の一部改正について |
| 第 17 | 議第268号 | 熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 第 18 | 議第269号 | 熊本市下水道条例の一部改正について |
| 第 19 | 議第270号 | 熊本市屋外広告物許可申請等手数料条例の一部改正について |
| 第 20 | 議第271号 | 熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について |
| 第 21 | 議第272号 | 熊本市森林学習館条例を廃止する条例の制定について |
| 第 22 | 議第273号 | 市道の認定について |
| 第 23 | 議第274号 | 同 |
| 第 24 | 議第275号 | 同 |
| 第 25 | 議第276号 | 同 |
| 第 26 | 議第277号 | 同 |
| 第 27 | 議第278号 | 同 |
| 第 28 | 議第279号 | 同 |

第 29	議第280号	同
第 30	議第281号	同
第 31	議第282号	同
第 32	議第283号	同
第 33	議第284号	同
第 34	議第285号	同
第 35	議第286号	同
第 36	議第287号	同
第 37	議第288号	同
第 38	議第289号	同
第 39	議第290号	当せん金付証券の発売について
第 40	議第291号	和解の成立について
第 41	議第292号	指定管理者の指定について
第 42	議第293号	同
第 43	議第294号	同
第 44	議第295号	同
第 45	議第296号	同
第 46	議第297号	同
第 47	議第298号	同
第 48	議第299号	同
第 49	議第300号	同
第 50	議第301号	字の区域の変更について
第 51	議第302号	工事請負契約締結について
第 52	議第303号	同
第 53	議第304号	同
第 54	議第305号	令和6年度熊本市一般会計補正予算
第 55	請願第 3号	熊本市立図書館の書籍購入方法に関する請願
第 56	諮第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 57	諮第 4号	同
第 58	諮第 5号	同
第 59	諮第 6号	同
第 60	諮第 7号	同
第 61	発議第13号	熊本市議会会議規則の一部改正について
第 62	発議第14号	熊本市議会委員会条例の一部改正について

午前 9時59分 開議

○寺本義勝議長 ただいまより本日の会議を開きます。

- 寺本義勝議長 日程に入るに先立ちまして御報告いたします。
提出された請願は、教育市民委員会に付託いたしました。

令和6年
第4回定例会 委員会付託議案一覧表

教育市民委員会

請願第 3号 熊本市立図書館の書籍購入方法に関する請願

- 寺本義勝議長 以上、御報告いたします。

- 寺本義勝議長 日程第1ないし日程第55を一括議題といたします。

順次関係委員長の報告を求めます。

予算決算委員長の報告を求めます。落水清弘議員。

〔予算決算委員長 落水清弘議員 登壇〕

- 落水清弘議員 予算決算委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について、簡潔に御報告いたします。

審査の経過といたしましては、まず12月11日に各分科会を開催し、詳細審査を行った後、12月17日、締めくくり質疑を行いました。

その内容といたしましては、議第246号、議第305号「令和6年度熊本市一般会計補正予算」については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の効果的活用について、議第271号「熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について」は、脱炭素の推進について、以上の事項について意見要望が述べられました。

かくして採決いたしました結果、議第247号ないし議第253号、議第256号、議第264号、議第267号、議第269号、議第270号以上12件については、いずれも全員異議なく可決、議第245号については全員異議なく承認、議第246号、議第254号、議第255号、議第257号、議第271号、議第305号以上6件については、いずれも賛成多数により「可決すべきもの」と決定いたしました。

これもちまして、予算決算委員長の報告を終わります。

- 寺本義勝議長 予算決算委員長の報告は終わりました。

総務委員長の報告を求めます。小佐井賀瑞宜議員。

〔総務委員長 小佐井賀瑞宜議員 登壇〕

- 小佐井賀瑞宜議員 総務委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について、簡潔に御報告いたします。

議第304号「工事請負契約締結について」は、委員より、小中学校体育館への空調設備の設置は、教育環境の向上のみならず、災害時の避難所機能確保の観点からも急務

であるため、教育委員会に限らず各局間で連携し、国の制度の活用も検討しながら設置を推進してもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

かくして採決いたしました結果、議第290号、議第291号、議第302号ないし議第304号以上5件については、いずれも全員異議なく「可決すべきもの」と決定いたしました。

これをもちまして、総務委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長 総務委員長の報告は終わりました。

教育市民委員長の報告を求めます。田島幸治議員。

〔教育市民委員長 田島幸治議員 登壇〕

○田島幸治議員 教育市民委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について、簡潔に御報告いたします。

請願第3号「熊本市立図書館の書籍購入方法に関する請願」について、種々論議があり、

一、地域書店の存続や障がい者の雇用促進に向け、関係部局間で協議を進め、地域書店からの書籍購入を推進してもらいたい。

一、地域における障がい者の社会参加促進のため、図書装備作業については、地域の障がい者支援施設等でも担えるよう検討してもらいたい。

一、本請願をきっかけに、全庁的に地域福祉を支援するという視点を取り入れてもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

かくして採決いたしました結果、議第292号、議第293号、議第301号以上3件については全員異議なく「可決」、請願第3号については全員異議なく「採択すべきもの」と決定し、本件を執行機関に送付することと決定いたしました。

これをもちまして、教育市民委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長 教育市民委員長の報告は終わりました。

厚生委員長の報告を求めます。吉村健治議員。

〔厚生委員長 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 厚生委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について、簡潔に御報告いたします。

まず、議第266号「熊本市老人憩の家条例の一部改正について」は、高齢者施設が廃止されることにより、高齢者の健康増進や憩いの場が減少する状況を憂慮するので、利用が少ない施設については、地域住民への周知広報や利活用の見直し等、十分な対策を求めたい。

旨、意見要望が述べられました。

次に、議第294号ないし議第296号「指定管理者の指定について」に関して、同一事業者による複数施設の応募に際しては、運営上必要な人員が十分に確保できるのか、

選定時に審査してもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

かくして採決いたしました結果、議第266号、議第294号ないし議第296号以上4件については、いずれも賛成多数により「可決すべきもの」と決定いたしました。

これをもちまして、厚生委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長 厚生委員長の報告は終わりました。

環境水道委員長の報告を求めます。三森至加議員。

〔環境水道委員長 三森至加議員 登壇〕

○三森至加議員 環境水道委員会に付託を受けました議第268号「熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」は、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、全員異議なく「可決すべきもの」と決定いたしました。

これをもちまして、環境水道委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長 環境水道委員長の報告は終わりました。

経済委員長の報告を求めます。日隈忍議員。

〔経済委員長 日隈忍議員 登壇〕

○日隈忍議員 経済委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託を受けました議第297号、議第298号以上2件につきましては、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、いずれも全員異議なく「可決すべきもの」と決定いたしました。

これをもちまして、経済委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長 経済委員長の報告は終わりました。

都市整備委員長の報告を求めます。平江透議員。

〔都市整備委員長 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 都市整備委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について、簡潔に御報告いたします。

まず、議第272号「熊本市森林学習館条例を廃止する条例の制定について」は、種々論議があり、

一、当館については、以前から利用が低迷していたにもかかわらず、市が適切な対応を行うことなく、今般、施設の老朽化や井戸水の枯渇等を理由に廃止提案に至ったことは、施設設置者としての市の管理責任が十分果たされてきたとは考えられず、疑念が残る。

一、指定管理者制度が導入されている施設については、適切な管理運営がなされているか、市が定期的に十分なチェックを行ってほしい。

一、森林学習館の機能が金峰山自然の家に統合されるに当たり、教育委員会に所管が移行した後においても、森林学習に関する業務など連携して行ってほしい。

旨、意見要望が述べられました。

次に、議第299号、議第300号「指定管理者の指定について」は、種々論議があり、

一、市営住宅の指定管理者の公募について、1者応募による固定化が見受けられるので、競争性が担保されるような取組を求めたい。

一、市営住宅の維持管理に当たっては、物価高騰や老朽化が進む中、増加する必要経費の捻出を局全体で検討するとともに、財政当局へ継続して予算要求を行ってほしい。

旨、意見要望が述べられました。

かくして採決いたしました結果、議第273号ないし議第289号以上17件については、いずれも全員異議なく「可決」、議第272号、議第299号、議第300号については、いずれも賛成多数により「可決すべきもの」と決定いたしました。

これもちまして、都市整備委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長 都市整備委員長の報告は終わりました。

以上で関係委員長の報告は終わりました。

別に質疑の通告がありませんので、これより採決に移りますが、議第246号、議第305号以上2件については、別途討論の通告が提出されておりますので、これを後回しにし、その他の案件について採決いたします。

それではまず、議第254号、議第255号、議第257号、議第266号、議第271号、議第272号、議第294号ないし議第296号、議第299号、議第300号を除き、一括して採決いたします。

関係委員会の決定は、議第245号は「承認」、議第247号ないし議第253号、議第256号、議第264号、議第267号ないし議第270号、議第273号ないし議第293号、議第297号、議第298号、議第301号ないし議第304号はいずれも「可決」、請願第3号は「採択」となっております。

関係委員会の決定どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、いずれも関係委員会の決定どおり確定いたしました。

次に、議第254号、議第255号、議第257号、議第266号、議第271号、議第272号、議第294号ないし議第296号、議第299号、議第300号以上11件を一括して採決いたします。

以上11件に対する関係委員会の決定は、いずれも「可決」となっております。

関係委員会の決定どおり決定することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○寺本義勝議長 起立及び挙手多数。

よって、いずれも関係委員会の決定どおり確定いたしました。

これより、議第246号、議第305号、いずれも「令和6年度熊本市一般会計補正予算」以上2件について、一括して討論を行います。

上野美恵子議員より討論の通告が提出されておりますので、発言を許します。上野美恵子議員。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

議第246号並びに議第305号「2024年度熊本市一般会計補正予算」について、問題点を指摘し、討論を行います。

今回の補正予算は、物価高騰の影響を受けての厳しい状況にある方々や事業に対し、物価高騰対応重点支援交付金を活用し支援を行う事業と人事委員会勧告を踏まえた人件費の補正を主なものとしつつ、8・9月に発生した豪雨や台風10号等による被害の復旧に係る経費、その他となっています。

提案されているものにつきましては、その趣旨からおおむね賛成できるものではありますが、以下、賛成できないそれぞれの問題点を述べさせていただきます。

第1に、人件費の補正では、人事委員会の勧告を受け、月例給をプラス2.78%、期末勤勉手当をプラス0.1か月分増額し、正職員、会計年度任用職員合わせて35億5,235万円の給与引上げが行われます。

公務員給与は給与の水準の基準というべきもので、止まらない物価高騰の中で、民間格差を理由にした引上げではあるものの、昨年、一昨年に続く3年連続の増額補正は妥当な判断であると考えます。

自民党政権の下で、この11年間に働く人の実質賃金は年間33万6,000円も減りました。実質賃金が減り続けてきたことが消費も需要も冷え込ませ、経済の停滞を招いており、物価上昇を上回る大幅賃上げが必要です。

特に現在、非正規ワーカーが増大し、ギグワーカーなど働き方が多様化する中で、全ての労働者の権利を守り、賃金を引き上げ、労働時間短縮を同時に進めることは急務です。人間らしい豊かな生活を実現していくためにも労働時間の短縮と賃上げは同時に進めるべきであり、一般職や会計年度任用職員の給与引上げは大切と考えます。

しかし、一方で、今回の給与等引上げでは、市長等をはじめ事業管理者、教育長など特別職の期末手当を0.1か月分引き上げるという内容も含まれています。開会日の質疑で指摘をしましたように、特別職等の給与・報酬等は、人事委員会勧告によるものでなく条例事項となっております。その妥当性は特別職報酬等審議会で審議され、適正額についての検討結果が答申され、それを基に改定されます。

一方、期末手当額は、特別職報酬等審議会の所掌事項に入っておらず、内部の検討のみでお手盛りのボーナス増額となっています。交通事業では、相次ぐ自然の事故や運賃値上げに厳しい意見がある中で、その責任者のボーナスを引き上げることに市民の理解は得られません。運賃値上げはやめて、ボーナスの引上げこそ返上すべきだと思います。

いずれにしても、物価高に苦しむ市民生活をよそに、高い給与が支払われている市長等特別職のボーナス引上げはやめるべきです。これが給与等の引上げに賛成できな

い理由です。

第2に、防災・減災、国土強靱化等対応経費として、38億7,040万円が増額補正されております。職員給与等引上げや物価高騰対策を上回る補正額です。

橋梁の補修や河川の河道改修、公園施設の改修、自転車走行空間整備等、身近な分野での維持管理補修は必要だと思います。しかし、一番大きな部分を占める西環状道路等の高規格道路整備については、前倒しの実施に総額20億2,900万円の補正額です。国補助が2分の1とはいえ、同額の約10億円を借金しての事業推進となります。

一方、同じ防災・減災、国土強靱化対応経費の中でも、自転車走行空間整備経費は僅か700万円の提案です。自転車の利用促進といいながら、その走行空間整備はあまりにもささやかな予算です。車中心の社会から公共交通や自転車利用促進へと交通の在り方も転換が求められているとき、これこそ思い切った予算の増額をすべきです。

公共事業での大型優先の事業の明暗は、市民感覚からかけ離れています。建物にしてもインフラにしても、大型事業には湯水のようにお金を使い、莫大な借金をして過去最悪の借金財政を招いているのが、今の市政運営の実情ではないでしょうか。

同じ公共事業でも、老朽化した団地や身近な公共施設、生活道路などの維持管理補修、公共施設や学校トイレの洋式化など、市民に身近で要求の強い事業こそ抜本的に予算を振り向ける姿勢が必要と考えます。

要望の強い避難所となる体育館のエアコン設置では、2024年度政府補正予算案に既存の交付金に新たに追加する形で、体育館に特化した特例交付金を別枠で創設することによって加速する方向があります。今年度から2033年度までを期間としております。このような国の支援こそ真っ先に活用して、市民の願いに応えるべきです。

補正予算に提案された公共事業の在り方は、市民感覚を欠いた大型事業優先という点では、市役所建て替えに共通するものがあり、賛同できません。

第3に、物価高騰対策では、追加補正まで入れて5事業、総額約36億5,437万円が提案されています。

福祉施設等への・・・支援、就学援助世帯への臨時特別給付金、給食食材費高騰への支援、そして追加補正されました非課税世帯等への支援金給付など、直接的な支援は市民から喜ばれるものです。しかし、同じメニューにとどまっている点では、もっと市民の声を聞き、実情を把握し、実態を踏まえた支援策の拡充が必要ではないかと思えます。

締めくり質疑で分かったように、11月の閣議決定による物価高騰対応重点支援交付金の増額補正分は、額もいまだはつきりせず、活用の検討もこれからのようです。今後の活用に当たりますは、支援に隙間がないか、実情に合っているか、いま一度認識と検討を深めて、質疑で提案した分も含めて効果ある事業の提案を行うことを求めておきます。

締めくり質疑で指摘した省エネ対策の不十分さにつきましては、気候危機・温暖化が急速に進む地球規模での緊急事態に対し、本市の認識も対策も極めて遅れている

ことはゆゆしき問題だと思えます。特に省エネ対策の危機導入推進事業補助金の財源が地域エネルギー事業による電気代の節約分にとどまり、これだけ気候危機と温暖化の厳しい現実が突きつけられていながら、貧しい予算措置となっている現状は目に余ります。

今回、国の補正で増額された重点支援交付金は、省エネ家電等への買換え促進による生活支援も推奨事業メニューに入っているのです、その活用も検討すべきと考えます。当然、その後は一般財源も使って、気候危機にふさわしい温暖化対策予算の確保、総合的な対策事業の実施が必要だと思えますので、要望しておきます。

さらには、物価高騰対策全般において、国の交付金頼みでなく、必要な場合は一般財源等を活用してでも必要な対策を実施すべきです。そういう姿勢が全く見られないことも大きな問題と考えます。不要不急の大型公共事業優先から市民の暮らし優先へと予算の切替えが必要ではないでしょうか。

今回の補正予算では、主な柱である人件費、土木事業、物価高騰対策、いずれにおいても指摘した問題は、市民感覚、市民の視点が欠けていると思えます。

11月に県選挙管理委員会が昨年度の政治団体の政治資金収支報告書を公表したのに合わせ、11月になって地元紙に、市長の政治資金問題が数回にわたって特集されました。内容は、今年3月一般質問で私が指摘していた点でもあります。個人献金をした人の住所が企業の所在地となっていること、市の受注企業の役員等からの献金が多数あるという内容で、市の公共事業の受注企業から市長へ献金が行われているということで、政治倫理に照らしても容認できるものではありません。

市長は私の一般質問に対し、適切に処理されていると考えると答弁をされておりましたが、これは市民感覚からかけ離れています。出張が多いことも9月議会で質問しましたが、よそにばかり出かけていて、市民の実情を把握し、本当に市民の苦難に寄り添えるでしょうか。これらは、予算提案に望まれる市長の姿勢が問われていると考えます。止まらない物価高の中で日々厳しい生活を強いられている市民の苦しさを思えば、補正予算の中身はもっと市民感覚で考え、寄り添った事業の提案が必要だと思えます。

市庁舎建て替えでは、新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例制定を求める請求がいよいよ出される見通しとなっています。この点でも、市長が市民の声に耳を傾けてきたのか問われていると思えます。

るる述べてまいりましたが、市民の立場に立ち、市民の声に耳を傾け、寄り添った市政運営、そして予算の提案に努めていただきますことを強くお願いいたしまして、討論いたします。

○寺本義勝議長 以上で討論は終わりました。

それでは、採決いたします。

議第246号、議第305号以上2件に対する予算決算委員会の決定は、いずれも「可決」となっております。

予算決算委員会の決定どおり決定することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○寺本義勝議長 起立及び挙手多数。

よって、いずれも予算決算委員会の決定どおり確定いたしました。

○寺本義勝議長 次に、日程第56ないし日程第60、いずれも「人権擁護委員候補者の推薦について」を一括議題といたします。

〔議題となった案件〕

諮第3号

令和6年12月19日提出

人権擁護委員候補者の推薦について
人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので意見を問う。

熊本市長 大西 一史

波 口 恵美子

諮第4号

令和6年12月19日提出

人権擁護委員候補者の推薦について
人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので意見を問う。

熊本市長 大西 一史

西 原 鈴 代

諮第5号

令和6年12月19日提出

人権擁護委員候補者の推薦について
人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので意見を問う。

熊本市長 大西 一史

草 野 幸栄子

諮第6号

令和6年12月19日提出

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので意見を問う。

熊本市長 大西一史

窪田 聖尚子

諮第7号

令和6年12月19日提出

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので意見を問う。

熊本市長 大西一史

能丸 尚幸

○寺本義勝議長 市長の説明を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ただいま上程されました諮第3号ないし諮第7号「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案理由を申し上げます。

まず、諮第3号ないし諮第6号につきましては、令和7年3月31日をもちまして任期満了となります波口恵美子氏、西原鈴代氏、草野幸栄子氏並びに窪田聖尚子氏を再び人権擁護委員候補者として推薦しようとするものであります。

波口氏は、昭和30年の生まれで、熊本市立高等学校を卒業後、株式会社住友銀行に勤務され、現在は公益社団法人くまもと被害者支援センターに勤務されているほか、平成31年からは人権擁護委員をお務めいただいております。

西原氏は、昭和34年の生まれで、同志社女子大学家政学部を卒業後、現在は特定非営利活動法人こころのサポートセンター・ウィズ理事長として活躍されているほか、平成31年からは人権擁護委員をお務めいただいております。

草野氏は、昭和40年の生まれで、熊本信愛女学院高等学校を卒業後、現在は熊本県女性相談センター並びに日本司法支援センター熊本地方事務所に勤務されているほか、平成31年からは人権擁護委員をお務めいただいております。

窪田氏は、昭和43年の生まれで、早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程の単位を取得され、現在は熊本学園大学社会福祉学部教授として活躍されているほか、平成31年からは人権擁護委員をお務めいただいております。

次に、諮第7号につきましては、同じく令和7年3月31日をもちまして任期満了となります現人権擁護委員の後任として、能丸尚幸氏を新たに人権擁護委員候補者として推薦しようとするものであります。

能丸氏は、昭和31年の生まれで、熊本県立第二高等学校を卒業後、本市に入庁され、以来、健康福祉局健康政策部国民年金課長、北区役所北部総合出張所長などの要職を歴任され、平成28年に退職されました。

これら5人の方々は、いずれも広く社会の実情に通じておられ、人格・識見ともに人権相談を通して市民の利益を守る人権擁護委員として適任であると考え、推薦の同意をお願いする次第であります。

○寺本義勝議長 市長の説明は終わりました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

以上5件に対し、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、以上5件に対しては、それぞれ「異議がない」旨答申することに決定いたしました。

○寺本義勝議長 次に、日程第61、発議第13号「熊本市議会会議規則の一部改正について」、日程第62、発議第14号「熊本市議会委員会条例の一部改正について」、以上2件を一括議題といたします。

〔議題となった案件〕

発議第13号

熊本市議会会議規則の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、熊本市議会会議規則の一部を改正する規則案を次のとおり提出する。

令和6年12月19日提出

熊本市議会議員	大	石	浩	文
同	山	本	浩	之
同	坂	田	誠	二
同	田	中	敦	朗
同	齊	藤		博
同	村	上		麿
同	澤	田	昌	作
同	平	江		透
同	西	岡	誠	也
同	上	田	芳	裕
同	井	本	正	広
同	浜	田	大	介
同	三	森	至	加

熊本市議会議長 寺 本 義 勝 様

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則

熊本市議会会議規則（平成25年議会規則第1号）の一部を次のように改正す

る。

第110条第2項の次に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員でない議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

委員でない議員がオンラインによる委員会においてオンラインで発言できるようにするため、所要の改正を行うものである。

発議第14号

熊本市議会委員会条例の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年12月19日提出

熊本市議会議員	大	石	浩	文
同	山	本	浩	之
同	坂	田	誠	二
同	田	中	敦	朗
同	齊	藤		博
同	村	上		磨
同	澤	田	昌	作
同	平	江		透
同	西	岡	誠	也
同	上	田	芳	裕
同	井	本	正	広
同	浜	田	大	介
同	三	森	至	加

熊本市議会議長 寺 本 義 勝 様

熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本市議会委員会条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正す

る。

第11条の2第1項中の「委員の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）のまん延の防止を図る必要があるため、委員会を招集する場所に参加することが困難であると認めるときは、」を「大規模な災害時の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、」に改める。

第22条第2項の次に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べるができる。

第26条第2項の次に次の1項を加え、同条第3項を第4項に改める。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるができる。

第27条第3項の次に次の1項を加え、同条第4項を第5項に改める。

4 意見陳述人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延による場合においても、オンラインによる委員会を開催できるようにするなど、オンライン委員会に関し、所要の改正を行うものである。

○寺本義勝議長 お諮りいたします。

以上2件については、会議規則第36条第2項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、以上2件については、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

以上2件に対し、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、いずれも「可決」されました。

○寺本義勝議長 以上で第4回定例会の議事は全部終了いたしました。

○寺本義勝議長 令和6年第4回定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、21日間の会期を通じ、70余の案件について終始熱心に御審議いただき、本日ここに閉会の運びとなりました。ひとえに議員各位の御協力のたまものと深く感謝申し上げます。

さて、この1年を顧みますと、年明け直後の1月1日に最大震度7を記録した令和6年能登半島地震が発生し、甚大な被害がもたらされました。熊本地震を経験した私どもにとってはまさに自分ごとであり、改めて被災地の一日も早い復旧・復興を心から願うとともに、市民の命と暮らしを守るため、さらなる地域防災力の強化に尽くしていく決意をいたしました。

そのような中、パリ2024オリンピックにおいては、本市ゆかりの選手であるバドミントンのシダマツペアやフェンシングの菊池小巻選手、パラリンピックでは車椅子ラグビーの乗松聖矢選手、競泳の富田宇宙選手がそれぞれメダルを獲得されました。選手の皆さんの熱い戦いとすばらしい活躍は、私どもに大きな感動と勇気を与えてくれました。

また、本市におきましては、市電開業100周年、そして水道事業開始から100周年という記念すべき節目の年でもありました。

市電では、九州最大の輸送力を有する3両編成の車両が導入されるなど、輸送力強化が期待される一方で、度重なる事故やインシデントが発生しました。改めて執行部におかれましては、市民の不安を払拭し、安心して市電を利用していただけるよう、安全を最優先する組織風土の再構築及び信頼回復に全力で取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

一方で、私ども議会においては、九州市議会議長会の会長市として、九州内119市の市議会議長が一堂に会する定期総会を7年ぶりに本市で開催したほか、主権者教育のさらなる推進のため、高校生議会の毎年度実施の決定やオンライン委員会の開催要件拡充による議会デジタル化の推進など、様々な議会改革を進めることができ、議員各位に改めて感謝申し上げます。

来るべき新年の干支は巳年であります。二元代表制の一翼を担う議会として、蛇のように粘り強く執行部と議論を重ね、さらなる市政発展と市民福祉の向上になお一層邁進すべく、決意を新たにいたしました次第であります。

本年も余すところ僅かとなってまいりましたが、皆様方におかれましては、御自愛の上、輝かしい新年をお迎えくださいますよう心から御祈念申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。御苦労さまでした。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 令和6年第4回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今会期中、令和6年度補正予算案並びに条例案をはじめ各号議案につきまして、慎重な御審議の上、議決いただきましたことに、まずもって感謝申し上げます。本会議、そして各委員会の御審議の中で承りました御意見、御指摘を踏まえ、今後の市政運営に取り組んでまいります。

さて、今年1年を振り返りますと、本市の最上位計画である熊本市第8次総合計画に基づくまちづくりがスタートし、8月には市電、11月には水道事業がそれぞれ100周年を迎えるなど、新たなステージへ歩み始めた1年となりました。

とりわけ、こども関連施策の推進として、様々な状況にあるこどもや家庭に対するきめ細かな支援に加え、結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた対策を総合的に推進したほか、半導体関連企業の熊本進出に伴う戦略的な企業誘致やにぎわいの創出、懸案となっている交通渋滞の解消等にスピード感を持って取り組んでまいりました。

また、元日に発生しました能登半島地震に加え、南海トラフ地震臨時情報が初めて発令されるなど、全国的に災害に強いまちづくりが急務となる中、災害対応時の重要な防災拠点である本庁舎の建て替えに関して、長きにわたり丁寧な議論を重ねてきた結果、新庁舎整備に関する基本構想を取りまとめるとともに、議会において設計関係予算を可決いただきました。

これもひとえに議員各位をはじめ、市民や関係者の皆様方の御理解と御協力のたまものであり、この場をお借りしまして心から感謝申し上げます次第です。

一方で、度重なる職員の不祥事、さらには熊本市電における重大インシデントが発生し、市民の皆様方に御心配と御迷惑をおかけした1年でもありました。改めまして深くおわびを申し上げますとともに、再発防止に向け、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう職員の徹底した意識改革を図り、市政の信頼回復に努めてまいります。

また、市電の運行につきましては、安全管理体制の再構築等に努め、市民の皆様にご安心して御利用いただける公共交通機関となるよう全力で取り組んでまいります。

来るべき新年は、引き続き総合的なこども施策の推進や慢性的な交通渋滞の解消に取り組むほか、半導体関連企業の熊本進出を契機とした企業の進出ニーズの高まりやインバウンドの大幅な増加等による千載一遇の好機を的確に捉えながら、「上質な生活都市くまもと」の実現に向け、全庁一丸となって取り組んでまいり所存です。

議員各位におかれましては、引き続き大所高所からの御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本年を通じ賜りました議長をはじめ議員各位の御厚情に対し、重ねて感謝申し上げますとともに、議員各位には御健勝のうちによき新年を迎えられますよう心から祈念申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

○寺本義勝議長 では、これもちまして、第4回定例会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和6年12月19日

出席議員 46名

1番	寺本義勝	2番	大畠澄雄
3番	村上 磨	4番	瀬尾誠一
6番	山中惣一郎	7番	井坂隆寛
8番	木庭功二	9番	村上誠也
10番	古川智子	11番	荒川慎太郎
12番	松本幸隆	13番	中川栄一郎
14番	松川善範	15番	筑紫るみ子
16番	井芹栄次	17番	島津哲也
18番	吉田健一	19番	齊藤 博
20番	田島幸治	21番	日隈 忍
22番	山本浩之	23番	北川 哉
24番	平江 透	25番	吉村健治
26番	山内勝志	27番	伊藤和仁
28番	高瀬千鶴子	29番	小佐井賀瑞宜
30番	田中敦朗	31番	高本一臣
32番	西岡誠也	33番	田上辰也
34番	三森至加	35番	浜田大介
36番	井本正広	37番	大石浩文
38番	田中誠一	39番	坂田誠二
40番	落水清弘	41番	澤田昌作
43番	満永寿博	44番	紫垣正仁
45番	藤山英美	47番	上野美恵子
48番	上田芳裕	49番	村上 博

欠席議員 1名

5番 菊地渚沙

説明のため出席した者

市長	大西一史	副市長	深水政彦
副市長	中垣内隆久	政策局長	三島健一
総務局長	津田善幸	財政局長	原口誠二
文化市民局長	早野貴志	健康福祉局長	林将孝
こども局長	木櫛謙治	環境局長	村上慎一
経済観光局長	村上和美	農水局長	金山武史
都市建設局長	秋山義典	消防局長	平井司朗
交通事業管理者	井芹和哉	上下水道事業者 管理	田中俊実
教育長	遠藤洋路	中央区長	土屋裕樹
東区長	本田昌浩	西区長	石坂強
南区長	本田正文	北区長	吉住和征

職務のため出席した議会局職員

局長	江幸博	次長	中村清香
議事課長	池福史弘	政策調査課長	岡島和彦